

令和2年2月定例会

環境生活委員会

予算決算委員会（環境生活分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(2月25日〔関係部局所管事務概要説明〕)

| | |
|--------------------|---|
| 1、開催日時・場所 | 1 |
| 2、出席者 | 1 |
| 3、審査事件 | 1 |
| 4、経過 | |
| 委員会 | |
| 関係部局所管事務概要説明 | 1 |

(2月26日〔関係部局所管事務概要説明・経済対策補正審査・委員間討議〕)

| | |
|--------------------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 5 |
| 2、出席者 | 5 |
| 3、経過 | |
| 委員会 | |
| 関係部所管事務概要説明 | 5 |
| 分科会(土木部) | |
| 土木部長予算議案説明 | 5 |
| 監理課長補足説明 | 6 |
| 予算議案に対する質疑 | 7 |
| 予算議案に対する討論 | 13 |
| 委員会 | |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 13 |

(第1日目)

| | |
|---------------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 15 |
| 2、出席者 | 15 |
| 3、審査事件 | 15 |
| 4、付託事件 | 16 |
| 5、経過 | |
| 分科会(土木部) | |
| 土木部長予算議案説明 | 17 |
| 監理課長補足説明 | 19 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 20 |
| 予算議案に対する質疑 | 20 |
| 予算議案に対する討論 | 41 |
| 委員会(土木部) | |
| 土木部長総括説明 | 42 |
| 道路維持課長補足説明 | 44 |
| 砂防課長補足説明 | 45 |
| 建築課長補足説明 | 46 |
| 住宅課企画監補足説明 | 46 |
| 道路建設課長補足説明 | 47 |
| 河川課長補足説明 | 48 |
| 住宅課長補足説明 | 49 |

| | |
|---------------------|-----|
| 住宅課企画監補足説明 | 5 0 |
| 港湾課長補足説明 | 5 0 |
| 議案に対する質疑 | 5 1 |
| 議案に対する討論 | 5 4 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 5 4 |
| 陳 情 審 査 | 5 5 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 5 5 |

(第2日目)

| | |
|---------------------|-------|
| 1、開催日時・場所 | 7 3 |
| 2、出席者 | 7 3 |
| 3、経過 | |
| 分科会(環境部) | |
| 環境部長予算議案説明 | 7 3 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 7 4 |
| 予算議案に対する質疑 | 7 5 |
| 予算議案に対する討論 | 1 0 0 |
| 委員会(環境部) | |
| 環境部長総括説明 | 1 0 1 |
| 水環境対策課長補足説明 | 1 0 2 |
| 議案に対する質疑 | 1 0 2 |
| 議案に対する討論 | 1 0 5 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 1 0 5 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 1 0 6 |

(第3日目)

| | |
|---------------------|-------|
| 1、開催日時・場所 | 1 2 3 |
| 2、出席者 | 1 2 3 |
| 3、経過 | |
| 分科会(県民生活部) | |
| 県民生活部長予算議案説明 | 1 2 3 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 1 2 4 |
| 予算議案に対する質疑 | 1 2 4 |
| 予算議案に対する討論 | 1 3 4 |
| 委員会(県民生活部) | |
| 県民生活部長総括説明 | 1 3 4 |
| 生活衛生課長補足説明 | 1 3 6 |
| 議案に対する質疑 | 1 3 6 |
| 議案に対する討論 | 1 3 7 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 1 3 7 |
| 陳 情 審 査 | 1 3 7 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 1 4 0 |
| 分科会(交通局) | |
| 交通局長予算議案説明 | 1 5 5 |
| 管理部長補足説明 | 1 5 6 |
| 議案に対する質疑 | 1 5 8 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 議案に対する討論 | 170 |
| 委員会（交通局） | |
| 交通局長総括説明 | 170 |
| 議案に対する質疑 | 173 |
| 議案に対する討論 | 173 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 173 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 173 |
| 分科会長報告及び委員長報告に関する委員間協議 | 179 |
| 審査結果報告書 | 181 |

（配付資料）

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部（経済対策補正先議分））
- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（追加1：土木部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（追加1：環境部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）

2 月 2 5 日

(関係部局所管事務概要説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年2月25日

自 午後 2時00分
至 午後 3時40分
於 委員会室 3

環境部長 宮崎 浩善 君
環境部次長 重野 哲 君
兼廃棄物対策課長
環境政策課長 本多 敏博 君
地域環境課長 吉原 直樹 君
水環境対策課長 本田喜久雄 君
自然環境課長 立田理一郎 君

2、出席委員の氏名

委員長 山本 由夫 君
副委員長 久保田将誠 君
委員 田中 愛国 君
" 溝口芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 中村 泰輔 君

土木部長 岩見 洋一 君

交通局長 太田 彰幸 君
管理部長 小畑 英二 君
営業部長 瀨口 清 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活部長 木山 勝己 君
次長兼県民協働課長 吉野ゆき子 君
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 丸田 哲久 君
交通・地域安全課長 宮崎 秀樹 君
統計課長 笠山 浩昭 君
生活衛生課長 嘉村 敏徳 君
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君

6、審査の経過次のとおり

午後 2時00分 開会

【山本(由)委員長】ただいまから、環境生活委員会および予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付しております委員配席表のとおり、決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、環境生活委員長を仰せつかりました山本由夫でございます。

久保田将誠 副委員長をはじめ、委員の皆様、理事者の皆様方のご指導、ご協力をいただききまして、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

さて、この一年、私どもが審議を行います部局

といたしましては、男女が共に社会参画をし、女性が活躍する社会の実現や人権尊重の社会づくり、また、NPOやボランティア活動の促進、食の安全・安心の確保など、県民に寄り添い、豊かな社会づくりと暮らしの安心を支える「県民生活部」。

廃棄物対策やリサイクルの推進、生物多様性や自然環境の保全による良好で快適な環境づくりや低炭素・循環型社会づくりなど、人と自然が共生する地域づくりに取り組む「環境部」。

道路、橋梁やトンネルなど、インフラの戦略的な維持管理や更新の推進、高速交通ネットワークの構築や交流・物流の拠点となる港湾の整備、及び防災事業の推進など、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりの推進や地域の活力を生み出すための社会基盤整備に取り組む「土木部」。

そして、県民に必要な生活路線の確保と観光県長崎を足もとから支える「交通局」。と、4つの部局を所管しておりますが、いずれも県内経済の活性化や県民生活の向上に重要な役割を担っているものばかりでございます。

委員各位におかれましては、各部局の課題解決に向けて、県民目線での議論を尽くしていただきますようお願いいたしますとともに、理事者各位におかれましては、委員会における論議を真摯に受け止め、未来の長崎県づくりのために行政を推進していただきますようお願いいたします、簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、一年間よろしくお願いいたします。

（拍手）

それでは、私から、副委員長並びに委員の皆様方をご紹介します。

〔副委員長・各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。

【岩見土木部長】土木部長の岩見洋一でございます。よろしくお願いいたします。

環境生活委員会の開会にあたり、理事者を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日の環境・生活分野におきましては、交通安全対策や食品の安全・安心対策、地球環境問題、生活の基盤となる社会資本の整備、交通ネットワークの強化など、多くの課題に直面しており、本県におきましても、さまざまな課題を抱えております。

これらの課題は、県民の生活に密接に関連したものであり、私どもといたしましても、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」をはじめ、各部局が策定した計画の着実な推進を図るとともに、県民の安全で安心な生活の確保、NPO等との協働の推進、地球温暖化対策やプラスチック資源循環戦略の推進、国立公園等を活かした地域づくり、洪水・土砂災害・地震等の自然災害対策、産業や生活の基盤である幹線道路などの社会資本の整備、県営交通事業における地域生活交通の確保と経営健全化など、これまで取り組んできた施策を、さらに前進、発展させ、市町や県民の皆様とも力をあわせながら、県民の皆様の快適な暮らしの実現に全力で取り組んでまいります。

山本委員長、久保田副委員長をはじめ、委員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、環境生活委員会所属の各部局長をご紹介します。

県民生活部長木山勝巳君、環境部長宮崎浩善君、交通局長太田彰幸君、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

今回の議題は「環境生活行政所管事務について」及び第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分並びに、令和2年2月定例会における、本委員会の審査内容等についてであります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、徳永委員、中村泰輔委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

お手元に配付しております審査順序のとおり、まず始めに、委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事務の概要について説明を受けることとし、明日、土木部の所管事務の説明が終了した後、分科会において、付託議案に限って審査を行い、さらに審査終了後、3月9日からの委員会の審査内容等について、協議することとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、所管事務の概要説明に関するご質問等につきましては、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月9日からの委員会の中で行うことにしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

また、分科会への理事者の出席につきまして、付託議案に係る範囲で、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

準備のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 3時39分 再開

【山本(由)分科会長】 委員会を再開いたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、明日は、午前10時から再開し、土木部の概要説明を受けることとしたいと思います。

本日は、これをもって散会いたします。
お疲れ様でした。

午後 3時40分 散会

2 月 2 6 日

(關係部局所管事務概要説明・
經濟対策補正審査・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年2月26日

自 午前10時 0分
至 午前11時59分
於 委員会室 3

港湾課長 平岡 昌樹 君
河川課長 浦瀬 俊郎 君
河川課企画監 松本 憲明 君
砂防課長 鈴田 健 君
住宅課長 高屋 誠 君
用地課長 佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山本 由夫 君
副委員長(副会長) 久保田将誠 君
委 員 田中 愛国 君
" 溝口芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長 岩見 洋一 君
土 木 部 技 監 藤田 雅雄 君
土 木 部 次 長 天野 俊男 君
土 木 部 参 事 監 村上 真祥 君
(まちづくり推進担当)
監 理 課 長 井上 和広 君
建 設 企 画 課 長 川添 正寿 君
道 路 建 設 課 長 馬場 一孝 君
道 路 維 持 課 長 馬場 幸治 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山本(由)委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、昨日に引き続き、関係部局の所管事務の概要説明を受けることといたします。

委員会を協議会に切り替えます。

午前10時 1分 休憩

〔協議会〕

午前11時16分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

【山本(由)分科会長】 これより、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会 環境生活分科会関係議案説明資料（経済対策補正）をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処

するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

土木部所管の令和元年度補正予算は記載のとおりであり、歳出予算は、合計147億5,559万1,000円となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

道路新設改良費42億3,642万2,000円の増、重要幹線街路費10億2,148万7,000円の増、道路災害防除費9億4,442万3,000円の増、港湾改修費20億550万円の増、総合流域防災費25億7,250万円の増、地すべり対策費4億5,990万円の増、急傾斜地崩壊対策費4億7,985万円の増、都市改造費1億3,000万円の増などを計上いたしております。

なお、繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【井上監理課長】土木部関係の経済対策補正予算の内示状況について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております、課長補足説明資料の1ページ、令和元年度 国経済対策補正予算にかかる内示状況をご覧ください。

去る1月30日に国において経済対策補正予算が成立し、同日に内示があったところでございます。

内示状況につきましては、記載のとおり、公共事業については、道路建設課、道路維持課、港湾課、河川課、砂防課、住宅課の各事業にお

いて、合計141億9,933万9,000円、単独事業については、住宅課の事業について1,300万円の内示額となっております。また、国直轄事業については、道路、港湾、河川の各事業について内示がっており、県が支出する負担金は、5億1,863万5,000円となっております。

また、ゼロ国債事業については、国道251号出平有明バイパス等について3億3,000万円の内示額となっております。

なお、別途、予算決算委員会参考資料としてお配りしている、「令和元年度 2月補正予算案（経済対策分）」の概要には、補正予算案における各事業箇所について記載をいたしております。

以上で、経済対策補正予算にかかる内示状況について説明を終わらせていただきます。

続いて、2ページをご覧ください。

繰越明許費について、補足してご説明いたします。

表の一番下の土木部合計の欄をご覧ください。今回お願いいたしておりますのは、合計191件、142億3,695万6,000円であります。

年度内に適切な工期が確保できないものについて繰越明許費として計上しておりますが、経済対策の趣旨から、可能な限り、早期発注に努めてまいります。

金額の内訳については、道路橋りょう費99件61億6,565万8,000円、河川海岸費70件44億1,210万円、港湾空港費17件24億550万円、都市計画費4件11億6,448万7,000円、住宅費1件8,921万1,000円となっており、国の直轄事業負担金分を除く全額を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山本(由)分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予

算に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】久しぶりの環境生活委員会になります。どうぞよろしくお願いいたします。

確認の意味を踏まえて質問をいたします。今の今、説明がありました、部長からの説明資料の中で、今回の補正はということで、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、必要な予算を追加しようという形で、約147億5,000万円ということですが、これは昨年と比較してどうなのかということを、まず確認させていただいてもいいでしょうか。

【井上監理課長】 昨年の内示額ですけれども、これが90億円となっておりますので、今回、57億円増加しておる状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

57億円増ということは、これはやはり自然災害のほうの主であるという捉え方でよろしいんでしょうか。確認させてください。

【井上監理課長】 閣議決定されました「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」、このうち、主に災害からの復旧・復興と安全・安心の確保について必要な予算を計上しているものでございます。

【宮本委員】 はい、了解いたしました。

説明資料の2ページの中にも、道路であったりとか、重要幹線街路とかありますが、今回、主に重点的に取り組む、県として力を入れた補正というところについて、もう少し詳しくお聞きできればと思いますが、よろしいでしょうか。

【馬場道路建設課長】 今回の補正でございます。道路新設改良費としまして42億円等を計上しており、また、重要幹線街路費としましては10億円の予算を計上しているところでございます。

経済対策ということでございますので、まず、

すぐに工事として発注ができるような箇所、それから、補正というふうなことで、令和2年度内に完了できるような箇所、そして、用地補償についても多少いただいておりますけれども、そういった箇所は買い取り請求とか、すぐに用地が取得できて、なおかつ、その後工事が着手できるような箇所について要求をさせていただきまして、このたび多くの予算をいただいているところでございます。

主な事業としましては、やはり地域高規格道路でございます島原道路でありますとか、その他主要幹線道路について要求をさせていただいたところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

いただいた資料の中で、箇所づけの部分があります。今の第91号議案の中で、それぞれ主な公共事業一覧、地域別というものがありますが、これは地域別に分かれてはいるんですが、中身の確認ですが、これは長崎県内万遍なくいっているという感じで捉えていいんでしょうか。

それとも、先ほどもあったとおり、安心と安全ということで考えるならば、8月末の大雨であったりとか、そういったところで被害を受けたところがちょっと強く出ているのかなと思いますが、地域的な分散についてお聞きできればと思いますが、よろしいでしょうか。確認です。

【浦瀬河川課長】 今回、河川事業につきましては、今現在、29河川で河川改修を行っていますけれども、今回の補正につきましては、20河川と情報基盤の合わせて21箇所と、国の直轄の負担金の予算を確保しております。

これにつきましては、まず、河川の予算というのが国の予算に動向されまして、なかなかつかないという状況がございます。それで、近年、補正予算に頼るといいますが、補正予算をなる

べく多くとっていいこうというスタンスで臨んでおりまして、最大限、とにかく活用できる箇所というのを調査しまして、それで河川事業におきましては、今現在、護岸とか、用地とか、そのあたりで進捗可能だろうという予算を最大限、今回計上しております。その予算がついております。

ということで、離島を含めて、万遍なく河川については配分されていると思っております。

【馬場道路建設課長】道路関係事業としましては、県内各地万遍なく要求はさせていただいたところがございますけれども、どうしても、先ほど申しましたように地域高規格道路の島原道路であるとか、西彼杵道路であるようなところに多く予算をいただいているところがございます。それぞれの地域でおおむねの率を申し上げますと、やはり諫早市管内が島原道路ということで多くいただいております。全体の25.4%ほどいただいております。それから、西彼杵道路を施工しております西彼杵郡というふうな整理になっておりますけれども、これが全体の19%の予算がついているところがございます。

それぞれの地域でできるだけ経済対策としては多く予算をいただきたいと思ったところ、結果として、そういう国の枠もございまして、そういうように条件化されたというようなところもございまして、バランスがすべてとれているというようなことではございません。

【川添建設企画課長】今、個別の事業について河川と道路のほうから説明がありました。

全体的なところで、私のほうから、配分的なイメージを話させていただきますと、令和元年度の当初と今回の補正と配分的にどうかというところをご説明しますと、まず、離島と本土と

分けまして、離島が、当初予算では、毎年大体15%ぐらいの予算配分をしておりますが、今回、対馬の韓国人対策というものがあって、国土交通省のほうもそこにてこ入れをしていただきました。その結果、離島の配分が約23%ということで、離島に若干手厚いというような状況があります。本土で大体77%ぐらい、今回全体で、先ほどの147億円のうち77%ほどは本土のほうで配分されております。

その中で、確かに長崎、佐世保、県央、それぞれ事業によって、補正ということなので、用地の進捗とか、当面使えるというところについて手厚い予算が施されて、そこは、多少地域差はあります。

【宮本委員】ありがとうございました。全体的に確認をさせていただきました。

「安心と成長の未来を拓く」という形で、どうしても必要な箇所が多々あるかと思えます。補正だけではなくて、また、令和2年度当初予算についても確認をさせていただきたいと思っています。

以上です。

【山本(由)分科会長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】久しぶりといいますが、国のほうも鳴り物入りの大型補正と我々は聞いていたんだけれども、今、宮本委員からの質問で、去年からすると1.5倍ぐらいの、ちょっと私自身は不満なんだけれども、2倍ぐらいの補正が出るのかなと思って期待しておったんだけれども、今回の補正の国の規模に対する県の比率、いつも大体1%、1%という感じで我々は言っていたんだけれども、どんな感じですか。長崎県の充足というか、頑張った割には、満足だったのかどうか、そこら辺を聞かせてください。

【井上監理課長】今回の国の経済対策補正予算のうち、国土交通省の公共事業関係予算は1兆7,074億円となっております。これに、今回の本県の内示額147億円を見ますと、パーセンテージとしまして0.86%ということになっております。

一方、昨年、平成30年の補正を見ますと、1兆2,495億円に対して90億円が本県にということで、昨年は、比率で言いますと0.72%ということですので、昨年は大きく上回って今回は内示をいただいているということが言えるのではないかと思います。

【田中委員】課長にとっては大体満足できる数字だというような評価に聞こえるんだけど、国の大型補正の予想が大きかったものだから、久しぶりに、10年ぶりぐらいの大型補正をやるぞというような判断。もっと言うと、小淵内閣のあの当時の別格補正を組んだ経済対策から見ると、全然規模が小さいという感じね。公共事業としては、まあまあまだという評価だけでもね。それはそれとして、評価はしておきたいと思います。頑張ってくれているんだなということですね。

そこで、内容をお聞きしますけれども、特に入りの部分で、分担金が3億円ですね。国庫支出金が74億円ぐらいかな、内訳として。こころ辺は、例年どおりの比率でしているのかな。この分担金・負担金の関係は、教えてください。

【井上監理課長】この分担金・負担金につきましては、市町の負担金が主なものかと思えますけれども、毎年の事業によって変わってくると思いますので、今、数字は持ち合わせておりませんが、特に大きな変更はないのではないかと思います。

【田中委員】地方債がどうなのかな、比率から

すると、68億円ほど発行しているからね。国庫負担金が74億円、地方債が68億円、大体そんなもんかな。

住宅の1億3,000万円というのは、これは要素は、どういう要素だったのか。

【高屋住宅課長】住宅関係の1億3,000万円につきましては、長与町から受託しております高田南の区画整理事業の分の事業費になっております。（「地方債の比率等々は全然変わらないの、例年と。事業別の関係は」と呼ぶ者あり）

【井上監理課長】すみません。昨年度との比較という数字は持ち合わせておりませんが、基本的に、可能な限り効果的な財源措置をするということで、地方債等も積極的に活用しているところでございます。

【田中委員】昔に比べると、補助金から交付金みたいな形にずっと移行しているので、そこら辺を流れ的には聞いたかったんだけど、わかりました。

そうすると、直轄部分について改めて聞きたいと思う、5億1,800万円。事業費としては、大体5倍から6倍ぐらいに見ればいいのか、事業費ベースとして見れば。これは、県の負担金でしょう。道路関係は私も把握しているんだけど、道路以外の問題ではどうなのかな。これは全部道路かな。港湾がちょっとあるか。

道路で言うと、西九州なんか18件ほどかな、なんかでこうやる、あの直轄の負担金と、大体ほかのところも同等の感じなのか。今回は島原のほうと西彼杵の関係の予算がちょっと入っているという話だったんだけど、どんな感じですか。

【井上監理課長】まず、私のほうから、直轄事業負担金の全体的なところですが、今回、県としては約5億円計上しておりますが、国の

事業としては約31億円ということでお聞きをしているところでございます。（「6倍」と呼ぶ者あり）はい、委員おっしゃるとおり、約6倍というような形になるうかと思えます。

このうち、県の負担金の対象となる事業が約22億円ということですので、県費については22%程度の負担になっているというような状況でございます。

【浦瀬河川課長】今回の負担金の中に河川事業も含まれております。一級水系の本明川の支川の半造川におきまして、築堤工事で7,000万円の工事を国のほうが予算計上していますけれど、その負担金としまして約1,500万円を県の負担金として計上させていただいております。

【馬場道路建設課長】道路関係としましては、西九州自動車道の松浦佐々道路に、事業費としまして17億円の補正がついております。また、森山拡幅であるとか、針尾バイパスのほうにもそれぞれ1億円ずつ予算化されております。

その負担につきましては、県としましては、3分の1が基本となりますけれども、そこに後進地域のかさ上げ等もございまして、3分の0.68というのが県の負担金でございます。数字的には、これまでとほぼ変わりはないところでございます。

ということで、道路関係としては4億4,000万円の金額を計上しているところでございます。

【平岡港湾課長】港湾事業の国直轄工事の負担金でございますけれども、厳原港の防波堤撤去の工事に、事業費としまして2億7,000万円の負担金として6,120万円が計上されているところでございます。率としまして、22.6%程度になるかと考えられます。

【田中委員】今後お願いしたいのは、やっぱり直轄に少し特化したような予算を頑張っ

てほしいと、直轄。事業費としては、今も出たように、5倍から6倍の事業費が見られるわけだから、地元の効果も大きい。だから、直轄でもう少し頑張ってくれれば、私の針尾バイパスの例で挙げると、今日、立体の開通式か何かがあるような話も、式じゃないけれども、江上バイパスの開通が。ありがたいことなんだけれども、まだまだ、残工事を考えれば、2,200万円ぐらいの感じだね。これは針尾バイパスも、森山拡幅も同じ金額になっているので、これはこんなもんかと、同じ金額になっているのはこんなもんかと思うんだけど、粗々でやるわけだろうからね。しかし、これは繰り越しにはならないわけだろうからね。今年度事業、早速追加してやってくれるような話なんじゃないかな、直轄に関して言うならば。

【井上監理課長】県の予算としましては、直轄事業負担金は、年度内に納付をすることになりますけれども、事業そのものは国のほうで実施されますが、年度内着工は難しいのではないかと考えております。

【馬場道路建設課長】今回、国のほうで補正予算がついておりますところも、全部を把握しているところではございませんけれども、おおむね工事としましては、これから発注する部分というような形になりますので、繰り越しというのがほぼ見込まれていると思います。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【溝口委員】今回、経済対策ということで、一応予算が147億円ついたんですけども、県のほうとして要求していた額はどのくらいだったんでしょうか。

【井上監理課長】今回ですけれども、国のほうには約228億円の要望を行っているところで

ざいます。

そのうち、直轄を除いて142億円の内示をいただいておりますので、内示率は62.4%という状況でございます。

【溝口委員】わかりました。ただ、62.4%ということで、県のほうとしては満足した形の要求額となったわけですかね。やはりまだまだ力を入れてやらなければいけない部分があったのではないかと、そういう部分については、県のほうとしてどのように考えておりますか。

【馬場道路建設課長】道路建設関係の今回の補正の内示率につきましては、全体と大体近いところで、61%ぐらいでございました。

ただ、全国を見ますと、島原道路であるとか西彼杵道路、地域高規格道路については補助事業で実施をしております。それと、交付金事業と双方ございますけれども、補助事業につきましては、全国でも2番目の大きな予算というようになっておりまして、九州では一番というような形になっております。交付金事業については、全国平均並みかなというふうに考えておりますけれども、道路としましては、大変多くいただいたとされているところでございます。

【溝口委員】努力してたくさんもらったということで、本当に皆様方の努力に感謝をしたいと思います。

今回、経済対策でございますので、ほとんど繰越明許になるかもわかりませんが、発注としては、この3月までのうちということを考えているわけですか。その辺について、お尋ねしたいと思います。

【井上監理課長】おっしゃるとおり、この経済対策の趣旨を考えますと、できる限り早期発注に努めるというような方針で対応することにし

ております。

現時点ですけれども、約7割程度が年度内に入札執行できるのではないかとということで、準備を進めているところでございます。

【溝口委員】わかりました。できる限り、やはり今年度中に発注ができるように努力をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【中村(泰)委員】よろしく願いいたします。

まさしく数字の見方を教えていただきたいんですけれども、こちらの数字で合計が、国の直轄を除いて142億2,300万円、それで、こちらの資料ですね、合計値が142億3,600万円、若干数字が、合計値が異なっていて、同じ冊子で、これをめくっていただいて、国の直轄事業を除いた分の合計値が、これも違うんですね。数字が3つ違うんですが、なぜ違うのか。

【井上監理課長】今、ご覧いただいた資料は内示の資料ということなんですけれども、実は、港湾課の一部の事業において、内示後に国との調整に時間を要したものがございまして、今回の県の予算額としては、一定見込額で計上させていただいたところがございます。

この分の差額が2,461万7,000円、これは少し多目に予算としては計上させていただいているような状況でございますので、この分につきましては、国からの内示額に合わせる必要がありますので、今年度の専決補正のほうで減額をさせていただく予定にしております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

恐らくこちらの資料でも、この数字とこちらの数字の違いだと思うんですけれども、地域別の参考資料のこの数字とも違うんですね。これ

はなぜなのか。

【井上監理課長】地域別の資料につきましては、県の当初予算額と合わせた数字でつくっております。

【中村(泰)委員】 ちょっと説明がよくわからないんですけども、数字が、こちらが142億2,300万円、こちらの資料が142億3,600万円。

【山本(由)分科会長】 しばらく休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開いたします。

【井上監理課長】 今、ご覧いただいている資料のほうが、公共事業の部分が142億2,395万6,000円ということなんです、その下のところにあります単独事業の住宅課関連分ですね、この1,300万円を足しますと、繰越額の142億3,695万6,000円になります。

【中村(泰)委員】 要は、別の数字を足さなければならぬということですね。それがどれなのかよくわからなかったんですけども、別に合計値がずれているわけじゃないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、今回の補正で、地域別のいろいろな内容を拝見したんですけども、やはり今年度は災害が多くございましたので、災害にかかる費用がどれくらいだったのか。例年に比べてどれくらい変化したのかというところを含めて、よろしく願いいたします。

【馬場道路維持課長】 災害に要した費用ということでございますけれども、道路維持課では、防災安全交付金ということで、道路ののり面等の防災対策ということで補正予算をいただいているところでございます。

これにつきましては、約9億4,000万円いただいております、昨年度とは比較できませんけれども、のり面対策、防災対策としてかなりの補正予算をいただいたところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。可能ならば、補正の中でどれくらい防災で要したのかというところを大まかでも結構ですので、割合を教えていただければ、大変ありがたいです。

そして、今回の補正で十分安全対策であるとか、そういったところのケアができたのかというところを教えていただけますでしょうか。

【馬場道路維持課長】 道路維持課分でございますけれども、今回、経済対策補正で約19億3,000万円補正をいただいたところでございます。

それに対しまして、先ほど申しました防災対策につきましては約9億4,000万円ということで、半分弱を防災対策に要しているところでございます。それ以外は、交通安全とか、未就学児の対策とか、橋りょう補修でございます。防災対策につきましては、半分弱をのり面対策に補正をいただいているところでございます。

【浦瀬河川課長】 河川課に関係します分が、県予算と国の負担金がございます、約29億円すべてが防災に関する予算でございます。

【鈴田砂防課長】 砂防課は砂防事業、地すべり対策、急傾斜事業の補正をいただくようにしておりますが、砂防課の事業というものの自体が安全・安心のための事業ですので、全体が防災にかかわる事業でございます。

昨年夏の災害に特化して言えば、先行して、昨年の11月定例会で、災害に直接関連する砂防関係の関連事業につきましては6億円を計上させていただいて、今取り組んでいるところでございます。

【平岡港湾課長】 港湾課につきましては、補正

予算約25億円のうち、主要プロジェクトであります肥前大島港に約5億円ついておりまして、そのほかの予算につきましては、老朽化対策、安全・安心の事業のほうについているような状況でございます。大体約75%ぐらいが、そういう安全・安心のほうの事業にとられているというふうに考えております。

【中村(泰)委員】わかりました。ありがとうございます。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第91号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

【山本(由)分科会長】分科会を再開いたします。これもちまして、分科会の審査を終了いた

します。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

理事者の皆様には、大変お疲れさまでした。

午前11時53分 休憩

午前11時53分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

これより、3月9日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時58分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、この後、理事者に通知することといたします。

ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ないようですので、これをもって本日の環境生活委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時59分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月9日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 1分
於 委員会室 3

| | |
|--------|---------|
| 都市政策課長 | 植村 公彦 君 |
| 道路建設課長 | 馬場 一孝 君 |
| 道路維持課長 | 馬場 幸治 君 |
| 港湾課長 | 平岡 昌樹 君 |
| 港湾課企画監 | 松永 裕樹 君 |
| 河川課長 | 浦瀬 俊郎 君 |
| 河川課企画監 | 松本 憲明 君 |
| 砂防課長 | 鈴田 健 君 |
| 建築課長 | 三原 真治 君 |
| 営繕課長 | 平松 彰 君 |
| 住宅課長 | 高屋 誠 君 |
| 住宅課企画監 | 小山 俊一 君 |
| 用地課長 | 佐々木健二 君 |

2、出席委員の氏名

| | |
|-----------|---------|
| 委員長(分科会長) | 山本 由夫 君 |
| 副委員長(副会長) | 久保田将誠 君 |
| 委 員 | 田中 愛国 君 |
| " | 溝口芙美雄 君 |
| " | 徳永 達也 君 |
| " | 山田 朋子 君 |
| " | ごうまなみ 君 |
| " | 宅島 寿一 君 |
| " | 宮島 大典 君 |
| " | 宮本 法広 君 |
| " | 中村 泰輔 君 |

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第1号議案

令和2年度長崎県一般会計予算（関係分）

第8号議案

令和2年度長崎県用地特別会計予算

第11号議案

令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

第14号議案

令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算（関係分）

第15号議案

令和2年度長崎県交通事業会計予算

第16号議案

令和2年度長崎県流域下水道事業会計予算

第77号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
（関係分）

第83号議案

令和元年度長崎県用地特別会計（第1号）

第85号議案

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

| | |
|-----------------------|---------|
| 土木部長 | 岩見 洋一 君 |
| 土木部技監 | 藤田 雅雄 君 |
| 土木部次長 | 天野 俊男 君 |
| 土木部参事監 (まちづくり推進担当) | 村上 真祥 君 |
| 監理課長 | 井上 和広 君 |
| 建設企画課長 | 川添 正寿 君 |
| 建設企画課企画監 | 松園 義治 君 |
| 新幹線事業対策室長 (参事監) | 大塚 正道 君 |

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算（第4号）

第86号議案

令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予
算（第3号）

第89号議案

令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算
（第3号）（関係分）

第90号議案

令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第
1号）

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

（1）議案

第19号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一
部を改正する条例（関係分）

第42号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

第43号議案

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

第44号議案

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正す
る条例

第45号議案

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条
例の一部を改正する条例

第46号議案

長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例

第47号議案

長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

第48号議案

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関
する条例の一部を改正する条例

第49号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する
条例

第50号議案

長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正す
る条例

第51号議案

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例

第52号議案

長崎県営交通事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

第61号議案

契約の締結について

第62号議案

契約の締結について

第63号議案

契約の締結について

第64号議案

契約の締結の一部変更について

第65号議案

契約の締結の一部変更について

第66号議案

財産の処分について

第67号議案

権利の放棄について

第68号議案

権利の放棄について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・要望書（「佐世保市の利水は、石木ダム建設の代替えとしては、南部水系下ノ原ダムかさ上げ3.5mの高さが可能であることと、佐々川からの取水1日5,000トンで、足りること。ほか」を陳情します。）

- ・産業動物診療及び公務員獣医師等の確保と処遇改善に関する要望書
- ・地方港湾・印通寺港内の泊地整備区域内の浚渫整備に関する陳情

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【山本(由)委員長】 おはようございます。

ただいまから環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか19件であります。

そのほか、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか11件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第8号議案「令和2年度長崎県用地特別会計予算」、第11号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」、第14号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、第83号議案「令和元年度長崎県用地特別会計補正予算(第1号)」、第85号議案「令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第4号)」、第89号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第3号)」のうち関係部分であります。

はじめに、土木部所管の令和2年度当初予算関係についてご説明いたします。

土木部では、本県の長年の課題である「県民所得の向上」、「人口減少の抑制」、「地域活力活性化」を図るために、社会資本や広域交通ネットワークの整備促進に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に沿って必要な予算を確保し、県単独事業においても、緊急自然災害防止対策事業に加えて、新たに創設される緊急浚渫推進事業を最大限に活用することにより防災・減災対策に集中的に取り組んでまいります。

これにより、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」の土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ2ページに記載のとおりであります。

このうち歳出予算につきましては、公共事業費が793億89万3,000円で対前年度当初予算比107.6%、単独事業費は117億8,047万4,000円で対前年度当初予算比116.9%と、昨年度を上回る予算計上となっております。

歳出予算の主な内容につきましては、3ページからをご覧ください。

都市計画関係では、重要幹線街路費74億5,008万4,000円、道路関係では、道路新設改良費200億338万3,000円、交通安全施設費、公共・単独合計で33億3,767万8,000円、道路災害防除費、公共・単独合計で26億8,458万1,000円、港湾・空港関係では、港湾改修費、公共・単独合計で56億2,680万6,000円。

5ページをご覧ください。

河川・砂防・ダム関係では、総合流域防災費17億2,322万9,000円、河川改修費16億3,187万円、堰堤改良事業費16億3,313万9,000円。

6ページをご覧ください。

火山砂防費16億4,047万6,000円、急傾斜崩壊対策費21億7,092万1,000円。

建築関係では、長崎県大規模建築物耐震化支援事業費9,896万7,000円。

住宅関係では、公営住宅建設費12億5,365万円、県営住宅維持管理費13億6,476万5,000円などを計上いたしております。

このほか、主なものとしまして、建設業PRビデオ制作事業費305万6,000円、新幹線事業費193億9,551万6,000円、子育て応援住宅支援事業費3,000万円、移住者向け住宅確保加速化支援事業費1,220万円などを計上いたしております。

このほか、債務負担行為については、8ページから10ページに記載のとおりであります。

次に、第8号議案「令和2年度長崎県用地特別会計予算」、第11号議案「令和2年度長崎県港

湾施設整備特別会計予算」、第14号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分については、それぞれ10ページから記載のとおりであります。

12ページをご覧ください。

第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、13ページ以降に記載のとおりであります。新幹線事業費68億1,559万6,000円の減、港湾改修費6億1,662万5,000円の減、河川総合開発費8億7,731万5,000円の減、河川等災害復旧費10億1,131万6,000円の減などを計上いたしております。

このほか、繰越明許費については、記載のとおりであります。

次に、15ページからの第83号議案「令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）」、第85号議案「令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）」、第89号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分については、それぞれ記載のとおりであります。

最後になりますが、令和元年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして、国庫支出金等に未決定のものがあり、歳出におきましても年間執行額の確定等に伴い今後整理を要するものもありますので、3月末をもって専決処分により措置させていただきたいと考えております。ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【井上監理課長】土木部関係の当初予算案の概要について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております、課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

土木部関係の令和2年度当初予算案の総額は、一般会計1,097億5,573万8,000円、特別会計38億7,481万3,000円、港湾整備事業会計のうち収益的支出8億1,602万2,000円となっており、令和元年度と比較した場合の増減額及び比率は記載のとおりでございます。

下段の表中、公共につきましては、公共事業費を示しており、前年度当初予算比107.6%となっております。これは、令和2年度は、引き続き国の防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策の期間であること、国土交通省の公共事業関係予算案も、令和元年度並みが計上されていることなどを踏まえ、予算計上したものでございます。

また、同じ表中、単独等につきましては、前年度比116.9%となっておりますが、これは県単独事業においても自然災害防止事業をさらに積極的に実施するため、緊急自然災害防止対策事業債に加え、令和2年度から新設される緊急浚渫推進事業債を活用することで必要な予算を確保したことによるものでございます。

一般会計歳出予算の内訳につきましては、表の右側に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

土木部関係の令和2年度当初予算一般会計歳出予算について、各課別に令和元年度と比較した表となっております。

増減額、比率及び主な増減内容については、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、土木部関係の繰越明許費について、補足してご説明いたします。

3ページ、繰越明許費理由別調書をご覧ください。

表の縦の区分が款、項、目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。

表の左端の欄を上から見ていただきますと、総務費、土木部、災害復旧費、その下が一般会計合計であります。

繰越明許費の一般会計合計は、606件、417億2,453万8,000円、一番下の特別会計を含めた土木部合計は740件、429億8,803万1,000円となっております。この額は、11月定例会で議決いただいたもの及び、先日議決をいただきました経済対策補正予算にかかるものを含めた土木部関係の令和元年度全体の繰越明許費となっております。

一般会計合計額の欄には、その内訳として、うち経済対策分、通常分に区分して、件数、金額を記載しています。

先に議決をいただきました経済対策補正分にかかる繰越明許費は191件、142億3,695万6,000円、経済対策分を除いた通常分は415件、274億8,758万2,000円となっております。

次に、一般会計の繰越明許費を理由別にご説明いたします。表の右のほうに繰越理由を6つに区分して整理しております。

まず、地元調整にかかる繰越明許費が184件、110億7,078万2,000円、具体的には、関係機関との調整や工事用道路にかかる調整、工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整等に日数を要したため、繰越しとなるものでございます。

次に、用地補償にかかる繰越明許費が45件、

24億7,398万7,000円、これは用地補償額に対する不満や代替地の要求にかかる交渉、建物移転などに日数を要したための繰越しということでございます。

次に、設計工法等にかかる繰越し明許費が45件、21億6,364万円、これは工法の検討や当初想定していなかった諸条件の変更に伴う設計変更などに日数を要したため、繰越しとなるものでございます。

次に、事業決定の遅れ・補正にかかる繰越し明許費が281件、173億4,797万6,000円、これには、先日議決いただいた経済対策補正分にかかる繰越し明許費約142億円も含んでおります。

次に、資機材や人材ひっ迫、入札の不落・不調にかかる繰越し明許費が50件、18億3,025万円。

次に、その他の繰越し明許費が1件、68億3,790万3,000円、これは新幹線整備事業の負担金にかかる繰越し明許費でございます。

繰越し額については、本庁各課及び各地方機関に繰越し縮減のための推進員を置き、毎月の進捗状況、課題等を把握するなど、その縮減に向けて取り組んできたところであります。予算については、本来、年度内に執行すべきものであり、事業効果の早期発現のため、引き続き事業の早期執行に努力するとともに、できる限り繰越し額を縮減するよう努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山本(由)分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説明をお願いいたします。

【井上監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました資料について、ご説明いたします。

当資料は、県民生活部・環境部・土木部における政策的新規事業の計上状況の一覧ですが、土木部については、表の一番下にある、建設業PRビデオ制作事業費の1件となっており、事業概要、計上額等については、記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山本(由)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】それでは、ただいまご説明いただきました議案について、確認の意味も含めて質問をさせていただきます。

部長説明がありました。まずは資料の7ページになります。

第1号議案になります。来年度の一般会計予算の中で、建設業PRビデオ制作事業費につきまして、305万6000円計上されています。県内の建設業のイメージアップを図るという形、就職者数を増加させるため、一番最初の委員会でもありましたが、これについて詳しくお伝えをいただけますでしょうか。

【川添建設企画課長】建設業界の課題といたしまして、建設業界は、他の産業に比べ高齢化、新規入職者が少ない、あるいは3Kイメージでイメージが悪いというのがございます。

そうした中で、そうしたイメージを払拭するために、今までさまざまな取り組みを行っていますが、さらに、今回、強力にまた推し進めようということで、そういったイメージの払拭等をして定着を図りたいということで、こういったビデオ制作をしようという企画を考えております。

ビデオをつくって放映するのは、テレビはもちろん、SNS、あるいはYouTube、そういうので放映して流して若者の心をつかむ。あるいは「土木の日」はさまざまなイベントを展開しておりますが、そういったところで流す。UターンとかIターン、そういった窓口でも放映をする。そういったことから県内就職の高校生、大学生、あるいはIターン・Uターン、そういう方たちに対するアピールをしたいというような目的でやろうとしております。

【宮本委員】そうするならば、これをつくる、今から入札とかあるんでしょうけど、制作会社に委託という形になるんでしょうけど、県内の建設業者への就職数を増加させるため、イメージを払拭するためということではありますが、放映期間であったりとか、SNSへのアップ時期については、これは年間を通してというイメージでよろしかったでしょうか。

【川添建設企画課長】まずは、制作の内容に関しては、いろんな業界、広告代理店とか、あるいは新聞社、そういう人たちを仲間に入れて、今、議論の展開を1月から始めたところです。

今回、議会で予算が通りましたら、すぐ4月から半年ぐらいかけてビデオ制作に入る予定です。

この300万円は放映自体のお金は含まれておりません。今、広報課で流しているような県内のPR等を活用しながら流していきたいと考えております。

【宮本委員】確認ですけれど、高校生とかはもちろん対象で、広く普及されるんでしょうけど、広報の仕方というか、どのような形で周知をされるのか。ただ単に流すだけではなかなか、ぱっと見る機会が少ないかなと思うんですが、その広報、周知についての考えについてお聞かせ

いただければと思います。

【川添建設企画課長】先ほど申しましたように、まず、ビデオ自体は30分もの、あるいは30秒、15秒、そういったものをつくりまして、広報媒体は、先ほど言ったようなテレビ、SNS、あるいはYouTube、ほかにもいろんなイベント等に活用して、そういった媒体を活用することを今回目的としていますので、ほかのいろんなイメージアップにつながる取組は取組としてやっております。そういったものを複合的に組み合わせる効果を図りたいと考えております。

【宮本委員】「Nナビ」という長崎の就職応援情報サイトもありますので、そういったところと連携するのもいいんじゃないかと思いますが、例えば産業労働部との連携であったり、雇用労働政策課、若者定着課などとの連携でのビデオ放映、YouTube放映、SNSの連携の仕方とかというのは、今のところではお考えか何かありますか。

【川添建設企画課長】当然ながら、産業労働部とは連携をするということで、今回の予算獲得が図られております。

今、委員のほうが言われましたNナビ、あるいは移住ナビ、そういうのと連携しながら、効果的な方法を模索しながら増やしていきたいと思っております。

【宮本委員】わかりました。イメージを払拭させるためにという形でありますので、今までもさまざまな取組はされてこられたかと思いますが、ビデオ制作、SNS、YouTubeに上げたりとかという形で、さらに県内就職につながるような取組をもうちょっと議論していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、戻りますけど、同じ資料の4ペー

ジになります。

交通安全施設費、公共事業と単独事業を合わせて約33億円になっております。ちょっと確認でございます。私も一般質問で以前行いました、自転車活用推進計画について、今議会の一般質問でも、我が会派の川崎議員からもありましたが、サイクルツーリズムに取り組むという形で答弁がっていますが、来年度、恐らくこの交通安全施設費の中に含まれてくるかと思いますが、サイクルツーリズムについての費用、予算、どれくらいかかっているのか、確認させてください。

【馬場道路維持課長】サイクルツーリズムの予算のお尋ねですが、令和2年度は5,250万円を予定しております。

【宮本委員】5,250万円、もうちょっと詳しく、どういったところという形、もしくは、施設整備についての今の計画があれば、教えてください。

【馬場道路維持課長】サイクルツーリズムの計画としまして、現在3地域、上五島地域、下五島地域、大村湾南部地域の関係市町で、今、計画を策定しているところでございます。

それに基づきまして、ルートの設定や案内標識、路面表示などの走行環境整備とか、グレーチングを細めに変更するとか、そういった走行安全対策としまして5,250万円を計上しているところでございます。

【宮本委員】わかりました。ちなみにですけど、一般質問でもありましたけれども、南島原市に対する取組は、この5,250万円の中には入っていないですね。まずは南島原市の予算になって、県のほうは入っていないという理解でよろしかったでしょうか。

【馬場道路維持課長】南島原市が策定されてお

ります、南島原市自転車活用推進計画でございますけれども、これは島原鉄道の廃線跡地を自転車・歩行者専用道路として整備を行うということで、南島原市が主体となっているところでございまして、この予算の中には入っておりません。

しかしながら、いろんな計画策定の中の指導、助言、いろんな協議会等を通じて、南島原市とは一緒になって取り組んでいくということにしております。

【宮本委員】ありがとうございました。ぜひとも協力して市と連携とりながら、県のほうもしっかりバックアップしていただきたいということをお願いしておきます。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】7ページの子育て応援住宅支援事業費について伺いたいと思います。

こちらは、以前から近居・同居の支援等を行っていたかと思うんですが、新たに多子世帯等も、すみません、多子世帯ももう行っていたかもしれませんけど、今までやってきた事業成果とか件数とかを教えていただければと思います。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

【山本(由)分科会長】分科会を再開します。

【高屋住宅課長】長崎県子育て応援支援事業について、今年度は70件の申請がっております。

【山田(朋)委員】この3,000万円分を用意していると、新年度予算は、ということですよ。

私がお尋ねしたのは、これは何年もやっている事業だから、その実績等を教えてもらいたい

なと思って、まずお聞きしたんですけど。

【山本(由)分科会長】 しばらく休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

【高屋住宅課長】 すみません。昨年度までの資料が手元にございません。

子育て応援支援事業につきましては、今年度が新規の事業でございまして、今年度の現在までが70件ということですよ。

過去の実績ですが、今手元に資料がありませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

【山田(朋)委員】 子育て応援住宅支援事業費という中身では、今回新たに多子世帯を増やしたという理解でいいんですかね。過去何年も同居・同居の関係では同じようなメニューがあったかなと思ったので、そこでお尋ねをしたところであります。

申し訳ないけど、十分に想定される質問だと思うんですよ。ぜひ用意をいただかないといけないのかなと思います。

これは70件ということではありますが、市町の負担等もなく、これは国のお金ですか、県の一財ですか、その辺を教えてくださいですか。

【高屋住宅課長】 負担につきましては、国費が45%入るような形になっております。それと、市と県でそれぞれ補助をするようにしてございまして、県が20万円、市が20万円ということで、合計40万円を上限にしております。

【山田(朋)委員】 わかりました。21市町、ここは手挙げをしている、この事業に参加をする市町のみでの取組という理解でいいんですか。（「今、実績、何市町行える感じですか」と呼ぶ者あり）

【高屋住宅課長】 現在、20市町の実績がございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。

次に、もう一点、移住者向け住宅確保加速化支援事業について伺いたいと思います。

離島・半島で賃貸物件等が少ないところということではありますが、これは事業的に再掲みたいですか。これは過去にやっていて、また上げた事業という理解でいいんですか。どういう理解か、教えていただきたいと思います。

【高屋住宅課長】 移住者向け住宅確保加速化支援事業につきましては、令和元年度からの新規事業でございまして。（「中身、スキームを」と呼ぶ者あり）

中身としましては、従来は、各市町の空き家バンクという形で空き家の活用をしまいたわけでございますけれども、なかなか空き家バンクの活用が進まないという状況がございました。

理由としましては、空き家はあるんだけど、実際はなかなか貸していただけない。その内情を見ますと、例えば移住者を入れるという方にとっては、全く見ず知らずの方に貸すというのは、なかなか進まないとか、中に家財道具が残っていると、お盆・正月には家族が帰ってこられる、あるいは仏壇があるとか、さまざまな問題がありまして、空き家バンクの登録を待っているという状態ではなかなか進まないというような状況がございました。

そこで、今回の事業の中では、各市町に空き家活用団体というものを認定していただきまして、その空き家活用団体の方が、その空き家の掘り起こし、それと、移住者のマッチングというものをやっていくということですよ。空き家活用団体の中には、地元の方のメンバーもありま

すし、移住された方もいます。そういった方が一緒になって団体を立ち上げるんですけども、そういった方であれば貸していただくと、そういうような方もいらっしゃると思いますので、そういった空き家活用団体を設けて、その空き家活用団体が一旦お借りして、リフォームをして、それで移住者の方に転貸をするというような形の事業になっております。

【山田(朋)委員】 空き家活用団体が、21市町のうちどういう状況にあるのかと、あと、この予算では、リフォームの予算までは出てこないと思うんですけども、各団体の運営費だけだと思うんですけども、こういうリフォームの費用は、この空き家活用団体の皆さんで工面をしていただいて、それを空き家とリフォームをしたお金を乗せた分の家賃を取るとか、売るとか、そういう形の考え方ですか、教えてください。

【高屋住宅課長】 今年度は五島市のみの実施になっております。

来年度につきましては、それに加えて、島原半島の3市、島原市、雲仙市、南島原市それと壱岐市が事業を行うということになっております。

事業の中身としましては、活動費ももちろんですけれども、改修費まで補助対象にしております。限度額としましては、1戸当たりの150万円ぐらいを想定しております、その3分の2を補助するというような形になっております。残り3分の1は空き家活用団体の負担というような形になっております。それを家賃で取り戻すというような形になっております。

【山田(朋)委員】 わかりました。本年度は五島市のみということで、この金額だというふうに理解をしました。来年、島原半島とか増えたら、また予算が大きくなるということで、3分の1空

き家活用団体の負担があると思うんですけども、不動産をされているところ、財政的にこちらのご負担等はないのかなと思ったんですけども、ちゃんとある程度の、NPOとか、何かお金を工面しないといけない部分も幾らか出ると思うんですけど、そういったことは、ところどころで中身に加わる人たち、メンバーは違ってくると思うんですけど、そこもご理解いただいて、負担なく可能ということで、こういう取組をいただいているということですよ。

【高屋住宅課長】 特に最初は収入がありませんので、自己資金をまずは拠出するとか、あるいは銀行から融資を受けるとか、そういった形で当初は動かすと。その後は家賃が入ってきますので、その家賃で、借入れがある場合には償還をしたりとか、余剰が出れば、それを次の投資に回したりとか、そういう形で回していくような形で考えています。

【山田(朋)委員】 わかりました。ありがとうございました。

【宅島委員】 先ほど全体的な予算の額を、令和元年度の当初予算額からすると16億7,500万円増の前年度比103.7%の474億6,000万円の一般会計という案でございますけれども、ここで、道路建設課の130億円、道路維持課の52億8,000万円、港湾課の59億円、河川課の54億6,000万円、砂防課の38億5,500万円、住宅課の62億円、それぞれ大まかでもいいんですけども、例えば道路でいくと何路線を、数ですね、大まかな数でもいいんですけども、何力所ぐらいという路線の数の工事をやられるのか、また、港湾ではどのぐらいの港の整備をやるのか、砂防課では何力所の砂防事業をやるのか、それぞれ教えていただければと思います。

【馬場道路建設課長】 公共事業予算についまし

ては、箇所数がおおむねはっきりしておりまして、60カ所から70カ所の間だったかなと考えております。65カ所をちょっと超えたぐらいだったかと記憶しております。

【馬場道路維持課長】道路維持課では、交通安全施設費です。歩道等を整備する路線名は把握しておりませんが、県内59カ所で実施予定でございます。道路災害防除費としまして、これも県内・離島を含め65カ所を予定しているところでございます。それと、橋梁補修でございますが、県内58橋の補修を予定しているところでございます。

【平岡港湾課長】港湾課の防波堤・岸壁・道路等の整備にかかる部分としまして、本土では、肥前大島港ほか17港、離島部では、厳原港ほか14港を予定しております。

【浦瀬河川課長】まず、河川事業でございますけれど、公共の河川につきましては、29河川の河川改修費が含まれております。

また、河川開発事業費につきましては3事業ございまして、まず、石木ダム・浦上ダムの建設費、それと堰堤改良事業が25ダム、情報基盤整備事業が19ダムでございます。

【鈴田砂防課長】砂防課では、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜対策事業などに取り組んでおりますけれども、平成31年度が砂防・地すべり・急傾斜合わせて120カ所実施しておりました。来年度につきましては、全体で125カ所の実施を考えております。

【高屋住宅課長】住宅課の分の主な事業といたしましては、まず、都市計画関係に含まれるものとしましては、高田南地区の区画整理事業が入っております。それと、市街地再開発事業関係ですけれども、新大工町の再開発と諫早駅周辺の再開発事業が含まれております。それと、

公営住宅関係でございますけれども、既設の公営住宅の改善事業としまして、長崎市内の深堀団地、それと毛首団地、佐世保市の花高団地の改善事業が入っております。

【宅島委員】ありがとうございます。

470億円のすばらしい予算でありますので、繰越すことなく、予算が通ったらですけれども、ぜひきちんと執行していただきたいと思います。

それと、都市政策課の27億円減、この理由について説明をお願いいたします。

【植村都市政策課長】都市政策課の所管事業は、目の前の連続立体交差事業1カ所のみでございます。こちらの事業がほぼピークを超えまして、間もなく新しい駅舎の開業、高架線への切り替えの予定でございます。その後、既存の鉄道施設の撤去工事ですとか、その撤去した後に道路を整備する等の工事が残っておりますけれども、事業全体としては、大きなピークを超えたということで、今年度から来年度にかけて大きく予算が減るような形になっております。

【宅島委員】ありがとうございました。

こういった令和2年度の当初予算の概要でありますけれども、国の国土強靱化のための3か年緊急対策等々、また、これに引き続いて新たな国土強靱化の基本計画を各市町村が出さなければいけないとなっておりますので、土木部としても、各21市町ときちんと連携をとり合ってやっていただきたいと思います。

終わります。

【山本(由)分科会長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】日々のご尽力、誠にありがとうございます。

まずは、予算決算委員会の横長の当初予算の資料についてでございます。

歳出の様子を拝見させていただきますと、私がチェックするに、5つの課で人件費が下がって、さらに、下がっているにもかかわらず歳出が上がっているところがございます。建設企画課、新幹線事業対策室、道路建設課、港湾課、河川課と。当然、人件費と事業のボリュームというのが、一定で関連する場合とそうじゃない場合があるかと思うんですけれども、全体的に歳出が上がっていった中で人件費が減るといことは、県の職員の皆さんのご負担が上がっているのかなというような懸念をいたしましたので、もし特筆してコメントがございましたら、よろしく願いいたします。

建設企画課、新幹線事業対策室、道路建設課、港湾課、河川課です。

【山本(由)分科会長】 しばらく休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

【天野土木部次長】 まず、私は人件費についてお話しさせていただきますが、一般論としまして、今ご覧になられておりますのは、それぞれの総務費のほうでも職員給与費に当たるかと思うんですが、例えば建設企画課の場合、マイナスになっておりますが、基本的に職員の新陳代謝と申しまして、平均年齢が上がったり下がったりする課がございます。主にそういった要因で、現在の職員数が、来年度このままだったらどうなるかというところで試算をしておりますので、そういった部分での増減が出ているかと思えます。

給与制度的には、最近では、職員手当の期末手当、勤勉手当、その部分が、わずかですが上がっておりますので、その部分は増ですが、新陳

代謝による増減がこういうところに反映されているかと思っております。

【中村(泰)委員】 すみません。答えにくい質問だったかと思うんですけれども、要は、県の職員の皆さんに負担がかかっていないのかといったところの確認をしたく質問をさせていただきました。

当然、平均年齢が下がれば人件費が下がるというのは、それはそういった傾向はあると思いますので、事業規模が太くなっているにもかかわらず人が減るといったところは、負担がかかるということの意味すると思いますので、そういったところをご配慮いただければと思います。

また、特別会計の歳入、同資料の55ページになります。

特別会計の収入として思い切りぐっと減っているようです。こちらは、いろんな施設の売却といったところの話だとは思いますが、特別会計の歳入が減ることと、今後、特別会計がどういうふうに見通せるのかといったところをご回答願います。

【松永港湾課企画監】 特別会計の現状と今後の見通しでございます。

港湾施設特別会計につきましては、用地の造成をして、基本的に埠頭用地に関しましては貸付け収入で起債等を返済します。その背後に都市再開発用地があり、これはもともと埋立ての時に関係する市町が、こういう利用で使いたいと、例えば企業誘致用に使いたいというふうな利用計画を県のほうに示していただいて、県のほうで造成をしたということで、この都市再開発用地は、基本的にその市町に県が売却して、市町に活用していただくというふうになっております。

現状としましては、やはり埋立てまでの時間

がかかったことで、例えば市町がこういった企業誘致で使いたいということを当初考えておられましたけれども、市町の財政状況とか環境の変化で、なかなか買戻しが進んでいません。埠頭用地に関しては、利活用ということで、70%台では稼働しているんですけども、やはり予定から少し下がって、収入が上がってないということでございます。

今後につきましては、収入を増やすため、土地売却については、今年度も関係市町を回りまして、財政状況もあるでしょうけど、いち早く購入してくださいと依頼を行い、埠頭用地についても、いろんな利活用を検討していくことで、何とか収入を上げていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。この特別会計が回っていけば、市町においてもいろんな攻めの施策が打てるということだと思いますので、積極的に連携をとりながら、拡大を、また維持をお願いしたいと思います。

同資料の65ページになります。港湾整備の事業会計で、福田神ノ島地区公園道路の工事ということで、減となっております。

私は、先日、神ノ島自治会の皆さんと港湾漁港事務所の陳情に参加をさせていただいて、まさにこの話をしたんですけども、これから頑張っていこうと。そういったところで、予算がぐっと減っていっていると。減ったことに対してのお考えを教えていただければ、よろしくをお願いします。

【松永港湾課企画監】 65ページの予算の5,550万円の減のことです。

これは資本的支出ということで、実際に販売する土地に関連する工事ということになっております。具体的には、土地に隣接する沿道工事の関係が少し減っているということでございます。

すが、これは、長崎市とどういう形で整備するかということの検討に時間がかかったということで、落としております。

これにつきましては、また、次年度で対応するという形になっております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。売却に関わる場所も含めて、中身があれなんですけれども、地元の要望も強いので、ご配慮いただければと思います。

質問が多くなりますが、予算決算委員会の環境生活委員会分科会課長補足説明資料になります。こちらの概要の部分です。

災害復旧費が25%の増ということでございます。本年度、災害が非常に多かったということで、特に対馬、五島とかあの辺り、特に離島の被害が大きかったという認識でございます。あるマスコミから聞いたんですけども、対馬の道路が今でもかなりひどい状況にあると。多分、そういったところの手当てでこれだけの、25%の増なのかなというふうに考えておりますが、そこも含めてご回答をお願いします。

【馬場道路維持課長】 対馬の道路の災害でございますけれども、対馬の大きな災害が厳原町下原というところで、7月20日の台風5号によりのり面が被災しまして、地すべりを起こしたところでございます。

それを今現在、観測をしまして、地すべりでございますので、国の本省のほうで災害の査定の協議中でございます。

予算については、災害査定は、一応5月ごろと聞いていますが、今のところ、これに関する経費としては数億円かかるということで、まだ額は、今設計中でございます。対馬の災害等々です。

【浦瀬河川課長】 令和元年度の災害についまし

ては、県工事で48カ所、市町が220カ所ございました、トータルで268カ所ございました。

ちなみに、平成30年度につきましては、全体で144カ所、県事業が25カ所ということで、対馬だけじゃなくて全体的に災害が多かったと認識しております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

私の質問がよくなかったんですけれども、この25%の増というのが、恐らく今年度の災害の手当てにつけられるだろうということで理解をしております。対馬の問題について、ここに含まれていないというようなご回答なのかなというふうに思うんですけれども、地元の方がかなり苦しんでおられるようで、明らかに夜とか突っ込んでいったら、ほんと事故を起こすような状況になっていると。それが、カラーコーンだけでしか守られていないと。この状況の中で台風が来たら、さらに、本当に道路が分断されるといったような状況になっております。

もちろんご認識だとは思いますが、早くに予算をつけていただいて、すぐに工事をしていただきたいと思っております。よろしく願います。

【馬場道路維持課長】 対馬の災害につきましては、この予算に入っているところでございます。

早期復旧につきましては、先ほど答弁しました、災害査定が5月ごろということでございますので、それ以降早急に着手し、早期回復できるように努力してまいりたいと考えております。

【天野土木部次長】 先ほどの委員の職員給与費に関する質問につきまして、補足して申し上げます。

予算の資料について掲載されておりますのは、各課の総務費で掲げられている職員給与費でございます、土木部全体で言いますと、おおむ

ね令和2年度が780名分で、これは振興局なんかも全部含めてでございますが、トータル57億円の予算を計上しております。

それは、先ほどの総務費以外に事業費組込み人件費というのがございまして、各事業費です、ね、道路橋梁費であるとか、河川海岸費だとか、その事業費の中に組込まれている人件費がございます。これは、例えば事業費が100つきますと、一般的にはその5%分を事務費として計上いたしまして、そのうちの最大72%は人件費に充てられるというふうになっております。

ですから、例えば補正とかで予算がどんときますと、残業とかが増えて人件費も多く必要になります、そういった場合には、事業の予算と増えた分に伴って、その5%の事務費がきていますので、そういったものを事業費組込みとかで充てるということが可能となっております。

それから、もともとが総務費以外でもそういったものがございまして、トータルでは780名で57億円というのが、土木部の人件費の全体の姿でございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。全体としてはそういうふうになっているというのはわかりましたし、事業規模のある一定のパーセントが人件費につくという構成も理解しております。

しかしながら、私が申し上げたところは、各課で前年度と比較しての話です、全体の話が適用できる部分と、各課で、ローカルで何が起きているのかといったところを懸念しておりますので、各課、そういったところで意識していただければと思います。お願いします。

【浦瀬河川課長】 先ほどの災害復旧の関係で補足説明をさせていただきます。

災害復旧については、災害が起きまして、そ

それから現地で災害査定というのを受けます。それが終わってから、実際工事に入って行くわけなんですけれど、今年度は非常に箇所が多くございまして、例年は年内に災害査定が終わるのが、対馬については、一部、1月にも災害査定を行っています。

それで、繰越し手続きにつきましては、11月定例会で承認いただいておりますので、災害査定が終わると、すぐに工事の発注の準備を行うこととなりますので、実際現地に入るというのは、通常、次年度からとなります。ただ、道路事業について、どうしても通行に支障があると、家屋の境界に影響があるとなれば、災害査定を待たずに応急措置としてやる工事もございますけれども、一般的なやり方としましては、今説明したとおりでございます。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】具体的な質問の前に、関係資料、この中に防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業、これは国の事業なんですね。説明資料の1ページ、「防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策」に沿って必要な予算を確保すると。国の事業、これの概略みたいなものをまずお聞きしたい。国の予算、3か年計画でどうなっているのか。

そして、これは国の予算の中でも別枠予算になっているんですかね。今まで、従来の予算の一部を取り込んで強靱化対策をやっているのか。

なぜならば、予算枠とか補助率が従来のものと違うのかどうか。一緒ならば、私はあまり意味ないと思っているんですけども、国がこれだけ3か年計画をやる以上は、いろいろな意味で補助率にしたって予算枠にしたって確保されているものと思うので、これが一つ。

それから、もう一つは、県の単独事業で緊急自然災害防止対策事業をやり始めているね。これはいいことなんですけどね。これの大体の流れを。

もう一つは、緊急浚渫推進事業、これは県単でやり始めた。県単でしかやれないこともあるんですけどもね、国の予算がつかないところもあるんでね。

この3点について、少し詳しくお聞かせください。

【浦瀬河川課長】防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策につきましては、実際別枠といいますか、特にうちの県についている予算といいますのは、河川の伐木、掘削でございます。

これについては、公共事業、今、29河川行っていますけれど、その中で十数河川について3か年で予算がついております。

それと、緊急自然災害防止事業につきましては、これは県の単独予算でございますけれども、これにつきましては、先ほどの3か年予算を契機としまして、国のほうがつくられた事業債でございます。これにつきましては、対象が、河川におきましては河川、ダムになっておりまして、令和2年度までが期限となっております。

この内容につきましては、できた当時は、河川だけと聞いていましたけど、その後、昨年4月1日に国のほうから文書通達が来ておりまして、その中でダムでも使えるということで、実際令和2年度から、この予算についてはかなり計上させていただいておりまして、具体的には、河川事業で約10億円、ダム事業で約4億円、合わせて約14億500万円計上させていただいております。

それと併せまして、緊急浚渫推進事業費で

ございますけれど、これにつきましては、昨年度の令和元年東日本台風を受けまして、総務省が新たに地方債を発行しておりまして、これが期限がございまして、令和2年度から5カ年間ということで、今年度が900億円、5年間で4900億円の事業費になっております。

県でも、これについては積極的に活用したいと思っております。特に市町からの要望、かなり掘削、伐採、多くございます。この中で、県としましては、令和2年度の予算としまして、河川の掘削約5.1億円、また、ダム掘削につきましては、ダムをつくった当時、100年間土砂がたまる推計をしておりまして、それがたまれば浚渫するということなんですけれど、県内のダムにおきましては、今、計画どおり大体たまりつつあって、そこまで支障があるところはございません。ただ、上流の開発等によって、一部たまっているところがございます。具体的に言いますと、猫山ダムでございますけれども、これについては、今後掘削することになります。どういうふうにして掘削したらいいか、測量・設計等を約2000万円計上しております。

【鈴田砂防課長】砂防課のほうでも、この3か年緊急予算関係が配分されておまして、令和元年度の内示で見ますと、その前の年より、予算自体も10億円程度増えておりますけれども、昨年の内示の中で約三十数%がこの緊急の予算ということで配分されております。

緊急予算につきましては、起債の充当が100%ということで、通常ですと、まず、一般公共事業債が90%ですので、そこら辺が有利になっているところでございます。

あと、緊急自然災害防止事業につきましても、砂防課でも実施しております。これについては、従来砂防課では、緊急のついていない、自然災

害防止事業というのを実施しておりましたけれども、これが充当は100%ですけれども、その後の交付税措置が大体40%程度、平均してそのくらいだったんですけど、今、緊急事業、令和2年の2カ年事業におきましては70%が交付税措置ということで、そこら辺が有利になっております。

それを受けまして、平成30年度までは砂防課関係では5億円弱の事業費でしたけれども、令和元年、令和2年につきましては、10億円を超えるような予算を組んでいるところでございます。

【馬場道路維持課長】道路維持課でも防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策としまして、まずもって道路のり面、盛り土等に関する緊急対策として、道路のり面の対策を計上しております。本年度予算計上している19億円のうち約11億円が緊急3か年の対策となっております。

それと、もう一つでございますが、市街地における電柱に関する緊急対策ということで、電柱倒壊に対応した無電柱化の推進ということであります。これは、今年度8.5億円の予算のうち5億円が緊急3か年対策の予算となっております。

【平岡港湾課長】港湾事業の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策は、重要港湾以上の外貿コンテナターミナルやフェリーターミナルの浸水被害対策及び貨物流出対策が対象となっております。令和2年度県予算では、福江港、郷ノ浦港のフェリー可動橋の浸水被害対策として約300万円を計上しているところでございます。

県単の自然災害の事業につきましても、港湾課のほうでもやっております。海岸事業とし

まして、来年度に6億5000万円を計上させていただいているところでございます。

【井上監理課長】今、関係課長のほうから、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の課ごとの考え方をお示しさせていただいております。

委員から最初に、一つ目のご質問ということで、この3か年緊急対策の概要、全体像についてのご質問があったかと思っております。そちらのほうを私のほうからご説明させていただきます。

平成30年12月に決定されているものでございますが、重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策など、それからブロック塀、ため池等に関する点検の結果などを踏まえて、防災のための重要インフラ等の機能・維持、それから国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち重点化すべきプログラム等、20のプログラムに当たるもののうちで、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を3年間で集中的に実施するとされたものでございます。

取り組む対策の内容、事業規模のめどとしましては、項目が160項目、財政投融资の活用を含めおおむね7兆円程度をめどとするということで定められておるものでございます。

主なものを申しますと、防災のための重要インフラ等の機能維持がおおむね3.5兆円、国民経済、生活を支える重要インフラ等の機能維持で3.5兆円程度ということで、当時示されております。

本対策の期間でございますが、平成30年度から令和2年度までの3年間ということでございます。

二つ目のご質問で、単独事業の状況についてのご質問があったかと思っております。そちらについ

てでございますが、長崎県としましては、長崎県中期財政見通しにおいても、県の財政状況は厳しく、大幅な予算の増は見込めない状況でございますけれども、限られた予算を効率的に執行できるように優先順位をつけながら、有効な予算執行に取り組むとともに、近年、県単独事業が減少している現状において、できる限り確保できるように、計画的な維持管理が実施できないこととか、市町からの多くの要望に応えきれないということなど、現状の課題を財政課のほうに訴えかけておりました。シーリング基準の見直しなど、できる限りの予算確保ができるように働きかけを行ったところでございます。

令和2年度は、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にあわせて、先ほど申しました緊急自然災害防止事業債、さらに、緊急浚渫推進事業債を積極的に活用するというところで、さらなる単独予算の確保ができるように取り組んでおりました。結果としまして、当初予算費の116.9%の予算を確保しているところでございます。

ちなみに、国内の普通建設単独事業のシーリングの基準の推移でございますけれども、平成29年度に対前年度80%ということで非常に厳しい状況を設定されましたが、それ以降については、対前年度90%を確保するというところで財政当局と話をしておりました。今回、併せて、この見直しの関係で、大幅な予算の確保に当たっているというところでございます。

【天野土木部次長】今、監理課長のほうから3か年計画の詳細なご説明を申し上げましたが、私のほうからも具体的な数字のところにつきまして、補足して申し上げさせていただきます。

3か年対策は国土交通省以外の分もございま

すが、土木部が関係しております国土交通省関係につきましては、平成26年度以降、我が国全体で6.0兆円の公共事業予算がずっと続いておったんですが、平成31年度の当初予算では、3か年緊急対策分ということで6.9兆円、初めて15%増という数字が当初予算に組み込まれております。令和2年度も、ほぼ変わらないくらいだったかと思えます。

それを踏まえまして、内示の状況でございますが、これはまだ、元年度までの内示しかございませんが、内示ベースで、令和元年度は599億円ということで、これは実は、平成30年度464億円と比べまして、29%増という数字になっております。その599億円のうち、3か年緊急対策分として78億円が計上されております。

それから、単独でございますが、単独につきましても、先ほど監理課長がご説明したとおりでございますが、今回、17%増ということで118億円ついておりますが、実は単独事業につきましてはずっと減ってきておりました。これが、昨年度、平成31年度予算から初めて、緊急自然災害防止事業対策債が使えるようにしまして、これは所要額を計上ということで、従来の80億円から100億円ということで25%の大幅増が令和元年度に達成されております。

今回はさらに、緊急自然災害に加えまして、緊急浚渫推進事業ということで、これも起債が充てられる、有利な起債が充てられるということで、さらに100億円から117億円ということで17%の増ということになっております。

そういうことで、単独もここ2年間、それまではずっと下がってございましたが、令和元年度から増加基調に転じたという状況でございます。
【馬場道路建設課長】先ほどの防災・減災の費用ということでのご質問でございますけれども、

道路改良事業としましては、14カ所で29億円を計上しているところでございます。

また、ちなみに、先ほど宅島委員から、来年度予算は何カ所かということも合わせますと、69カ所のうち14カ所が防災・減災の対象箇所になっております。

【田中委員】内容がちょっと多過ぎて、答弁をもらってもわからないので、委員会にまとめた報告を出してほしいなど、私は要望しておきたいと思えます。各課でなくて、土木部として、この3か年緊急対策。

これは2年で終わりですか。30、31、2年で終わりなんですか。

【岩見土木部長】防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策につきましては、3カ年ということで、平成30年度の補正予算、それから平成31年度・令和元年度の当初予算、そして今回の令和2年度の当初予算で終わりという計画でございます。

しかしながら、国土強靱化につきましては、この3カ年だけで終わるものではないということで、これにつきましては、11月定例会でも意見書を議決していただきましたけれども、その後につきましても、国土強靱化を計画的に進めていく必要があるということで、令和3年度以降についても、何らかの予算措置をしていただきたいということを国に対して強く要望しているところでございます。

【田中委員】詳細を調べてみないとわからないけれども、国がこういう3か年計画をやるうとして頑張っているのに、長崎県のあなたたちは、財政課から言われれば、すみませんという感じで引込むというのは、これだけ国が、内容を聞いてみると、補助率にしたって、採択にしたって、有利な時期に財政課からいろいろ言われ

てあまり伸びてなかった、この3年間。今年度は伸びているけれどもね。

だから、こういうのは財政課にもう少し厳しくあなたたちも当たらなきゃ。県の財政は財政だけれども、国がこうやってやるという時に、県の財政は破綻するわけじゃないんだから、少々のことでは。だから、国がやっている時はもう少し、あなたたちは財政課に対して、国に沿ってお願いしますというような感じでやっぱり頑張ってもらわなければならないと思うけれども、報告書を見なければ何ともえ言えないので、この3カ年どのぐらい長崎県の公共事業というか、そういうレベルは上がっているのか、後でちょっと検証したいと思うけれども。

そういう国の緊急対策に沿って、県も県単事業を加えてやったという意味だね。県単事業も加えて、国の強靱化に対して県ももう少しやろうという感じでね。時間の関係でどうなのか、もう一つ、後で具体的に予算では聞きたいと思うけれどもね。単独は増えている。金額は17億円だ。パーセントでは増えている。17億円で天下を取ったような話にはならない。もっと県単事業、本当は、金の使い方としては、県単はあまり使ってほしくはないけれども、事土木に関しては仕方ない。やれない事業があるわけだから、採択されない事業が。県の単独事業でやらなきゃいかんね。だから、あなたたちももう少し厳しく財政当局と話し合うべきだし、委員会としても、委員長、ぜひバックアップしなければ、長崎県のレベルは上がっていかない。

後でまたもう一回、本予算の質問をさせてもらいます。

ひとまず終わりたいと思います。

【山本(由)分科会長】 しばらく休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時17分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

【田中委員】 県単の事業で、少し聞いておきたいと思うんだけど、例えば自然災害防止で、急傾斜なんかを県単でやるとする。そうすると、補助事業の場合は、国、県、市の負担率は50、40、10ぐらいだったのかな。ただ、市がやる事業となると、50、10、40ぐらいでやる事業があるんだよね、市がやる急傾斜事業ね。しかし、補助率が違うだけで、事業費は変わらないんだけれどもね。しかし、県単をよく使うということは、余計予算を組んでくれるということは、市としては大きな予算が組める。県からこれだけもらおうと、大きな予算が組める。ということで、緊急自然災害防止対策事業は、負担率の関係で言うと、県よりも市町がより期待している事業だと思って、これはぜひ推進してほしいと思う。

それから、緊急浚渫、これは河川だけなのか、港湾もあるのかな。河川の浚渫土は、あれは一般廃棄物でいいの、産業廃棄物じゃなくて。ちょっと聞かせてください。

【浦瀬河川課長】 産業廃棄物になります。公共残土処理場に捨て土しております。

【田中委員】 そうなると、これは今後ともやってもらいたいと思うんだけど、やっぱり残土処理、浚渫土の処理をする場所を、もうそろそろ県も新しくどこか、1~2カ所ぐらいは準備しなきゃいかんと思うね。やらなきゃいかん、河川も、港湾だってそうですよ。しかし、どこでも持っていけない、この浚渫土は。昔、時津に持ってきて、今、立派な有効活用になっているけれどもね。あれはもう50年近く昔の話だが

らね。ああいうのを例に挙げるとすれば、長崎県もどこか1～2カ所ぐらい公共残土というか、浚渫土の処理ができる場所を確保すべきだ。それをしなければ、この事業は進んでいかないよ。河川も産業廃棄物とするなら、どこにでも捨てられないとするならば、ぜひこれは県のほうも考えてほしいと思います。

これは、答弁だけ聞いて終わります。

【川添建設企画課長】今、田中委員のほうから残土処理の場所が少ないような話がございました。

県としては、毎年残土の開発等を受入れて、そういう許可を上げております。決して、委員がおっしゃるような少ないような状況ではないような感じです。今手元に資料がございませんので、箇所数は言いませんが、県内、かなりの数があるのは間違いございません。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

【山本(由)分科会長】分科会を再開します。

【溝口委員】全体的に、今回、当初予算としては、先ほど宅島委員が聞きましたけれども、109.2%ということで増額になっているんですけども、この説明資料の22ページなんですけれども、歳出額について、都市政策課が71.1%ということで30億3,000万円減額になっております。それから、道路建設課が123.6%ということで52億8,000万円、それから砂防課の126.7%は、先ほども災害防止のためということで聞いているんですけども、内容について説明をしていただきたいと思います。

それと、住宅課です。122.9%ということで、8億9,641万1,000円増額になっているんですけ

れど、その主な予算編成の事由をお尋ねしたいと思います。

【植村都市政策課長】都市政策課の歳出予算が、平成31年度から令和2年度にかけて29%減となっておりますけれども、この理由といたしましては、当課で所管しておりますJR長崎本線の連続立体交差事業、こちらのほうが高架構造物並びに駅舎の建築工事が本年度で終わりました、来年度以降、残工事、残工事の内容は、既存の鉄道施設の撤去と、その後に道路等を整備していくという内容になりますけれども、工事が今年度でピークを超えて、残りは残工事に入っていくということで、29%減の大きな予算の減少になっているということでございます。

【馬場道路建設課長】道路建設課の予算としましては、123.6%の伸びということでございますけれども、令和元年度の当初、国のほうから内示につきまして大きな伸びがあったということでございます、それをベースとした予算を組んでいるということです。

令和元年度の予算からしますと、大きな伸びになっておりますけれども、今年度の当初、内示からの伸びというようなところからしますと、大きな伸びではなくて、少しの伸びというところでございます。

【鈴田砂防課長】砂防課の予算が、今年度に比べまして来年度は126.7%ということで、20億円程度増額させていただいております。

これは、先ほどから出ておりますような3か年予算で、砂防関係の予算というのは、国のほうもつけていこうという方針がありまして、県としても当初予算を組ませていただきまして、現在の国の流れと同様に取り組んでいこうという大きなところがございます。

個別に申し上げますと、そういう流れの中で、

特に離島の砂防事業とかで、来年度本体のコンクリート打設を迎える箇所が結構ありまして、そこら辺の額が増えているところがございます。

【高屋住宅課長】住宅課のほうは、昨年度に比べて122.9%ということになっておりますが、主な内容といたしましては、高田南の区画整理事業の残工事について、今年度一括契約をいたしまして、来年度から着手するということが1点。

それともう一つ、新大工町の市街地再開発事業、これの工事が来年度本格化するということ、この2点が主な内容になっております。

【溝口委員】都市政策課のほうは、JR長崎駅が完成したからということがございますけれども、それに伴って、やはり歳入のほうも、国からの補助というのが減ってきたわけですか。

【植村都市政策課長】事業費が、歳出予算が減りますので、国からの補助金というの、当然減ってまいります。

【溝口委員】わかりました。減額になったのが、ものすごく、あまりにもという感じだったんですけれども、やはり駅舎のほうの建設が大変かかったのかなという感じがするんですけれども、それと同時に、道路建設課の関係ですけれども、浦頭のほうに、箇所づけでちょっと申し訳ないんですけれども、6億2,000万円ついていてと思うんですけれども、その工事内容について、今年度である程度右折帯が完成できていくのかどうか、聞かせていただきたいと思えます。

【馬場道路建設課長】国道202号の浦頭拡幅ということで、令和2年度の予算としまして6億2,000万円を計上させていただいているところがございます。

この浦頭工区につきましては、浦頭交差点のところにつきまして、今年度完成するというところで進めておったところがございますけれども、

想定以上に事業が進捗しておりまして、浦頭交差点から東明中学校付近ぐらいまでの約800メートルの部分の完成が、今年度図られるというふうになっております。

来年度、この予算につきましては、継続して佐世保側に向けて用地の取得、あるいは工事の進捗を図ってまいりたいと思っているところがございます。

【溝口委員】そうしたら、東明まで、一応幼稚園のところまで拡幅工事が完成するということですか、4車線化になるんですか。

【馬場道路建設課長】浦頭交差点から、東明中学校の交差点部分は、まだ少し残っているところがございますけれども、その手前ぐらいまで、約1キロあるんですけれども、そのうち800メートルぐらいは4車線化が今年度できるというような見込みでございます。

【溝口委員】4車線化ができて、それで、例えば浦頭のほうに帰る時に、右折帯を設けないといけないと思うんですけれども、右折帯の長さは大体どのくらいの計画をしているんですか。

【馬場道路建設課長】右折帯の長さということがございますけれども、すみません、正確な平面図がここにはないので、所定の右折帯を曲がる場合には、そこが一番のネックになりますので、交差点ごとに設置をしていくということで計画をさせていただいております。

【溝口委員】そうですか。右折帯の長さというのは、大体決まってないんですかね。そうしないと、工事費なんかはきれいに決めてからいつている段階の中で、ただ、右折帯はあまりつくりたくないで浦頭のほうに入るということになってくるとなると、まだ混雑の解消になってこないんじゃないかと思うんです。ある程度右折帯も考えていかないといけないんじゃないですかね、

何十メートルかは。

【山本(由)分科会長】 しばらく休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

【馬場道路建設課長】 先ほど申しました浦頭交差点から東明中学校につきましては、令和元年度の予算で完成をさせるということでございますので、浦頭交差点の右折帯の延長としましては、今情報が入りまして、110メートル程度を予定しております。

令和2年度の予算につきましては、その東明中学校から、西海パールラインの入り口交差点がございますけれども、残りの1.2キロ区間を用地及び工事を進めていくということになります。

【溝口委員】 今言った、また新しく令和2年度にする事業費としては、そうしたら、幾らになっているんですか。ちょっと見つけることができなかつたんですけれど。この6億2,000万円は専決案件ですか。

【馬場道路建設課長】 先ほど申し上げました6億2,000万円というのは、令和2年度の予算でございます。

【溝口委員】 令和2年度の事業概要、大体どのくらいになっているのか。6億2,000万円の概要ですね。

【馬場道路建設課長】 一覧表に載せておりますように、全体区間が約2キロございますが、先ほど申しましたように、東明中学校交差点から西海パールライン交差点のほうに用地取得を進めていくということと、用地取得ができましたところから、随時4車線化の工事を進めていくというふうなことでございます。

詳細につきましては、予算がついてから、具

体的に積算をしたりしていくところになります。詳細については、まだこれからということになります。

【溝口委員】 それでは、一応クルーズ船、今の状態では、なかなかクルーズ船も入ってくることはできないんですけれども、クルーズ船が入ってきたら、やはり50台、100台という車の数になってくるわけですから、右折帯もある程度よく考えていただいて、早めに整備をしていただきたいなと思っております。

それから、西九州自動車道ですけれども、全体の本年度の事業費が幾らで、県の負担金が幾らになっているのか、お尋ねしたいと思います。

【馬場道路建設課長】 西九州自動車道の松浦佐々道路を現在、国のほうで進めているところでございます。

来年度の予算としまして、県が計上しておりますのは80億円でございます。これに近い予算が組んでいただけることを期待しているところでございます。

県の負担としましては、3分の1を基本として、かさ上げ率が1.15倍ございまして、金額としましては18億6,600万円程度でございます。

【溝口委員】 わかりました。せっかく国のほうが西九州自動車道の整備については、予算をある程度前向きにつけているようでございますので、県のほうとしても、それに応えるか、まだ事業費を上げて、早く完成するように努力をしていただきたいと思います。

以上です。

【山本(由)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【平岡港湾課長】 先ほど田中委員のほうから、緊急浚渫事業は河川だけかというご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

現在、港湾事業のほうは、この緊急浚渫事業には含まれておりません。

また、先ほど残土処分場についてお話がございましたが、港湾で行います海上部の埋立て、廃棄物処理護岸等の可能性につきまして、港湾のほうでは、現在、地方機関のほうに照会をかけている段階でございます。

【高屋住宅課長】先ほど山田(朋)委員のほうからご質問がありました、子育て関係の実績について、ご報告させていただきます。

平成28年度から平成30年度にかけて、3世代同居・近居促進事業を行ってまいりました。実績といたしましては、平成28年度の補助実績が32件、平成29年度が132件、平成30年度が221件となっております。

【山本(由)分科会長】ほかに、委員の方から質疑はありませんでしょうか。

【鈴田砂防課長】先ほど港湾課長のほうから、緊急浚渫についてありましたので、砂防課からも補足させていただきます。

緊急浚渫事業の中で、砂防課におきましても、砂防ダムの掘削が対象となっております。ただ、まだ国のほうからはっきりした基準等が出されておりませんが、来年度当初予算としては2カ所、約800万円を計上させていただいているところでございます。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

【山本(由)分科会長】分科会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】それでは、令和2年度当初予算の大枠についてお聞きをします。

一般会計は109.2%のアップと、1割アップぐ

らいに、少し余分に言ってもいいと思うんだけど、1割アップという感じでね。そのうちで、一般会計の中で普通建設事業で言うと、公共が107%、単独が116%、直轄が133%というような、これですよ、この説明資料、いいですか。

私が言いたいのは、頑張ってくれているというのは、直轄で頑張ってくると、真水の事業量としては増える。だから、公共で55億円、単独で17億円、直轄で14億円の増になっているけれども、この14億円は5倍以上の価値があると。だから、73億円ぐらいの事業費になるわけ。14億円増えましたよということ、事業量としては、真水としては73億円ぐらいの事業量、増えていることになるわけ。

そういうことを換算すると、2割アップ近い、真水の事業量としては、今年度はね。例年に比べると、18%か19%ぐらいになるのかな。そういう感じがして、真水の事業量としてはよく頑張ってくれているなという評価をしているわけです。だから、直轄を特に頑張ってもらいたい。これは長崎県の根幹のところ直轄事業になっているんでね。

そこで、予算に関連してということで聞けれども、直轄事業の県の負担金は道路、港湾、河川、ダム、おのおの違うと思うんだけど、大体の関係を教えてもらえるかな。

【馬場道路建設課長】道路建設課が所管しております西九州自動車道等の高規格関連道路としましては、先ほども少し申し上げましたが、3分の1を基本として後進地域のかさ上げが、来年度は1.15倍ということで、3分の0.7というふうになりました。先ほど80億円に対して18億6,600万円というふうな負担でございます。

そのほか、一般改築につきましても、同じよ

うに3分の0.7、具体的に申しますと、針尾バイパス等の一般改築事業ですけれども、3分の0.7ということです。

それから、交通安全事業、歩道整備等々につきましても、3分の1から2分の1という事業がございまして、その額は小さいところでございますので、おおむね3分の0.7ぐらい、令和2年度試算としてはそういったところでございます。

【平岡港湾課長】港湾事業におきます直轄事業と補助事業の負担率の割合ですけれども、補助事業の国費が50%に対しまして、直轄事業の国費は55%となっております。

それに合わせまして、県費が、補助事業で37.5%、これが直轄事業では33.75%となることとなります。

【松本河川課企画監】本明ダムにつきまして、来年約40億円の予算と国から話を聞いておりますけれども、そのうち約23%が県の負担になっているところがございます。

【鈴田砂防課長】砂防課では、雲仙のほうで直轄事業をしていただいておりますけれども、基本としては3分の1が県の負担、後進地域の補填とかつきますけれども、基本は3分の1が県、3分の2が国となっております。

【田中委員】直轄事業に関して言うと、直轄だから国がやってくれるかと思うけれども、直轄も、普通の補助金事業も、一般の補助金事業も、率としては一緒だという経験を、私は昔したことがあるのでね。佐世保の港なんか、補助事業でやるのも、国の直轄でやるのも、負担金は一緒だ、負担率は一緒だ。しかし、若干この中身としては、やっぱり有利な形にはなっているわけですね、普通の一般の事業よりも直轄のほうがね。それは、当たり前だと思うけれども。だから、直轄を増やしてほしいと、どんどん頑張

って直轄は増やしてほしいと。ただ、県の負担があるので、これも大変であるけれどもね。

単独事業は、これは一般財源でやる事業だから、そのまま、事業費即県の負担になるわけだけれどもね。

公共事業費に関して言うと、今は、昔の補助金事業から交付金事業が相当増えているような感じがするけれどもね。交付金事業と補助金事業の大体の流れを教えてくださいませんか。

【馬場道路建設課長】道路事業におきましては、地域高規格道路等の予算につきましては補助事業ということで実施をしております。また、一般の改良事業につきましては、交付金事業を活用して整備を進めているところがございますけれども、今年度の予算でいきますと、半分、半分ぐらいの程度ということで、補助事業と交付金となっております。

できるだけ補助事業を活用して多くとっていききたいと、国のほうが重点化をしているところがございますので、補助事業でしっかり要望していきたいと思っておりますし、また、交付金についてもしっかり要求をしていきたいと思っております。（「ほかの課はないの。まとめてくれる」と呼ぶ者あり）

【天野土木部次長】補助金と交付金の関係でございしますが、平成22年度ぐらいだったかと思うんですけれども、はっきりした年度は間違っているかもしれないんですが、社会資本整備総合交付金ができまして、基本的にはほとんどが、補助事業がほぼなくなって交付金事業に移行していったという流れがございました。ございましたが、先ほど令和元年度の予算につきましては129%といったお話もさせていただきましたけれども、ここにきまして、従来交付金事業だったものが、再度補助に戻るといった流れが出

てきておりまして、本年度は補助のほうが大分増加したといった数字がございます。

平成30年度は、内示が464億円のうち補助が59億円、交付金事業が405億円でしたが、平成31年度予算につきましては、トータル599億円で29%の増、そのうち補助事業が217億円ということで、これは前年度の59億円の3倍以上の数字になっております。その分、交付金事業につきましては、405億円から381億円ということで若干減っていると。そういった補助事業が、ここにきてちょっと増えてきているといった流れがありまして、今年度、県の内示額は29%の増という数字が達成されたということになっております。

【田中委員】 要は、何を言いたいかというと、県に限られた財源なんで、裏打ちをする。その裏打ちの財源関係で、同じお金で事業費としては大きくやれることもあるので、交付金と補助金の関係を聞いたんだけど、また補助金事業は多くなってきているということですね。補助金事業というのは、もちろんだけども、ほかの事業には流用はできないので。交付金事業だと、若干、精算の時に少し動くようなことも聞くんだけれども、そこら辺はどうですか。

【馬場道路建設課長】 道路事業で申しますと、社会資本整備交付金につきましては、パッケージを設けておりまして、道路関係では、4つほどのパッケージがございまして、それは内部で多少、そこは用地がたまたま進まなかったので、工事が進んでいるところに流用するといった箇所間の流用はゆったりしておりますけれども、なかなかパッケージ間のやりとりというのは、国と協議する必要がございまして、なかなか難しいところもございます。

【平岡港湾課長】 港湾事業におきます交付金の

流用関係でございますが、港湾事業におきましては、本土部と離島部それぞれにつきまして、重点、通常というような形で予算が配分されてまいります。例えば、本土部の重点の分であれば、その中での流用は可能という形になっております。

【田中委員】 それでは、災害復旧についてお聞きしたいと思うけれども、災害復旧は従来どおりのパターンでずっと動いているんですかね。30億円一応計上されて、長崎県は他県に比べるとあまり被害がなかったの。国との関係は、従来と変わらず、大体災害復旧は3カ年事業で復旧していくんだけど、そこら辺はどうですか。

【浦瀬河川課長】 災害復旧事業については、以前からのシステムと変わっておりません。

ただ、本年度につきましては、やっぱり被害が多かったということで、11月定例会で補正予算はいただいております。

最終的に、今回、また10億円ほど落としておりますけれども、それについては、災害の査定が終わりましてお金が決定したということで、精算ということで落としております。

【田中委員】 最後にしますけれども、新幹線のことでも聞かせてください。

新幹線事業費を193億円計上しているんですけども、流れ的には、もうそろそろ終わりに近づいてきましたよね。令和2年度の予算で、大きな予算は令和3年度ぐらいまでかな。予算の関係は、順調ですか。

【大塚新幹線事業対策室長】 新幹線の予算につきましては、全体事業費が約6,200億円、そのうち長崎県分につきましては約4,700億円が全体事業費でございますけれども、令和2年度の当初予算まで含めて、事業費的には3,872億円を要

したということになっております。

ということで、令和3年度以降の残事業につきましては、1,000億円を切ったという状況でございます。

事業につきましては、現場のほうも順調に進んでおりますので、令和4年度の開業というものについては、今のところ問題はないのかなというふうに考えております。

【田中委員】 そうすると、来年度で大体いけるという見通しですかね。令和4年度開業だもね。令和4年度開業といっても、4月の開業と翌年の3月の開業もあるんで、そこら辺の流れをちょっと、予算のついでと言ったら何だけれども、聞かせてほしい。

【大塚新幹線事業対策室長】 令和4年度開業を目指しているということで進んでおりますけれども、残念ながら、鉄道・運輸機構、JR九州から、令和4年の何月に開業するということころまでは、まだ正式に公表はされておられません。

私どもが見ているのは、現場の進捗度合いといったものを見ておりますけれども、土木につきましては、ほぼ、95%以上、現在進んでおりますし、残る建築、電気等の工事についても順調に工事が進んでおりますので、令和4年度のできるだけ早いうちには開業していただけるのではないかとこのように、我々としては考えているところでございます。

【田中委員】 新幹線の予算計上に関して、私は、議論としてずっと話しているんだけど、別枠でやるべきだという感じでやっているんだけど、ずっと公共事業費の枠の中で引き継いでいるんだ。

ただ、後でも出てくるけれども、JRの負担金次第では、ものすごく予算と内容が違ってくる、県の負担率が。今年度も戻ってくるのが相

当あるけれどもね、戻ってくるというか、計算上の違いでね。

だから、それを考えると、特別会計でやるべきと、令和4年で終わると思わないのでね。あと、武雄から先もあるんでね。支障はないですが、担当課として。

【大塚新幹線事業対策室長】 特別会計ではというお話ではあるんですけども、現状として、一般会計の中でやっておりますが、残り1,000億円の中で、確かに令和4年度開業ということになりますと、令和3年度まではかなり大きな予算で事業を進めることになろうかと思いますが、ただ、新幹線開業後も、実際に走り出してからいろいろ、ほかの新幹線の例を見ますと、例えば騒音とか振動とか、そういったことに対するいろんな対応とか、後は残務整理とかございますので、予算自体につきましては、令和5年度ぐらいまで継続して、額的にはそんなに大きなものではないかと思えます。

現在、一般会計の中でやっておりますけれども、今後ともそういった形で継続していくというふうに、現時点では考えております。

【天野土木部次長】 新幹線事業負担金につきましては、県の内部でも予算要求上、これは除外経費ということになっておまして、ほかの公共事業費等には影響を与えない仕組みになっております。

令和2年度の公共事業費の計上の考え方につきましては、令和元年度が当初予算、それから6月補正で70億円以上の補正を計上いたしました。前年度の内示後ベースに比べて大体100%ということでおまして、このことは新幹線事業負担金かどうか、新幹線事業負担金はまだ高い数字にございますが、それへの影響があるといったものでは、一切ございません。

【山本(由)分科会長】ほかに、委員の方からご質問はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】それでは、委員長を交代します。

【久保田副会長】分科会長。

【山本(由)分科会長】1点だけ、説明資料の11ページの第14号議案の「令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算」なんですけれども、この予算については、たしか令和2年度で閉鎖になるというふうに聞いておりますけれども、予定どおり会計が閉鎖になるのか。そして、もしそうであるならば、閉鎖に向けて未売却地の売却であるとか、売れないものの移管についてどういうふうに計画をされているのか、そこを併せてご説明をお願いします。

【松永港湾課企画監】港湾事業会計、いわゆる企業会計の閉鎖につきましては、来年度、令和2年度で一応閉鎖ということで、これに関しましては、平成30年度から部内、あと庁内で、閉鎖後どういうふうにするかということにつきまして、年3回程度検討しまして、現時点におきましては、おおむね今の企業会計で、一つは販売土地についてどうするかと。これが残ったということを前提にして、この土地の受入れをどこでやるのかということについて、検討を進めている状況でございます。

それから、非売却地と申しまして、土地を売った後に残った道路とか法面、水路、この関係も、一部は長崎市のほうに移管手続もしているんですけど、なかなか条件等が合わずに、やはりこれの維持管理も必要ということで、その分の維持管理経費をどうするかと、大体この2つについての検討をしてきたところでございます。

来年度閉鎖ということになりますので、一応

来年度、上半期を期限として、最終的に方向性が決まりましたら、また議会のほうにもお諮りをしたいと考えております。

条例等の改正もございますので、その辺も併せましてということで、今考えているところでございます。

【山本(由)分科会長】わかりました。

【久保田副会長】委員長を交代します。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第8号議案、第11号議案、第14号議案のうち関係部分、第77号議案のうち関係部分、第83号議案、第85号議案及び第89号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

それでは、午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から委員会を再開します。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(由)委員長】 会議を再開いたします。

午前中の分科会の河川課長の答弁の中で、少し訂正があるようですので、求めます。

【浦瀬河川課長】午前中の田中委員からの残土の処分は一般廃棄物か、産業廃棄物かのお尋ねに対し、私が、河川の浚渫等に伴い発生します残土については産業廃棄物になりますとお答えしましたが、訂正させていただきます。

河川の浚渫等の工事に伴い発生します土砂につきましても、産業廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当せず、分類的には一般廃棄物及び産業廃棄物でなく、建設発生残土となります。

建設発生残土につきましても、近傍の残土処理場に運搬処理しております。

【山本(由)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】環境生活委員会関係議案説明資料土木部の1ページをお開きください。

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第46号議案「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例」、第47号議案「長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、第48号議案「長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例」、第49号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第50号議案「長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」、第51号議案「長崎県営住宅条例の一部を改正する条例」、第61号議案「契約の締結について」、

第62号議案「契約の締結について」、第63号議案「契約の締結について」、第64号議案「契約の締結の一部変更について」、第65号議案「契約の締結の一部変更について」、第66号議案「財産の処分について」、第67号議案「権利の放棄について」、第68号議案「権利の放棄について」で、その内容は記載のとおりであります。

なお、第47号議案以外は、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

平成31年4月から令和元年12月に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定3件を専決処分させていただいたものであり、内容は記載のとおりであります。

（契約の締結の一部変更について）

一般県道諫早外環状線道路改良工事に伴う長崎本線跨線橋等新設工事、一般県道奥ノ平時津線道路改良工事（（仮称）久留里トンネル）、郡川河川改修事業に伴う大村線 松原・竹松間30km334m付近郡川橋りょう改良工事及び池田沖田線街路事業に伴う大村線 松原・竹松間30km480m付近福重橋りょう改良工事、一般県道諫早外環状線の建設事業におけるランプ改良工事の施工、以上4件において専決処分させていただいたものであり、内容は記載のとおりであります。

（公共用地の取得状況について）

令和元年11月1日から令和2年1月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市における本明川ダム建設工事ほか24件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項につ

いて、ご説明いたします。

（石木ダム の 推進）

石木ダムについては、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、特に近年、県内外で自然災害が頻発していることから、防災・減災の上でもその重要性が一層高まっております。

現在、付替県道工事の進捗に全力を挙げているところでありますが、来年度はダム本体工事の一部に着手したいと考えており、現場の安全を確保しながら、事業の着実な推進を図っております。

また、昨年11月29日には、反対住民の方々が提起されていた事業認定取消訴訟の控訴審判決において、第一審に続き、石木ダムの公益上の必要性が認められたことから、改めて石木ダムの目的などを県民の皆様にご理解いただけるよう、分かりやすい形でお伝えするため、新聞や県の全世帯広報誌等も活用し、引き続き広く周知してまいりたいと考えております。

未だ土地の明渡しをいただけない反対住民の方々に対しては、事業に協力していただけるよう、引き続き粘り強く働きかけを続け、令和7年度末のダム完成を目指し、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

（幹線道路の整備について）

県においては、交流人口の拡大や産業振興を支える規格の高い道路の整備を重点的に進めております。

このうち、島原道路の諫早インター工区については、九州横断自動車道と接続する諫早インターから小船越インター間の約1.6kmが本年3月22日に完成供用し、既に部分供用している栗

面インター間とあわせて工区全体の約4.3kmが完成することとなりました。この整備により、諫早市街地の国道34号、57号の交通混雑が緩和されるとともに、高速性・定時性が図られることから、地域活性化や救急搬送支援に大きく寄与するものと考えております。

今後残る工区について、早期完成が図られるよう、引き続き、全力で取り組んでまいります。

（九州新幹線西九州ルート の 建設推進について）

九州新幹線西九州ルートについては、昨年12月に諫早市内の第1平山トンネル外3箇所工事と宇都橋りょう（合成けた）製作・運搬工事が竣工し、長崎県内の主要な土木工事40工事のうち、17工事が竣工しました。また、今年1月には新大村（仮称）駅における駅舎の新築工事や、諫早市内の国道57号をまたぐ橋桁の架設工事が開始されるなど、令和4年度の開業に向けて、順次工事が進められております。

今後とも、関係機関、地元市町と連携して、安全に工事が完成するよう取り組んでまいります。

（JR長崎本線連続立体交差事業について）

長崎駅周辺では、現在、九州新幹線西九州ルート の 建設をはじめ、官民で様々な事業が進められていますが、このうち、県が平成21年度から事業を進めてまいりましたJR長崎本線連続立体交差事業については、本年3月28日に、高架線路へ切り替わり、長崎駅、浦上駅の新駅舎が開業する運びとなりました。

高架線路への切り替えにより、4箇所の踏切が除却され、踏切での交通渋滞や事故の危険性が解消されるとともに、東西市街地の一体化が図られることで、長崎市のまち全体の発展や賑

いの創出に大いに寄与するものと考えております。

引き続き、令和3年度の事業完了に向け、仮線撤去及びその後の側道等の整備を進めてまいります。

（地方創生の推進について）

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

施策体系のうち土木部分では、「1. 地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」においては、第1期総合戦略から引き続き建設産業の担い手の確保・育成や、更なるUIターンの促進に向けた空き家活用団体への支援に、「2. 力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」においては、企業誘致の推進に繋がる道路・港湾施設の整備や、魅力ある観光まちづくりのためのサイクリングモデルルートの整備に、「3. 夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」においては、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命と財産を守るための防災・減災に資する国土強靱化の推進、産業振興や交流人口の拡大に繋がる人流・物流を支える交通ネットワークの確立や持続可能な魅力ある都市・地域づくりなどに、積極的に取り組んでまいります。

このほか、公共事業の再評価についてを、追加1としてお配りしており、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【山本(由)委員長】 次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【馬場道路維持課長】 長崎県立都市公園条例の一部改正について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の1ページ、「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例」についてをご覧ください。

今回、改正しますのは、物価変動に伴う使用料の改正及び県立総合運動公園のサッカー場を廃止することに伴い、有料公園施設からサッカー場を削除するものであります。

まず、使用料の改定についてご説明いたします。

県立都市公園の使用料につきましては、毎年消費者物価指数を用いて物価変動の影響額を試算しており、10円以上の変動があった場合に改定を行うこととしております。

公園管理者以外の者が売店等の便益施設を許可を受けて設置する場合の使用料について、前回改定した平成9年度以降の物価変動率を乗じて算定した結果、県立総合運動公園の設置許可にかかる使用料について、現行の平方メートル当たり月額130円から140円に改正するものであります。

次に、サッカー場の廃止についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

県立総合運動公園のテニス場は、利用者が多いため、現在のコート8面だけでは予約がとりにくく、また、県大会などの大きな大会の開催は困難な状態でした。

このような中、平成30年7月に諫早市から、8面のテニス場を市の負担で整備をする。廃止が必要となる現サッカー場の機能は、市が久山港に整備するサッカー場で代替可能という提案を受け、県と市で協議をしてまいりました。サッカー場の利用率約30%に対し、テニス場は約

70%とテニス場利用の需要が多いこと、また、平成30年2月にサッカー場の利用に関する説明会を行い、利用者から理解を得られたこと、さらに、諫早市が久山港に整備していたサッカー場が、昨年8月に供用開始され、県民が公平に利用できるようになったことから、サッカー場を廃止し、そこに諫早市が8面のテニス場を整備することとしたものであります。

令和2年度に諫早市がテニス場の整備を行い、令和3年度から新テニス場の利用を開始したいと考えております。

なお、管理運営につきましては、現在のテニスコートと一体として行う必要があることから、地方自治法第252条の14に定める事務委託を県が諫早市から受け、県が一体的に管理していきたいと考えています。

事務委託を市から受託するに当たっては、令和2年11月定例会に関係議案を提出し、ご審議いただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山本(由)委員長】次に、砂防課長より補足説明を求めます。

【鈴田砂防課長】第48号議案「長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

5ページをご覧ください。

まず、1.の現行条例の目的でございますが、がけ崩れ等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建つ住宅など、災害危険住宅の移転を促進するため、移転者の住宅移転に要する経費に対して、県が助成措置を講ずるためのものであります。

次に、2.の改正の理由としましては、社会資本整備総合交付金交付要綱のうち、災害危険

住宅の移転にかかる国の助成事業である、がけ地近接等危険住宅移転事業が拡充されたことを受けて、現行条例における「災害危険住宅の定義の追加」及び「災害危険住宅の移転に対する助成限度額の引上げ」について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、3.の改正内容のうち、まず、「災害危険住宅」の定義の追加について、説明いたします。

現行の条例では、表の上段に記載している、（1）建築基準法の規定により災害危険区域として指定された区域内に当該指定の際既に建築されている住宅、（2）建築基準法に基づく条例の基準に適合しない昭和35年9月30日以前に建築された住宅、（3）土砂災害特別警戒区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅、（4）地すべり等危険区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅を危険住宅の定義としております。

このたび、国のがけ地近接等危険住宅移転事業の交付要綱における対象住宅が追加されたことにあわせ、表の下段に記載している（5）土砂法に規定する基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域内に、既に建築されている住宅、（6）国のがけ地近接等危険住宅移転事業に着手した時点から過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域内に、既に建築されている住宅の2つを、今回の条例改正案で追加することとしております。

次に、資料の6ページをご覧ください。

災害危険住宅の移転にかかる市町補助事業に対する助成限度額の改正についてですが、国の交付要綱において、がけ地近接等危険住宅移転事業の限度額が80万2,000円から97万5,000円

に改正されたことから、本条例の助成限度額を事業の除却等の限度額の4分の1である20万円から24万3,000円に改正するものであります。

なお、がけ地近接等危険住宅移転事業における負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市町が4分の1となっております。

最後になりますが、4.の条例施行日は、公布の日からを予定しております。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

【山本(由)委員長】次に、建築課長より補足説明を求めます。

【三原建築課長】今回、改正を提案しております条例案について、補足してご説明いたします。

補足説明資料の7ページをご覧ください。

第49号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」についてですが、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が令和元年11月16日に施行されたことに伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

省令の改正内容についてですが、資料の8ページをご覧ください。

建築物省エネ法の評価方法につきましては、建築物の用途により、標準計算、仕様確認、簡易計算による3つの評価方法が定められております。

今回の省令改正により、既存の省エネ評価方法であるモデル建物法と同様に簡易な計算方法であるフロア入力法、小規模モデル建物法、モデル住宅法が新たに追加され、また、共同住宅の共用部分を計算しない評価方法が申請者の任意の判断で選択できることとなっております。

なお、本省令改正につきましては、令和元年11月16日の施行となっておりますが、新たな3

つの評価方法につきましては、令和2年4月1日または令和3年4月1日より運用開始されることとなっております。

本条例の改正に当たり、従来のモデル建物法及び新たに追加される3つの評価方法は簡易計算に分類されることから、国土交通大臣の定める簡易な評価方法として、手数料条例上の表現を整理しております。

手数料額の設定につきましては、従来より国土交通省より算定方法が示されておりまして、新たに追加される簡易な方法による評価方法の事務量にあっては、従来の仕様確認による評価方法と事務量が同等であるということから、仕様確認による認定手数料と同額としております。

また、施行日につきましては、建築物省エネ法の評価方法の運用開始日である令和2年4月1日としております。

以上で補足説明を終わります。

各委員のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【山本(由)委員長】次に、住宅課企画監より補足説明を求めます。

【小山住宅課企画監】今回、改正を提案させていただいております条例案について、補足してご説明申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

まず、第50号議案「長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」についてですが、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、特定公共賃貸住宅の入居者の連帯保証人について、極度額の定めを行おうとするものであります。

特定公共賃貸住宅につきましては、収入基準を超える収入があるために、公営住宅に申し込むことのできない中堅家族層のために、良質な賃貸住宅として整備を行ってきたものであり、

長崎市及び佐世保市の県営住宅において、合計49戸を管理しております。

連帯保証人の極度額を家賃の24カ月分としたことにつきましては、国土交通省が行った裁判例の調査結果や本県の県営住宅における過去の行政執行までに要した期間などを検討した上で、鋭意適切な執行を行うために設定したものであります。

続きまして、10ページをご覧ください。

第51号議案「長崎県営住宅条例の一部を改正する条例」については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、認知症患者等の収入申告義務につきまして、職権調査によって収入把握と家賃決定を行うことができるよう、必要な定めを行おうとするものであります。

また、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、県営住宅の入居者の連帯保証人について極度額を定めるとともに、不正入居にかかる住宅の明渡請求に基づく支払期後の付加利息の設定を民法に基づき行おうとするものであります。

なお、県営住宅にかかる連帯保証人の極度額を家賃の24カ月分としたことにつきましては、先ほどの第50号議案での説明と同様でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

委員各位のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【山本(由)委員長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます、

【馬場道路建設課長】11ページをご覧ください。

第61号議案「契約の締結」について、ご説明いたします。

主要地方道巖原豆酛美津島線道路改良工事（（仮称）尾浦トンネル）であり、工事場所は、対馬市巖原町尾浦～安神でございます。

当該区間は、幅員狭小で見通しが悪く、普通車の離合も困難な箇所であることから、円滑な交通と安全な生活道路の確保及び産業支援を図るために道路改良工事を実施するものであります。

工事延長313メートル、幅員は車道5.5メートル、全幅員で7メートルであります。トンネル工が313メートルでございます。

契約相手としましては、小宮・東邦特定建設工事共同企業体であり、契約金額は11億6,935万5,000円であります。

契約工期は、令和3年9月30日限りとしております。

12ページをご覧ください。

位置図・平面図等を示しております。施工箇所は、対馬の南東部に位置しております。

13ページ及び14ページにつきましては、入札結果一覧表を示しております。

入札は、昨年12月25日に総合評価落札方式で執行しており、参加7者のうち最も高い評価値となりました小宮・東邦特定建設工事共同企業体を落札者として決定しております。

その後仮契約を行い、今回、契約案件として上程させていただきました。

続きまして、15ページをご覧ください。

第64号議案「契約の締結の一部変更」について、ご説明いたします。

一般県道諫早外環状線道路改良工事（諫早IC分離橋上部工）であり、工事場所は、諫早市貝津町であります。

地域高規格道路島原道路の一部として、島原半島地域と県央地域の交流を促進するとともに、

都市内の環状道路として諫早中心部の渋滞を緩和することを目的に実施しているものであり、九州横断自動車道諫早インターに接続するランプ橋であります。

工事延長197メートル、幅員は車道3.5メートル、全幅員6.0メートルで、橋梁上部工における桁の製作及び架設工事を行うものであり、オンランプ橋197メートル及びオフランプ橋189メートルの分離橋となっております。

請負者は、大島・増崎特定建設工事企業体であり、現在の契約金額9億8,604万円を1億2,878万5,800円増額し、11億1,482万5,800円に変更するものであります。

工期につきましては、令和2年3月25日までとして、変更はありません。

16ページは位置図、また、17ページは平面図を示しております。

18ページをご覧ください。

今回の変更内容につきましては、長崎自動車道と国道34号をまたぐ橋梁の架設工事において、当初計画では6ブロックに分割した桁を2日間で架設を行うこととしておりましたが、道路管理者であるNEXCO西日本や国土交通省との協議の結果、桁下の交通安全確保のため、桁を3ブロックに分割し、1日で架設を終える計画に変更しております。

そのため、桁を吊り上げるクレーンを120トン～160トン吊り用から、200トン～550トン吊り用に変更し、現地で組めない桁を多軸式特殊台車により運搬してきて、直接架設する工法に変更しております。これらにより、約8,000万円の増額となっております。

次に、19ページをご覧ください。

もう一つの主な変更要因としまして、公共工事設計労務単価の上昇に伴い増額を行うもので、

表にありますように、工事にかかる労務単価が1～7%増額しております。

続きまして、20ページをご覧ください。

第65号議案「契約の締結の一部変更」について、ご説明いたします。

一般県道佐世保世知原線道路改良工事（（仮称）板山トンネル）であり、工事場所は、佐世保市知見寺町から世知原町の上野原であります。

当区間は、幅員狭小で急カーブの連続、視距が確保されておらず、また、冬場の凍結や濃霧による交通規制が多く発生していることから、2車線道路を整備することにより、安全・安心な生活道路の確保を図るものでございます。

工事延長1,640メートル、幅員は車道5.5メートル、全幅員で7メートルであり、トンネル工が1,602メートルでございます。

請負者は、奥村・梅林・小山特定建設工事共同企業体であり、現在の契約金額42億1,829万5,400円を1億2,665万5,100円増額し、43億4,495万500円に変更するものであります。

工期につきましては、令和4年7月13日までとしており、変更はありません。

21ページをご覧ください。

位置図・平面図を示しております。

22ページをご覧ください。

今回の変更内容につきましては、契約を令和元年7月10日で行っておりましたが、入札手続中に生じた公共工事設計労務単価や材料費の上昇に伴い、増額措置を行うものであります。

表にありますように、工事にかかる労務単価が3%～9%程度上昇しております。

以上で説明を終わります。

【山本(由)委員長】 次に、河川課長より補足説明を求めます。

【浦瀬河川課長】 河川課及び道路建設課の契約

案件について、ご説明いたします。

資料の23ページをご覧ください。

今回審議いただくのは、第62号議案でございます。

工事名は、郡川河川改修事業に伴う大村線松原・竹松間30キロ334メートル付近郡川橋りょう改良工事及び池田沖田線街路事業に伴う大村線松原・竹松間30キロ480メートル付近福重橋りょう改良工事でございます。

工事の場所は、24ページの位置図にお示ししておりますとおり、大村市皆同町及び沖田町で、新幹線の車両基地の彼杵側の場所に位置します。

事業は、大村を流れます二級河川郡川の洪水被害の解消及び大村市街地の交通渋滞緩和と地域の利便性の向上を目的とし、郡川橋りょうの改良工事については河川課、福重橋りょうの新設工事につきましては道路建設課の所管事業となります。

次に、工事概要ですが、25ページの図面をご覧ください。

計画平面図の左側の水色でお示ししておりますのが郡川になりますが、その中で赤色でお示しておりますのが郡川橋りょう部になります。洪水が流せるように橋りょう下の断面を確保するため、橋りょうの長さを68.9メートル、幅を6.675メートルにし、P.C.2径間下路桁橋の構造に改良いたします。

また、右側の黄色でお示しております路線が池田沖田線街路になりますが、赤色でお示しております福重橋りょうは、延長26.2メートル、幅員6.45メートルのボックスカルバート構造で、新しく設置いたします。構造は、下の図のとおり、一般図でお示しております。

この2つの橋りょうが接近していますことから、図面では黒色の線でお示しております既存

のJR軌道を緑色の線でお示しております、図面でいきますと下のほうに延長760メートルの仮線を一度に設置し、列車の軌道を、工事期間中、一時的に切り替えて、2つの橋りょうを同時に施工し、完了後にもとの軌道に戻す仮線方式という工事の方法により工期の短縮及びコストの縮減を図ることとしています。

本年度は、計画平面図で緑色部の仮線の設置工事を行っており、令和2年度は黒色の線で示しております既存の線路を緑色で示しております仮線への切り替え工事を完了させるとともに、郡川橋りょうにつきましては、左の図の黒色で示す既存の橋りょうの撤去工事、また、福重橋りょうにつきましては、右下の図の赤色で示しますボックスカルバートの工事を行うこととしております。

契約相手は九州旅客鉄道株式会社で、事業全体の工期は平成30年から令和6年度末までを予定していますが、そのうち令和2年度に委託します実施協定予定額が5億円を超える見込みであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

令和2年度の実施協定予定額は7億6,894万5,000円で、そのうち、河川課所管分が3億9,744万4,000円、道路建設課所管分が3億7,150万1,000円となります。

以上で、第62号議案「契約の締結」についての補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】 次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【高屋住宅課長】 続きまして、26ページをご覧ください。

第63号議案「契約の締結」についてござい

ます。

工事名は高田南宅地整備事業であり、工事の場所は、27ページの位置図のほうにお示しておりますとおり、西彼杵郡長与町高田郷でございます。

28ページの計画平面図をご覧ください。

太線で囲まれた範囲が、今回の事業区域でございます。この範囲の18ヘクタールにつきまして、設計業務と建設業務を一括施工いたします。

26ページへお戻りください。

工事概要は、3に記載のとおりでございます。

契約相手は、松尾建設・西海建設・田浦組・第一復建・ベック高田南宅地整備事業共同事業体で、契約金額は48億8,137万4,300円でございます。

契約期間は、令和7年3月31日限りでございます。

29ページから31ページの入札結果一覧表をご覧ください。

落札者の決定に当たり、技術提案や配置予定技術者と企業の能力、保留地取得価格提案と施工体制の評価点から算出した加算点と入札価格により、表内の右から2列目の欄の評価値を計算し、この数値が最も高い業者を落札者といたします。

最も高い評価値となりました松尾建設・西海建設・田浦組・第一復建・ベック高田南宅地整備事業共同事業体を落札決定といたしました。

その後仮契約を行い、今回、契約案件として上程させていただきました。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】次に、住宅課企画監より補足説明を求めます。

【小山住宅課企画監】「権利の放棄」について、補足してご説明いたします。

32ページをご覧ください。

今回、県営住宅の退去者の未納家賃の権利の放棄については、第67号議案及び第68号議案の2件でございます。いずれも権利の放棄にかかる議決を求める基準に沿って放棄すべき案件を整理し、お諮りするものでございます。

今回、債権を放棄しようとする理由についてご説明いたします。

第67号議案は、債務者が破産免責許可を受けた者であり、また、第68号議案は、債務者が死亡し、その唯一の相続人が相続放棄をしたものであります。いずれも名義人死亡後の正規の手続を経ていない入居者であり、連帯保証人がいないことから、支払いの請求を行うべき相手がおらず、債務者本人による時効の援用でもないため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をいただいた上で権利の放棄を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

委員各位のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【山本(由)委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【平岡港湾課長】第66号議案「財産の処分」について、補足して説明いたします。

33ページをお開きください。

多比良港埋立地は、雲仙普賢岳から発生する土石流等の土砂や公共残土等を処分するために、県が護岸を整備して、平成4年度から埋立てを開始し、平成27年度に第1期埋立てとして約14ヘクタールを部分竣工いたしました。

今回売却するのは、そのうち約6.8ヘクタールの用地で、雲仙市はその土地を企業立地用地と

して利用する計画であると伺っております。

売却面積は6万7,926.92平方メートル、売却価格は5億4,681万1,706円で雲仙市への売払いを予定しております。

本案件につきましては、予定価格が7,000万円以上かつ2万平方メートル以上の土地の売払いであるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づく議決事件に該当いたしますことから、県議会の議決を得ようとするものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案について質問をさせていただきます。

まず、課長補足説明資料の5ページになりますが、第48号議案につきまして、「長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例」について、改正の目的と理由と内容とをご説明いただいて一定の理解をしたんですが、まず最初に、現行で言いますと、5ページに書いてあります(1)から(4)、これに該当するのが災害危険住宅の定義であるということだったんですが、ちなみに、この現行で、6ページにありますような補助を受けられた方が今まで、過去にどのくらいいらっしゃるのかというのは、件数とかはわかりますか。

【鈴田砂防課長】 この条例ができた当時は、結構な数があったんですが、ちなみに、近年10年間を言いますと、実績1件、または実績なしということで、過去10年間に絞りますと3件の実績がございます。

【宮本委員】 わかりました。3件ですね。

少ないと言っていいか悪いかわかりませんが、それに今回から(5)と(6)が追加されました。がけ地近接等危険住宅移転事業が拡充されたことを受けてということではありますが、ちなみに、(5)に該当するような地域が長崎県内にあるのか。また、(6)に該当するような地域、住宅があるのかというのを確認させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

【鈴田砂防課長】 今回追加されました、まず、(5)ですけれども、(5)は土砂法の基礎調査で、土砂災害の特別警戒区域に指定される見込みのある区域というふうになっています。これまでは指定された区域となっておりますけれども、基礎調査を実施しまして、その後ホームページで公表したり、住民の皆さんに縦覧したり、市町の意見を聞く、これが3カ月ほど手続にかかります。その3カ月程度を経て指定というふうになるんですけれども、その指定を待たずに、調査が終われば、その3カ月間でこういう事業に取り組もうとしたところも、今回、この事業に該当するというので、ちなみに、現在、1月末の時点で基礎調査が終わっているのが約2万8,000件ございまして、まだ指定までになっていない案件、今指定の手続が終わっているのが2万6,000件ぐらいありますので、この数字の差にあたる住宅で、もしこの事業をしようという方がおられたら、それが該当するというふうになっています。

(6)につきましては、災害救助法の適用を過去3年間に受けたというところで、長崎県では、現時点では、この(6)の案件はないと考えております。

【宮本委員】 そうするならば、この第48号議案というのは、今後、この補助制度、市町の補

助事業を受けやすくなりますというイメージというか、そういったイメージでよかったでしょうか。確認させてください。

【鈴木砂防課長】今回拡充されたことについては、（5）番のほうは大きいんですけれども、基礎調査が終わりますとホームページに公表して、皆さんにお知らせしますので、知った時点で、指定はまだできてないんですけども、そういうことだったら、私は移転しようかなとか、そういう方がいらっしゃったら、そこはこの助成が受けやすくなると思います。

ただ、先ほど過去10年間で3件と申しましたけれども、事業開始からトータルでしますと500件ぐらいの助成を受けた方がいらっしゃいますが、そもそも昭和35年に建築基準条例ができる前に建った住宅などがこの対象、建築基準条例ができた後は、ある程度がけ地からは一定の距離を離しなさいとか、そういうことで規制がかかっておりまして、今後も土砂災害の特別警戒区域にかかりますと、住宅は、一定の構造上安全な住宅にしなければ、そういう規制がかかってきますので、この助成事業に適する住宅はだんだん少なくなってくると考えております。

【宮本委員】わかりました。私も勉強不足で、こういった補助事業があるということを改めて確認をさせていただきまして、（5）と（6）みたいなものを追加することによって、この住民の方々にとっては非常に朗報になるうかと思っておりますので、公布の日から施行となっておりますから、また周知のほうをお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

併せて、第50号議案、第51号議案について、これも確認をさせてください。

長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正す

る条例と県営住宅条例の一部を改正する条例、これも理由と改正内容等について、わかりました。24カ月分という上限の根拠もお示しいただいたところではあるんですけど、これは連帯保証人制度の見直しについてということで、これは一般質問でもあっていましたが、今回は、連帯保証人の人数を2名から1名に緩和するということでもあります。1名残すというところはわかる気もしますが、残したところの、2名から1名にしたところの根拠について、理由というか、お示しいただけますか。

【小山住宅課企画監】先般、国土交通省住宅局より、平成30年度に、県営住宅の標準管理条例から連帯保証人の義務づけを廃止すると、そういう制度の通知がなされております。

ただ、その中で、連帯保証人をもし残す場合であっても、連帯保証人がいないことのみによって県営住宅に入れないことがないように努めていただきたいという趣旨の内容が記載されております。

それに基づきまして、今回、条例ではなくて規則の改正になるんですけども、連帯保証人の人数を、まず2名から1名にいたしまして入居しやすくするというのと、もう一つは、長崎県営住宅条例第13条の3項に、連帯保証人の連署を必要としない者という規定がございます。これについて、これまでその基準がなく、申請様式もなく運用がなされてこなかったということがありましたので、今回、その連署を必要としない者の基準を定めまして、「連帯保証人連署免除申請書」という名前の申請書をつくりまして、特別な事情がある方については連帯保証人を免除する方向で進めていきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。いただ

いた資料の中にもそういった記載があります。2名から1名に緩和して、連帯保証人の連署を必要としない者について基準を作成したということで、申請書というのを新たにつくるんですよということで、先ほども説明がありましたとおり、入りやすくなるんですよという話がありました。

ちょっと調べてみますと、兵庫県は4月からは連帯保証人の登録を撤廃する方針を固めたということで、兵庫県の中にもさまざまな市町があるんですが、市町から反発の意見もあったという方向はあるみたいですが、やはり連帯保証人を撤廃するというところに踏み切るとなると、非常に厳しいところがあるんだろうなというふうに考えたりもします。

そこで、連署免除の基準ということで 番から 番まで、今のところは検討中ですよという想定がありますよね。すみません、この のその他特別な理由がある者、これは、今のところ県ではどういった者を想定されているのかなというのがちょっと気になったんですけども、この に該当する者というのはどういった者を想定されているか、今考えががありますならば、教えてください。

【小山住宅課企画監】実際の入居手続において、入居決定者の方からそういう申し出があった時には、まず、とりあえずどういう状況かをつぶさにお聞きして、必要であれば戸籍謄本なんかもお見せいただいた上で、本当に連帯保証人になっていただけそうな親族がない、あるいは遠方におられるとか、そういう事情がもし把握できるような状況でございましたら、それは特別な事情ということで認めていくことの検討はしておりますが、ただ、これは一概に言えませんので、その都度、その都度で具体的に、つぶさ

に審査をさせていただくことになろうかと思っております。

【宮本委員】いずれにせよ、公営住宅に入りやすい緩和ということで条例が変わったということになっておりますので、しっかりとこういったところも、今後入られる方についても周知をしていただきたいと思いますと思っております。

一方では、これに付随して第67号議案から第68号議案、32ページですけれど、権利の放棄とありますよね。これに関係するかもしれません。これは連帯保証人がいないため、債権の回収が不能と2件ともあるんですが、これはそもそも連帯保証人がいない、不正入居とありますけど、ここに至るまでわからなかったのかなと、単純に思うんですが、どういうんでしょうかね。こういったのは、恐らくほかにもたくさんあるんでしょうか。ないかもしれませんが、これは、こういった不正入居にならないような手だてというのはされてなかったのかどうか、そこも確認させてください。

【小山住宅課企画監】この不正入居というのは、ちょっと表現が悪うございますけれども、もともとは名義人が父親でございまして、その子どもさんと同居されていた世帯でございまして、父親が亡くなられて、67号議案につきましては、本来息子さんは入居の承継ができない方でしたので、退居してくださいというふうに指導しております。ところが、退居費用が捻出できないとか、引っ越し先が決まらないということですと住み続けられまして、結果的に1年半ぐらいかかって退居されております。その間の期間が不正入居期間というふうに考えているところでございます。

68号議案も、同様に名義人の方は父親でございまして、父親が同じように亡くなられまして、

その後子どもさんが住んでおられたんですが、この方は承継入居の基準を満たしておったので、手続をとってくださいという指導をしておりました。ところが、この方につきましては、ある日突然、家をふらっと出られまして行方不明になられたものですから、しばらくの間行き先がわからずに、そのままずっと荷物だけ置いて居住が続いていたと。ただ、本人はどこにいるかわからないという状況が続いておまして、それが、いわゆる不正入居期間というふうになっております。

なかなか承継入居ができない方については、出て行ってくださいというふうに申出するんですけども、次の行き場所がすぐに決まらないとかということもありまして、そういう方については不正入居になるんですけども、大体の方は、家賃はそのままお支払いをされているようなことがありますので、こういう案件になるようなことはないんですけども、今回たまたまこういう二人の方がそういった不正入居期間があったということで、権利の放棄ということとさせていたただきたいと考えております。

【宮本委員】こういう事案が発生するので連帯保証人というのは大事なんだろうという認識でいるんですが、いずれにしても、入りやすい要件緩和ということになっているということを確認しつつ、こういった不正入居という言葉は悪いかもかもしれませんが、こういった方々をキャッチすることも大事だろうと思いますから、そこは、今、指定管理なされていると思いますけど、しっかりと協力して防止というか、対策を講じていたただきたいということをお願いいたします。

【山本(由)委員長】ほかに、議案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第46号議案ないし第51号議案及び第61号議案ないし第68号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時25分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開します。

【井上監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料について、ご説明いたします。

提出しております内容は、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和元年11月から令和2年1月までに実施したものでござい

ます。

初めに、資料の1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関係の委託、建設工事、その他の3つに区分し、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付しております。

1ページから37ページまでが建設工事関係の委託、38ページから218ページまでが建設工事、219ページから232ページまでがその他となっております。

次に、資料の233ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、274ページから最終ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【山本(由)委員長】以上で、説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しておりました陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

2番と9番と17番になります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、先ほど説明のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【中村(泰)委員】入札結果一覧表の33ページに

なります。

地すべり対策工事ということで、すみません、私のほうが不勉強で申し訳ないんですが、「類似落札済」という記載がございまして、類似落札済の方が一番下の値段で出されているんですけども、この類似落札済というのは、過去、私は見たことがなかったので、どういう経緯なのか、ご教示願います。

【鈴田砂防課長】地すべり関係の事業でというお尋ねでしたので、砂防課のほうからお答えさせていただきます。

同じ日に同様の工事を2つ、3つと出します時に、すべて同じ業者の方がとられると、受注のバランスとかを考えると、あまり適切でないということで、1件目の入札でとられた方は、次の落札に関しては辞退をお願いしますというような仕組みをつくっておりますので、それで、2番目の改札をする時に、1件目をとられた方については、「類似落札済」という表示をすることになっています。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

これは物を買うとかいう場合においても、同じようなものなんでしょうか。工事に関わる特殊な例なのか。

【松園建設企画課企画監】物を買うというのは、我々のあれではちょっとわからないんですけど、工事を発注する場合、あと、業務委託を発注する場合において、管内とかで同じような工事があった場合には、応札者なり指名業者が重複するような状況になりますので、そういう時に類似工事として発注して、同一の業者がとらないように、一方は類似落札済として先抜けにして、2番手においては、次点の方が落札するというようなシステムになっております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。そう

いう仕組みであるということを理解いたしました。

もう一つは、要望になるんですけども、会議結果報告のところで、280ページ、長崎南北幹線道路ルート選定委員会で、複数のルートについて議論がなされた。こちらについて、どういったルートで、それが時間とか、距離とか、例えば工事費用とか、そういったパラメーターがとられていると思いますので、そういった資料がもしあれば、いただければ大変ありがたいです。よろしく願います。

【植村都市政策課長】長崎南北幹線道路ルート選定委員会、当課のほうで所管をしておりますけれども、これまで2回会議を開催しまして、今回、ここに載っておりますのは第2回目の会議でございます。

1回目、2回目の委員会を通しまして、現在のところ、長崎の市街地の西側のほうですね、主にトンネルで茂里町から時津町まで結ぶということで、そういうルート帯がいいのではないかと方向になっております。

ただ、一部区間については、もう少し詳細な検討が必要という状況でございますので、地元の皆様との意見交換も実施をしながら、現在、詳細なルート検討の作業を進めているところでございます。

今、検討対象としております区間の延長は約6.5キロ、時間の短縮については、現在、国道206号を通過して時津町、井手園交差点から長崎市内の大波止までおおむね30分程度かかっておりますけれども、長崎南北幹線道路が完成いたしますと、これが、南北幹線を通過する場合で10分程度になります。また、国道のほうも交通量が減って流れがよくなります関係で、国道を通過しても20分前後に短縮されるという効果を見

込んでいるところでございます。

先ほど、別途資料が必要ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）委員会の開催状況及び、そこでどういう意見が出てきたかということについて、あと、委員会に提示した資料につきましては、都市政策課のホームページのほうにアップしておりますので、それをご覧になっていただければと思います。

【山本(由)委員長】 よろしいですか。

【中村(泰)委員】 はい。

【山本(由)委員長】 ほかにありませんか。

【ごう委員】 今の中村(泰)委員に関連することで、お尋ねさせていただきます。

このルート選定委員会が令和元年度に2回開催されたということですが、この令和2年におきましてのスケジュール感ですが、どれくらいの間隔で、何回くらい開催されるのか。そしてルートの選定、絞り込みを進めていかれると思いますけれども、いつごろを目処にこのルートを選定していこうとしているのか、現在のところのスケジュール感、予定などがあれば、お聞かせください。

【植村都市政策課長】 今後のスケジュールでございますけれども、今年度中にもう一回ルート選定委員会を開催する予定でございまして、その3回目の会議においておおむねのルート帯を決定したいと思っております。

そのルート帯と申しますのが、おおむね100メートルから200メートルぐらいの幅を持った中でのルートということです。年度内にルート帯を決定した後、詳細な設計を進めてまいりまして、それが数カ月かかるかと思っておりますけれども、それができ次第、地元の皆様にお示しをしまして、地元説明会ですとか、公聴会とか、そういったものを開催して、皆様に詳細なルート

をお示しするということになります。

国との協議とかも行ったり、その後、計画案の縦覧を行いまして、都市計画審議会に付議して、そこで認めていただければ、都市計画決定に至るということで、その後、事業化という流れになります。今のところ、都市計画決定にどれだけ時間を要するのかというところが、はっきり申し上げられる状況にございません。

ただ、私どもとしましては、長崎市北部の交通渋滞が深刻化している状況を鑑みまして、できる限り早く事業化に結びつけたいということで、都市計画の手続等を進めてまいりたいと思っております。

【ごう委員】詳細にご説明いただきまして、ありがとうございます。

この道路につきましては、長崎市のほうからまずルート選定委員会を開いてほしいという要望から始まって、今、これが実現をして、今年度中に3回目が開かれるということで、すごくどんどん進んでいる感じはいたしております。

やはり本当に一日も早く完成するのが、長崎市民の皆様方ならず、多くの皆様方のご要望だと思います。そしてまた、地元の皆様方には不安なこともたくさんあるかと思っておりますので、このルート選定委員会の中でしっかりと地元のご意見も聞いていただいて、皆様方が本当に喜んでこの道路が完成するように進めていただければと思っております。ありがとうございます。

【山本(由)委員長】ほかにありませんか。

【宮本委員】いただいた資料の248ページと262ページなんですけど、県の対応がそれぞれ詳細に書いてありますが、東彼杵道路建設促進期成会及び長崎県離島振興協議会 長崎県過疎地域自立促進協議会から出されている要望の中

で、東彼杵道路についてですけれど、これはもちろん期成会に参加しておりますが、これは確認です。有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討ということになっていきます。有料道路事業の活用を含めた整備手法で検討していくことが、一番、計画段階評価には近いということで、今、県としても動いているという考え方によるしかたでしょうか。

まず、確認させてください。

【馬場道路建設課長】東彼杵道路の早期着手に向けての取組ということでございますけれども、東彼杵道路につきましては、地域高規格の候補路線という形で、大分前から位置づけはされていたところではございますが、なかなか整備が実現しないというふうな状況にあった中で、有料道路を活用した整備手法といった中で、少し明るい兆しが出てきまして、それを前提に、今後検討を進めた中で事業化していくというようなことで、県としても、そういったことで有料事業を活用した検討を含めて、国のほうには検討いただき、そして、早期に事業化をしていただきたいと思っております。

【宮本委員】そうですね、今まで動いてなかった。しかし、この有料道路事業の活用を含めた整備手法というのであれば、少し早くなるという理解ではあるんですが、ただ、県民の方々の負担が増えるというところからするならば、その他の事業活用とかでもいけないのかなと思うんですが、それでもいけないから、こういった有料道路事業を活用するというに至ったという経緯もありますので、引き続き、これは要望が一番、国への働きかけが一番なんだろうと確信しております。

東彼杵道路は、やっぱりIR、そして地域の交流についても大事な道路なので、引き続き、

私もいろいろ活動させていただければと思って
おります。

もう一点、256ページになりますけれど、三
県架橋について、島原・天草・長島架橋につい
て、これも具体的に書いてあります。恐らく毎
年こういった形で対応されているんだろうと思
います。

公明党も、昨年から再び、長崎、熊本、鹿児
島の県議会が集まって、三県架橋について勉強
会を始めたところですよ。いろいろ具体的に書い
てあって、まさしくそのとおりで、平成20年に
海峡横断プロジェクトが凍結されて、ずっと厳
しい状況と書いてありますが、一つ確認ですけ
ど、これは、来年度は長崎県が担当県ですよと
聞いたんですが、それは間違いなかったでしょ
うか。確認をさせてください。

【馬場道路建設課長】この三県架橋についまし
ての取組として、長崎、熊本、鹿児島島の3県で
連携して取り組んでおるところでございますけれ
ども、来年は長崎県が事務局という形になり
まして3県で連携して取組を、少しずつでござ
いますけれども、取り組んでいくというところ
でございます。

【宮本委員】事務局だったですね。これは何か
計画とかされていますか。ここには、3県合同
で要望活動はもちろんでしょうけれど、少年サ
ッカー大会とか、いろんな機運醸成を図ると書
いてあるんですけど、事務局となるに当たって、
今までと違った推進大会をするのか、国への働
きかけを強化するとか、そういった取組の構想
が何かあれば、教えてください。

【馬場道路建設課長】まだ具体的な来年度の計
画というのは、これから両県とも相談しながら
決めていくということになるかと思えます。

【宮本委員】わかりました。非常に壮大なプロ

ジェクトですね。ただ、書いてありますとおり、
大規模災害の時には非常に大事な道となること
は間違いありませんので、事務局となる以上は、
持ち回りなんでしょうけど、何かちょっといま
までと違ったものをしていながら、機運を高め
ていく必要があるかと思えますので、しっか
りそこは練っていただきたい、構想していただ
きたいと思えますので、どうぞよろしく願ひ
します。

【溝口委員】測量設計関係のあれで、指名競争
入札と一般競争入札の2つがあるんですけども、
その中でどのような形でそれを決めている
のか、教えていただきたいと思えます。

【松園建設企画課企画監】業務委託については、
県内企業を基本として、管内とか、県内の企業
をまず優先的に考えております。

あと、高度な業務で、どうしても県内に業者、
実績を持つ業者がない時は、県外のみ指名
ということもあり得ます。

現在、もともと県外企業のみで指名をやっ
ていた部分につきまして、県内である程度実績が
ある業者がいらっしゃれば、一般競争で拡大し
てやっているところがございます。

【溝口委員】県外とか、県内とか、そういう基
準の中でというのは、一般競争入札が、今度は
2件しかないんですよ。それで、一般競争入
札の落札者の中身を見ると、例えば14ページな
んかは、2人の一般競争入札業者しか出なかつ
たと。普通だったら、一般だから、全部参加す
るような形で一般競争入札をしているんだろう
と思うんですけども。

それと、もう一つは、18ページの6つ、指名
競争入札だと10業者以上ということで当たっ
ていると思うんですけども、一般競争入札に
なったら参加者が少ないんですよ。

だから、その辺について、なぜこのように一般競争入札をして少ないのか。それも、2件だけですけれども、そうしたら、もう一般競争入札でいいんじゃないかという形もあるし、全部指名競争入札でもいいんじゃないかと、そういう疑問が湧くんですけれども、その辺について、どのようなお考えを持っていますでしょうか、お尋ねいたします。

【松園建設企画課企画監】先ほど申しましたように、指名競争において、14ページでいけば、1,000万円以上なので、10者の指名になるところでございます。

しかしながら、県内の業者にこういう登録と実績を持つ業者がないもので、通常であれば、県内と県外の混合指名で10者でするところでございますけれども、一応県内にも6者程度の業者がいるということで、あえて一般競争入札で、県内企業の受注を目指したところがございます。結果として、2者が応札されたということがございます。

18ページにつきましては、従来であれば、県外業者のみでやっていたところがございますけれども、先ほど言いますように、実績等が、県内業者で、テクリスという情報を見るところがありますけど、それを見て、実績があるということで、指名になると、どうしてもここも県内と県外の業者を合わせて10者になるところがございますけれども、県内業者のみで競争性を保てるということで、一般競争で実施させていただいたものでございます。

【溝口委員】ただですね、私たちも県内の業者の皆さん方にできるだけ落札するようにしてくださいということをお願いしているんですけれども、そのことについて、一般競争入札だったら県内にいるからということなんですけれども、私

たちも測量・設計の皆さん方といろいろ話をしますけど、今、県の皆さん方とも勉強会をしながら、恐らくここに出ている部分については、できない業者はいないんじゃないかと私は思っているんですね。

だから、そういうことであれば、一般競争入札でしてもいいんじゃないかという気がするわけなんですけれども、県外の方々をなぜ入れないかわからない。1,000万円以上、何十億円となったら、それはだめかもわかりませんが、その辺についてはちょっと疑問が残るんですけれども、一般競争入札と指名競争入札の中身を見ていて、どうもおかしいという感じがするんですけれども、いかがですか。

【川添建設企画課長】今の一般か指名かというところなんですけれども、基本、委託に関しては指名でやっているというのが実態でございます。

ただ、そうした中で、今、溝口委員が言われたように、県内の業界から、自分たちもできるものがあるというような中で、じゃ、県内に限って一般で広く応募したらどうかという提案で、今回こういうふうに拡大を、2~3年ほど前からやってきているというような状況です。

ただ、やっぱり一般にしても、こういうふうに数が少ないというような状況で、我々としては、県内業界のほうにもう少し頑張っていたきたいという思いはございます。

【溝口委員】わかりました。そういう意味でわかるんですけれども、やはり県内の業者の方々も、ある程度勉強してきていると思うので、一般競争入札になった時に、できる限りの方々に参加をしていただくようにということをやったりしていかないと、県内の業者はますます技術がないというふうに見られてくるかなという感じがするんですけれども、私たちから見ても、恐

らく職員の皆さん方とも県内の測量・設計の皆さん方は勉強会をして、かなり技術を高めているんじゃないかと思うんですけども、やはりそういう機会を与えてやるためにも、そうしたら、一般競争入札でという形になってくるんじゃないかという感じがするんですけども、試みとして、2~3年ぐらい前から、少しずつ一般競争入札を増やしているということですけども、2つということは、何十件ある中の2つといったら、ちょっと疑問が残るかなという感じがしますけれども、これ以上は言いませんので、どうぞ頑張ってください。

【山本(由)委員長】ほかに、この項について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【田中委員】3点ほど確認をしておきたいと思います。

1点は、石木ダムの推進という説明なんですけど、2点確認をしておきたいと思います。

現状、残られた13世帯、どこか移ってもらわなきゃいかんわけですけども、従来の移転地が何力所か残っているという話は聞くけれども、従来の移転地に移るといのは、現実的に不可能だと思うので、だから、近辺でやはり移転先の確保、団地構想的なものをつくって、やっぱり手を差し伸べなければ、動くに動けないという感じが私はしているので、移転先についての県の配慮をぜひ求めたいと思うんですけども、それについての見解。

もう一つは、ダムの管理事業、見返り事業というのはちょっと何だけども、見返り事業に近いね。地元貢献事業、青写真をやはり早くつ

くらなきゃだめ。特に川棚町と相談をして、どういう事業を並行してやっていきたいと思うというような地元貢献事業をやってほしいと思うのです。

この2点について、考え方をただしておきたいと思います。

【松本河川課企画監】集団の移転代替地につきましては、ご存じのように、既設ダムの下流側に代替宅地をつくりまして、そこについては、既にご了承いただいた方については、移転をさせていただいています。

委員、ご指摘のように、ほかにそういった団地の構想がないかということなんですけれど、13世帯の方、今後協力していただけるのであれば、我々も一生懸命、今、粘り強く交渉をやっているところでございますけれど、地元の川棚町とそういった話を持ってきていただけるのであれば、ぜひそういった移転地についても、今後検討したいと考えております。

それと、水源地域の整備計画といいまして、将来的な地域振興策とか、生活再建等について、地元川棚町、それと佐世保市、県で、これまでも促進調整会議という会議を経まして、現在までに13項目の推進事業というのを今まで検討しまして、今も川棚町内で、今後の対応について、県、市、町で検討いたしているところでございます。

今後、今、委員が申されました水源地整備計画につきましては、昨年、再評価で工期を3年延ばして、令和7年度完成というふうにいたしておりますので、その工期に合わせたような形で、今後整備が進めていければということで、先ほど言いましたように、県、市、町一体となって検討してまいりたいと考えておるところでございます。

【田中委員】今お話があったように、ダム completion とこの事業、並行してやって、同時完成というような形ぐらいのことを考えないと、地元の人も見えないよね、どういう事業をやってくれるのかとか、目に見えない。ぜひこれをお願いしておきたいと思います。

もう一つは、移転先は、旧移転先があるからと、それは知っている。しかし、今までのいきさつからいって、同じ移転先に行くとはちょっと考えられない。だから、周辺で新たに、残りたいとおっしゃるわけだから。ダムの周辺、できれば400～500メートルぐらいの範囲で適地をぜひ探して、10世帯になるか、10世帯でも結構な土地になるわけだからね。皆さん方の団結からすれば、一緒に移転するというのが望ましいと私は思うけれどもね。ぜひ、これは配慮方をお願いしておきたいと思います。

次に、幹線道路の整備についてと書いてあるけれども、島原道路だけなのかな、長崎県の幹線道路は。えらいサービス精神がないな、当初予算というのに。長崎県の幹線道路は島原道路1カ所なのかな。まだいろいろな幹線道路はあると思うけど。先ほどもいろいろ要望が出ているように、あると思うけれども、えらい、ちょっとちょっとという感じなんだね。当初予算なら、もう少し親切な説明をすべきだよ。懸案の幹線道路はいっぱいあるんだから。これは、私は、一つ落ちているなと思っているんだけれどもね。

その中で具体的に言うと、西彼杵道路と東彼杵道路、大体並行して進むのが我々の理想だったんだけど、金子知事の時代に、西彼杵が何もないから、西彼杵を優先してやってくれという話で進んでいるんだけど、もうそろそろ、大村湾の一周ということを考えれば、西彼

杵道路、東彼杵道路並行してやるべきだと思う。

それには、まず、路線の青写真、正確なものじゃないけれども、大体どこら辺を通るんだと、路線、東彼杵にしたって、大体どういうコースを通るんだということぐらいは検討はしていると思うけれども、非公開と言うけれども、大体の線は、やっぱり示さないと、地元としては関心が薄い。ぜひ、西彼杵・東彼杵道路の青写真的なものをできるだけ早く、大まかにいいから、公表してほしいなと思う。

もう一点は、針尾バイパスの事業なんだけれども、これも幹線道路に絡めて、東彼杵道路のスタートみたいなものだからね。4車線工事が始まっているけれども、あとどのぐらいの残工事量があるのか、把握しているとは思うのでね。そうすると、何年ぐらいで大体、どのぐらいの予算をつければ完成するのか、これをお聞かせください。

【馬場道路建設課長】まず、1点目の西彼杵道路と東彼杵道路につきまして、概略的なルートを早めに検討すべきじゃないかというようなお話でございます。

まず、西彼杵道路につきましては、北から、あるいは南から、現在整備が実施されて、供用できている部分もございます。その間、抜けている区間の整備につきましては、現在、おおむねどういったところにインターチェンジをつくるべきか、概略的なルートも含めまして検討を進めているところでございます。年度をまたがって検討を進めたいと思っていますので、来年度、おおむねのルートというものをお示しできるかなと考えております。

また、東彼杵道路につきましては、先ほど有料道路を活用した検討をしていただくということで、国に要望をしているところでございます

う。新幹線の管轄の中でやるから、新幹線事業の中でやるから。だから、これはどういう進捗をして、どのくらいの予算が計上されてやっているのか。

最終的にフリーゲージの時は、新鳥栖駅で連結部分があったよね。あれ、要らなくなったね、今の時点では。あの予算の削減は、どのくらいのものが削除されたのか。ここら辺をちょっと聞いておきたい。

【大塚新幹線事業対策室長】肥前山口 武雄温泉間の複線化事業についてでございます。

先ほど委員のほうからお話ございましたとおり、平成24年度に認可をされた当初の工事実施計画では、フリーゲージトレインが新大阪まで直通運行するということが前提で、その中でわずかな遅れが新幹線ネットワークに支障を及ぼしかねないということで、国において武雄温泉、それから隣駅の高橋間のアプローチも含めて、武雄温泉 肥前山口間の全線複線化が計画をされたものでございます。

その後、フリーゲージが、皆様ご存じのとおり、頓挫をいたしまして、現在、武雄温泉駅では対面乗換方式という形に見直しになっているわけでございますけれども、この複線化事業につきましても、令和4年度の暫定開業時におきましては、ダイヤの安定性を一定確保することが可能な、必要最低限、高橋 大町間の部分複線化及び肥前山口 大町間の高速化ということで、現在事業が進められております。

予算に関しましても、先ほど委員ご指摘ございましたとおり、ここにつきましては、佐賀県内ではございますが、対面乗換方式ということで、新幹線の一部ということで共通経費の費用の中で事業をやっておりまして、この部分につきましては、長崎県、佐賀県で応分の負担をし

てお金を出しているということでございます。

令和元年度、令和2年度につきましては、工事が最盛期に入っておりまして、鉄道・運輸機構のほうからは、年間約30億円程度の予算でやっているというふうにお聞きしております。

事業の内容につきまして、先ほどご説明いたしました、肥前山口と隣駅の大町間の高速化事業につきましては、ロングレール化の工事が既に完了いたしております。

続く、大町 高橋間の複線化事業につきましては、用地の取得が約98%くらいまで終わりをまして、現在、地盤改良等の工事をやっておりまして、令和4年度の新幹線開業時までには工事が完了するというふうにお聞きいたしております。

それから、もう一点、新鳥栖駅のアプローチ線の予算のことについてでございますけれども、その分が、具体的に事業費として幾らで、現在のスキームの6,200億円の中にどのように反映されているかということにつきましては、申し訳ございません、私のほうでは把握をいたしておりません。

【田中委員】アプローチ線は把握をしてないと。しかし、事業費としては、従来入っていたわけで、今度要らなくなったんだよ。本当は、それは削除されてあるべきだと思うけれども、内部の関係で把握できてないなら、改めてまた、次の機会にと思うけれども、要は、肥前山口 武雄間の複線化、これは完全にやられているんですか。全部複線になるんですか。

【大塚新幹線事業対策室長】この件に関しましては、国のほうから私どもがお聞きしておりますのは、もちろん当初、認可の段階では、武雄温泉 肥前山口間は複線化というふうにはお聞きいたしております。

しかしながら、現在、事業をやっておりますのは、先ほど申しましたとおり、中間駅の大町高橋の間の複線化及び肥前山口 大町間の高速化事業だけでございます。これにつきましては、暫定開業時に列車の定時性を確保するために必要最低限のものをまずはつくるところまでしかお聞きしておりません。

【田中委員】 そうすると、我々が当初想定したようないきさつからすると、相当かけ離れた感じになっているんだけどね。要は、長崎本線と佐世保線が、武雄から肥前山口まで合流するからね、2線が。それは、フリーゲージと佐世保線と2線だったわけだけどもね。だから、運転本数とかなんとか増えるであろうと、だから、複線化が必要だということで、当初から複線化事業、複線化事業と言っていた。本来なら、あれは佐賀県がやるべきなんだ、佐賀県とJR九州、複線化はね。武雄と肥前山口なんか、全部佐賀県なんだ。それを長崎県が8割り近い負担をしてやっているわけだからね、新幹線の範囲内でやるということになっているから。そうになると、もう少し関心を持って、完全にこの複線化ができるかどうかというのは、やっぱり長崎県としてははっきりしてもらわないといかんという気持ちを持っていますので、ぜひ頭に入れておいてください。

また、改めて、6月定例会等々もありますのでね。終わります。

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

午後 3時10分 休憩

午後 3時25分 再開

【山本(由)委員長】 会議を再開します。

午前中の質疑の中で国土強靱化のための3か年緊急対策、それから県の単独事業の2事業に

ついて資料を要求しておりましたけれども、それができたということでしたので、先にこの説明だけ受けたいと思います。

【井上監理課長】 午前中の田中委員からのご質問に関して資料をまとめさせていただきましたので、簡単にご説明させていただきます。

まず、1ページ目が3か年緊急対策の概要ということで、これは私がお説明した内容なんですけれども、内閣官房国土強靱化推進室が作成した資料を一部編集したものでございます。内容については、先ほどご説明したとおりでございます。

次のページが、国及び県予算の推移、これはあくまで当初予算ベースではありますけれども、国と県の予算の推移を一覧にしたものでございます。

まず、国の予算のところを見ていただきたいんですけども、下のところに、国費ベースでの伸び率というところで、平成28年度から平成30年度までは0、0、0ということで、ここは伸びは基本的にありませんでしたが、この3か年計画が始まりました元年度に、一気に15.6%ということで伸びているというような状況が、こちらのほうでわかると思います。

これにあわせて、県の予算の推移としましては、上のほうが一般会計ということですが、土木部関係の予算で見ますと、元年度が1,005億円、そして令和2年度が1,097億円ということで、それぞれ伸びているところでございます。

元年度につきましては、国の内示増の分については、6月補正で調整を、増額をしている関係上、こちらの資料にはまだ、この分の数字しか出てきておりませんが、6月補正のほうで増額をしているような状況でございます

最後のページが、普通建設単独事業費の推移をまず上のほうに記載させていただいております。シーリング基準のところ、下を見ていただきたいんですが、これは財政課のほうで定めております、内部のですけれども、平成29年度、ここで一旦80%ということで大分下がっているわけなんですけれども、土木部としましては、財政課に対して必要性を訴えてまいりまして、平成30年度にまた再度、90%まで戻しているという状況でございます。

基本的には、シーリング基準については、平成30年度以降90%ということになっておりますけれども、平成31年度と令和2年度については、下のほうに書いております緊急自然災害防止対策事業と緊急浚渫推進事業、これはシーリングの枠外ということで、所要額を要求できるということで整理しておりますので、その関係で、前年度比が大分に伸びているというところでございます。

下のほうには、緊急自然災害防止対策事業と緊急浚渫推進事業について、それぞれの事業概要と事業内容を各事業ごとに、前年度比ということで整理させていただいたものでございまして、一番下のところに書いておりますが、どちらの事業についても、充当率100%、交付税措置率70%ということで、非常に有利な起債になっておりますので、積極的に活用しているというような状況でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【山本(由)委員長】 それでは、議案外質疑を続行します。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 和解及び損害賠償の額のところについて伺いたいと思います。

4ページに書いていますけれども、まず、

1件目が、岸壁と連絡橋と接合部分の破損により通行車両を破損させたとあります。倒木もそうですが、次が、グレーチングが跳ね上がったことにより損傷を与えたということではありますが、それぞれに県が管理する道路等は、定期的に車が回って安全確認をしているものかなというふうに認識をしていましたが、こういった風に点検業務を行っているのか、その辺を教えてください。

【馬場道路維持課長】 道路のパトロールの件でございますけれども、道路の監視パトロールにつきましても、交通量の区分によって、回る路線の回数を変えているところでございます。

車の交通量が1日5,000台以上通る道路につきましても、週に3回すべて回る。その下でございますが、1日5,000台未満500台以上につきましても、週に2回以上パトロールを行う。それと、500台未満につきましても、週に1回ということでございます。県が管理する自動車専用道路につきましても、1日3回パトロールを行うということしております。

【山田(朋)委員】 区分によってということではありますが、今回の内容からして、ここの分がどれだけの交通量の場所かわかりませんが、どの程度の点検をしているのかなど。車両を止めて、どこか破損がないかとかを事細かにしているのか、ただ通ってみて、何か倒木がないか、石が転がっていないか、その程度なのか。こういったことで県民の車を傷つけるようなこと、場合によっては、今回は車だけだったけれども、グレーチングが飛んだりして人の頭に当たったりとか、そういったことも起こり得るのかなと思うんですけれども、こういった程度の安全点検をしているのかを、教えてください。

【馬場道路維持課長】 道路のパトロールにつき

ましては、今言った回数でございますけれども、毎日パトロールする上で、変化がないかどうかという視点で回っております。変化を感じたところにつきましては、降りて徒歩でパトロールするというところでございます。

それと、道路ののり面でございますけれども、道路ののり面につきましては、年に1回ないし2回の点検は行っているところでございます。

その他橋梁とかトンネルでございますけれども、通常パトロールに加えまして、これは5年に一回の定期点検というのをやっております、それは近接目視にて点検をやっているところでございます。すべてのトンネル、橋梁につきましては、5年に一回の近接目視の点検を行っているところでございます。

【山田(朋)委員】 各振興局、黄色い車をよく見かけるんですけど、あの車で、振興局ごとにパトロールをしているという理解でいいんですよね、所管しているところ。朝から晩まで車を回しているのか。1日2人一組とか、どれだけ管理するのがあるのかを、まず教えてもらっていいですか。

【馬場道路維持課長】 県の管理する道路が約2,450キロございます。それで、各振興局ごとに直営班と委託班というのがございまして、運転手を含めて各3名程度乗ってパトロールしているところでございます。振興局の規模に応じて2班とか、3班とかパトロール班を配置してパトロールしているところでございます。

【山田(朋)委員】 約2,450キロメートルということでありました。3名一組で直営と委託の分と、管理する長さによって2台だったり3台だったり出しているということですよ。5年に一回はトンネルとかは目視で点検をするということでありましたが、今回の事故の場所とかも、

多分、いつも通ってはあったけれども、なかなか気づいてなかったところだと思うので、今後、そのあり方というの、これを受けて、この倒木の件も、木が生い茂っているところとか、定期的に切ってもらったと思うんですけど、こういったことも含めて、こういう事故を受けて、今後ルールを変更するとか、これだけ広さがあるから、一々あちこち止まっては見られないんでしょうけど、今週はここを見たから、次はこっちを見ろとか、そういったこととかを考えていくのか、その辺を教えていただけますか。

【馬場道路維持課長】 今回の倒木の件につきましては、道路外の桜の木が強風により折れて、それによって車に当たって車を損傷したと。通常、そういう台風後につきましては、すぐ台風の次の日、警報がとれた後に、明るいうちに道路をすべてパトロールして、そのときに、当然落ちてるとか危ないところは撤去している状況でございます。

通常の倒れかけているのはどうかというのは、できる範囲やりたいんですけども、そこまでは把握してない状況でございますが、台風時の倒木等現地の確認は行っているところでございます。

【山田(朋)委員】 これを受けて、今後、通常の車ではあっと通るだけ、少し言葉は悪いですけど、何人かの方が見ながらは行ってくれやすとでしょうけれども、ある程度のスピードの中で走る中のルールと、こういったことが起きたことによって、少し見直しをする考えがないのかということをお尋ねしていたんですけども。

【馬場道路維持課長】 委員ご指摘の今後の業務の内容の見直しというか、これはパトロール強化に踏まえて、そういった危険箇所を抽出して、重点的にチェックして回るように、今後取り組

んでまいりたいと思っております。

【山本(由)委員長】ほかにありませんか。

【宮本委員】1点だけ質問をいたします。

議案外所管事項ですけど、さきの議会の一般質問でもさまざま議論がなされていましてけれども、新型コロナウイルスに対する対応なんです、今、日本はもとより、全世界が新型コロナウイルスの影響で経済に大打撃が起きているという現状があります。連日報道でも、この話題ばかりで、生活についても非常に大きな支障を来しているのは、皆さんもご承知のとおりかと思えます。

マスクであったり紙製品の不足であったり、医療機関にさまざまな影響が出ているんですけども、あえて土木部関係で、建築、もしくはいろんなところで資材が入ってこなかったりとか、人手が不足していたりだとか、そういったところで何かしらの影響があるのではないかと思うんですが、そういったものへの影響が、例えば工期が延長したりとかというのがあれば教えていただきたいのと、今後、こういったのが予想されるというようなところまで、そして、今こういったので県は対応しているというのがあれば、教えていただければと思います。

【松園建設企画課企画監】委員ご質問の新型コロナウイルス感染症の現状と対応ということで、現状においては、2月に千葉と熊本で、建設業で従事される方の感染が報告されているところでございますけれども、現時点では、長崎県内、建設関係の感染者の報告はあっておりません。

対応についてでございますけれども、2月27日に国からの通知を受けまして、現在、土木で稼働中の工事につきまして、3月15日までの期間の中で、一時中止をされるかどうかという意向調査を行っております。

結果としましては、稼働中の工事で780件中10件が、一応一時中止の意向があると。業務委託につきましては、631件のうち33件が一時中止の意向を出されております。

それに続きまして、3月2日に、市町について同様な調査を行いました。工事につきましては、1,700件のうち6件が一時中止の意向を持つと、業務委託については、585件中1件の一時中止の意向を出されております。

現在、それに伴って工事の中止をすることによって、年度内完成を予定していたけど延びるというような状況もありますので、その点については、再度調査をかけているところでございます。

【川添建設企画課長】先ほど委員の質問の中に、資材等とかはどうなのかというご質問がありましたので、その点について、私のほうから加えてご説明いたします。

県では、毎年、これは東日本大震災から、5,000万円以上の発注している工事に対して逼迫状況を調査しています。

逼迫の内容としましては、資材と技術者と重機がどういう状況なのかというのをやっています、毎月月末を締め、報告を10日ぐらい以降に受けていますが、今回、コロナウイルスに関して新聞等で、いわゆる製造ラインの遅れ、あるいは搬送の遅れというのが報じられております。

そこで、うちのほうとしても、2月末の報告を早めて、先週の中日くらいで報告を受けたところです。その時点によりますと、コロナウイルス関係で資材が届かないとか、そういう状況については、報告は今のところあっておりません。

【宮本委員】わかりました。やっぱりさまざま、

一時中止になったりとか、件数としては、長崎県は幸いというか、患者さんが出てらっしゃらないということもあって、件数としては少ないかもしれませんが、やっぱり一時中止とかありますね。大型の事業についてはないということではあるんですけど、また今後、どこで終息するかというのはわからない状況ですので、今後とも長引くことが予想されます。それに対する対応も、県としても打っていかねばならないと思います。

このような形での相談窓口というんですかね、一般質問でもいろいろ出ていましたが、この土木関係における、そういった企業からの相談窓口とかというのは開設されたりしているんですか。もしくは、何らかの相談とかが、今までで寄せられているものがあれば、教えていただければと思います。

【松園建設企画課企画監】基本的には、これが現場の監督というか、技術者の状況とかもありますので、一番最初には、現場、現場の業者と担当とか、そういう話が先に入ってくるかなと思っています。

一応、ウイルス対策云々の話になると、あとは建設企画課に相談があれば、そこで受けることもあろうし、現実的に、今現在、そういった特別な状況の報告というのは受けていないような状態です。

【宮本委員】そうするならば、県から、どうなんでしょうね、外でのお仕事になるので、込み入ったところでの作業じゃないかもしれませんが、接触するというのは難しいですね。何らかの情報提供とか、こういったところに気をつけてくださいみたいな、業界に対しての呼びかけとかというのはされていますか。あれば、教えてください。

【川添建設企画課長】建設業の場合は、やはり発注者と受注者ということで、日ごろから我々と業者というのは対話が進んでいるというか、そういうことを重ねながら業務を進めています。ほかの製造業とかみたいに、民間企業がやって、その相談だったら、そういった相談窓口という機能が果たせるでしょうけど、我々の場合は、常日ごろから業者と対話をしているような状況の中で、業者のほうが、そういったコロナウイルス関係でいろいろ支障が出るということであれば、それはすぐ情報として入るので、委員のご心配のところは、我々のところはそこまで対応しなくても、いろんな意味では可能かと思っております。

文書等でも、今回のコロナウイルスは、先ほど企画監が申しましたように、国の文書で、コロナウイルス関係で一時現場を休みたい時には、遠慮なく申出てくださいということも言っていますし、専任技術者が、例えば学校が休みに当たって、子どもの面倒を見ないといけないという時には、技術者の交代も認めるような文書も出しております。

そういった対応はきめ細やかに、一応対応はできるというような状況でございます。

【宮本委員】わかりました。観光とか、飲食業だけでなく、やはりいろんなところに影響が出ているということを改めて痛感して、情報提供は広く、間違った情報を適することもそうですし、業界関係の方々からもいろんなご相談をいただければ、先ほどあったとおり、そういった緊密にとれているという状況であれば、安心なんですけど、今後こういった形でこれが長引いて、どんなところで影響が出てくるかというのはわかりませんので、県としても柔軟な対応をしていただきますように、また要望いたします。

【中村(泰)委員】 お疲れさまでございます。

まずは、先ほど途中まで申し上げておりました、関係議案説明資料のJR長崎本線連続立体交差事業についてでございます。

3月28日に高架化、新駅舎開業というところで、これは新型コロナウイルスの関係で、特に延期もなく、また式典、議員含めていただいていると思いますが、こういったところの変更がないか、まずはご回答願います。

【植村都市政策課長】 3月28日に新しい長崎駅舎の開業記念式典を執り行いまして、併せて、一般市民の方々にもお集まりいただいて関連イベントを開催するという企画を企画して、1月に県議会議員の皆様をはじめとする関係者の方々にご案内をいたしておりました。

先月、国が、3月半ばまでのイベント等の自粛を呼びかけたことを受けまして、不特定多数が集まる関連イベントの中止は直ちに決定したんですが、開業記念式典につきましては、長崎にとって100年に一度のまちづくりの転機であるということですか、今後予定しております新幹線開業への機運を高めるという意味合いもございましたので、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いてくれば、ひょっとしたら開催できるかもしれないというふうに考えまして、判断を先送りしておったような状況でございます。

ですけれども、開催まで20日を切った現時点で、事態の沈静化が見られない現状では、極めて開催は難しいのかなというふうに考えておまして、一両日中に正式決定をして、出席をご予定して下さっていた皆様、それから報道機関の皆様にはお知らせをしたいと思っております。

【中村(泰)委員】 ご回答ありがとうございます。

私もこの式典は、非常にアピールする場だと

思っておりましたので、何とかこれをやっていただきたいという思いもありながらというところでございます。苦渋の決断だと思いますが、冷静にご判断いただければと思います。

先ほどの宮本委員の質問に関連いたしまして、資材の遅れがないというところでご回答いただきました。例えば自動車会社とかは、部品が入らなくてももうラインが進まないというような状況でございます。

公共工事が、どれだけ中国材とかが入っているのかというところは、私もなかなか存じ上げておりませんが、今後そういった懸念がないのか。

今、入ってきている材料というのが、どこかのヤードというところにストックされていたがために、まだ顕在化していないのか、そういったところをご回答願います。

【川添建設企画課長】 国のほうも工事中止の申出を受け付けたのが今月1日というか、2月の末ぐらいからなので、今後、いろんな意味で製造ライン等で、確かに委員おっしゃるとおり、一部のものについては、日本だけじゃないところのものは、日本のものじゃなくても、例えば鉄鋼メーカーのほうで、去年ぐらいから高力ボルトというのが非常に逼迫している状況がございます。建設工事はいろんな材料を使っている中で、そういった一つの部品で、結構工期も左右されるような状況があるので、今後そういったものが、影響があるものがあるのかないのか、そういうのはきちんと見ていきたいと、見た上で柔軟に工事を延期するとか、そういうことも対応していきたいと思っております。

【中村(泰)委員】 ご回答ありがとうございます。

鉄とかは、特に原料を外から入れているといったところもあるので、そういった情報を早め

にキャッチされて、事前にアレンジをしたら、被害が最小限になろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、また条例に関わる話で、事前に質問すべきものでございましたが、課長補足説明資料の18ページになります。

工事を、2日かかっていたことを1日でやるというお話で、すばらしいと思います。しかしながら、8,000万円の増額というところで、これは重機の値段の差が出てきているのかなと思いつつも、工事期間が1日に短縮をされたことで、ここまで減る分も、人件費含めてあろうかと思っておりますが、簡単で構いませんので、8,000万円の増額の要因をご説明お願いたします。

【馬場道路建設課長】 課長補足説明資料の18ページでございますけれども、当初、長崎自動車道のIランプというのがございます。それから、国道34号がその脇に走っているわけですけど、その上に架設するというので、着色してあるように、6ブロックに分けて2日間にかけて架設をするという工法から、今回、3つのブロックに分けて1日で架設するという事です。

これは、平成28年度によその県で、こういう架設中の工事で、桁が落ちて事故が発生したというようなことから、下に支えを持ったままで車の供用開始するのはだめだというふうなことで、国のほうから通知がありまして、そういうことをしないような工法に切り替えたものでございます。

今回、8,000万円の増額というようなことでございますけれども、右側の絵で薄い緑になっている下に、特殊車両台車ということで、長い桁を運んできて、それを一遍で架設するというような工法なんですけれども、この多軸式特殊台車というのが、大きなタイヤを連結した、

一般的には普通使わない車両でございまして、これをリースして施工するというようなことで、これだけでも4,000万円ぐらいの増額になっているところでございます。

それから、クレーンも大型クレーンというふうなことで、当然、2日間を1日でということ短縮、コストが安くなっている部分も中にはありますけれども、やはり大型クレーンのリース料が高うございまして、それに伴って大きな増額になっているところでございます。

【中村(泰)委員】 わかりました。ありがとうございます。

続きまして、同資料の19ページです。

労務単価の上昇により増額変更を行ったというところでございますが、契約日が平成27年であると。参考になっている労務単価が平成27年2月というところで、なぜこんなに古い話が今ここで上がってきているのかということについて、まずはご回答願います。

【馬場道路建設課長】 19ページの資料でご確認いただきたいんですけども、右下のほうに、参考としまして、起工日と契約日を載せております。まず、設計書を発注のための起工をするといった時が、平成26年12月5日ということで、その時点で使用していた労務単価が、この表の左側のAの欄ということでございます。その契約する手続期間がかかるということで、契約日が平成27年3月となっております。平成27年3月になりますと、実際は平成27年2月に単価更新が行われるところなんですけれども、その単価で工事が実際は施工されるということで、その時点の単価に更新するという事になっております。

特例措置でこういうことをやっていくわけですが、この単価を見直した金額で契約を

するのが、業者からの申出があって、それで日付を確定してやっていくというような手法になっておりまして、請け負った業者のほうで、その時点でというようなことではなくて、特例措置で契約をし直してくれというふうな申入れが最終になってあったというようなことで、その時点で改正を行う、契約変更を行うというようなことでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

要は、業者の方の申入れというところで管理をされているという理解でおりますが、であれば、例えば単価が下がった場合はどのようになるのでしょうか。そういった場合も、業者が申入れてくるということは考えにくいんですが、どのような感じになっていきますか。

【松園建設企画課企画監】 スライド条項で、今、契約の25条ということで、特例措置で上がる分、平成26年2月から大幅に上がったということで、年々特例措置で、上がる分は今やっているんですけど、現実的に、下がった部分でスライド条項を使ったことがないんですけど、実際としては下げるべきなのかなというぐらいで、今明確に、下がった事例でしたことがありませんので、その辺は研究して、また、その時点で対応したいと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

私も労務単価の調査を以前した時に、ずっと上がり続けてきているので、多分、最近下がったということはないというのはわかった上で質問したんですが、これからどういう社会的な流れの中で、これが下がるということはあると思いますので、そのときにどのように対応するのかといったところを具体的にご提示いただければと思います。

最後になりますが、残土の件で田中委員のほ

うから先ほどお話がございましたが、今、MICEであるとか、今後、ジャパネットのスタジアム構想の中でいろいろな整備がされるだろうと。そこについては、県の工事ではないんですけども、長崎市で残土を持っていく場所がないというような話を聞いておりまして、先ほど多くのところに持っていけるというようなお話が出たんですけども、例えば長崎市のような状況を抱えた市町が、しっかりと県内で運べるような体制になっているのか。

なぜそれを確認するかというと、もし県外に持っていった場合に、県外業者の方が作業する可能性があるのも、やはり県内に仕事を落とすという観点で、そういった体制が整っているのか、ご回答をお願いいたします。

【川添建設企画課長】 委員の質問とはずれるかもしませんが、県内の工事で残土が出た場合の県の考え方を申しますと、まず、自分たちの工区で使えないかというのが優先順位で上がります。その次に、使えない場合はどうするかというと、50キロ以内の他の公共工事に流用できないか、それが2番目の優先順位です。3番目といたしましては、ほかの民間工事、民間工事も、区画整理とか大きいものを対象にしているんですが、そういうところへの50キロ以内への流用が可能かというのが3番目にきまして、4番目になって、やっと処分場への廃棄ということで考えております。

県としましては、今、大体県内で60カ所の処分場が、我々としては処分場の単価を参考にしているだけであって、県のほうに申出があった60カ所の受入れの単価を、基本単価表というのを持っていて、それを予定価格を算出する上で参考にしながらやっているというような状況で、そのほかには、民間の会社が自分たちの

ところで受入れる場所というのが幾つかあるとは聞いております。

今、ご質問の民間工事で発注した場合、そこを公共のセクターがそういうものを持つことがどうかということに関しては、県としてはそういうところまで、今まで考えたことはございません。

ただ、県の工事で発注したものに対して、例えばトンネルとか何とかとなると、やはり影響が大きいので、そういうものは残土処分とかじゃなくて、別の観点から盛土の工事をそこで時期を調整して、捨て土と使うところをタイアップさせて工事を行うと、そういったことを工夫しながらやっているというような状況でございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

確かに、民間の工事で、県のそういったところを活用するかどうかというのは、また別次元の話になってきますので。

ただ、今後、私が確認をするに、なかなか場所がなくて、もしかしたら県外に持っていかないといけないというような話も聞いて、であれば県のところに活用ができないのかといったところも、もし検討する余地があれば、またご相談をさせていただければと思います。

【山本(由)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時 0分 休憩

午後 4時 0分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時 1分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月10日

自 午前10時 0分
至 午後 3時48分
於 委員会室 3

午前10時 0分 開議

【山本(由)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、環境部関係の審査を行います。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

環境部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】 おはようございます。

令和2年2月定例会県議会 予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料 環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第16号議案「令和2年度長崎県流域下水道事業会計予算」、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第86号議案「令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」の4件であります。

はじめに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」についてご説明いたします。

環境部では、令和2年度において、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の基本理念のもと、未来につながる環境にやさしい長崎県を目指して、「長崎県環境基本計画」に掲げる環境保全対策等に引き続き取り組むとともに、環境と経済の好循環や地域課題の解決等の視点を加えた各種施策を推進してまいります。

歳入予算は、合計で23億7,396万8,000円、歳出予算は、2ページ上段に記載のとおり、合計で40億584万1,000円を計上いたしております。

2、出席委員の氏名

| | |
|-----------|---------|
| 委員長（分科会長） | 山本 由夫 君 |
| 副委員長（副会長） | 久保田将誠 君 |
| 委 員 | 田中 愛国 君 |
| ” | 溝口芙美雄 君 |
| ” | 徳永 達也 君 |
| ” | 山田 朋子 君 |
| ” | ごうまなみ 君 |
| ” | 宅島 寿一 君 |
| ” | 宮島 大典 君 |
| ” | 宮本 法広 君 |
| ” | 中村 泰輔 君 |

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

| | |
|------------------------------|---------|
| 環 境 部 長 | 宮崎 浩善 君 |
| 環 境 部 次 長 兼 廃 棄 物 対 策 課 長 | 重野 哲 君 |
| 環 境 政 策 課 長 | 本多 敏博 君 |
| 地 域 環 境 課 長 | 吉原 直樹 君 |
| 水 環 境 対 策 課 長 | 本田喜久雄 君 |
| 自 然 環 境 課 長 | 立田理一郎 君 |

6、審査の経過次のとおり

歳出予算の主な内容は、2ページから6ページに記載のとおりでございますが、地球温暖化対策の推進について2,240万4,000円、長崎発東アジアの環境技術発信事業について480万円、環境保健研究の推進について939万4,000円、諫早湾干拓調整池の環境保全対策について790万4,000円、大村湾の環境保全及び活性化について684万1,000円、環境の監視等について4億3,223万5,000円、水道施設の整備及び市町上下水道事業の広域化・共同化について11億3,984万6,000円、汚水処理施設の整備について3億8,636万8,000円、資源循環型社会づくりの推進について6,271万5,000円、廃棄物対策の推進について7億5,771万2,000円、自然環境を活かした地域づくりの推進について1億6,889万2,000円、野生生物の保全及び管理について4,138万円を計上しております。

続きまして、6ページの中ほどになりますが、債務負担行為の計上につきましては、記載のとおりであります。

次に、第16号議案「令和2年度長崎県流域下水道事業会計予算」につきまして、ご説明いたします。

長崎県流域下水道会計につきましては、令和2年4月1日より地方公営企業法を適用することとしており、予算の内容及び債務負担行為については、7ページに記載のとおりであります。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分につきましてご説明いたします。

歳入予算は、合計で2億5,075万4,000円の減、歳出予算は、合計で2億5,354万1,000円の減をそれぞれ計上しております。

これは、予算年間所要見込額等に基づく補正であり、主な内容は8ページから9ページに記載

のとおりであります。

また、繰越明許費の設定につきましては、9ページ中ほどに記載しております。

次に、第86号議案「令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」につきましてご説明いたします。

歳入・歳出予算ともに4億2,645万7,000円の減を計上しております。

これは、国の内示減に伴う補正であり、内容は、9ページ下段から10ページに記載しております。

また、繰越明許費の設定につきましては、10ページ中ほどに記載いたしております。

最後に、令和元年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整、整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって、令和元年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説明をお願いいたします。

【本多環境政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました資料について、ご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

これは、県民生活部、環境部、土木部におけ

る政策的新規事業の計上状況でございます。

環境部では、水道広域化推進プラン策定事業費ほか4件を要求しておりましたが、事業内容等の精査や事業の見送りにより、記載のとおり状況となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【山本(由)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、確認の意味も込めて質問いたします。いただいた資料もさまざまありますが、詳しく教えていただきたいと思えます。

歳出になりますが、地域環境課、昨年度と比較いたしますと、約1億6,000万円の増になっております。水環境対策課におきましても、約1億3,700万円の増になっております。資料の中にも書いてあるんですけど、増の理由についてもう少し詳しくご説明いただけますか。

【吉原地域環境課長】 宮本委員ご質問の地域環境課の令和2年度の歳出にかかる1億6,821万円の内訳でございますが、これは、本来、原子力災害対策事業のうち原子力発電施設緊急時安全対策交付金を用いた事業については、これまで危機管理課のほうが予算を取りまとめて計上しておりましたが、この分を令和2年度から各課が要求するという事になったもので、約5,000万円、計上課が変わったということで増になっております。

また、平常時のモニタリング体制の強化、機器整備、分析の外注などで約6,000万円の増、それから、放射線のテレメーターシステムを構築

する機器の耐用年数を迎える分がありますので、その更新、あと、監視端末の増設ということで7,000万円の増になっておりまして、合計で約1億6,000万円の増になっております。

【本田水環境対策課長】 水環境対策課の関係予算で申しますと、今回増額になっております主なものとしましては、生活基盤施設耐震化等交付金事業と申しまして、これは市町が行います水道の施設整備につきまして、国から一括して交付金を受けまして、それを市町に配分するというものでございますけれども、全額が国費になっております。

それが、昨年度は9億4,639万9,000円でしたものが、今年度は11億2,545万6,000円というふうになっておりまして、これが主なものでございます。

それと、下水道の広域化のプランとか計画の作成というものがございまして、水道広域化推進プラン策定事業が約2,000万円、それと、生活排水処理広域化・共同化計画策定事業が約1,000万円と、これで先ほどの増額分というのが発生しております。

【宮本委員】 地域環境課ですが、先ほどご説明いただきました原子力災害対策整備事業費、これは今までは危機管理課でやっていたものを、令和2年度からは環境部が取扱うということ。じゃ、危機管理課は、令和2年度からこの事業はなくなるということによろしかったでしょうか。

【吉原地域環境課長】 これまで各課のほうで、その年度に必要な予算書を作成し、危機管理課が取りまとめて予算計上していたものを令和2年度の予算からは、各課が予算計上していくと。

これにつきましては、福祉保健部、危機管理監、あと環境部、それぞれ3部で予算を組み上

げて、危機管理課がこれまで予算計上していたんですが、令和2年度からはそれぞれの課で予算を計上していくということになっております。

これまでは危機管理課が予算計上しておりまして、平成31年度までは、危機管理課のほうから再配当を受けていたものでございます。

【宮本委員】複雑ですね。そうしたら、危機管理課でも上がっている、各課においてもということですね。

そうなれば、原子力災害対策整備事業費、モニタリングの強化だとかテレメーターの更新、これは確認ですが、初歩的な質問で申し訳ないんですが、これは毎年こういった更新とか強化対策というのはやっているんでしょうか。確認させてください。

【吉原地域環境課長】この原子力災害対策にかかる事業としまして、まず、玄海原子力発電所の30キロ圏内におきまして、放射線量率を測るモニタリングポスト、そういった施設を7カ所、それと、それを補完するための施設として、原子線量計というものを15カ所設置しております。そして、そのデータを各市、または県庁のサーバーのほうにデータを取り込んで常時監視するシステムというものがございますけれども、それにかかる保守点検委託料とか、あと、耐用年数に伴って機器の更新費用が発生いたします。

また、設備のほうにつきましても、原子力規制庁のほうから、平常時におけます機器の設置、令和2年度では、可搬型モニタリングポストを新たに2台設置してくださいとか、あと、放射線の各種分析を図るための装置を設置してくださいという要求に応じて予算を計上することになっておりまして、額につきましても、原子力規制庁との調整で、増減はあるということでございます。

【宮本委員】わかりました。いずれにせよ、可搬型というのは、持ち運びできるタイプですね。そういった形で、モニタリングについても強化するということですね。一定の理解をいたしました。

いずれにせよ大事な事業であり、各課によって取りまとめるということは、それぞれの課で体制も強化していくということでの理解をいたしましたので、またしっかりと、どういうふうになっていくのかというのを、今後見ていきたいと考えます。

あと、水環境対策課につきましては、水道施設の整備、これはそのまま各21市町に分配されるというようなイメージでよろしかったでしょうか。

【本田水環境対策課長】委員ご指摘のとおり、20市町にそのまま分配されるということでございます。国からの内訳がありましたら、という条件つきですけれども。

【宮本委員】わかりました。ありがとうございます。

次に、各課で見たいんですが、先ほど部長説明資料がありました2ページになりますが、地球温暖化対策の推進についてというところで、今回、2,240万4,000円計上されています。これは議案外のほうでも出てくるみたいなんですが、計画を策定すると書いてあります。家庭とか事業所、省エネ活動の普及推進と書いてありますが、この予算を使ってどのようなことをやっていくのか、もうちょっとより具体的に教えていただけますか。

【本多環境政策課長】地球温暖化対策の取組でございますけれども、本県の場合、地球温暖化の原因となっております温室効果ガスの排出量の内訳を見ますと、家庭生活でありますとか、

自動車などの移手段に関するようなものが全体の4割以上を占めているということもありますし、あと、製造業などを除く中小企業を中心とした事業者の排出割合というものが高いということがございますので、まずは県民お一人おひとり、あるいは事業者それぞれが温暖化対策の大切さを認識していただいた上で、省エネなどに自発的に取り組んでいただくということが重要であると考えているところでございます。

そこで、現在、そのような取組を促すような普及啓発活動に力を入れているところでございます。

具体的には、来年度につきましては、今年度からの事業の取組の継続ということになりますけれども、家庭部門におきましては、九州7県が共同で行います「九州エコライフポイント」でありますとか、あと、小学4年生から6年生を対象にした「省エネ日記」によりまして、各家庭で節電などの省エネに取り組んでいただいて、今後の自主的な取組とか拡大につなげていただくというふうな取組とか、あと、運輸部門につきましては、スマートムーブということで、ながさき環境県民会議が主体となりまして、県民運動として「エコドライブ」でありますとか、「ノーマイカーデー」の取組とか、そういったことを、これも自主的に取り組んでいただくということを進めております。

それから、事業者につきましては、事業者を対象とした「省エネセミナー」を毎年開催しておりまして、国の事業を活用した省エネ診断でありますとか、具体的な経営に当たっての省エネに取り組んだ運用改善、それから施設の改修へのアドバイスなどを行うようにしておりまして、省エネが経営改善にもつながるといったところを実感していただくため、実際取り組んでい

ただくという取組を進めているところでございます。

それから、全体的な普及啓発といたしましては、「地球温暖化防止活動推進員」というものを県が各地域で温暖化防止活動に取り組んでいる方々に委嘱をいたしまして、そういった推進員の方々が地域や学校における学習会とか、イベントでの講演、体験活動を通じて、一人ひとりが取り組む温暖化対策へのヒントとかきっかけを与えていただいております。それによって、地域の皆様の地球温暖化に対する意識を高めていただくというふうな取組を行っているところでございます。

現在、「地球温暖化対策実行計画」に基づいて、こういった取組を進めているところですが、来年度が計画の終期になっておりますので、令和3年度からの新しい実行計画の策定作業を進めているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。県民とか事業者に対して普及啓発という形で、理解いたしました。推進員の方々が中心となって、各地域で学習会を開くというのは大事なことだと思いますから、どこまで実効性があるかは、今後検証されると思いますが、また、取組についても、1年間検証させていただきます。

もう一点だけ、同じ資料の4ページです。

汚水処理施設の整備について、額が約3億8,000万円あります。これは浄化槽設置整備事業、農業集落排水事業という形で助成を行うということですが、これも初歩的な質問で申し訳ないんですが、浄化槽設置については、来年度はどれくらい設置の予定かというのは、今のところありますか。

【本田水環境対策課長】今の宮本委員のご質問の前に、先ほどの答弁で、一つだけ訂正をさせ

ていただきたいと思います。

先ほど生活基盤耐震化等交付金事業、これについて20市町ということでお答えしたかと思えますけれども、これは、毎年実施する市町は変わりまして、来年度につきましては10市町でございます。申し訳ございません。

今ご質問がありました汚水処理施設の整備でございますけれども、浄化槽の設置基数としましては、来年度は2,025基を想定した予算を計上させていただいております。

【宮本委員】ありがとうございます。ちなみに、浄化槽の普及率というのはわかるんですか。これも、もしわかればお聞かせいただければと思います。

【本田水環境対策課長】平成30年度末での集計になりますけれども、浄化槽の普及率は、普及人口というベースで見まして、14.2%となっております。これは県の全体の人口に対する割合でございます。

【宮本委員】ありがとうございました。来年度2,025基ということで浄化槽の設置、市町が実施するということになりますので、いろんな課題等も出てくるかと思いますが、普及が少しずつ進んでいくものだと思いますので、また、これについてもしっかり見ていきたいと思えます。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】今の交付金事業について、もう少し詳しく、初めてなんでね、私もいきなりは。これはいつから始まったのかというのと、取りまとめというか、交付金事業だから上から下りてはくるんだけど、要求はするわけでしょうから。要求の市町との関係、仕方のね。取りまとめと配分、そこら辺のことを中心に聞かせてもらえますか。11億円あるんですね、取りま

とめで。

【本田水環境対策課長】交付金に移行したのがいつだったか、正確には覚えておりませんが、平成10年代の後半だったと思います。

それで、要求と配分の仕方でございますけれども、各市町が次年度、どういう工事をしようというのをもとにしまして、要求額を出してまいります。それを県のほうですべて取りまとめまして、全くその要求額どおりを、例年国のほうには要望しております。

その結果、配分がございましたら、その時点でまた、さらに、最低必要額等々も調べまして、市町の事業が滞らないような形で配分を行っているという状況でございます。

【田中委員】昔から、大体水道事業は企業会計等でやっているところが多いので、県からは、国からは補助はあまりないんだという形で認識はあったんだけど、こういう事業があるとすれば、上限がどのくらいあるのか、国のパイがどのくらいあるのかと思うんだけど、例えばの話、佐世保市の水道は漏水がひどいんだよ。それはなぜかということ、戦前の海軍工廠の水道をそのまま使っているから。漏水対策をすればいいじゃないかと言うけれども、膨大な漏水はやるけれども、わからない漏水というのがあるわけね。だから、それをずうっとやるとすれば大変というよりも、財政的に負担が伴わないのでやらないということで、ずっと認識してきていたけれども、こういうものがあるとすれば、やれるわけね。年度別に計画を立てて、ずっとね。

これは、ずっと続く予算ですか、国のほうは。

【本田水環境対策課長】この予算については、時限は定められておりません。当面、続いていくものと認識しております。

【田中委員】 もう一つ、例えば市の事業費に対して交付金が丸々下りるのか。今年5億円事業費をやりますよと、国に上げているのが交付金がとれましたというのでやれるのか。そこら辺、市町との関係の取りまとめというか、それはどういう形で行っているんですか。

【本田水環境対策課長】 水道事業の補助率の場合は、本土の場合は4分の1から、最大で10分の4というふうになっておりまして、その割合だけが交付金で措置されて、あとは企業会計のほうで資金をつくっていくということになります。

最初のご質問の補助金の枠でございますけれども、要求枠としてのキャップはございません。ちなみに、全国的な予算としましては、前年度で…。

【山本(由)分科会長】 しばらく休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時28分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

【本田水環境対策課長】 予算としましては、600億円程度が全国で措置されておりまして、最近はこのくらいで安定して予算が確保されております。

昨年度も、要求した予算に対して、ほぼ交付されたという状況でございます。

【田中委員】 600億円の枠ということになると、大体6億円が長崎県の枠と、我々は考えるんだけれどもね、10%だからね。ところが、12億円近く、11億円とっているということは頑張っている。

ただ、私が知りたいのは、例えば市から上がってくる事業が丸々採択してもらえるのか。これはうれしいことだから、どんどんやるべきと、事業費が下りてくるわけだから。

ただ、例えば佐世保市水道局の事業として、交付金で裏打ちなしに全部やれるのかという感じなんだね。裏打ちをしなければ採択ができない、事業化できないというような形ならば、受け皿のほうも簡単に事業化できない。国からきた金で事業が少しずつでもやれるとなれば、毎年でもね。例えば5億円でも毎年やれば、10年で50億円だから、大変な進展をするんだけれども、そこら辺の感覚的なものをお聞きしたいんです。国に対するあれがうまくすっといくのか。査定が厳しくていろいろと、いや、簡単にいかないんですよならば、また大変なんだけれどもね。

【本田水環境対策課長】 国のほうでの査定というのは、このところはほぼ要求額がきております。

それで、先ほども申し上げましたように、この補助の割合と申しますのは、4分の1から10分の4、水源の施設、ダムなどは唯一2分の1が措置されるんですけども、残りにつきましては、やはり企業会計ですので、その中で自己資金なり企業債を発行して手当てして、それを後々償還していくということになります。（「裏負担が大きいということだね」と呼ぶ者あり）はい、そうです。（「それじゃ、簡単に採択できないよな」と呼ぶ者あり）

【山本(由)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【宅島委員】 私も、今の4ページの11億3,984万6,000円の計上分についてですけども、この水道管理の徹底や市町が実施する水道施設の耐震化、老朽化対策への支援、この項まではきちんとやっていただきたい。

それと、その後なんですけれども、「県内市町の上下水道事業における将来にわたる効率的

かつ持続可能な事業運営を図るため、広域化・共同化を推進する」、こういう文言で、結局、国が水道事業を民営化したいというような、厚生労働省の一部の政策があるんですけれども、県内の基礎自治体はほとんどの自治体が反対なんです、水道事業の民営化に。こういった文言で計画をさせて、水道を民営化にしたらいいますよとかいうものの対策なのかなとも、私自身は受け取っているんですけれども、やっぱり命の水というか、きちんとした水を供給することは行政の責務であると考えます。

諸外国のいろんな民営化をしているところの水を見ると、茶色く濁ったり、到底飲める水が供給されなかったりと、大問題も起きているものですから、そこら辺は、こういったあめとむちじゃないけれども、先にあめだけなめさせておいて、後で民営化だぞとか、そういったことにならないように、きちんと県も、基礎自治体が基本的には決めることではありますけれども、そこら辺はきちんと監視をしながらやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【本田水環境対策課長】 委員のご指摘、ご心配というのは、私どもも共有しておりますが、国が民営化を推し進めているという認識は、我々のほうは持っておりません。国としましては、人口が減少していくと、施設のほうも昭和40年代にできたものが全国的には多いものですから、急激に老朽化が進むというようなことがございまして、どうしても水道事業自体の経営を、今までとは違って、もっとシビアにやっていかなきゃいけないということの中で、ある意味こういう選択、いろんな選択を考えなさいという中にコンセッションがあって、これ自体は民間の事業者が行うものですので、相当のスケールメ

リットがないと、なかなか実際にそれに採用するところもないというふうに考えております。

県内におきましては、民営というのは、基本的には想定しておりませんで、県内の中での市町の施設、長崎県の場合は、非常に山がちで水源も分散しておりますので、全国的に見て、施設が多くございます。この施設を、人口が減少していく中で、そのまま更新していくのかというのは、幾ら何でも合理性がないということで、今回、県のほうが音頭をとって、最大限効率のいい運営をしていくように仕向けてほしいということで、水道法の改正もございまして、県がその役割を果たすことになったものと認識しております。

今回、広域化・共同化の関係の計画策定を予算要求しておりますけれども、この中で、本県で実施できる合理化の限界といえますか、その辺もきちんと見極めまして、それをもちろん実施していくということと並行して、限界が見えれば、それをもとにした本県の地域特性に応じた国への支援の要求というのも一緒にやっていこうというふうなことで考えております。

【宅島委員】 ありがとうございます。21の基礎自治体のほとんどのアンケートでは、民営化には反対だということでありまして、そこら辺を理解しながらやっていただきたいと思っております。

それと、全国的には、宮城県が県としては上下水道をコンセッション方式で民間に委託ということで、宮城県自体は2022年から始まるみたいです。ここに書いてある広域化・共同化を推進するためには、例えばコンサルとかなんとかが入りながらの調査をして、どうすれば効率がよくなるかとか考え出してくると思うんですよ。そのときに、こういった民間でやりませんか

か、民間でやったら広域でできますよとか、そういったことが、議論が進んでくるというものがあるので、そこら辺は、地元の基礎自治体が民営化でやりますという意思があれば、何も問題はないんですけれども、やりたくないのに、こういった予算を配られて、じゃ、調査した結果、民営化にいきますよとか、そういったことにならないように注意をしていただきたいということを発表させていただきたいと思います。

いかがですか、部長。

【宮崎環境部長】この水道の広域化につきましては、先ほど担当課長が説明いたしましたとおり、実は国の通知を受けまして、市町村の区域を越えた推進方針を定めるプランをつくりなさいと、そういうふうな要請が県になされているものでございます。

それで、来年度からこのプランの策定業務に入ろうかと考えているんですけれども、今、委員からご指摘がありました、民間に委ねると、そういうふうな考え方はこの中には入れておりません。あくまでも市町村の区域を越えて広域化をするというのが、どういうパターンがあるかということ、一度コンサルあたりにシミュレーションしていただきまして、それを踏まえて枠組みといいますか、広域化といいますか、そういうものを各市町にお示ししたいと、そういうふうにご考えているところでございます。

【宅島委員】わかりました。この11億3,984万6,000円のうち、じゃ、水道施設耐震化及び老朽化に幾ら使うのか、そして、広域化・共同化を推進するための経費として幾らかかるのか、それを教えてください。

【本田水環境対策課長】委員ご質問のことですけれども、この11億529万7,000円の中には、まだ水道が普及していないところをやる分が幾ら

が含まれておりますけれども、ほとんどの事業費につきましては、管路の更新とか、あと施設の更新に使われるものと思います。まだ集計が、2つに分けた分は持ち合わせておりませんので。割合的には、もうほとんどが更新関係でございます。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

【山本(由)分科会長】分科会を再開します。

【本田水環境対策課長】11億3,984万6,000円の内訳でございますけれども、このうち水道施設の整備に要するものが11億529万7,000円で、あと、水道の広域化推進プランの策定に要する経費が2,015万9,000円でございます。

【宅島委員】ありがとうございました。ほとんどが老朽化対策とか、施設のやり替えとかということで、一定理解をいたしました。

この2,015万円というのが、こういった広域化・共同化を推進するために、県がこれをコンサルなり、一回公告して発注するというところで理解していいんですか。

【本田水環境対策課長】委員ご指摘のとおりでございます。これは2力年でやる予定にしております。来年度も同様な予算を計上させていただきたいと思っています。

【宅島委員】理解ができましたので、私が先ほど冒頭申し上げた、基礎自治体の意思というものも尊重しながら進めていただければと思います。

ありがとうございました。

【山本(由)分科会長】ほかにご質疑はありませんか。

【溝口委員】2ページの長崎発東アジアの環境

技術発信事業について、480万円組まれておりますけれども、これは昨年度からになっているのか、よくわからないんですけれども、説明資料をもらった時に、長崎発東アジアの環境技術発信事業費として547万8,000円だったんですが、この事業費とちょっと差額があるんですけれども、この辺についてはどうなっているのかなと思ったんです。それはそれとしていいですけど、それは調べておいてください。

それで、今回もですけれども、前からだと思っておりますけれども、東アジア地域との環境保全に関するところでいろいろと共同的に研究して課題解決に向けて努力をしていきたいということですが、今まで課題解決としてどのような話し合いをし、そして、韓国と福建省、環境省が入っていると思うんですけれども、福建省と8県市道ということで関係して入っているんですけれども、この8県と市道は大体どのような形になっているのか、お尋ねしたいと思います。

【本多環境政策課長】長崎発東アジアの環境技術発信事業につきましては、来年度の予算としましては、480万円を計上しているところでございます。

それから、具体的な交流の取組につきましては、中国では福建省と環境技術交流の協定を締結しまして、それに基づいて共同研究でありますとか、人材交流を進めているところでございます。

それから、お尋ねがございました韓国につきましては、日韓海峡沿岸地域ということで、九州北部の3県、福岡、佐賀、長崎、それから山口県を加えたところで、日本側がこの4県、それから韓国につきましては、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、それから済州道ということで、

1市3道、これらを合計しまして8県市道によって、共同事業ということでさまざまな研究をしておりますして、具体例を挙げますと、これまで酸性雨の共同調査でありますとか、大気関係ではPM2.5に関する調査でありますとか、あと、最近では地下水の成分調査とかも実施しているところでございます。

そういった調査やシンポジウム等を共同で開催しているところでございます。

【溝口委員】わかりました。もし協定書があったら、協定書を見せていただければと思います。

酸性雨とか、PM2.5、地下水ということですが、地下水なんかは、共同することといったら、どこら辺を調査研究していこうとしているのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【本多環境政策課長】大気とかであれば、PM2.5であれば広域的なこととかございますが、地下水ですと、それぞれの国、地域での地下水の状況の調査ということになるんですけれども、そういった中で、それぞれの国、地域で共通する課題等がないかを調査しまして、それを検証することで、共通する部分でありますとか、それぞれの地域の特殊性というか、地域の特殊性に応じた結果ですとか、そういったものを分析いたしまして、今後のお互いの地下水の対策などにつなげていこうという趣旨で取り組んでいるところでございます。

【溝口委員】酸性雨とかPM2.5だったら全体的に関係することであるから、そのことについては、やはり研究していかないといけないと思うんですけれども、特に、今、世界的に温暖化ということで話し合いがされておりますして、それは全世界でしていくことかもわかりませんが、結構、中国関係の温暖化というか、廃棄物とい

うかいろいろ多いと思うんですけども、その辺の影響についても、やはり話し合いをしていかなければいけない部分なんですけれども、ただ、私が思うのは、この題目で「長崎発東アジア」ということで考えてみれば、福建省との協定というよりも、やはり東アジアに向けて、皆さん方と共有した協定を結んでやっていくということとは大事なことはないかと思うんですけども、このことについての考え方をお尋ねしたいと思います。

【本多環境政策課長】まず、先ほどの共同研究のテーマにつきましては、これまで一定、そういった大気でありますとか、酸性雨でありますとか取り組んできたところもございまして、今後は、委員がご指摘のとおり、地球温暖化対策でありますとか、海洋プラスチックの問題でありますとか、そういった広域にわたる課題というのもございまして、そういったところも、今後共同で何かできることがないかということ、今検討しているところでございます。

それから、韓国、中国に限らず東アジアという部分につきましては、福建省につきましては、ご案内のとおり、長崎県と福建省で友好県省を結んでいるということとか、歴史的なつながりとかがかなり強い部分がございますので、これまで福建省を中心にしてきていたところでございます。

今後は、アジア・国際戦略に基づいて、県全体として、そういった東アジアとの交流を進めていく中で、環境技術面での交流につきましても、可能な限り経済交流まで結びつくような形で、そういう環境面での人材交流ですとか、共同での調査研究というものを進めていければと思っているところでございます。

【溝口委員】わかるんですけども、やはりそ

れぞれの国と共同ということでございますので、福建省と長崎が姉妹という形で友好関係にあるんですけども、ほかのところも、例えばベトナムとか、友好にしているところがあると思うんですけども、やはり日本の西側ということになれば、結構東アジアということになるので、環境ということになれば、やっぱり西側の皆さん方とちゃんとした形をとってもらわないと、季節風でみんな日本のほうに入ってくるという形になるんですけども、その辺も、せっかく名前が「長崎発東アジア」ということになっていきますので、その辺については広げていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、このことについては、皆様方で検討していただきたいなと思っております。

ただ、協定書を結んでそういう研究をするということはわかるんですけども、長崎の持ち出しとして、今回、480万円を計上しているんですけども、全体的なこの勉強会、研修会という形の中では、予算的にはどのくらいの予算を組んでいるのか、教えていただきたいと思えます。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

【山本(由)分科会長】分科会を再開します。

【本多環境政策課長】共同研究にかかる負担ですけれども、韓国の場合ですと、8県市道ございますけれども、それぞれの県が75万円ずつ負担して実施をしているところでございます。

【溝口委員】1県で75万円ということですから、その8掛けになるわけですか。それでは、合計でよかったですけれども、それについては、いいです。

ただ、やっぱりせっかく研究するからには、それを今後の環境の改善につながるような制限をしながらやっていかないといけないと思うんですけれども、今何年目になっているのか、私も聞いてなかったもので、今までの成果というか、それをもとにしてそれぞれ協定の中で、またそれを実行していこうと、そういう話になっているのかどうか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

【本多環境政策課長】それぞれ申し上げますと、中国におきましては、平成22年度から取組をしているところでございまして、これにつきましては、人材交流を中心に行っているところですが、そういう中でも、県内の企業が中国でビジネス的な展開ができるような形に持っていかうということで、そういった視点も取り入れながら、現在、福建省の生態環境庁のほうと協議しながら進めているところでございます。

それから、韓国につきましては、共同調査といたしましては、先ほども申し上げた酸性雨の共同調査が平成7年でございまして、それからずっとテーマを定めまして、大体2カ年で一つのテーマという形で共同調査を実施しているところでございます。

先ほども少し申し上げましたけれども、こういったテーマを定めた調査研究共同事業につきましては、一通りこれまで実施してきたということもございまして、今後につきましては、この共同調査に変えまして、それぞれの日韓の両国地域が抱えているような環境面での課題とかについて会議の中で発表していただくような形で、そこで意見交換をするようなことを、今後、考えているところでございます。

【溝口委員】ちょっとわからなくなってきたん

ですけれども、結局、福建省とは人材交流は平成22年度からやっていますよということですが、私は、やっぱり環境部として、技術発信事業ということで取り組んでいると思いますので、予算をわざわざここに計上しているわけですから、そのことについて、それぞれの国と一緒に共同研究ということの中で、年に一回とか、2年に一回とか寄って、いろいろな情報発信をして、話し合いをして、課題を見つけて一つのことについて、それぞれの国で一緒にやろうということが、この発信事業の目的じゃないかという感じがしましたので、そのことについてお尋ねしているわけですね。

ただ、今聞いたところ、韓国とは酸性雨についての話し合いをしたということですが、それについてどうするかという課題までいってないわけですよね。だから、研究をするなら、協定でも結んで何かをやっていこうという、そういう政策的なことをやっていかないと、この事業の意味がないんじゃないかと私は思っておりますので、このことについては、今後また検討していただきたいと思っております。

次に、4ページの汚水処理施設の整備についてですけれども、先ほど宮本委員からも質問があったと思うんですけれども、全体的には3億8,636万8,000円組んでいるんですけれども、それで浄化槽設置整備費として、それぞれ個人または市町設置の件についてと、集落があるかなど。そのことについては2億8,000万円、一応組んでいると。それから、農業集落排水のことについては、県のほうとしては1,600万円組んでいるんですけれども、皆さん方から説明を受けた時は、大体農業集落関係としては1億5,300万円が全体の事業費であるということを聞いておりますけれども、そのことと一緒に、やはり個人

的な処理施設と、都市的な下水処理場との関係が出てくると思うんですけれども、やはり浄化槽を設置しなければいけない部分と、都市的な下水道処理ができるところとの関係があると思うんですけれども、特に、20市町から申し込みがあつているということですので、このことについてどのような指導をし、また、個人的な基数を増やしていくのかどうか、そこら辺についての環境部としての考え方をお尋ねします。

【本田水環境対策課長】汚水処理をどのように進めていこうと考えているかというご質問だと思うんですけれども、汚水処理には、集合処理で行いますいわゆる下水道、それと浄化槽、この2つに大きく分けられるんですけれども、集合処理につきましては、やはり人家が密集しているところでない、なかなか費用がかさむということがございますので、今現在、整備をしようとしているところ以外で、新たな下水道施設を整備するということはないだろうと考えております。人口も減少していく中ですので。

今現在、まだ20処理区というのが未着手で、一応集合処理でやろうというふうな計画を持っているところがあるんですけれども、こちらについても、現在、集合処理では後々採算がとれないだろうということをご指導しまして、集合処理をやめて浄化槽でやろうというふうに計画の変更を、市町のほうには促しております。

そして、市町の浄化槽の整備につきましては、現在も補助をしておりますけれども、これを続けまして、今からは、もう少し下水道が残っているところがあるんですけれども、これが終わった後は、浄化槽だけで普及率が伸びていくということになると思います。

佐世保市の下水道が、まだしばらくかかるよ

うな状況でございますけれども、基本的には、それが終われば、浄化槽ということで指導をしたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。県のほうとしては、都市下水処理は大体限界にきているので、今後は個人的な浄化槽を進めていこうということの考え方ですね。個人的な浄化槽も、3次処理とかができて、きれいな水ができるわけでしょう、処理してから。

それを進めていくためには、やはり個人としてはなかなかきつい部分が結構あるわけですよ。だから、補助金等が必要になってくると思うんですけれども、それを普及させていくためには、今までの補助金関係だけでは、私は足りないのではないかと。これを進めていくためには、国も一緒になって、国からの補助も受けながら、やっぱり県市はそれを補っていくような形をしていかないといけないのではないかと。思うんですけれども、このことについての考え方をお尋ねします。

【本田水環境対策課長】浄化槽の個人の負担というのが結構重いというのは、私どものほうも認識しております。市町のほうも、国が個人設置型というのに補助しますが、6割は個人で出して、4割を公で何とか見ようということ、4割に対して、離島地区では2分の1、本土地区では3分の1という国の補助があるんですけれども、市町の中には、6割の部分についても継ぎ足しの補助を行っているところがございます。

そういう市町、要するに、普及を進めたいということで努力をしている市町につきましては、4割という公費負担の限界を引き上げてもらえるような形にできないかということで、国への要望もしております。

【溝口委員】わかりました。やはり個人のほうに浄化槽を普及させていくということであれば、そのことについての国の政策を変えていかなければいけないと思うんですね。だから、このことについて、県の方針をしっかりとした形で持つよう県にお願いしていかないといけないと思うんですけども、環境部長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

【宮崎環境部長】汚水処理についてのご質問ですけれども、私のほうから、改めて整理をして説明させていただきたいと思っています。

今現在、平成30年度末ですけれども、長崎県の汚水処理の率というのが80.9%でございます。これは汚水処理人口の比率でございます。そのうち下水道が62.7%、農業集落・漁業集落が3.6%、浄化槽が14.2%と、おおむねこういうふうな状況になっておりまして、その中でも、特に、現在、汚水処理の人口普及率が50%未満というところが、実は離島・半島に多くあります。今後、汚水処理を進めていくためには、やはりこの離島・半島地域の普及率をとにかく上げていく必要があるということになるわけでございますけれども、こういうふうな離島・半島において、今後、要するに下水道事業ができるかというふうに考えた時に、やはり家屋の密度とかを考えた場合に、なかなか下水道というのが施工しにくい。施工しにくいというのは、経営が成り立たない可能性があるかと。

そこで考えているのが、やはり浄化槽の設置ということで、個人の家庭にそれぞれ浄化槽を入れて汚水処理をします。それをやっぱり進めていく必要があるというふうに考えております。

ですから、この点に関しましては、離島・半島の自治体に対しまして、できるだけ浄化槽を設置するようお願いはするんですけども、

やっぱり予算との関係から、一定限度があるというふうなところがあります。

それに加えて、やはり個人設置型というふうになりますと、先ほど担当課長が言いましたように、6割は自分で負担をしないといけないということで、なかなかその数が少ないということでございます。

しかしながら、やはり汚水処理というのは進めていかないといけませんので、そこは市町に理解をしていただいて、一定進めていただく必要があるというふうに考えております。

県としましては、もう一つの考え方といたしまして、やはり個人設置型でやった場合に、個人に判断を委ねるということになりますので、なかなか進まないというふうなことも、実は懸念されるところでございます。ですから、一方では、市町村が浄化槽を設置しまして、数戸の家庭の管、汚水を処理するような市町村設置型の浄化槽の普及というのも必要であるということで、今現在、島原市におきまして、それをモデル的にやってもらうということで推進しようというふうに考えております。

その場合に、個人負担というのがおおむね1割という形になりますので、個人の方には理解をしていただけないんじゃないかというふうに思っています。

いずれにしましても、離島・半島地域において、特に汚水処理を進めないといけませんので、今後、個人設置型、そして市町村設置型、こういうものを複合的に設置するような形で市町村をお願いをしていきたいと考えております。

【溝口委員】今、モデル型で島原のほうにということですけども、これは農業集落とか、漁業集落とかの排水ということじゃなくて、市が中心になった形でのモデル的な排水処理という

ことを考えているんですか。

【本田水環境対策課長】そのとおりでございます。

【溝口委員】先ほどから言われているように、離島・半島ということで、長崎県は大変厳しい状況になっていくと思うんですけれども、特に有人国境離島新法を考える時に、やはり離島は離島で人々が住んで守っていかなければいけないと、そういう形の中では、やはり浄化槽の整備というのは必要になってくるかと思しますので、今の1割負担ということであれば、個人的にもやりやすくなっていくんじゃないかと思っておりますので、そのことについては、特に離島・半島、集落が少ないところにモデル型の部分を設置できるような施策をしっかりと県のほうで検討して進めていただきたいと思っております。

それと、農業集落排水施設ですけど、今回、県の持ち出しとして8,600万円ですか、それで、これは全体で事業費として1億5,300万円ということになっていると思うんですけれども、5市町で実施するということですが、方針としては、すみません、わからないかもしれないから、この間の委員会の勉強会の説明資料の中に入っているんですけれども、11ページです。それで、5市町がどこになっているのか、どういう規模の農業集落排水施設ということを考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【本田水環境対策課長】来年度実施を予定しておりますのは、西海市、諫早市、東彼杵町、小値賀町、雲仙市の5市町になりまして、事業費として上げております金額以外に、直接国のほうから交付される事業としまして、諫早市がもう1カ所やっております。

その中で、今回ここで計上しております8,600

万円のほうにつきましては、すべて改築更新でして、これらについては新しい整備ではございませんが、直接交付される分で、諫早市の大草地区のほうで整備を進めておりまして、これにつきましては、730人というのが対象の人口になっております。

【溝口委員】すみません。先ほどは私が間違っていました。国費のほうで8,553万円ですね。そして、県の持ち出しが8,600万円ですけども、今、国直轄ということを知ったんですけれども、諫早のほうで730戸を予定しているということですけども、ここは、完全に国のほうはちゃんとするということで、名前、どこの地区と言ってもいいんですか。実際、どこの地区をするようになっているんですか、農業集落は。

【本田水環境対策課長】こちらのほうは、地方創生汚水処理施設整備推進交付金という内閣府のほうの交付金を使ってやっております、これについては、県のほうでは政策企画課のほうで窓口となって、国とのやりとりをしております。

この交付金は、ほかの交付金と同じように、箇所づけでくるというものよりも、県のほうに一括してきまして、交付金のやりとりとしては、国から直ですので、我々のほうでその交付金の事務を行っております。

【溝口委員】それでは、諫早の分については、国直轄ということであれば、県の持ち出しというのはないわけですね。

なぜこの諫早だけ国直轄の事業ができたのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【本田水環境対策課長】これは、通常言う国の事業というわけではございませんで、県に一旦交付されて、それをまた再交付すると、間接補

助するという形ではないというものでございます。

そして、これがどうしてここの諫早だけでできているかと申しますと、この地方創生汚水処理施設整備推進交付金と申しますのは、2つ以上の汚水処理の事業をこの交付金でやるならば、こちらの内閣府の予算を使えるというふうになっておりまして、諫早市の場合ですと、農業集落排水と、あと浄化槽の分をこの交付金を使って、今やっております。

それと、先ほどから申すのが漏れておりましたけれども、この事業につきましては、長崎県のほうからも5%の補助を行っております。これは県の単独費で補助を行っております。

【溝口委員】わかりました。2カ所以上のものがあれば、地方創生事業としてやっていけるということですが、今、モデル的かわかりませんが、今後、そういうところがあったら、大体2カ所といっても規模的な問題があると思うんですね、戸数的な問題とか。そういうことについては、県のほうとしてはどのように指導していこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【本田水環境対策課長】2カ所というわけではございませんで、2つの種類の汚水処理の整備をセットでやるということにして、先ほどからありました、県費補助を行っております浄化槽、この整備と農集の整備という2事業を一つのパッケージでやるという形で、この交付金は使えるということになっております。

【溝口委員】一応違う種類の処理場を2カ所集めてするということであれば、この事業は使えるということですが、県内にそういうところが、規模的な問題もいろいろあるかもわかりませんが、何カ所くらいあるのか、調

査等はしているのでしょうか。

【本田水環境対策課長】この交付金を使うことが特別有利ということではございませんで、予算が、一時期、こちらの交付金を利用するときやすいというところがございまして、市町のほうで選択しております。

今年度までは佐世保市のほうも下水道の整備と浄化槽の整備をこの交付金で行っておりましたけれども、予算のほうの使い勝手が悪いというようなこともございまして、来年度からは、またもともとのパッケージのほうに戻るということで、特段これを使うから有利ということではございません。

【溝口委員】それでは、その事業ができて、個人負担的なものが発生してくると思うんですけれども、処理した経費とかいろいろなことがあると思うんですけれども、このことについては、運営について、できた時にも負担が個人的にあるのか、それとも、これに関わる人たちが運営費用を出していかなければいけないようになってくるのか、その辺についてのお尋ねをしたいと思います。

【本田水環境対策課長】農業集落排水につきましては、完成した後、接続するための接続負担金が、各市町徴収しているというふうに認識しております。

そして、その後につきましては、通常下水道なんかと同じように、使用料を、水道の使用水量に応じて負担するという形です。

それと、浄化槽につきましては、最初に6割相当の金額を負担して、それで設置しました後は、ご自分で管理をされるということになります。

【溝口委員】そうしたら、組合的なものをつくって運営をするのかということをお聞かせください。

けれども、そうしたら、運営は、今までのような組合的な形の中でやっていくということになるわけですか。

【本田水環境対策課長】農業集落排水につきましては、市町が運営してまいります。

【溝口委員】以上で終わりたいと思います。あと、皆さんが、時間があると思いますので、また後からしたいと思います。

【本田水環境対策課長】先ほど宅島委員のほうからご質問がありました、水道施設の整備及び上下水道事業の広域化・共同化についての11億4,000万円の内訳の中で、一つ事業が漏れておりまして、下水関係の広域化・共同化計画の策定のほうも同時に進めるようにしておりまして、それに要する経費が1,014万円、これも計上しております。申し訳ございません。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算議案に関する質疑はございませんか。

【徳永委員】諫早湾干拓調整池の環境保全対策についてですけれども、この中で、調整池での再生可能エネルギーの導入を推進とありますけれども、これはこういったものをやろうとされているのか、お尋ねいたします。

【吉原地域環境課長】諫早湾干拓調整池の周辺には、まだ活用されていないような干陸地もございます。また、調整池の中もまだ、水面に関してはボート等で利用されているところもございますけれども、そういった、まだ活用されていない地区、場所を活用したところで、再生可能エネルギーとしまして、バイオマスの発電とか、あと太陽光の発電施設とか、そういったものがこの地域に設置ができないものかどうかということを検討している事業でございます。

【徳永委員】今からそういう実証実験か何かをやるということなんですか。もうちゃんとプラ

ニングできているんですか。

【吉原地域環境課長】実証試験とかはまだやってないところでございます。

ただし、そういった設置した場合の影響がどういふものがあるか、そういったところを今検討している段階でございます。

【徳永委員】わかりました。そうであれば、こういったものをやろうとしているのか、資料等もあれば、ただ、これじゃ、何をやるのか皆目検討がつかないものですから、またそこはよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、自然環境を活かした地域づくりの推進について、「国立公園雲仙の利用拠点である雲仙温泉地域において、滞在環境の上質化に向けた官民一体となった取組を進めたい」とありますけれども、この内容を、どういうものなのか、お願ひいたします。

【立田自然環境課長】雲仙では、雲仙の利用拠点上質化プロジェクトというものを県ではやっております。それには、環境省ですけれども国、雲仙市、県、それから民間で連携して、雲仙の温泉街を魅力的なものにしていこうという形でプロジェクトを組んでいます。

プロジェクトの中身として、課題としては、雲仙の地域全体のブランド、あるいは戦略が打ち出せていないということ、温泉街の魅力が乏しいということ、それから、インバウンドを含めた多様なニーズの対応が遅れているということで考えておりまして、1番目につきましては、雲仙市が中心となって、今、雲仙の観光戦略というものをつくらうとしておりますので、それは雲仙市が担当しております。

温泉街の魅力についてですけれども、一つは、雲仙の地獄に使っていない配管や古い配管がかなり汚い状態で残って景観を損ねているという

積年の課題を解決するというので、これは雲仙市が中心になって、廃屋の撤去とか配管の整備というものをやろうとしております。

もう一つ、温泉街の活性化ということで、国で、環境省で予算をとっていただいて、県が施工の委任を受けるという形で、雲仙の中心部で使われていない児童公園の跡地などの整備というものを計画しております。

今回予算に含まれているのは、最後に話しましたインバウンドに関する対応ということなんですけれども、昨年度、今年度と観光庁からの支援をいただいて、外国人に実際に来ていただいて、外国人目線で雲仙の魅力を説明する文章をつくってもらう。自然環境課で持っている看板について、既に英語の文章になっているものはあるんですけれども、それはどうしても日本語を直訳したものになっているので、それではなかなか外国人に魅力は伝わらないということで、観光庁の事業で、外国人がそのままテキストを起こすというものに支援をいただいて、それは全額観光庁に持っていていただいているんですけれども、それを昨年度と今年度とやっておりますので、テキストができ上がっておりますので、来年度につきましては、それを看板などにして、実際に形にするということで考えているものが約2,000万円ほどの予算として計上しているという状況になっております。

【徳永委員】これは国が主導でやっていますけれども、ただ、ちょっとわかりづらいですね、毎年これに載ってきますけれども。

そして、実際、政策的新規事業については、2,795万円の要求に対して1,974万円と、これは事業内容等の精査ということで、これは要求額に満たない金額ですよ。これがやはり物語っているのではないかなと私は思うわけですよ。

確かに、今課長がいろいろと、こういった事業、そしてまた、対策をやるということで、それは私も理解をいたしますけれども、ただやはりもっと、今どういうものが必要であって、そしてまた、何が求められているかということも、これこそ精査をしてやらないと、いっぱい並べてやっても、今の現状が物語っているでしょう、なかなか難しい状況の中にあるということが。

だから、そういったところも含めて、もっと基本的な政策、対策というのを私はもっとコンパクトにやったほうが、それと雲仙温泉の方、そしてまた雲仙市と、そういったものはどうなんですか。

【立田自然環境課長】まず、予算要望額から減っている分についてなんですけれども、こちらにつきましては、県で、今後県有の施設とかをどう活用していくかという活用計画をつくるというものを想定して出しておったんですけれども、それにつきましては、雲仙市が観光戦略を今検討している中で、ワーキンググループをつくって、そういった自然関係の利活用について検討しようという形で調整ができましたので、そちらで検討していこうという形でその予算を削ったという形になっております。

今、徳永委員おっしゃられましたとおり、何を重点にやっていくか、優先的にやっていくかというのは重要だと思っております、汚い廃屋とか配管というものをまず撤去しないと、来た人が、来てがっかりしてしまっただけではリピーターを呼べないということで、そこを何とかしようというのは、もう平成23年に「雲仙プラン100」というものをつくった時から挙げられている事業でして、それについて、これまでどうしても予算というものがなくて、どうやっていこうかというところで考えていたものが、昨

年から国際観光旅客税、いわゆる出国税の予算で、そういったことをできる支援が新たにできましたので、それを活用して、まず優先的にそれをやっていこうということを考えています。

それから、もう一つ、繰り返しになってしまいますけれども、やはり来た人が十分な魅力を理解することができないというところは、まず最初にやっていくべきことであろうということで、多言語化とかを進めておりました、委員おっしゃる、しっかり考えないといけないところというのは、今も検討中でありまして、委員おっしゃる、しっかり考えないといけないところというのは、今も検討中でありまして、観光戦略を雲仙市とともに、我々も検討委員に入っておりますので、検討して、これからもっと詰めていかないといけないところはまだ残っていると感じております。

【徳永委員】わかりました。それは大事なことですから、特に配管は以前から大きな問題でありますから。

それと、課長は環境省から来られていますから、一つ大きな問題は、環境省の規制が、結構、雲仙のほうではやはり大きな課題なんですね。それと、やはり環境省の土地がいろいろと借地があると、この問題。こういったところを、せっかく国から来られているんですから、私はここをもっとやっていただきたいんですよ。これは、多分、課長のほうにも、関係者からそういう要望は来ていると思いますので、そういったところはどうか考えているのか、聞かせていただけませんか。

【立田自然環境課長】自然公園法の規制ですけれども、規制そのものを緩和するというではないんですけれども、今回、国際観光旅客税の補助のメニューができた時に、その計画を上げるという形で採択を受けております。その計画というものが、まさに上質化事業の計画にな

るんですけれど、やはりそういった計画に位置づけることで、事前に国と調整をして、これまでなかなかできなかったような対策というものが進めていけるのではないかとという形で調整を図っているところです。

土地に関しましては、今、旅館の方が借りているところと、今、活用できてないところとあると思うんですけれども、特に我々としては、環境省の土地で使われてない部分というのがあるのではないかとということで環境省に話をして、環境省の直轄事業の施工委任を受けるという形で、環境省の土地での利用拠点の整備というものができるといって、今、計画をつくっているところでございますので、これからも進めてまいりたいと感じております。

【徳永委員】詳細はここでは申し上げませんが、ただ、その規制を、これぐらいなら、規制は緩和してもいいだろうと、これによって国立公園雲仙が持っている魅力をもっと発信できる、そしてまた、誘客にも大きな貢献になるにもかかわらず、やっぱり環境省、どうしても国の規制、そしてまた、そういった権限が強いところがあるものですから、ここは、再度しっかり、そのために国から来ておられるんですから、ここをもう一度精査をしていただいて、じゃ、何ができるかというのを、私は一つ、二つ、三つとしていただきたい。今まで来られていますけれども、理解はされながら、その壁が全然破られていないというのが現状でありますから、ここは強く要望して終わりたいと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質疑はございませんか。

【中村(泰)委員】日々のご尽力、ありがとうございます。

環境保健研究の推進ということで、「熱中症

発生の地域特性と気象との関連性に関する研究」、228万5,000円と環境政策課のほうで予算が上がっております。

比較的小規模のものではございますが、近年の温暖化を反映した施策とも言われますが、過去、こういったところで具体的に政策を打たれていたのか、また、過去と比べて費用はどういうふうに変ったのか、お知らせ願います。

【本多環境政策課長】県の環境保健研究センターにおける、これは経常研究の中の一つのテーマといたしまして、来年度から新たに「熱中症発生の地域特性と気象との関連性に関する研究」ということを進めるようにしているところでございます。

これは、委員ご指摘のとおり、地球温暖化に伴う異常気象とか気候変動によって、県民の生活に影響を与えているという部分で、熱中症というのが大きな課題となっておりますので、そういった熱中症の注意喚起とか、普及啓発等をするに当たって、その基礎データとなるものを調査しようということで、県内の複数の箇所に、学校には百葉箱があると思います。そういった学校の百葉箱などに温度計とか湿度計を設置いたしまして、そのデータを常時とりまして、それをもとに、それぞれの地域によってこういった特性があるのかということ进行分析しまして、その特性に応じてそれぞれの地域での熱中症対策というものを考えていくように、そのための基礎調査として位置づけようということで考えているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。各学校で温度データをとるといったところで、まずは取り組まれるということでございます。

県民・市民の皆様にとっても、この問題はかなり興味がある話であって、これはやはり行政

が主導で動かなければ、子どもを持たれているご家庭、または、お年寄りの方も動き方がわからないというか、そういったところがあるかと思えます。

データをとるといったところは非常にありがたいんですけども、イメージとしては、例えば県南地区で温度がこれくらいだと、そのときに、この地区はプラス何度、この地区はマイナス何度みたいな感じで事前に予想して、それを各学校にお知らせをするというイメージなのか。つまりは、こういった、周知も含めてしないと意味がないので、なかなかそこまで含まれてはいかないかとは思いますが、そういったビジョンはいかがでしょうか。

【本多環境政策課長】委員ご指摘のとおり、最終的には、それぞれの地域で具体的にどういった熱中症に対する対処をとっていくべきかということまで結びつけていく必要があるかと思っております。まずは、そのデータを分析して、それぞれの地域の特色というか、特性をまず把握した上で、具体的な周知の方法でありますとか、対策につきましては、福祉保健部のほうとも連携をして、具体的な施策というものに、今後つなげていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。データとりだけでこれくらいの値段がかかるだろうというのは、優に想像ができるんですけども、すみません、私もアイデアがないので申し訳ないんですけども、その後どういうお知らせをしていくのかといったところが、県民の皆様にとっても安心した暮らしをしていくという上で非常に重要であろうと。人口減少が叫ばれている中で、長崎はこれだけ自分たちの命のことを気にしてくれているんだといった一つのアピールになろうかと思っておりますので、思いとしては、

補正をつけてでも、今年の夏までに何とかしていただければという思いでございます。

先ほどは、各学校単位というお話だったんですけども、できればご高齢者に向けての周知であるとか、そういったことも含めてご検討いただければと思います。

次の質問に移ります。

廃棄物対策の推進ということで、海岸環境保全対策推進費、これは廃棄物対策課になりますが、海岸環境保全対策費の推進費用としても8,100万円と、これが追加で国庫補助事業費の増ということでなっておられて、もともとの全体の費用としても6億5,700万円というぐらいのボリュームで、非常に大きなインパクトがあります。

こちらは、近年取り上げられているプラスチックごみ、マイクロプラスチック、そういったところを意識して金額が上がっているのかなと思うんですけども、その背景をお知らせ願います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】委員ご質問の海ごみの補助金に関する部分ですけども、現在、10市5町でこの海ごみの補助金を使って海ごみの回収・処理、それから、発生抑制対策を行っています。

今回要望するに当たって、市町にどれぐらいこの対策費として必要かどうかという要望額をとったところ、今回、約8,000万円プラスして6億3,940万円という形で要望をさせていただいたという形でございます。

あと、国のほうで全国的な予算もございまして、その辺で精査をした中で交付決定がなされるという形になっていくと思います。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。各市町の要望というところで、積み上がった足し算

でこうなったということは理解いたしました。

近年、非常にこれが問題になっていて、長崎県の現状がどうなのか。対馬あたりで非常にごみが増えているんだという話は何うんですけれども、どのような状況なのか、お知らせ願います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】海岸漂着物の現状ということでございますけれども、平成30年度は県内で1,762トン回収をしております。この事業自体を平成22年度から行っていますけれども、大体2,000トン前後で増減して推移しているということでございます。

今年度につきましては、この前、久保田議員の一般質問でも回答していますけれども、約2,000トンぐらい回収をしております。今後、その辺の数値の精査をして、今年度の数値を出していきたいということで考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。多分、全体のボリュームが2,000トンだというお話だと思うんですけども、特に海洋プラスチックといったところで、プラスチックごみの話でもう少しお伺いをしたいんですが、私もこれをいろいろ調査する中で、例えばストローといったプラスチックのごみがすごく注目をされているんですけど、農業の被覆の被膜がプラスチックでできていて、例えばそれをまいて水で溶けて、ちょこっと穴が開いて、じわじわ、じわじわ被覆が溶けていくということで、実は被覆の全体に薄い膜ができています。私は知らなかったんですけども、それがすごく問題になっているんだということをお伺いして、そのあたりが長崎県のご認識はどのようなことになっているのか、すみません、関連に近いんですけれども、願います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】農業用のプラス

チックについては、現在、農家を中心として1カ所に回収をして適正に処理をしているということでは確認はしているんですけども、中国に輸出していた部分が中国に行けなくなったというふうなところで、現在国内で焼却処理、もしくは埋立て処分でなされているということを確認しておりますけれども、詳細な部分については、データとして持ち合わせておりません。

【中村(泰)委員】中国で回収するということころは、ありがとうございます。

もう少し、実際お伺いしたかったところとしては、それが県内において具体的に問題になってないかとか、そういったところであるんですけども、ご認識はありますか。

回収して燃やすとかということではなくて、それが、例えば他の自治体であれば、それが目に見えてわあっと出てきたりしているんですね。長崎ではそういったのがないか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】農業用のビニールの処理について、適正に処理されているということを確認しているところでございまして、そのような事実についての情報はありませんので、今後、情報収集していきたいと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

もう少し調べていただければ、そういったものであるとか、人工芝とか、ほかの自治体で川ですくって調査をしたら、農薬とか人工芝も含めて、いろんなごみが出ているんだと。なので、ストローだけじゃなくて、本当に多種多様なプラスチックごみとか、そういったごみが今すごく出ているので、そういったところを把握されて、しっかりと対策を打っていただきたいと思います。お願いします。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質

疑はありませんか。

【田中委員】確認を含めて2点ほど。

先ほどから議論があっている浄化槽設置関係、あれは県の負担は全部一般財源かどうか。従来、国からもきていて、それを動かすような感じの認識を私は持っていたんですけども、今はすべて一般財源になってしまっているのか。

【本田水環境対策課長】県からの補助金というのも、国からの交付金相当をしております、2つの予算を県のほうでは扱っております。

それで、県予算となっておりますのは、県からの補助金だけでして、国からの交付金につきましては、その事務を県のほうで行っているということでございます。

【田中委員】予算書の16ページになるのかな、一般財源で2億8,400万円、すべて入り込んでしまっているから。昔は、国の枠があって、それで県が負担して市のほうに落としていたんだね。今度は、もうすべて県の一般財源という話になっているから、どうだったのかなという確認だけれども。

【本田水環境対策課長】県の一般財源になっております分は、県から、先ほど申し上げました個人負担の4割に対して3分の1を、国の交付金とほぼ同額を補助しております、その財源としましては、一般財源とはなっておりますけれども、その8割が特別交付税で措置される予算を使っております。

【田中委員】それならば、普通は国の支出金とか、その他とかという形で処理するのが従来だったけれども、これは純然たる一般財源ということになると、県の単独みたいな意味合いになってしまうんだけれどもね。そういう慣行になっちゃったわけ、今は。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時47分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

【田中委員】 もう一点は、これは流域下水道事業会計予算、第16号なんだけれども、南部浄化センターの維持管理包括的民間委託費9億6,000万円、これは債務負担行為にもなっているみたいだけれども、ここら辺の仕組みを教えてください。

【本田水環境対策課長】 流域下水道の処理場の管理でございますけれども、これは現在は、平成21年度からは3年ごとの包括的民間委託ということで、通常の簡単な修繕あたりまでは包括して民間に委託しております。

それが、現在第4期目ということで契約しておりますのが、平成30年度から令和2年度まで、来年度までということになりますので、それ以降の令和3年度から令和5年度までの分を来年度中に契約するというところで、債務負担の申請をさせていただいているところでございます。

【田中委員】 金額云々じゃなくてシステム、システムがこんな感じで包括民間委託みたいな、指定管理者的な問題じゃなくて。従来の県の予算に関して比較する時に、削減しているのかなというのがポイントなんだけど、民間委託の感じでね。そこら辺がちょっと聞きたかったということなんです。わかりますか。従来の予算に関して、こういうやり方がいいのかどうか。

【本田水環境対策課長】 この流域下水道の管理につきましては、流れがありまして、平成20年度までは県で直営でやっておりました。その際に、包括民間委託にすればコストの縮減が図れるということで、平成21年度から包括のほうに移行しているわけですけれども、その後につき

ましては、今直営でやると幾らかかるかというのは、なかなかはじくことはできませんので、今直営でやればどうなるかというのはわからないんですけれども、通常、国のほうも包括民間委託で合理化するよというふうに勧めておりまして、この包括的民間委託の歩がかりあたりも、国のほうが作成したのを使っておりますので、合理的な形で維持管理が図られているものと認識しております。

【田中委員】 従来、業種がいろいろあるからね。いろいろな委託をやっていたのを、包括して1社に任せてやっているということでしょう、この意味はね。1社に任せてやったほうが、よりよかったのかなという話なんです。いろいろな種類があったと思うよ。昔、議論した記憶があるから。それを今度は包括してやっている。指定管理者とはまたちょっと違う感じのやり方なんだね、民間委託の感じのね。システムそのものがどうだったのかなという話をしたけれども、まあまあ、それはそれで結構です。そういうことになっているということなんでね。

もう歴史があるわけね。そうすると、2度目かな、3度目ですか。

【本田水環境対策課長】 平成21年度から3年ごとで行っておりまして、現在、4期目でございます。

【田中委員】 平成21年のころなのかな、いろいろ議論した記憶がちょっとあるんでね。外された人が結構いたんでね、従来仕事をやっていて、包括になったもんだから。そこが、今度全部一括してやるもんだから、そこに全部権利というか権限が移ってしまうもんだからね。わかりました。

最後に、確認しておきたいと思うんだけど、浄化槽設置でやっていくのはいいのよ、そ

それはそれとしてね。ただ、公共下水道の料金、維持管理費で言うと、大体月2,500円とすると、年間3万円ぐらいになるよね。これが家庭の負担。ところが、浄化槽になると、倍近くになるケースがあるのよ。これは、私がずっとこの委員会でやってきたことなだけけれどもね。それは解決しているのかな、それを解決しなければ、我々も勧めづらい、浄化槽をやったほうが清潔でいいですよ。ただ、維持管理費が公共下水道の倍近くになるというのは、やっぱり不自然なんだ、家庭の負担がね。それはある程度解決の方向に向かっているのか、確認して終わります。

【本田水環境対策課長】 正直申し上げますと、公共下水道のほうが、特に密集度が高いところ以外につきましては、施設の費用も随分、浄化槽よりも、1人頭で考えますとかかかっております。しかし、公共事業的な整備によりまして、施設の整備に要する経費を、今までは使用料にあまり反映してないので、今委員がおっしゃられたような月3,000円程度の料金で済んでいるんですけども、これにつきましては、今回やります広域化・共同化の計画とかいうのと並行して進められているんですけども、各下水道事業者に、小さいところまで含めて企業会計を適用しなさいと。これは、実際かかっているコストがどういうものなのかを見えるようにするという第一段階を行っております、その後は、適正な料金を徴収しなさいというふうに推移していくものと考えております。

そうなりますと、もちろん公の金が全然入らないような形には、水道みたいにはならないと思うんですけども、施設の費用が非常に高額でございますので。それでも、今からは下水道のほうが上がって行って、浄化槽の実際の管理

費に近づいていくものというふうに考えております。

【山本(由)分科会長】 ほかに、予算に関する質疑はございませんか。

しばらく休憩します。

午前 11時54分 休憩

午前 11時54分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

午前中の審議はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から分科会を再開します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

午前中に引き続き、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【溝口委員】 先ほども質問させていただいたんですけども、資源環境型社会推進費として6,271万5,000円が計上されております。そのうち新規事業といたしまして、食品ロス削減推進事業費が413万9,000円計上されているんですけども、この計上された経緯としては、「長崎県食品ロス削減推進計画」を策定していくということでございますけれども、その策定にかかっている取組と、いつまでの期間にこれを完成させていくのか、お尋ねをしたいと思います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】 委員ご質問の件ですけれども、食品ロスは消費者のライフスタイルや事業者の商慣習などが要因と考えられ、その削減に向けては、食べ物を無駄にしない意識の醸成と、その定着を図ること。また、食べられる食品は廃棄することなく、できるだけ食

品として活用することが求められております。

県といたしましては、来年度から啓発ポスターの募集、県民を対象としたフェスタの開催等と啓発活動を継続していくとともに、県内市町社会福祉協議会等に対して、ガイドラインを活用した取組を促し、フードバンク事業の拡大に努めることとしております。

さらには、国の基本方針等を踏まえた、本県の食品ロス削減推進計画を策定して、消費者の計画的な買い物などに関する意識の改革や食品の製造、販売、消費に至る一連の過程における事業者の取組み支援などを行い、県民・事業者と一体となった食品ロス削減に向けた県民運動に取り組んでいきたいと考えています。

考え方といたしましては、令和5年度まで、一応意識の醸成に努めていきたいということで考えおります。

【溝口委員】わかりました。策定については、一応でき上がってしまっているということで理解していいんですか、今の考え方だと。

【重野次長兼廃棄物対策課長】今月中に国の基本方針が出されるようになっておりますので、それを踏まえた形で来年度策定をするという形で考えております。

【溝口委員】わかりました。その期間をいつまでにするのかというのを聞かせていただいたと思うんですけども、来年度中にとということでございますが、その来年度中までに、それでは各主体と連携を、意識を醸成しながらということなんですけれども、その辺についての各主体というのはどのようなところを指しているのか。それで、県が中心となってやっていくと思うんですけども、市町の役割というのはどういうふうに考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】まず、県庁内の連携ということで、NPOを所管している県民協働課、食品衛生法を所管している生活衛生課、食育とか消費者行政を持っている食品安全・消費生活課、災害備蓄食料とか生活品困窮対策で福祉保健課、それから、こども食堂関係でこども家庭課、食品リサイクル関係で農山村対策課、あと、学校給食関係で教育庁などと連携をしながら、まず取り組んでいきたいということで考えております。

あと、県に食品ロス削減推進協議会という形で学識経験者とか、フードバンク事業者、食品製造業関係、そういう関係者を集めた食品ロス削減推進協議会というものがありますので、そこで協議をしながら計画を策定していきたいということで考えております。

【溝口委員】わかりました。一応県庁の中でそれぞれの課との連携をとりながら作り上げていくということでございますけれども、また、ながさき環境県民会議のほうになるわけですか、協議会を別につくって、今あるわけですか。そこら辺について、お尋ねしたいと思います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】協議会のほうは、現在設置して運営しているところでございます。その協議会に意見を求めながら、計画を策定していきたいということで考えております。

【溝口委員】わかりました。大体県が主体になって、協議会の話を受けながら作り上げていくということでございますけれども、その中で、先ほど聞かせていただいたんですけども、市町の役割としては、どのような形になってくるわけですか。まず、県がこの計画をつくって、それから、また市町に下っていくような形になっていくのかどうか、その辺についてのお尋ねをしたいと思います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですけれども、県がまず計画を策定いたしまして、その後、市町のほうに計画を策定するよう促していきたいということで考えております。

【溝口委員】わかりました。ただ、食品ロスといった場合に、かなりいろんな分野にわたってあると思うんですけれども、先ほど学校のほうも出たんですけれども、家庭、あるいはスーパーとかコンビニの売れ残ったもの、そして、食堂にしたら売れ残りとか、作って食べなかったとか、そういう形があるんですけれども、いろいろな意見を入れた形で、それに対するいろいろな県としての考え方をそこに促していかないといけないという形になってくるわけですが、その辺の意見については、この協議会の中に大体網羅して入っているということになるのか、県庁の方たちの中で、それぞれの関係する部局が違う形の中で取り組んでいこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【重野次長兼廃棄物対策課長】先ほども申しましたが、長崎県食品ロス削減推進協議会の中に学識経験者、食品衛生協会、イオン九州株式会社とか、フードバンク事業者、あと、社会福祉協議会、それから、こども食堂のネットワーク、生活学校連絡協議会、それとあと、長崎市、佐世保市、大村市ということで入れておりますので、この中で協議をしていきたいと思っております。

ただ、協議の中でどうしても意見を聞きたいというふうなところがございましたら、関係団体に随時協力を願いながら計画を策定していきたいということで考えております。

【溝口委員】わかりました。大体網羅されていくのではないかなと思うんですけれども、やはりどうしてもロスが出るところはまだまだあるか

もわかりませんので、県のほうとして、やはりここには聞いておいたほうがいいんじゃないかという部分があったら、ぜひ聞き取りをして、そして、計画の中に記入できるものについては取り入れていただきたいなと思っておりますので、その辺についてはよろしくお願い申し上げたいと思っております。

ただ、これは議案に関係するかどうか、私も今のところ定かでないんですけれども、これに関連した形で、新型コロナウイルスが、今流行しているわけですね。それで、小・中・高校が休校いたしました。このことについて、やはり給食関係がいろいろな形であったと思うんですけれども、この辺のロスがまた出てきているのではないかなと思うんです。このことについては、県のほうとしてどのような事業の中で取り組んで、そして対策をしていこうとしているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

【重野次長兼廃棄物対策課長】現在、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校、中学校等の一斉臨時休校などの対応が求められて、学校給食で活用する予定であった食品が未利用となり、場合によっては多量の廃棄物として発生するおそれがあります。

未利用食品につきましては、消費期限内であれば有効活用が可能であり、食品ロスの削減とか、廃棄物処理の負担軽減の観点から、積極的な取組が必要と考えております。

今般、農林水産省におきまして、こうした未利用食品のフードバンクへの寄附推進のため、全国の食品関連事業者からフードバンクへ寄附することを希望する未利用食品の情報を集約して、全国のフードバンクに対して一斉に情報発信する取組を進めておりますので、県としましても、ホームページに掲載するとともに、県内

市町、関係各課に周知したところでございます。

また、県といたしましては、教育庁に対して、学校給食等における未利用食品の情報について確認したところ、学校給食現場における食品廃棄物は発生しておらず、廃棄物として排出していないことを確認しております。

また、農林部にも確認したところ、卸売りの段階でホテルや給食関係取引が不調であるけれども、自宅での食料需要が高まっていることから、大きな影響は生じていないということを確認させていただいております。

県といたしましては、このような状況を踏まえて、県内発生 of 食品ロスの削減を積極的に進めるために、県内食品事業者の未利用食品情報を収集して、県内フードバンクへ情報を提供し、双方をつなぐ調整を行うこととして、先週の金曜日、市町に対して給食関係を含め、広く食品事業者への周知を依頼するとともに、県内フードバンク事業者へも周知をしたところでございます。

また、昨日ですけれども、県学校給食会の納入事業者の情報を得て、そちらにもファクスで、この事業につきまして周知を図ったところでございます。

今後未利用食品の有効活用について、必要に応じて、食品関連事業者とか、フードバンク、市町と関係機関と連携して取組を進めていきたいということで考えております。

【溝口委員】わかりました。来年度、食品ロス削減推進計画の長崎版ができるわけですが、そのことについて、今後指導していただいて、本当に今、無駄が多いんですね、裕福になって。だから、その辺についてしっかりとした指導ができるように、計画の中に盛り込んでいただいて、なるべくロスがなくなるように努

力をしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【山本(由)分科会長】ほかにありませんか。

【山田(朋)委員】横長資料の9ページ、環境保全費委託金について伺いたいと思います。

ツシマヤマネコの保護増殖事業ということで予算が計上されておりますが、この内容を教えていただければと思います。

【立田自然環境課長】こちらにつきましては、国からの全額委託金になっておりまして、ツシマヤマネコの保護増殖、域内保全のためのツシマヤマネコのモニタリングですとか、あるいは島内での交通事故の防止のための普及啓発、そういったことを対馬市に委託するという形で事業を行っているものになっております。

【山田(朋)委員】モニタリングとかを対馬市に委託すると、何か定点カメラみたいな観察をしてもらおうということですか。モニタリング調査、どうなっているんですか。

【立田自然環境課長】対馬市に委託するのは、交通事故対策であったり、あるいは、イエネコの対策のほうを対馬市に委託しておりまして、カメラ、モニタリングにつきましては県でやっております。

モニタリングですけれども、カメラでツシマヤマネコが通って使っているような道に自動撮影をするものでしたり、あるいは踏査をしましてふんを回収して生息状況を調査すると、そういったような調査になっております。

【山田(朋)委員】わかりました。増殖とあったので、もしかしたら、いろいろ増やすための何かをしているのかなと思ったけれども、自然の摂理に任せる中で行っているという理解ですよね。

それで、私が知識不足のために、対馬で、今何頭ぐらい、上と下と両方いるんですね、生息しているのは。どういった状況にあるのかを教えてください。

保護センターみたいなものがあったと思うんですけど、そこには1頭だけ保護を、大分昔に、エイズのヤマネコか何かが保護されていたことだけ記憶しているんですけど、今どういう状況でこのセンターを使っているのか、教えてください。

【立田自然環境課長】現在の頭数ですけども、今、第5次の現地調査というものを環境省がやっております、暫定ではあるんですけども、島内に約100頭ほどというふうに言われております。

島内の状況ですけども、主に上島にありまして、下島は、一部カメラ等で撮影が確認されているという状況です。

センターですけども、以前から飼育しておりましたものが昨年亡くなりまして、また1頭、新たに来ているという形でございます。それは動物園で生まれたものを、普及啓発といった目的のために、島内に来られる方がなかなかヤマネコに会うことができないということで、展示をしているという形になっております。

補足ですけども、保護増殖事業というものは、種の保存法という法律に基づいて保護増殖計画というものを国がつくることになっておりまして、その一部分を県が担っているという形になっておりますので、増殖というのは、動物園とかで個体数を増やしていくとか、そういったことも全体の事業の中には含まれておりまして、県の事業には、そういった直接的に増やすものは入っていないという形になっております。

【山田(朋)委員】あと1点だけ伺いたいんです

けれど、福岡市立動物園と佐世保の森きららでヤマネコの保護増殖をいただいていると思うんですけど、今どういう状況にあるのかを教えてください。

【立田自然環境課長】まず、全国なんですけれども、全国で32頭ツシマヤマネコが飼育されておまして、うち8頭が福岡市の動物園にありまして、九十九島の動植物園に7頭いるという状況になっております。

【山田(朋)委員】以前も、大分前だったんですけど、森きららのほうが、予算がかなり厳しくなったとか。それぞれの動物園で保護増殖していただいている費用というのは、国から直接ちゃんと、そういう各動物園等にいらしているんですか。県も少し絡んでいるとか、どういった流れですか。

【立田自然環境課長】確かに、ご指摘のとおり、動物園は厳しい状況ではあるんですけども、一方で、動物園がこれまで動物を展示して来訪者に見せるといったものが中心だったものが、今、動物園もやはり社会的な責務ということで、国内の希少な動植物を増やすということを環境省と動物園で協定を結んで一緒にやっという形になっておりますので、動物園が自らの努力という形で保護増殖を行っております。県からも、お金については出していないという形になっております。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第16号議案、第77号議案のうち関係部分及び第86号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、環境部長より総括説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】 環境生活委員会関係議案説明資料 環境部の1ページをお開きください。

環境部の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第45号議案「長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」であります。

第45号議案「長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」は、令和2年4月に施行される改正浄化槽法において、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に、保守点検業に従事する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めるものとされたことから、所要の改正をしようとするものであります。

この改正により、高度処理の機能が備わったものやコンパクト化された浄化槽についての新たな知識を得ることで、進歩する浄化槽技術へ

の対応が可能となり、浄化槽の適切な維持管理につながると考えております。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

（上下水道の広域化・共同化計画策定について）

人口減少により使用料収入の減少が見込まれる中、県内市町の水道事業や下水道などの汚水処理事業の効率的かつ持続可能な経営基盤の強化が求められており、市町の行政区域を越えた広域化・共同化計画の策定に向けて、関係市町と連携しながら、課題認識の共有や関係資料の収集を行ってまいりました。

来年度から2カ年の業務委託で、事業経営の将来予測や施設の統廃合、施設管理の共同化などの検討を行い、水道広域化推進プラン及び汚水処理の広域化・共同化計画を令和4年度までに策定してまいります。

次に、資料の4ページをお開きください。

（令和2年度の組織改正について）

令和2年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

県民生活部及び環境部につきましては、特に県民生活一般に密着し、安全・安心で快適な生活環境を保全・向上していくための施策分野について、より広い視点から総合的・一体的に施策・事業を推進し、発信力を強化するため、両部を「県民生活環境部」に再編することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

このほかご報告いたしますのは、地球温暖化

対策の推進について、PCB廃棄物の適正処理の推進について、国立公園雲仙の活性化に向けた取組について、生物多様性保全の推進について、地方創生の推進についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【本田水環境対策課長】条例案件について、ご説明いたします。

補足説明資料1のほうをご覧ください。

第45号議案「長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」は、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加するものでございます。

浄化槽については、近年の社会的要請から、窒素・リンの処理能力を高めた高度処理の浄化槽やコンパクト化された浄化槽の普及が進み、保守点検においても新しい知識が必要になってきております。

このため、令和2年4月1日から施行される浄化槽法の一部を改正する法律では、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の中に、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めるものとされており、所要の条例の改正をしようとするものであります。

なお、浄化槽の保守点検業務に従事する者として浄化槽管理士制度が設けられており、浄化槽の管理者から委託を受けて保守点検を行うときは、この浄化槽管理士の資格を有する者が従事することになっております。

次に、条例改正の概要についてご説明します。

浄化槽保守点検業者は、在籍する浄化槽管理士に研修の機会を確保することをまず義務づけております。その上で、浄化槽保守点検業者に在籍する浄化槽管理士が、業者登録の日の前3年以内に県が定める研修を少なくとも1回は受講していることとし、このことを登録の条件としております。

浄化槽管理士が受講する県が定める研修としましては、浄化槽の保守点検に関する研修であって、一般社団法人全国浄化槽団体連合会、公益財団法人日本環境整備教育センター及び県が指定しております指定検査機関、このいずれかが実施するものを受講していただくようにしております。

なお、条例の施行につきましては、令和2年4月1日施行であります。参考資料の裏面のほうにお示ししておりますとおり、県が定める研修の受講を登録の要件とするタイミングにつきましては、令和5年4月1日以降の新規及び更新の登録から適用するよう、3年間の猶予期間を設けております。

この条例の改正により、浄化槽管理士の研修の受講が確保され、進歩する浄化槽技術への対応が可能となり、将来にわたり浄化槽の適切な維持管理が期待できるものと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】ただいまご説明をいただきました分でお尋ねをしたいと思います。

今回新たに研修の機会を確保するための条例の一部改正ということではありますが、今までは、この資格を取っただけで特に更新制とかもなく、

こういった研修もなかったという理解でよろしいでしょうか。

【本田水環境対策課長】 委員ご指摘のとおり、制度上はそうございました。実際には、新しい浄化槽、新製品とか出てまいりますと、製造業者の方に来ていただいて、その仕組みとかメンテナンスの要領については勉強されていたというふうな形だと思います。

【山田(朋)委員】 対象者、県内にこの資格をお持ちの方が、浄化槽管理士が何人いるのか。それと、この研修の機会を、どちらかの行うところで実施をする、3年に一度ということですが、県はこういったことに関しての研修機会を確保することは、ホームページとかに掲載して、でも自分たちが適時、3年の時がきたら、自分たちで勝手にちゃんと受けなさいよというぐらいの関わり方なのか、どういった関わり方をするのかも、併せて教えてください。

【本田水環境対策課長】 まず、浄化槽管理士の人数ですけれども、県内には500名程度いらっしゃるというふうに把握しております。

県の登録と長崎市の登録と佐世保市の登録と3つございまして、正確な人数は把握できないんですけれども、県の登録が435人で、あと、佐世保市、長崎市がございまして、重複している業者もいらっしゃいますので、500名程度がいるというふうな把握をしております。

これからこの研修に関して県がどのように関わっていくかということでございますけれども、この研修自体は、先ほど紹介しました、国の全国的な公的機関のところで、今回の法改正を受けまして、新しい技術あたりについての統一的な研修を全国各地で開いてくださるということになっておりますので、それに対して開かれることを、浄化槽協会とも併せましてお知らせし

ていくというふうな関わり方を考えております。

【山本(由)委員長】 ほかにありませんか。

【溝口委員】 改正のあれは、業者登録の日の前3年以内に県が定める研修をしなければいけないということですが、令和2年4月1日から施行なんですけれども、令和5年4月1日以降からですよということですが、例えば令和3年とか4年に業者登録になった人というのはどのような形になってくるんですか。

【本田水環境対策課長】 令和5年3月31日までににつきましては、過去3年以内に在籍するすべての浄化槽管理士の方が受講されているという書類の添付は求めませんが、令和2年4月1日からは、受講の機会を確保するように、業者のほうに努力義務を課しておりますので、当然、今までしていた業者は拡充されたり、仮に今までされてなかったところは、そういう機会をちゃんと確保するようになっていくものと考えております。

令和5年3月31日までの登録に関しては、要件としておりません。何も添付がなくても更新を受け付けますし、登録も受け付けます。

【溝口委員】 3年と言っていますが、例えば令和4年に業者登録になっても、あと1年ですけれども、それは求められて、令和5年4月以降の受講をしなければいけませんよということになるんですか。3年に1回できているもので、令和2年から5年までの間に、業者のあれで、4月1日から施行になりますので、もしかしたら、受けているかもわからないですね。令和3年とか4年に業者登録になった人は研修を受けているかもわかりませんが、これでいけば、やっぱりまた受けないといけないということになるわけですか、令和5年以降も。登録された人は。

【本田水環境対策課長】 令和5年3月31日まで

に登録を受けられたところの管理士につきましては、次の更新までの間にまた一回受けていただくということになります。

なぜこういうふうにしたかと申しますと、今回の法改正のもともとの理由なんですけれども、今現在、浄化槽管理士の方の技術が不足しているということで、浄化槽の保守管理が適正に行われてないというわけではございませんので、予防的な法改正だというふうに我々のほうは理解しておりますので、すべての業者が、義務としては平等になるように、令和5年4月1日からの登録について研修実績の添付を義務づけるというふうにしております。

【溝口委員】 そうしたら、施行的には令和2年4月1日からですけれども、県としては、令和5年4月以降からしか研修もしないということになってくるんですかね。そこら辺が、理解に苦しむんですけれども。

それと、今回、受講ということになると、今まで受講してなかったのに、受講料とかも発生はしなかったと思うんですけれども、今回受講をしなければいけないということは、料金が発生するということになるわけですか。

【本田水環境対策課長】 例えば令和5年5月1日が更新日を迎えられる業者、令和2年5月1日に登録か更新をされる業者ですけれども、この業者につきましては、令和2年5月1日以降に既に研修を受けて、有効になる期間に入りますので、当然、令和2年度、ちょっと準備の関係がありますから、令和3年度ぐらいからになると思うんですけれども、受講していただくことになっていくと考えております。

それと、料金のほうですけれども、やはりそこに講師とか、テキストとかいうのを団体のほうでも準備いたしますので、それに伴う費用は

発生いたします。

【溝口委員】 わかりました。そうしたら、受講料としては、幾らという定めは、今のところは決めてないということでは理解していいんですか。

【本田水環境対策課長】 はっきりした金額は、まだ決まっていないということでございます。

【溝口委員】 ただ、令和2年4月1日から施行ということになれば、5月に受ける人がいるかもわからないし、6月に受ける人がいるかもわかりませんので、その辺の受講料については、やはりしっかりとした定めをしていかないと、あと1カ月後に指導ができないんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

【本田水環境対策課長】 令和5年4月1日以降の登録または更新よりも、それより遡ること3年以内ということがございますので、受講するタイミングというのはかなり幅広くありますから、その中で受講していただければいいというふうな内容での改正を行っております。

【溝口委員】 わかりました。それでは、受講料についてはいつまでに決めていくのか。県のほうで定めるんですか、受講料についても。

【本田水環境対策課長】 受講料につきましては、実施する団体のほうで設定いたしますので、県が定めるものではございません。

【溝口委員】 そうしたら、もう決まっているんじゃないですか、受講料というのは。まだ国の施行がされてないから、決めてないということですか。

【本田水環境対策課長】 現在、講習の内容とかを固めている段階みたいにして、おおよそのくらのことを想定しているという情報までは来ているんですけれども、最終的に幾らにするのか、全国一律にするのかとかというところは、

まだはっきり決まっておりません。

【山本(由)委員長】ほかに、議案に関する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第45号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【本多環境政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました環境部関係の資料について、ご説明いたします。なお、今回の報告対象期間は、昨年11月から本年1月までに実施したのとなっております。

初めに、資料の1ページをご覧いただきたいと思えます。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金でございます。

直接補助金の実績につきましては、資料1ペ

ージに記載のとおり、緑といきもの賑わい事業補助金の1件となっております。

また、間接補助金の実績につきましては、資料2ページに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金の11件となっております。

次に、資料3ページをご覧いただきたいと思えます。

1,000万円以上の契約状況についてでございますが、3ページに記載のとおり、1件となっております。なお、4ページに入札結果一覧表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

次に、資料5ページをご覧いただきたいと思えます。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、島原半島振興対策協議会外からのジオパークの活動推進及び知名度向上への支援についての要望など3件であり、それに対する県の対応につきましては、資料5ページから7ページに記載のとおりでございます。

次に、資料8ページをご覧いただきたいと思えます。

附属機関等会議結果報告でございます。上段に記載の附属機関につきましては、長崎県環境審議会環境基本計画策定部会を1回、長崎県環境審議会地球温暖化対策実行計画策定部会を1回、長崎県環境影響評価審査会を1回、長崎県環境審議会環境計画部会を1回、それぞれ開催をしております。また、下段に記載の私的諮問機関等は、希少野生動植物種指定等検討会を1回開催しております。その内容につきましては、資料9ページ以降に記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、今説明がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(朋)委員】1ページの社会福祉法人くじらを対象にしたこの補助金ですけれども、私はとてもすばらしい補助金だと思ったんですが、これはどういった費用内訳になっているのかと、これはずっと継続してある事業なのか、希望者はほぼ100%とれるものなのか、どういった風になっているのか、中身を教えてください。

【立田自然環境課長】こちらは、緑といきもの賑わい事業というものになっておりまして、市町村あるいは民間への補助をするものになっております。

現状、くじら認定こども園ですけれども、こちらの事業は、子どもたちが園庭で触れ合うことができるようなビオトープをつくることに補助するものになっております。

民間団体につきましては、2分の1以内の補助になっております。現在のところ、件数としては、手が挙げたところに全部補助金をつけさせていただいているんですけれども、金額が、必ずしも満額つけられるという状況にはないという形であります。ただ、できる限り配分をして配るようにしているという状況でございます。

事業自体は、これまでも継続してきておりまして、平成21年から実施している事業になっております。

【山田(朋)委員】2分の1以内ということなので80万円か幾らか、この全費用の中でかかったのかなと思うんですが、あと、市町村もということであったから、小学校とか、そういったところにもつくっていただくといいのかなと思うん

ですが、今の話だと、希望どおりの額じゃないかもしれないけど、リクエストがあった場合は100%、今までもつくってこられているという理解ですか。大体どれくらいの予算を確保しているんですか。

平成21年からの実績も、そんなに上がりず、何件か、何件かぐらいでちょこっとずつ上がっているような感じですか。どういうふうな感じですか。

【立田自然環境課長】毎年変動はございますけれども、最近では、年間4件から6件程度補助をしている状況になっております。

金額は満額ではないですけれども、補助の内容として合致しているものに関しましては、基本的に何らかの補助をしているという形をこれまでとってきております。

すみません。別件なんですけれども、先ほど山田(朋)委員から質問がございました、ツシヤマネコの保護増殖事業で、モニタリングと交通事故対策と猫の適正飼養で、うち交通事故と猫適正飼養は対馬市と答弁いたしましたけれども、猫適正飼養の部分だけ対馬市に出しておりますので、遑って訂正させていただきたいと思っております。

【山本(由)委員長】ほかに、「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」について、質疑はありませんか。

【宮本委員】1点だけ確認をさせてください。いただいた資料の3ページです。1,000万円以上の契約状況一覧表です。1件しかないんですけど、一般競争入札になっており、契約相手の方が福井県となっております。4ページを確認すると、入札結果一覧表の中でも、この1者しか入札があつてない状況ですが、契約の名称、ちょっと長いんですけど、長崎県流域下水道事業

公営企業会計システム運用保守業務委託、こういう委託をする会社、企業というのは長崎県にないのかなと思うんですけど、これについてもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

【本田水環境対策課長】委員ご質問のことですけれども、この委託業務は、今度の4月1日から流域下水道が企業会計に移行することに伴いまして、新しい会計を企業会計独自でしていくということで、そのシステムの構築をまず平成30年度と令和元年度の2カ年で行っております。

そして、今回ここに上がっておりますのは、このシステムを、ソフトウェアの保守運用をしていく業務でございます、これは令和2年度から令和6年度までの5年間の一括の契約でございます。

そして、ご質問にありました、県内でできる場所がないのかということですが、最初に、平成30年からこのシステムをつくり出す時にも一般競争入札を行いまして、その際には、県内の業者も参加されております。そして、結果的に価格で福井県の業者がとったということなんですけれども、今回、保守点検につきましても、県内の業者でも実施できるはずだということで、今回の要件につきましては、県内に本支店を持っている業者と、あと、県外では、この構築に関わった三谷コンピューターだけが参加できるという条件で、見積もり期間といいますが、周知期間も、通常10日から2週間ぐらいしかとらないんですけれども、一月ほどとりまして公告を打ちましたけれども、結果としまして、この1者しか申込みがなかったということで、このような入札結果になっております。

【宮本委員】わかりました。4月1日から企業会計に移行する、新会計に移行するということでのシステム移行ですよ。ソフトの保守にな

りますということで、平成30年と令和元年の2カ年においては、この会社がずっとされていたという説明があって、理解いたしました。

一般競争入札なので、県内のほうにも1カ月という期間をかけたにもかかわらずなかったという状況なんですね。難しいんでしょうかね。5カ年ということですので、今後こういうシステム運用保守業務ができるような企業が県内にできることを祈りたいということになるんですけど、今後、こういった業務委託が出てくる際には、先ほどのような形で、ちょっと入札期間を長く持ってもらうとかそういった対応を、また今後もしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【山本(由)委員長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。

先ほどの宮本委員の1,000万円以上の契約状況の件で、これは契約金額が裏と表で違うんですけれども、どちらが正なのか、それともどういう見方をすればよいのか、お知らせ願います。

【本田水環境対策課長】これは、裏のほうが入札に付する額ということで、消費税を抜いた額になっておりまして、表のほうは消費税込みの金額でこのような違いが生じております。

【中村(泰)委員】承知いたしました。ありがとうございます。

続きまして、長崎県の環境影響評価審査の内容で、11ページでございます。

平戸市から馬渡島の洋上風力発電事業の会議が行われたというところで、委員の方から、鳥類や海生生物については国内外の最新の知見に基づいて調査をするようにということでしたが、これは、多分、風車の羽に鳥が当たるとか、海底の生物に悪影響を及ぼすとか、そういった懸念だろうと思いますが、もう少し具

体的に教えていただければ、お願いします。

【吉原地域環境課長】この風力発電事業のアセスにかかる審査委員の意見ということで、まず、先ほど中村(泰)委員がおっしゃったように、鳥類・哺乳類に関しましては、設備への衝突、それから移動経路が変わってしまうというところへの配慮をしてくださいと。海生生物への配慮ということで、現地調査または工事中の音、水中での音によって、魚類の回遊経路とか、産卵前の影響がないように配慮をしてくださいと。また、風車自体の騒音への配慮ということで、住居等から十分な距離を確保するということ。そして、また景観への配慮ということで、眺望等設置においては、関係者にきちんとヒアリングをとってくださいとか、あと、住民に身近な景観にもなっていますので、そこを配慮していただきたいということ。自然公園の展望地からも、併せて見ていただくようにと。また、世界遺産も平戸のほうにはありますので、その部分も考慮して設置をするように配慮してくださいということで、審査会のほうは出しているところですよ。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

五島沖が、先般、経済産業省のほうから指定をされた。そういったところで、産業労働部を中心に洋上風力はすごく進めておられますが、やはり環境に対する影響というのをすごく、イメージがあまりよくないといったところから、こういったお声が出ているのかなということで懸念をしております、五島沖は、聞くところによると、逆に魚が寄ってくるとか、そういったお話も伺っております。

私は、以前の仕事でこういったことをやっておったので、知見は多少あるんですけども、何というのか、五島沖のものをどういうふうに

これからうまく具合に反映をしていくのかといったところを踏まえて、お知らせいただけないでしょうか。

【吉原地域環境課長】五島沖に関しましては、先ほど委員からご説明がありましたように、再生可能エネルギーの海域利用促進法における地域指定というのが、昨年の12月になされたところですよ。

今後、こういう水面の利用に関して指針のほうを経済産業省が作成して、公募占用計画を事業者が提出して設置に向かっていくと。経済産業省がその後認定をして、セッティング可というような段取りになっております。

五島におきましては、五島市のほうでも、やはり再生可能エネルギーを導入したいということと、あと、先ほどおっしゃったように、魚が周辺に寄ってくるというようなお話もあって、再生可能エネルギーの導入促進に向けて動いているという状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

五島沖の実証試験でいろんな知見を得ているはずですので、そういったすごくプラスになるような話をこういった場面でも積極的にしていただければ、すごくイメージを払拭できるというか、プラスのほうに持っていけるといいますので、どうぞよろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質疑を行います。

議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【ごう委員】地球温暖化対策の推進についてということで、質問をさせていただきたいと思い

ます。

今回、予算のほうにも上がっておりまして、次期計画の策定などをなさっているところだとは思いますが。

この地球温暖化対策の推進というのが、今、SDGsの目標13にもしっかりと掲げてあって、気候変動に具体的な対策をとということになっておりますので、県が策定する計画もより具体性を持ったものにしていかなければならないと思っています。

横長の資料にもあったんですが、環境と経済成長の好循環を生み出す施策を盛り込んだ、次期地球温暖化対策推進計画を策定するとともに、家庭や事業所等で取り組む省エネ活動の普及促進を実施するということになっております。

私は、この経済成長というのが、今後大きなポイントになってくるのではないかと考えているんですが、その前に、この資料の中にありました、これまでも温暖化対策についてはさまざまな取組を行ってこられていて、九州エコライフポイントの冬季の取組でも、昨年の冬、2,108世帯の参加があったということで、例年よりも増加をしているということでありました。これが家庭を巻き込んでいくこと、個人を巻き込んでいくこと、県民を巻き込んでいくことに非常に大きな効果を生むと思っております。

この九州エコライフポイントの取組のここ数年の実績をお伺いしたいと思います。

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時25分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

【本多環境政策課長】九州エコライフポイントの参加者数の実績でございますけれども、平成

27年度から申し上げますと、平成27年度が2,261世帯、平成28年度が1,789世帯、平成29年度が2,482世帯、平成30年度が2,953世帯でございます。これは、夏季と冬季と2回に分けて実施してございまして、夏季と冬季を合わせた実績になります。

【ごう委員】平成27年からの実績の数を、今ご提示いただきました。毎年ばらつきが大きいなという印象を私は持ちました。今、地球温暖化防止に向けて対策をしていくには、県民一丸となつてということが言われている中で、毎年、夏と冬とやっている中で数のばらつきがあるというのがどうしてなのかなというのが、1点疑問です。

これだけ一生懸命取り組んでいくのであれば、年々上がっていくべきものではないかと思っ

ているんですが、そのあたりをどのように評価していらっしゃいますか。

【本多環境政策課長】先ほど申し上げたのは、夏季と冬季を合わせた実績ということで、今年度につきましては、説明資料の中では、冬季の分を2,108世帯ということでお示ししているところなんですけれども、夏季の分を加えますと3,042世帯ということで、これは昨年度を上回っているような形にもなっております。どうしても年間で参加される方の数はばらつきがあるんですけれども、毎年なるべく多くの方に参加していただきたいということで、いろんな形で広報には努めているところでございますし、これは九州7県で連携して取り組んでいるものでございますので、九州全体として、そういった参加のための周知とか、広報活動というものを実施しているところでございます。

【ごう委員】わかりました。昨年は3,042ということで増えているということですが、では、

九州7県で取り組んでいらっしゃるということですが、九州全体で見た長崎県の実績というのはどのような評価ですか。

【本多環境政策課長】九州全体で見ましても、長崎県はほかの県よりも、実績としては比較的多いという状況でございます。

【ごう委員】7県で見ても多いということは、それはすばらしいと思います。

しかしながら、やっと3,000世帯に到達しているということでありまして、やはり周知のやり方、それから、申込みの仕方とかをもう少し工夫しなければいけないのではないかと考えております。

また、用紙が県庁に行ったらもらえるということにもなっていますが、ご高齢の方々は、ウェブから参加することが難しいので、取りに行くことになったりとかするんでしょうけれど、その申込みの用紙の配布場所を少し考えると、またいろんなことが考えられるのではないかと考えていますので、そのあたりご検討を要望したいと思っております。

エコライフポイントにこうやって参加をしていただいて、今度、エコライフポイントが使える取扱店というのがありますよね。その取扱店が、今、この長崎県内の状況は、何軒ぐらいでどうなっているのかということをお知らせください。

【本多環境政策課長】エコライフポイントを使用可能な店舗というのは、コンビニエンスストアですとか道の駅とかで、九州全域で設置をしているところなんですけれども、県内の状況は、すみません、後でまたお知らせしたいと思っております。

【ごう委員】県民の皆様方の意識を高めるため、そして巻き込んでいくためには、そうい

ったところがもう少しきちんと明確に県民の皆様に伝わったほうが、より参加される世帯が増えていくのではないかと思いますので、エコライフポイント取扱店舗などを増やしていくことなども積極的に取り組んでいただければと思います。

次に、環境と経済成長の好循環をとということで、1点お尋ねをしたいんですが、国が2018年から導入しておりますJクレジット制度というのがありますが、長崎県内で、今、このJクレジット制度の取組状況というのがどのようになっているのかということをお聞かせください。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午後 2時31分 休憩

午後 2時31分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再会します。

【本多環境政策課長】Jクレジットと申しますのは、ながさき太陽光倶楽部ということで、県内の一般家庭で太陽光設備を設置している方たちに会員になっていただきまして、そこで太陽光発電した電力を自家消費した分を環境価値に換算して、それをクレジット化した上で、そのクレジットを売買することで企業価値を高めていただくとか、企業の社会的貢献に使っていただくという取組です。

その実績といたしましては、クレジットの認証量につきましては、これまで平成24年から取り組んできまして、平成30年度までの時点で、二酸化炭素の量に換算しまして9,634トンのクレジットの認証の実績がございます。それを県内の企業等を中心にクレジットとして売却しておりまして、その売却が、これまでの累計で784万5,248円ということになっております。

【ごう委員】わかりました。ありがとうございます

ます。

あと、Jクレジット制度のホームページを見てもみますと、登録プロジェクトというのが掲載されているんですが、現在、全国で223の登録プロジェクトがあって、その中で長崎県で登録されていたのが4つでした。223のプロジェクトのうち4つのプロジェクトが長崎県のプロジェクトとしてありました。こういうところをもう少し企業や団体に周知をしていく活動が必要ではないかと思っております。このJクレジット制度というのが、今、課長がおっしゃったように、企業のカーボン・オフセットにつながったりとか、販売商品の付加価値としてつけることによって、その企業のメリットが上がっていくということになりますし、PRにもどんどんつながっていくと思います。

こういったことで、政策の中にうたっている、経済成長の好循環というのにつながっていくのではないかと考えていますので、私は、次期計画を立てる中では、このJクレジットの件などをもう少し積極的にやっていただいて、企業を巻き込んでいくことが必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、今、SDGsが非常に重要だということで、長崎県では、壱岐市がSDGs未来都市として名乗りを上げ、そして、その中で、今年の9月に「気候非常事態宣言」というものをされました。それくらい大変なことになっているんだということを皆さんに認識を共有してもらおうということで、この宣言をされております。

こういうことを長崎県の中の壱岐市がやり始めたということについて、長崎県としては同じようなことを他市町にも啓発をしていって巻き込んでいく必要があるのではないかと考えておりますが、そのあたりについて、長崎県の気候

変動についてどのように思っているのか、今後どうしていくのか、お聞かせください。

【本多環境政策課長】委員ご指摘のとおり、気候変動問題というのは世界的な規模で課題となっておりますし、当然、長崎県においてもそれにどう対応していくかというのは、非常に大切なことだと思っております。

そういう中で、壱岐市として、昨年9月に非常事態宣言をされたということは、従来から壱岐市で取り組んでおられる再生可能エネルギーの利用促進など明確なビジョンを掲げて、それに基づいて、今後より積極的に取り組まれていくという旨の表明をされたというふうに理解をしております。長崎県といたしましては、壱岐市のように明確なビジョン、今後の方向性、そういったものをお示ししながら具体的な目標の設定というものをしていきたいと考えております。先ほども申し上げましたが、今の地球温暖化対策実行計画というのが来年度までの計画になっておりますので、令和3年度以降の次期計画の策定に向けて、そういった施策の大きな方向性と、それから、それに基づく具体的な削減目標を、有識者の意見とかを聞きながら、また、今後議会の意見とかもお聞きしながら、その目標なんかを明確に定めた上で、それをいかに県民の方々に周知していくか、そういう手法についても、併せて検討させていただこうと思っております。

【ごう委員】ありがとうございます。ぜひその次期計画がより具体化されて、SDGsの目標13、気候変動に具体的な対策をとっておりますので、持続可能な長崎県にしていくためにも、ぜひお願いしたいと思います。

【山本(由)委員長】ほかに、一般議案外で質問はありませんか。

【宮島委員】1点だけ、午前中予算審議の中で、徳永委員のご質疑にも関連をするわけでありませぬけれども、国立公園の活性化に向けた取組について、お尋ねをしたいと思ひます。

午前中の説明の中では、国立公園雲仙についてのインバウンド対策についてのご説明がありました。一方、先日、環境省のほうで、全国の34カ所の国立公園に対しまして、昨年2019年の1月から9月に訪れた訪日外国人、この人数というものが発表されまして、511万人、前年同期比では5万3,000人の減少、約1%減ったというような推計が発表されたということでありました。

この期間の全体の訪日客数が4%増えているということでありませぬので、担当の発言によれば、国立公園の利用というものが頭打ちになっているというような報道もあったわけでありませぬけれども、この期間、県内にあります2つの国立公園、ここを訪れた訪日外国人の数というものについてお聞きをしたいと思ひます。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時41分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開します。

【立田自然環境課長】環境省が推計をしているところなんですけれども、環境省の推計では、まず、西海国立公園では4万5,000人というふうに推計されております。それから、雲仙天草国立公園では2万3,000人という形で推計されておまして、どちらも10%以上減少しているという形で推計が出ている状況でございます。

【宮島委員】ありがとうございます。地方のほうは、やっぱり国立公園を訪れる外国人が減っているというような傾向であったみたいであ

りますけれども、西海、雲仙天草双方ともに、やはり10%以上減っているということであったということだと思ひます。

改めて、1点確認なんですけれども、国立公園のインバウンド対策というのは、基本的に自然環境課、環境部のほうで所管をされていると、観光振興課とはもちろん連携もされているんでしょけれども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

【立田自然環境課長】国立公園のインバウンド対策につきましては、自然環境課で所管していると認識しておりますけれども、どうしても国立公園内だけで完結するものではございませぬので、観光関係の部局、あるいは自治体とも連携してという形になっております。

特に、場所によっては、宿泊施設が必ずしも国立公園内にはないということもございませぬので、国立公園内だけの対策で増やすということが難しいということもございませぬので、連携は密にやっていくべきかなと考えております。

【宮島委員】これまでの取組に対しては敬意を表したいと思ひます。

そこでなんですけれども、今、国立公園雲仙についての活性化に取り組んでいただいているということでありませぬですが、この計画を進める中で、やはり国のさまざまな制約あたりというものゝ課題として上がってきているんじゃないかというふうにも推測をするわけでありませぬけれども、現状の課題、認識というものはいかなものか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

【立田自然環境課長】まず、自然公園の規制についてですけれども、もちろんこれまでもやりたいことができないというような声というのはあったかと認識しております。

一方で、先日、雲仙市が観光戦略の策定に伴

い地域のワーキングというのをやったということなんですけれども、その中では、やはり規制があるがゆえに守られてきたのではないかという声が地域から多くて、規制によって守られたもの、雲仙の地域を大切にしていこうということを理念に掲げていきたいというような話もございませう。規制でなかなかできないという足かせになっている部分もある一方で、やはり規制があったおかげで雲仙の温泉街、見ていただければわかるとおり、屋根も色が統一されていますし、それが仁田峠から見ると、きれいな街並みに見えますか、そういったこともございませうので、議論する中で、地域としても、規制はいい部分もあると認識しているのではないかとこのように考えております。

現在の雲仙の課題ですけれども、予算の時に少し申し上げましたけれども、やはり全体の戦略がつくられていないということがございませう。こちらに関しては、雲仙市が、今、観光戦略をつくっております。

それから、ずっと長年課題であったものがそのまま課題として残ってしまっているというものがございまして、その典型的なものが、地獄にある配管とか廃屋が残ったままであるというものを撤去しないといけないだろうと。それは、昨年来、国内外の有識者に、我々自然環境課でも来ていただいて現場を見ていただく中でも、やはりあいつのものがそのままであることをよしとしていることが問題なんだというようなことも指摘を受けたりしております。そういったものについて、このたび、国際観光旅客税で半額補助がつくということがありましたので、まず、今来ている人たちがより満足度が高まるようにというところからやっっていこうという形で考えているところでございませう。

【宮島委員】ただいま課長のほうからご説明がありましたとおりで、地域のほうで、特に後段のほうで、規制によって自然が守られてきたということについては、大変大事なことだと思ひます。

一方で、これからインバウンド対策、ここにも書いてありますけれども、県内の豊かな自然観光資源を活用したインバウンド対策ということを進めていくためには、前段で言われた、まさに自然を生かしたインバウンド対策というものをいかにやっっていくかということも重要じゃないかというふうに私は思ひます。

地元の西海国立公園のほうでも、海やしまを生かした計画が何とかできないかということをも、もう多分、長い間いろいろ検討をされてきたと思ひますけれども、自然公園法などの制約があつて、その壁にはね返されてきたということが多かったんじゃないかなと思ひます。

そのときでありますけれども、実は今年になりまして、ある新年会に参りましたら、地元の北村地方創生大臣が、実はこのことに触れられまして、ごあいさつの中で発言をされました。そのご発言の内容というのが、趣旨を申し上げれば、国立公園というものは、おっしゃるとおりに、これまで自然を守ってきたと。しかしながら、これからは、やはり観光客の皆様方にその自然をもっともっと楽しんでもらうような機会というものもつくってまいりたいと、規制改革担当でもいらっしゃいますので、規制改革の立場から、この国立公園というものを生かしていきたいというようなごあいさつがあつたんですね。

私はそれを聞いて、非常に我が意を得たりというような思ひがありまして、ぜひ行政のほうとしても、この考え方を進めていただきたいな

と。特に、今、数字が上がってきたように、この国立公園を訪れる方が大幅に減っているということを見ても、ぜひこのことを進めていただきたいというふうに思うわけでありませうけれども、ぜひ、大臣あたりに県を挙げて陳情をいただきたいと思うわけでありませうけれども、いかがでしょうか。

部長、いかがでしょうか。

【宮崎環境部長】まず、国立公園雲仙の本課の事業でございますけれども、その背景といたしましては、今、宮島委員がおっしゃいましたように、まず、雲仙の観光客数というのが、ここ10年25%減っております。また、ここ10年、観光消費額というのが約30%、約80億円減っているような状況でございます。ですから、インバウンドのみならず、一般の日本の観光客の皆様にも来ていただく必要があると考えております。

そういうふうな中であって、今回、環境省におかれまして、やはり国立公園に人を呼び込まないといけないということで、今回の補助制度、補助のメニューをつくっていただいたものでございます。ですから、基本的な考え方といたしましては、人に来ていただくというふうな考え方でございます。

それに対しまして、今現在、まずは雲仙市におかれまして、雲仙温泉地域の観光戦略といたしまして、令和3年度までを計画期間として戦略計画をつくらうとされております。

その中であって、雲仙市として、今後、雲仙をいかに再生するかということが、いろんなアイデアが出てくるだろうというふうに考えています。その中であって、現在国の規制が、仮にかかっているものがあつたとすれば、それは積極的に国のほうに要望を申し上げて、雲仙のほうを使い勝手のいいような判断をしていただき

たいと思うところでございまして、実はこれまで、昨年もそうでしたけれども、政府施策要望に行った際に、地元からそういうふうな声が上がった場合には、ぜひとも検討していただきたいということを自然環境局の局長にもお伝えしているところでございますので、今後、引き続き国のほうに要望をしまいたいと考えております。

【宮島委員】わかりました。せっかく地元から出ておられる大臣がそのような発言をされたということもぜひ頭に入れていただいて、そのことも少し盾にとつていただいて、陳情・要望していただければなというふうに思いますし、ぜひこの規制緩和が行われることによって、かねてでありますけれども、自然をあくまでも生かしながら、せっかくのすばらしい雲仙や西海の自然を生かした国内外の観光というものがもっともっと活性化になればいいなと思いますので、ぜひこれからも強力に政策を実行していただきたいと要望しておきたいと思つています。

【山本(由)委員長】ほかに、議案外に質問はありませんか。

【本多環境政策課長】申し訳ございません。先ほどご委員のほうからご質問がありました、九州エコライフポイントの取扱店舗ですけれども、現在、県内では14の業者というか、スーパーとか、コンビニとか、道の駅を合わせますと、14の取り扱い業者がございまして、店舗数にしますと、県内で全体で269店舗で取扱っているという状況にございます。

【山本(由)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】それでは、説明資料の2ページになります。PCB廃棄物の適正処理の推進について、お聞きをいたします。

PCBは、書いてありますとおり、有害物質

であるということは、もう言うまでもなく、そこには、照明器具に使用されている高濃度PCBを含有する安定器と書いてあるんですが、これ以外にもPCBが含まれているのは、例えば橋梁の塗料であったりとか、そういったところに使われていることがあるんですが、環境部としてはそういったものをすべて取扱う必要があると思いますけど、その処理、安定器だけではなくて、そういったところについても把握する必要があると思いますけれども、まず、それについて確認をさせてください。

【重野次長兼廃棄物対策課長】今、委員がおっしゃられたとおり、PCB含有塗膜についても県のほうで把握をして、処理期限内に処理をするということで、現在指導をしております。

PCB含有の塗膜につきましては、委員がおっしゃられたように、鋼製の橋梁とか、洞門とか、排水機構等に使用された塗料のことで、昭和41年から49年までに建設とか塗装がなされたものが対象となっているというところでございます。

昨年度から、この掘り起こし調査というものを県及び市町が所管する橋梁とか、洞門とか、排水機構、それとかタンクとか、民間の船舶とか調査をいたしております。

基本的に、昭和41年から49年までに建設したところと、塗装が全面塗り替えがされているかどうかというところを調査させていただいて、現在、掘り起こし調査の調査対象というのが、橋梁の部分が153残っております。これにつきましては、まず、濃度検査をしていただいて、濃度が高濃度なのか、低濃度なのかというふうなところを調査した中で、高濃度の汚染廃棄物につきましては、来年度の3月までに登録をしないといけないという形になっておりますので、

検査をした結果、それを踏まえた中で、今後の処分について指導をしていきたいということで考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。確かに、橋のほうが多いかなという思いがあって、昭和41年から49年に建造された橋ですから、50年ぐらいたった今、付け替えとか、塗装の塗り替えというのが出てくるんですね。そういった時にあった橋梁が153残っているということで、濃度検査を行おうということで、詳しく説明がありましたので、濃度が高いか低いかによって適切な処理をするという形で理解をさせていただきました。

やっぱりこういった形で、ほかにもPCBが含まれているのは多々あるかと思っておりますので、これも確認ですけど、橋については、恐らく土木部とかの所管になろうかと思っております。そのほかについては、環境部が一括してこういったものの処理については対応するという認識でよろしかったでしょうか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】先ほどの件ですけども、そういう施設を持っているところは県警とか、教育庁とか、あと、知事部局で港湾課とか道路維持課、河川課、農村整備課、森林整備室、水環境対策課、漁港漁場課、この辺に調査をかけて、橋梁とか該当するものがないかどうかというところを調査させていただいて、数字を環境部で把握して、検査をしていただいて、期限内の処理に向けてその辺を進めていくというふうな形で、現在進捗しているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。連携がとれているということで確認をさせていただきました。

特に橋は、塗り替える時とか、はがす時に飛

び散ったりするというおそれがあって、人体にも影響するというのを数年前の土木部でもお伝えをしたところだったものですから、また、濃度が出てくれば、処理についても教えていただければと思います。

もう一点だけ。ちょっと戻りますけれども、1ページ、先ほどもご委員からありまして、私は分科会でも質問いたしました。地球温暖化対策についてです。

今年の7月からだったと思いますけれども、レジ袋が有料化になるということでもあります。これは地球温暖化対策の一環だと理解しているんですけど、県内でこういう取組があるのかどうかの確認ですが、例えば他市では、清掃ごみ袋をバイオマスプラスチックを含有したものに変わって、それを地球温暖化対策の一環として取り組んでいるというところもあるみたいなんです。バイオマスプラスチックが25%入っておれば、地球温暖化の原因にはならないという基準があるみたいなんですけれども、こういう独自の取組が長崎県内のどこかであれば、教えていただきたいのと、なければ、今回、来年度から行われる推進について、2ページの頭にも書いてありますけれども、それぞれと連携し、環境に配慮したライフスタイルや事業活動を推進するということがあるので、こういった取組が来年度計画があれば、その2点、お聞きをいたします。

【重野次長兼廃棄物対策課長】委員ご質問のレジ袋有料化ということに、まずお答えさせていただきます。ありがとうございます。

先行事例としてあるのかということですが、条例等で定めているところはありません。ただ、協定を結んでレジ袋有料化に取り組んでいるところがございます。新上五

島町の8事業者16店舗、それとイオン九州が6店舗、こちらについては業者とながさき環境県民会議、それと県の3者で、新上五島町は新上五島町も含めた形で協定を結んでレジ袋の有料化に取り組んでいるところでございます。

あと、協定に締結しない独自の取組といたしまして、西友とか、トライアルカンパニーとか、ミスターマックスとか、夢彩都というところがございますので、こういうところと連携しながら、レジ袋有料化については継続して進めていくところで考えております。

今のところ、来年の7月1日からレジ袋の有料化が進んでいくところでございますけれども、国のほうで、現在、研修会、講習会等を開いて周知を図ろうとしていますが、新型コロナウイルスの関係で、なかなかその辺も難しいところがございますので、今後、国のほうと連携しながら、その辺の周知を図りながら、スムーズにレジ袋有料化の事業が進むような形で、県としても考えていきたいと思っております。

あと、委員ご質問のバイオプラスチックの袋の部分ですけれども、現在、コンビニ等というふうなレジ袋を検討しているところがございますので、この辺のレジ袋をもし使われる場合については、表にきちんと表示をして、例えばバイオプラスチックが25%以上のレジ袋ですとか、海洋性分解性のプラスチックのレジ袋を使っていますとか、耐久性のある、厚さが0.05ミリ以上のレジ袋ですよというふうな形で表示をして使えるようになっておりますので、その辺もきちんと見極めながら、レジ袋の有料化について対応していきたいということで考えております。

現在、製造しているところは県内ではございません。

【宮崎環境部長】ただいまのご質問のバイオプラスチック配合率25%以上のレジ袋については、今担当課長が説明しましたように、県内で製造しているところは、現在ないわけでございますけれども、来年度策定予定の環境基本計画の中で、どういうふうな取扱いをしていくか、要するに、そういうのも推し進めていくという方向性で計画をつくるかどうかというのは、やはり審議会あたりと協議をして、検討していきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。小さなところから取り組まないと、温暖化対策は難しいですね。一気ににはできないと思いますから、こういったのも盛り込んでいただいて、何ができるのかを協議していただきたいと思っています。

同時に、私も買い物に行くんですけど、マイバッグですかね、エコバッグだったかな、今日持ってきているんですけど、結構忘れがちなので、マイバッグじゃないけれども、エコバッグの推進みたいなのも、また県も推奨していくべきかな。3円とか5円とか取られますもんね。「大がいいですか、中がいいですか」と聞かれて。私も昨日5円払いましたけど、そういった形で、今はどんどん事業者も進めているので、県もそれに応じて、マイバッグ、エコバッグの推進みたいな、おしゃれなマイバッグありますよみたいなのもいいんじゃないかと思うので、そういったのも進めていただいて、レジ袋の有料化がスムーズに進むように、先ほどコロナの影響で会合がない、延期とかという話もありましたけど、可能になれば、早々に開いていただいて周知をしていただきたいということを、改めて要望させていただきます。

よろしく願います。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午後 3時 3分 休憩

午後 3時22分 再開

【山本(由)委員長】 それでは、休憩前に続きまして、質疑を続行します。

議案外の質疑はございませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。

溝口委員の質問に関連するものでございますが、コロナウイルスの件でございまして、環境部としては、恐らくフードロスの問題が最大の問題であろうと認識をいたしております。

先ほどのご答弁では、そこまで大きな問題というか、大量の食料が捨てられるといったような状況には至っていないということでございますが、恐らくいろんな形の中ですごく苦労されて、本来給食に出されるはずであった食料がそういった扱いで、何とかしのいでおられるのかなというふうに思っております。

これは一つ、会派で雑談の中で出てきた話ではあるんですけども、例えば県庁の職員の皆様に牛乳を1日1本飲んでいただくとか、具体的に言えばそのような、行政であったり、または民間の企業の皆さんであったり、そういったところでの連携といったところが、もしやれるのであれば、ぜひとも積極的に進めるべき話なのかなと思ひまして、恐らくフードロスの所管をされている環境部が取りまとめになろうかと思ひますので、もしよければ、ご答弁いただけないでしょうか。

【重野次長兼廃棄物対策課長】先ほど答弁させていただきましたけれども、未利用食品の有効利用については、必要に応じて食品事業者、フードバンクや市町などに、今通知のほうを出しておりますので、情報を収集しながら、どのよ

うに活用ができるかどうかを検討しながら進めていきたいということで考えております。

また、先ほど申しましたように、情報自体が入ってきておりませんので、今後の対応としてどうすべきかというふうなところを、今考えているところでございます。

業者としては、寄附ということも考えられると思いますけれども、どうしても売りたいというところがあると思いますので、売れるのであれば売りたい。それでも、どうしても廃棄物として処理をしないとイケないとなった時には、寄附という形の一つの考え方もございますのでというふうな形で、周知を図らせていただいておりますので、そのあたりも情報収集した中で、今委員がおっしゃられたような形で、有効利用ができるものであれば有効利用していきたいということで考えております。

【中村(泰)委員】 ご答弁ありがとうございます。

農水省のほうでも、フードバンクに対しての情報を提供して、寄附を求めるような動きがあり、そういった流れの中で今のような問い合わせをされているんだらうと理解をいたしております。

どこまでこの状況が続くか、非常に難しいところがございますが、迅速に情報をキャッチしていただいて、具体的に見えるような形で、本当に企業の皆さんを支えていけるような、それは、もう本当に行政しかできないことだと、全部じゃないですけども、行政がリーディングしなければならないことだと思っておりますので、具体的な策を持って、少しでも改善に向かえればと思っております。よろしく願います。

【徳永委員】 自然環境課長、午前中の質問に関連するんですけども、雲仙国立公園で多言語

の解説板を設置したいという旨の答弁がありましたけれども、これは、例えば雲仙のほうではどれぐらい、そしてまた、どういう場所に設置をというふうに考えておられますか。

【立田自然環境課長】 来年度につきましては、15基設置の予定で考えております。場所につきましては、仁田峠であったり、雲仙温泉街から歩いて散策できる絹笠山ですとか、そういったところに日本語と英語を併記した看板を設置する予定にしております。

その設計の費用等も含めた形で予算に入っているという状況でございます。

【徳永委員】 英語だけですか。

【立田自然環境課長】 観光庁の方針としまして、まず、看板に併記するのは、英語でしっかりしたものを書くべきであるという方針です。観光庁により、英文をネイティブの人に文章をつくらせていただけるという支援をいただけてつくっているものでございますので、日本語と英語の併記という形になっております。

【徳永委員】 これは、ほかの国立公園等でもそうなんですか、日本語と英語。例えばほかに中国語とか、韓国語とか、そういうのはないんですか。

【立田自然環境課長】 場所によって違うところはございまして、韓国語とか中国を併記しているところもございます。特に、佐世保に関しては、そういったところが多くなっていると思いますので、まずは看板を設置する段階では、観光庁の方針に従って日英での整備をいたします。どうしても多言語になると、看板に入れる情報が少なくなってしまうということもありますので、2次元コードとかいろんな技術もございしますので、そういったものでほかの国の言語に対応するとか、そういったところも対応を検討し

たいと考えております。

一方で、観光庁の有識者でも議論されているんですけども、やはり中国の人には中国の人に受ける文章をつくらないといけない、韓国人には韓国人向けにと丁寧に対応することが、やはり重要というふうに言われておりますので、その中身についてもしっかり検討していかなくてはいけないのではないかと考えております。

【徳永委員】 その趣旨はよくわかりました。

ただ、雲仙の場合は、中国の方、台湾、香港、それと韓国、どちらかという英語圏よりも多いということですので、今の説明は理解できましたけれども、せっかくの多言語の看板の設置ということであれば、また、そういう工夫もしていただきたいと思っております。

来年は15ですけれども、その後継続して、最終的には何枚というのは、そこまでははっきりしてないんですか。

【立田自然環境課長】 一定利用が多いところに関しましては、それで大体整理できるかなと思っておりますけれども、今後、先ほど少し申し上げましたけれども、県有施設の利用とかを雲仙市の観光戦略の中で考える中で、やはり新たな利用というのをつくっていかないといけないということが生じるなど、必要があれば、やっていくことは考えないといけないのかなと思っております。

【徳永委員】 それともう一つ、トイレの洋式化ということもありますけれども、これはどういう状況なんですか。

【立田自然環境課長】 こちらにつきましては、仁田峠の駐車場の横にトイレがありますけれども、そこにまだ和式のものが残っているところがございますので、全部は変えませんが、もう少し、今の時代はやはり若者あるいは、逆

にお年寄りの方も和式は使いにくいということもございますので、和式から洋式の割合を高めようということになっております。

【徳永委員】 これは非常に大事なことで、これは所管が違うんですけども、例えば私の地元の県立の百花台公園、ここもやはりトイレを洋式に変えてくれと。特に高齢者の方が公園に来て運動して、ところが、トイレに行った時に、昔の和式であれば、非常に使い勝手が悪いというふうなことが言われて、洋式というのが、今の時代に大切なことでありますので、これはどんどんそういうふうにしていただきたいと思っております。

それともう一つは、浄化槽の件なんですけれども、溝口委員からもいろいろ質問がありましたけれども、私の記憶する中では、以前は県は、浄化槽よりも都市下水のほうを推進していたと、私はそういう認識だったんですけども、最近は何か、私は当時から、下水よりも合併浄化槽をしたほうがいいんだと。かつ、その補助率、交付金を含めて、これをかさ上げしてでも普及させたほうがいいんじゃないかというふうに言っていたんですけども、当時は、国の方針がそうだったのか、多分そうでしょうけれども、いつごろからそういうふうに政策変更になったんですかね。

【本田水環境対策課長】 まず、集合処理のほうは、密度が高いところには最適ということで、そういうところからずっと整備が進んでおりますし、現在もまだ残っているところはございますけれども、それが全国的に見て、一定整備が大分進んだという段階で、汚水処理の10年概成というような概念という考え方が国から出されておまして、平成26年にそういう形の表明がありまして、それは、先ほど申し上げた

ように、集合処理でやるのに向いている地域というのは、おおむね整備されてきたと。

それと、その後の動きといいますのが、これも先ほど少し、別の時にお話ししましたけれども、下水道料金というのをもっと適正化していかなきゃいけないというのがございまして、そうすると、やはり費用がかさむ設備のある部分については処理費用のほうで、料金のほうで持ってもらわなきゃいけないというのが出てきて、実際に、じゃ、今からまばらな状態のところ、事業を計画していたからといって、始めるかということ、もう始められない状況になってきているということでございます。

【徳永委員】そこなんですけど、結局、浄化槽と下水、問題はランニングコストなんですよ。だから、下水の場合は、いわゆる自治体が、ある意味管理費について補助をしていると、補助というより、安いんです。合併浄化槽については個人管理ですから、これは個人が責任を持ってやらなければいけないと、私はそういう認識があるんですけども、今の時点というよりも、当時と今では、合併浄化槽の個人管理と、いわゆる自治体の下水道の1カ月当たりの金額というのは、どうなんですか、平均的な1世帯の。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午後 3時36分 休憩

午後 3時36分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開します。

【本田水環境対策課長】1世帯当たりでの年間の料金といいますか、費用ということで言いますと、下水道につきましては、ちょっと古くなりますけれども、平成28年度の時点で、年間2万1,000円程度でございます。それに対しまして、浄化槽の維持管理に要している費用というのは、

1世帯当たり4万円から5万円がかかっているというのが現状でございます。

【徳永委員】ここなんです。だから、当時も合併浄化槽がいいというのは、10年前とか、いわゆる国もそれを推進していた中で、やはりこの金額というのは、我々も理解していたんですよ。しかし、都市下水ができれば、さっき言われたところと、家があまり密集していないところはどうしてもコストがかかるということで、当然、合併浄化槽のほうがいいだろうと、いろいろあったんですけども、この金額というのが、あまりに大きなものだから、住民は合併浄化槽よりも都市下水のほうを希望していたというのがあったんですね、当時は。

しかし、現実的には、もうなかなか、国のほうも変わってきて、ある程度集合体のところはやった。しかし、そうでないところは合併浄化槽でやりなさいと。しかし、金額的には、今の時点でも3年前がこういう金額でしょう。ということは、今の時点でもそう変わりはないということではないですかね。今、令和元年ですが。

【本田水環境対策課長】下水道の料金につきましては、現状は、平成28年度からほとんど変わっていないというふうに承知しております。

それで、先ほどから申し上げて、わかりにくいとは思いますが、下水道のほうは、最初につくる施設としましては、1人当たりで見ますと、浄化槽よりも平均してかなり高うございます。それが、国の補助が入ったりとか、残りの分に起債をしても、それに対する交付税措置があつたりして、交付税措置の分につきましては、下水道の会計のほうに繰入れという形になります。

【徳永委員】それは高いですよ。個人負担はないんですよ、結局は。

要は、下水道をする場合に、合併浄化槽も一緒ですよ。水回りを変えなくちゃならないんですよ、トイレも、結局。旧型の汲み取り式じゃどうもならんわけですよ。これは一緒なんですよ。

ただ、合併浄化槽の場合には、これは完全に個人負担でしょう、部長そうでしょう。しかし、都市下水の場合は、そこに金はかかりますよ、コスト的には。しかし、それは国、自治体が負担をします。だから、いわゆる実質的な真水の負担というのがどうなのかと聞いているんです。まあまあ、いいですよ。これはもう高いですから。

これは、私は今までのことを話をしたんですけども、私が言いたいのは、私の地元の雲仙市でも旧7町、部長は雲仙市におられましたから、ここで都市下水をしているのが4町、そして、してないのが3町、私の国見町、宅島委員の小浜町、南串山町はそのままですよ。そうしたら、そこに不平等が起きるわけなんです、結局。同じ雲仙市民であって、片やそっちのほうには、それだけの、手厚いと言わないけれども、負担が少ない。片やこっちでは、合併浄化槽にした時に、ランニングコストというのは約倍をずっと払っていかなければならない。この辺をどうするかというのが、我々も地元の方から言われるんですよ。要は、合併をする前に、言い方は悪いんですけども、旧町によってつばをつけたと、1%でも着工したと。しかし、片や、私の国見町とか、宅島委員の小浜町はそれをしてなかったということで、これが結局、今からの自治体も下水については非常に厳しいものがある。以前は特別会計で処理ができたのが、総務省から、もう一般会計でやりなさいと、非常に厳しくなったわけですよ。

だから、そういう面も含めて、言うちゃなんだけれども、しなければならぬところは仕方なくした。しかし、本当は平等的にしなければならぬところをそうやってしてないと、これは現実的に、もうあるんですよ。だから、そういったところをどう、下水と合併浄化槽をある意味同じように、個人負担が同じようにならないのかというのが、我々が県に、そういうことが可能なかどうか。可能ならというよりも、そういうふうにしていただきたいと思えますけれども、そこはどうなんですか。

【宮崎環境部長】まず、冒頭お話がありましたけれども、県が浄化槽を進めていただいたと、いつからそういうふうな方針になったのかというお尋ねもあつたんですけども、まず、県の考え方としましては、先ほども答弁しましたけれども、まず、汚水処理ができてない人口率というのが約20%残っています。あと、これをどう進めるかでありますけれども、ここの進め方というのは、やはりそれぞれの自治体が、その自治体の地形とか人口とかを考えられて、浄化槽を選択されるのか、下水を選択されるのか、そういうふうな判断になるかと思っています。

ですから、私どもとしては、必ず浄化槽をやってくださいと、そういうふうな指導をやっていくわけではございません。まずはそれをご理解いただきたいと思います。

ですから、先ほど雲仙市の例が出ましたけれども、雲仙市においては、やはりまだこの地区については下水でやろうかというふうな計画が残っているんじゃないかと思っております。

もう一点の、要するに使用料に差があるじゃないかというふうな話でございますけれども、確かに、これは差があります。実は、その差がどこから出てくるかということもいろいろ調べ

てみたんですけれども、そもそも公共下水道は国土交通省の所管でございます。一方で、浄化槽というのは環境省の所管でございます。それで、実はそもそもの整備をする時の制度設計の根本的なところが違いが出ておまして、これを今の時点ですり合わせをするというのは、なかなか難しいところがございます。かといって、今委員おっしゃられたとおり、同じ行政のエリアの中で、浄化槽をはめているところは高い、下水道は安いというところで、具体的に雲仙市でいけば、その差を行政が埋めているような状況でございます。

ですから、雲仙市から毎年、この差を埋めるように、ランニングコストを埋めるようにという形での要望が出されております。それについては、国にお伝えはしているんですけれども、先ほど申しましたように、もともとの制度設計の考え方が違うところから出ているものですから、今の時点では、それをすり合わせるとするのは困難であるというふうに考えておりますけれども、引き続き、そこの差を埋めていただくような考え方を、国に対して要望していきたいと思っております。

【徳永委員】部長、国の縦割り行政の違いということで理解しましたけれども、課長の説明は説明で、私もそれは理解しますけれども、ただ、その中で、絶対公共下水で有利、要するに都市下水で有利なところ、そして、してないところが不利なところだと、それはないんです、さっき言ったように。逆に、国見町、小浜町の場合は、結構人口も多くて密集地も多いのに、逆にしてなくて、そうじゃないところはしてあると、これは現実の事実もあるわけなんですよね。

だから、そういうものも現実的にありますから、今後、やはり雲仙市も要望しているように、

ここはしっかりまた国に要望していただいて格差を是正しないと、合併浄化槽もなかなか、やれやれと言っても、そういう面では進まないところが、ランニングコストは未来永劫払わなければならないんですから。そういうところも、私は部長、課長に強く要望してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【山本(由)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質問がないようですので、環境部関係の審査について整理したいと思います。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午後 3時46分 休憩

午後 3時47分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。これをもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、県民生活部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時48分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月11日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 4分
於 委員会室 3

交 通 局 長 太田 彰幸 君
管 理 部 長 小畑 英二 君
営 業 部 長 濱口 清 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 山本 由夫 君
副委員長（副会長） 久保田将誠 君
委 員 田中 愛国 君
" 溝口芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 中村 泰輔 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山本(由)委員長】 おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。
これより、県民生活部関係の審査を行います。
【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。
予算議案を議題といたします。
県民生活部長より、予算議案説明をお願いいたします。
【木山県民生活部長】 県民生活部関係の議案についてご説明をいたします。

3、欠席委員の氏名

な し

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料、県民生活部をお開きください。

4、委員外出席議員の氏名

な し

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分の2件であります。

5、県側出席者の氏名

県民生活部長 木山 勝己 君
次長兼県民協働課長 吉野ゆき子 君
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 丸田 哲久 君
交通・地域安全課長 宮崎 秀樹 君
統計課長 笠山 浩昭 君
生活衛生課長 嘉村 敏徳 君
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君

初めに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち県民生活部関係につきましてご説明いたします。

歳入予算につきましては、1ページの下段にありますとおり、総額11億2,731万9,000円、歳出予算につきましては2ページになりますが、総額23億3,988万7,000円を計上いたしております。

歳出予算の主な内容につきましては、県民協働の推進について553万8,000円、男女共同参画

の推進について1,724万6,000円、女性の活躍推進について3,137万3,000円、人権尊重社会づくりの推進について、4ページになりますが4,250万9,000円、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について1,309万7,000円、交通安全対策の推進について7,937万8,000円、統計調査について7億9,143万4,000円、食品衛生の確保について、6ページになりますが9,531万9,000円、カネミ油被害者対策について1億1,971万1,000円、動物の愛護と狂犬病予防について7,068万7,000円、消費者行政の推進について4,427万5,000円、適正な計量の推進について2,697万1,000円を計上いたしております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりでございます。

また、債務負担行為につきましては、7ページ、8ページ記載のとおりでございます。

次に、8ページでございますが、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、県民生活部関係部分につきましては、歳入予算総額2,917万6,000円の減、歳出予算総額5,211万6,000円の減を計上いたしております。

補正予算の主な内容につきましては、9ページに記載のとおりでございます。

最後に、令和元年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、国庫支出金や年間の執行額の確定に伴い、調整、整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって、令和元年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】 次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について説明をお願いします。

【吉野次長兼県民協働課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました資料についてご説明をいたします。

資料の1ページをお開き願います。

これは、県民生活部・環境部・土木部における政策的新規事業の計上状況でございますが、このうち、県民生活部では、NPOとの協働マッチング推進事業費、多様な主体との連携・協働による動物愛護推進事業費の2件を計上しており、その内容については、記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 おはようございます。統計調査の費用が予算計上されています。

そこで、横長の7ページを見ていくと、統計調査員確保対策事業委託費とありますが、21市町で何人を予定しているのかを伺いたしたいと思います。

【笠山統計課長】 ご質問いただきました調査員確保対策事業でございます。その事業の概要についてご説明をさせていただきますと、これは、国からの委託で県で実施しておる事業でございます。具体的にいいますと、東京であります。

調査員の中央研修といったものに調査員を派遣したり、あるいは県で毎年大体2か所ぐらいなんですけれども、調査員研修会を実施しております。

現在、その調査員研修会の対象者というのは、県下21市町に登録調査員が約1,300名ほどいらっしゃいますけれども、その中で経験の浅い方を中心に研修会を実施しております。来年度事業について、まだ詳細は固めておりませんが、本年度でいきますと、40～50名の研修参加者がいらっしゃると思います。

【山田(朋)委員】 県下で1,300名登録をいただいているうち、今回の調査で大体何人ぐらいの方におうちを回っていただいたりとか、様々なことをやっていただく予定になっているのか、そのあたりを教えてください。

【笠山統計課長】 調査員の数でございますけれども、来年度予定しております調査員ですが、調査については県で毎月行う調査と、それから、概ね5年に1回行われる周期調査と、大きく2つございます。その中で、合計でいきますと、来年の調査員は、計画上是8,393名予定しております。このうち、先ほど申し上げました市町を介して行う調査が8,211名、それから、県で行う調査が182名、合計で8,393名でございますが、市町調査の分で一番大きなものは予算であげさせていただきますけれども、国勢調査が約8,000名でございます。

【山田(朋)委員】 1,300名登録はいただいているけれども、この国勢調査に関しては、今から各市町で8,000名からの人員確保をいただいているかと思いますが、この人員をもって調査を行っていただくということですよ。

それで、この予算書を見ていると、統計調査事務地方公共団体委託費ということで、同じ項

目が2つ並んでいるんですけども、この違いを教えてくださいなと思いました。金額がそれぞれ違うんですけども、これをちょっと教えていただけますか。

【笠山統計課長】 今、ご質問いただいた統計調査地方公共団体委託費でございます。こちら7億3,000万円ほどでございます。これは、統計調査に直接要する経費でございます。それから、一番上の統計調査事務地方公共団体委託費、事務というのがついておりますけれども、（「ああ、済いません、ついてましたね」と呼ぶ者あり）こちらのほうは、国勢調査を始め調査に要する経費は、国が全額国庫で賄うということになっておりまして、職員の人件費も一部負担を県のほうでしておるんですが、うちの統計課の職員の人件費も、概ね国のほうから負担していただいております。こちらの事務委託費のほうは、職員の人件費に当たる国庫ということでございます。

【山田(朋)委員】 すみません。ちょっと私が事務のほうを見そびれておりました。

今回、前回の調査から、一部パソコン等でできるようになっていたかと思いますが、5年前の調査の時にどれぐらいが紙ベースで、どれぐらいがネットでの返信だったのか、そのあたりを教えてくださいいただけますか。

【笠山統計課長】 ご指摘のとおり、パソコン、タブレット、あるいはスマートフォンでの回答ということですが、現在の調査の環境が非常に厳しくなっております。そういった意味で、積極的に導入を進めております。

統計調査全体でいきますと、7割を超える調査でそういったインターネットの回答というのが普及しておりますけれども、今持っている数字でいきますと、前回の国勢調査でご説明させ

ていただきますと、オンラインの回答が全国で36.9%でございます。本県が33.2%でございます。

私ども統計課としては、このオンライン回答、インターネット回答を積極的に進めていきたいと考えておりました、この率を少しでも上げるということに努力していきたいと考えております。以上でございます。

【山田(朋)委員】5年前とすると、ネット環境とかいったものもかなり上がってきていると思うので、目標数字があられるとは思いますが、その目標に近づいていただきたいと思っております。やっぱり調査員の方々の負担軽減にも当然つながりますので、適正に調査を行っていただきたいと思っております。

次に、性犯罪・性暴力被害者支援交付金ということで予算が計上されています。この内容を教えていただけますか。

【宮崎交通・地域安全課長】支援交付金につきましては、249万円の対象経費になっておりますけれども、これにつきましては内閣府の男女共同参画局の性犯罪・性暴力被害者支援交付金でございます。その対象経費につきましては、研修会経費、委託費のうちの人件費、それと医療費等の支援実施分ということになっております。

【山田(朋)委員】私は、直接被害者の方に何か見舞金みたいな形での支給かと思ったんですが、そういった分ではないということですね。理解をいたしました。

次に、同じく性犯罪被害者支援事業ということで予算が計上されております。この金額なんですけれども、平成28年から「サポートながさき」を運営いただいているかと思いますが、毎年これぐらいの金額ですと予算が計上されて

いるのかどうか。

当然ですけれども、平成28年度が相談対応件数305件、平成29年度が397件、平成30年度が488件。これからも明らかなように、相談の件数がかなり増えている中で、今の予算と人員規模で対応ができているのか、その辺も含めてご回答いただきたいと思います。

【宮崎交通・地域安全課長】まず予算についてですけれども、予算につきましては、約800万円台から900万円台、次の令和3年度の契約に向けて1,000万円台の債務負担を計上をさせていただきます。

それで、現在の「サポートながさき」の件数につきましては、先ほど委員のご指摘のとおり、平成28年が305件、平成29年が397件、平成30年が488件ということで、それぞれ概ね90件ずつ増加している状況でございます。

対応につきましては、現在、専門の相談員が1名、それと女性の非常勤の職員が2名、それと直接支援等対応をしていただいている男性の相談員の方2名ということで対応していただいております。

現在、主なものにつきましては、電話相談が主という形になっておりますので、そのほか、いわゆる直接外に出向いての対応、これも今現在していただいております。

これにつきましては、「サポートながさき」のほうに確認をいたしましたところ、現在の状況であれば対応できているということで、お話を伺っております。以上でございます。

【山田(朋)委員】分かりました。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】第1号議案についてちょっと質問をさせていただきます。

説明資料の3ページになります。人権尊重社会づくりの推進についてというところですが、下から2行目になります。LGBT性的マイノリティーへの理解と認識という形になります。

後ほどさせていただきたいんですけども、まずは、そこに書いてありますテレビCM啓発、人権問題に対する県民の意識について現状を把握するための「人権に関する県民意識調査」などなど4,250万円計上されていますが、これについて内容をお聞かせいただければと思います。

【丸田人権・同和対策課長】委員ご質問の、来年度のLGBT性的少数者への理解促進ということでの内容でございますけれども、まず1つ目のテレビCMについてでございます。

これにつきましては、先般、性的少数者に関するアンケートも実施いたしまして、その中でも、やはり周囲の性的少数者に関する差別的な言動が多いという回答もございます。また、地域社会に望む取組につきましても、教育・啓発に関することが25%という高い結果ということもございました。

そういうこともございまして、より多くの県民の方に性的少数者への正しい理解と認識を深めていただくために広く啓発をしたいということで、このテレビCMを活用して、県民の方への正しい理解を促進してまいりたいと思っております。

内容につきましては、15秒CMを60本、今のところ予定をしているところでございます。内容につきましては、性的少数者の支援団体の方々のご意見もお伺いしながら検討していきたいと思っております。

それから、県民意識調査でございますけれども、これにつきましては、ただいま長崎県では

人権教育・啓発基本計画に基づきまして、様々な人権課題への取組をやっておりますが、この基本計画が、平成29年に第2次改訂をやっておりまして、その第3次改訂を令和3年度に予定をいたしております。その関係もございまして、現在の基本計画に基づきます各種施策の効果とか、影響、それから、人権に関する県民の意識の現状、問題点などを把握して、次回の令和3年度の基本計画の改訂に資したいということで、来年度、県民意識調査を実施したいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。テレビCMについては、言われたとおり関係団体の方としっかり意見交換していただきたいと思っています。15秒の60本という形になるということなので、この時間帯も含めていろいろ協議していただければと思います。

あと、この意識調査は、平成27年度にもされているかと思いますが、これは定期的に、例えば5年ごととかで行うものになりますか。ちょっと確認させてください。

【丸田人権・同和対策課長】委員、今おっしゃいましたとおり、前は平成27年にやりまして、その前は平成22年にやっております。ということで、基本計画についても一応5年ごとに見直す、改訂をしていくということで進めております。

【宮本委員】ありがとうございました。性的マイノリティーについては、また、議案外でも質疑させていただければと思います。4,250万円の中身をちょっと確認させていただきました。ありがとうございます。

同じく6ページになりますが、動物愛護と狂犬病予防についてになります。

いろいろ書いてありますが、この7,068万円の

概要と、この中に殺処分ゼロに向けた費用、取組というんですか、どれくらい入っているのか入っていないのか、それも分かれば全体像と、殺処分に向けての取組について、来年度の予定をお聞かせいただければと思います。

【嘉村生活衛生課長】動物の愛護と狂犬病予防につきましては、予算額7,068万7,000円と記載されておりますが、これは狂犬病予防対策費6,220万6,000円と動物愛護管理対策費848万1,000円の合計の金額となっております。

お尋ねの動物愛護に係る殺処分ゼロに向けた取組というのが、動物愛護管理対策費になりますが、前年度と比較しまして207万円の増額としております。

その内容としましては、本県で策定しております動物愛護管理推進計画では、引き取られる動物を減らすことで動物の殺処分数を減らしていくということにしておりまして、平成30年度の殺処分数2,227頭を令和5年度までに1,000頭下回るということで取組を進めているところで、主に野良猫の不妊化を進めるところに力を注いでまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。内訳を確認させていただきました。

ちなみに、数年前、長崎県は殺処分がワーストワンだったと記憶していますが、今の段階でどれくらいになっているかだけ、確認させていただけますか。

【嘉村生活衛生課長】長崎県では、動物の殺処分数が平成26年度から平成29年度までの4年間、全国で最多となっております。その時の平成29年度の殺処分数が3,028頭でございました。

今のところ、平成30年度までの全国の統計しか出ていないんですけれども、その殺処分数は2,227頭ということで、全国でワーストスリーと

いう状況になっております。以上です。

【宮本委員】先ほどありましたとおり、前年度から比べると207万円増加したということだったですね。この中でどれだけ殺処分ゼロに向けての取組ができるか、これは来年度からの取組になろうかと思えます。約200万円増額になったということが幸いかと思えますが、どこまでも殺処分ゼロに向けて、また、来年度も取り組んでいただきますように、また要望させていただきます。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に関する質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】私も、動物の殺処分ゼロのところちょっと伺いたいと思います。

今回、予算を計上いただいている中で、市町において、猫の不妊治療を行っていただいていると思います。それを予算化して、今、実施をしている市町がどれくらいあるのか。

というのが、今回の目標で、この不妊の数を増やすということであるので、どういった計画でこの猫の不妊の数を増やしていくのか。今、取り組んでもらっている市町がどれだけあるのか、そのあたりをちょっと教えてください。

【嘉村生活衛生課長】現在、県のほうで取り組んでおります野良猫の不妊化につきましては、年間200頭分の不妊手術の費用を計上しております。

そのほか、県以外の自治体では、長崎市、佐世保市、大村市、川棚町、長与町、時津町の6市町でこういった取組がされておりまして、その実績としましては、県で200頭以外に市町での取組で466頭ありますので、全県下で昨年度は666頭の不妊手術をしたということになります。

県としましては、こういった取組のない市町

に対して、今後、働きかけを行っていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 昨年度、市町と県とで協力をして666頭、不妊をしていただいたようですが、この目標というのはどれくらいを予定しているのか伺っていいですか。

【嘉村生活衛生課長】 来年度から3年間の予定で事業を新たに組み直しまして、3年後令和4年度に全県下での取組を少なくとも876頭という数字を掲げて進めたいと思います。

【山田(朋)委員】 876頭ということなので、あと200頭くらい協力をいただかないといけないと思うんですが、今、取組をしてもらっている6市町以外で、猫の引き取りが多い地域とかあると思うんですけれども、そういったところに協力を強力にお願いをしていかないと思っております。

ぜひ、本当にワーストスリーになったといえども、やはり多い数には変わりないと思っておりますので。どうもいろいろ保健所別のをしてみると、多いところに限って、取組をされていないように見えますので、この数字を見る限りですね。ここで申し上げることはできませんが。そういったところにも、十分にこれに取り組んでいただくように協力をお願いしたいと思っておりますし、「多様な主体との連携・協働による」とありますが、新たに今回考えている、この中での事業があれば教えていただきたいと思っております。

【嘉村生活衛生課長】 その主体の中には、今お話ししました市町も含まれるんですが、そのほかにいろいろなボランティアを考えておりまして、特に今考えておりますのが獣医師によるボランティアで、独自に今、動物管理所に不妊手術ができるような設備を整備しまして、そこでの不

妊手術も進めていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 分かりました。今まで普通の犬猫の病院で不妊治療を行っていただいていたと思いましたが、新たに管理センターのほうで獣医師の協力を得て、そういったことも始めるということでもありますね。であれば、かなり不妊ができる数が上がってくると思いますので、まずは、子どもができないようにそういったことをすることによって、殺処分を減らすという方向で、引き続き取組を進めていただきたいと思います。以上です。

【山本(由)分科会長】 ほかに予算に対する質疑は。

【田中委員】 1点だけ統計課長にちょっとお聞きしたいんですけども、予算書の23ページです。

統計諸費の中で、最初から統計調査国庫委託調査返還金。このいきさつはちょっとね。出と入りの関係からすると、補正かなんかで返還するのは分かるけれども、当初予算で返還金を計上する、これは通常のやり方なのかな。

【笠山統計課長】 委員ご指摘の返還金でございますが、毎年このような形で、当初予算で返還金を一定額計上させていただいております。

その理由なんですけれども、統計調査には調査の時期、調査時点がいろいろございます。年度後半に調査時点が来るというものもございませぬ。そういうことで、精算行為は当然年度内に数字を押さえることはしているんですけれども、実際の返還というのは翌年度に返還しております。

こちらは今1,952万7,000円計上させていただいておりますけれども、こちらは令和2年度ですから、今年度の統計調査に関する返還の額ということで見積もって計上させていただいております。その際、財源なんですけれども、一

一般財源であげさせていただいておりますが、令和2年度の返還に充てるその財源というのは、令和2年度予算では一般財源になっておりますけれども、今年度令和元年度に国から交付決定をいただいた額をそのまま歳入予算にしておりますので、決算において当然執行額が下回っておりますので、剰余が出てきます。その分を国庫ですけれども、充て先がない国庫ということで翌年度に回して、それが一般財源ということで、この歳出の財源に充たってくるというふうにしております。

【田中委員】それは毎年の通常のやり方ということですね。入りと出の関係でいうと、ちょっといびつだよ。入りと出の関係でいうとね。入ってきた分をもうすぐ出すような形になるわけだから。それから、それを一般財源でと。一応精算みたいな形の考え方でいいのかな。ならば、補正で大体やるのが普通なんだけど、年度末のね。分かりました。

【溝口委員】15ページの、今回新規事業であげておりますNPOとの協働マッチング推進事業費189万4,000円が計上されておりますけれども、この内容について詳しく説明をいただければと思っております。

【吉野次長兼県民協働課長】新規事業にあげておりますNPOとの協働マッチング推進事業でございますけれども、この事業は、来年度から3年間ということで考えております。

これは、今までも協働の推進ということで、協働サポートデスクという相談窓口を開設して、そこで協働の相談というのを受けておりました。その中で一定、協働の相談という件数は増えてきておりましたが、そこから実際の協働というところに結びつく件数というのはなかなか厳しいところがありました。

そこで、来年度からは相談体制のほうを充実していきたいということを考えておまして、具体的には、今まで中間支援組織という、NPOを支援するNPOというところからの支援、アドバイスを受けていた部分について、実際の協働したい分野、例えば、まちづくりでございますとか、福祉とか、環境とか、そういう分野に強い専門家を新たに入れ、アドバイスをする人材を強化するということを考えております。

もう一点は、今までの相談対応の過程を充実させる趣旨で、今まで行っていた意見交換会について、現場に行つての協議の回数を重ねるといふことを行い、協働の実現に結びつけていきたいと考えております。

もう一つが行政職員の意識向上というところで、今までも部局別で職員の研修をやっておりましたが、やはり協働を推進するには、職員のほうも協働が必要だという意識を高めることが必要ですので、来年度はさらに研修の回数を増やすということと、役職別に研修をするということと、今までは本庁だけで実施しておりましたが、地方機関も対象にして研修をするということを考えております。

【溝口委員】分かりました。金額的には少額なんですけれども、かなりボリュームのある内容だったかなと思うんですが、ただ、やはりちゃんとしたアドバイザーを育成していく形の中では、その研修会が大変重要になってくるかも分かりませんが、その研修会を大体年に何回ぐらいして、例えば、先ほど部局別で研修会をしていたということですが、その対象者は例えば、係長とか、課長以上とか、そういう形を考えているのかどうか、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

【吉野次長兼県民協働課長】研修についてのお

尋ねてございますけれども、来年度は市町の職員についての研修も1回予定しております。

また、県職員については、昨年度から職員の部局別研修会というのを年4回開催していましたが、今年度は新型コロナウイルスの関係で、3回の開催になっております。来年度は部局別の研修会を2回、地方機関向けを2回、あと管理職向けを2回、計6回ということで考えております。

【溝口委員】分かりました。できるだけ協働マッチング推進ができていくように鋭意努力をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ新規事業なんですけれども、動物愛護管理対策費として848万1,000円を組んでいるんですが、新規事業として管理対策費ということで421万7,000円組んでおりますが、収容動物の譲渡関係をやっていくという事業と書いてあるんですが、その内容について詳しくご説明をお願いしたいと思います。

【嘉村生活衛生課長】新しく取り組みます多様な主体との連携・協働による動物愛護対策推進事業費426万4,000円のうち、先ほど申しました不妊去勢手術の委託料として、これは長崎県の獣医師会と契約をしまして、県内各地の動物病院で手術ができるようにしているんですが、それにかかります費用を、単価が1頭当たり1万3,300円で250頭分ということで、338万7,000円計上しております。

【溝口委員】ちょっと聞こえにくかったんですけども、ちょっと大きい声で言ってもらえばいいですが、1頭1万3,300円で二百何頭とおっしゃったですか。

【嘉村生活衛生課長】250頭でございます。

【溝口委員】これは委託事業になるんですけども、その辺については全て専門的な譲渡をし

ている方で、どこに委託するというのはまだ決まってないですか。

【嘉村生活衛生課長】この不妊去勢手術をするに当たって、地域猫に取り組んでいただいておりますボランティアの協力があって、この事業は成り立っているんですが、そのボランティアの方が、野良猫を餌づけしながら馴らして、捕まえて、長崎県獣医師会が指定しました動物病院に持ち込んで不妊手術をするという仕組みになっております。

【溝口委員】聞いたところと違うところを言われよるとかな。

動物愛護対策って、今度新規事業を立ち上げているでしょう。そういうのも今の内容になるわけですか。421万7,000円の新規事業を聞いたんですけども、その下の不妊のほうを言われよるとする気がするんですが。

収容した動物を飼いたいという人たちに譲渡をするという事業じゃないかと思ってから聞いたんですけども、その辺についての詳しい説明をしていただければと思っていますが。

【嘉村生活衛生課長】動物愛護管理対策費には、今、委員がおっしゃった動物愛護管理対策費と、それから私が説明しました新規事業である、多様な主体との連携・協働による動物愛護対策推進事業費と2つありまして、新規事業のほうは、多様な主体との連携・協働による動物愛護対策推進事業費となります。

委員がおっしゃった動物愛護管理対策費は、動物愛護管理推進協議会というのを設けておまして、そういったものにかかる費用になってございます。

【溝口委員】分かりました。すみません。私が間違っておりますので。

次に、29ページ、乳肉衛生対策費として、今

年が2,152万8,000円多くなっているんですけども、この多くなった要因についてお尋ねをしたいと思います。

【嘉村生活衛生課長】この2,152万8,000円の増額につきましては、食肉衛生検査所で動物用医薬品の食肉への残留というものを測定しております。その測定する機械として液体クロマト質量分析装置の購入を予定しておりますので、その購入費用が2,354万円ということになっておりますので、その分の増額でございます。

【溝口委員】分かりました。機器を購入するための増額部分ということですね。理解しました。ありがとうございました。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に関する質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】日々のご尽力ありがとうございます。横長の予算の資料でございます。まずは17ページ、ながさき女性活躍アクティブプラン事業費でございます。

女性の県外流出が非常に問題視されている中、極めて重要な施策だという認識でございます。こちらに事業概要、ICTを活用したスカイプ等の実施等により、女性の就業促進とございます。特記をされたということで、これまでこういった施策がされていたと思うんですけども、近年、特にこういったスカイプを利用したものが多いため含めて、ちょっとお知らせいただけますでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】このICTを活用したスカイプ相談は、長崎市の総合就業支援センターに、ウーマンズジョブほっとステーションという女性の相談窓口を設けて事業を行っております。県内10地区で巡回相談をこれまで行っていたんですけども、なかなか決められた日、決められた時間に相談に行くとい

うことが難しい方もいらっしゃるという中で、女性の利便性の向上を図るために、ICTを活用したスカイプ相談に切り替えようということで、今年度の10月から本格実施し取り組んでおります。その経費として、来年度の当初予算にも計上させていただいているというところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。今年度の10月ということは、もう4か月くらい経過をされたということだろうと思いますが、実績としてはどれくらい上がっているのかお知らせ願います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】10月から本格的に実施し、スカイプ相談では14名の方がご利用いただいております。

それと同時期に併せて実施した電話相談には66名の方がご利用いただいているという状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。ほかに実際対面での面談というのがあるかと思うんですが、それと比べて、こういった電話、もしくはスカイプというのは何割くらいでしょうか。概算で結構です。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】令和元年度で申し上げますと、対面による相談が489名になっております。スカイプ相談が14名、そして、電話相談が66名というところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。10月以降ということ考えた時に、対面での面談が200名を切るくらいなのかなというところで考えると、スカイプ、もしくは電話でのそういった窓口を設けることで一定の効果があるのかなというのを、数字を通して理解いたしました。

極めて重要な事業でございまして、今後、いろいろな場面で女性の声を聞いて施策に反映を

ということで、いろいろな場面でうたわれているのですが、県民生活部としては、今後、どういったところが問題視をされて、積極的に女性の就業の場といったところを進めていくのか、ビジョンをお伺いしたいのですが。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】県民生活部といたしましては、女性の管理職登用促進を最終的には目指しているところでございます。

意思決定の場に女性が一定数いると、その組織における風土や物事が、女性の視点を活かして決定されます。その意思決定の場における女性を増やしていくためには、女性の継続就業を推進していく必要があると考えております。

現時点では、第1子を出産された後、退職される方が5割ぐらいいらっしゃいますので、退職することなく継続就業することで、女性の総数、母数を増やして、将来的な管理職登用につなげるということを目指しているところでございます。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。長崎県が、九州の中でなぜか女性の流出が非常に顕著であるといったところがすごく気になるところでございまして、今のような思い、ぜひとも積極的に進めていただきたいと考えております。

次の質問に移ります。

同横長の資料の21ページ、交通指導員の育成費ということで250万円の減となっております。

私も、週1回、地元の小学校の前に立って、旗を持ちながら子どもたちを見送るということをやっているんですけども、これが減るところが、一緒にやっている民生委員のおじちゃんに対していろいろな思いがございまして、子どもが減るという中で、こういった減になっているのかどうか、そういった背景を含めてご

回答いただけますでしょうか。

【宮崎交通・地域安全課長】交通安全指導員の定数につきましては、地域の交通情勢であったり、幼稚園等の安全教育対象施設の規模等を検討いたしまして、配置定数の見直しを行った結果、令和元年度33名おりますけれども、これを3名減の30名体制ということでしております。ですので、この補助金の減につきましては、250万円の減という形にさせていただいております。以上でございます。

【中村(泰)委員】分かりました。結局、そこに関わる人たちが減っていくというところで、なぜ減るのかといったところが懸念するところではあるんですけども、おそらく子どもが減っているとか、予算が限られているとか、そういった背景かなということで理解をいたしております。

限られた中でどういうふうにやっていくのかといったところを考えないといけない状況でございまして、今の状況でも危険だなと思うこともよくありますし、予算は限られておりますので、そういった中でどのようにしてやっていくのかといったところが課題であろうと思っております。

次の質問に移ります。

条例のところに出てくる話ではございますが、H A C C Pが、今回も予算としてあがっております。6月から実施ということで、猶予期間が1年あるという認識でおりますが、いろいろ現場の声を伺うと、この導入に当たって、本当に認証されるというか、間に合うのかといった声がすごく上がってございまして、県としての認識をお聞かせいただけますでしょうか。

【嘉村生活衛生課長】現在、県内に食品営業の許可業者というのが約1万4,000件ございます。

今、委員のおっしゃったHACCPに沿った衛生管理基準という中に、国際基準であるHACCPの原則に基づいて衛生管理をなさйтеというところが原則としてあるんですが、これは大規模な事業者でありまして、概ね50人以上、あるいは複合的に食品を製造する施設というところがこの対象になりまして、そういった施設が県内では1万4,000施設のうちに45施設ほどになります。

大半の事業者は、HACCPの考え方を取り入れた簡易化されたアプローチで対応するというようになっておりまして、小規模な事業者であっても、施設の衛生管理や食品の取扱い等に関する管理計画を作成して、それを実行し、それを記録するといったことが求められております。

【中村(泰)委員】 概要のご説明ありがとうございます。

6月から厳格化ということで、1年の猶予があるかと思えます。その中で、1年以内にこれに基づいて取組をするということが、国から求められていることですが、今、1万4,000施設のうち約50施設が対象になるというところで、その業者の方がそこに対応できるのかといったところが、国レベルでもいろいろな方が意見を言われているので、長崎県は大丈夫かなというところで、もう一度ご答弁いただけますでしょうか。

【嘉村生活衛生課長】 その45施設につきましては、県央保健所にそれを専門に指導しております監視指導班というものが設置されておりまして、そこで指導を行っております。

その45施設のうち、また、事業者みずから民間の認証を受けられていたり、あるいは国の認証を受けられているというところもありますの

で、その45施設については、平成3年6月の完全施行には十分間に合うものだと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。間に合うということでご答弁いただいたんですけども、本当にいろいろなお声を聞くので、そこはしっかりと、法の罰則というか、そういったペナルティーを受けないようなフォローをぜひともお願いをいたします。以上です。

【山本(由)分科会長】 ほかに質問はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第77号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、県民生活部長より総括説明をお願いいたします。

【木山県民生活部長】 県民生活部関係の議案についてご説明をいたします。

環境生活委員会関係議案説明資料、県民生活部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第42号議案「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」、第43号議案「公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例」、第44号議案「長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例」の4件であり、その内容については記載のとおりでございます。なお、それぞれの議案につきましては、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

人権尊重の社会づくりの推進につきましては、企業や団体内における人権尊重の気風を高めるため、企業人権啓発セミナー後期講座を開催し、人権啓発活動の必要性について理解を深めていただきました。

また、学校、家庭及び地域社会等、あらゆる場において人権教育を推進し、人権課題に対する正しい理解と認識を深めてもらうため、令和元年度人権教育中央研修会を開催し、「『知ること』『気づくこと』から、はじめよう」をテーマに、様々な人権課題について考え、今後の実践に向けての意欲を高める契機とすることができました。

このほか、県内における性的少数者を取り巻く課題や実態を把握するため、インターネットを活用した性的少数者に関するアンケートを実施いたしました。これは、県内居住者、または居住経験者を対象に実施したものであり、県のホームページや性的少数者支援団体の各種活動への参加者等に周知を行い、その結果を2月に取りまとめたところであります。

アンケート結果の主なものとしましては、性的少数者の悩みや困り事として、「周囲の性的少数者に関する差別的な言動」が47.0%と最も高く、地域社会に望む取組として、「教育・啓発に関すること」が25.4%と最も高い結果でありました。これらの結果を、これからの性的少数者に係る施策に生かすなど、今後とも、人権尊重社会の実現を目指し、人権教育・啓発を積極的に推進してまいります。

このほか、女性活躍の推進について、4ページになりますが、交通安全対策の推進について、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、5ページですが、統計調査について、消費者行政の推進について、6ページになりますが、地方創生の推進につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

7ページになりますが、令和2年度の組織改正につきましては、令和2年4月1日付で組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

県民生活部及び環境部につきましては、特に県民生活一般に密着し、安全・安心で快適な生活環境を保全・向上していくための施策分野について、より広い視点から総合的・一体的に施策・事業を推進し、発信力を強化するため、両部を県民生活環境部に再編することとしております。

今後とも、新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 次に、生活衛生課長より補

足説明を求めます。

【嘉村生活衛生課長】 それでは、補足説明資料の1ページをご覧ください。

「旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）」及び「公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（案）」につきましてご説明いたします。

まず、改正の趣旨につきましては、入浴施設が原因と疑われるレジオネラ属菌の感染事例が全国的に増加しておりますことから、公衆浴場や旅館・ホテル等の入浴施設における発生防止を図るため、厚生労働省が示しております衛生管理要領が見直されたことに伴い、条例で定める衛生措置基準について所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容としましては、循環式浴槽でのレジオネラ症発生防止のため、浴槽のオーバーフロー水の還水管を浴槽水の循環配管へ直接接続することを禁止することや、水位計配管等の適切な方法による定期的な消毒の実施、浴槽水の残留塩素濃度に係る規定変更などとなっております。

なお、昨年12月末現在、県立保健所管内の公衆浴場及び旅館・ホテル等の大浴場などで循環式浴槽を持つ施設は809施設ございますが、今回の条例改正により構造設備の改修が必要となる既存の施設はございません。

続きまして、補足説明資料の2ページをご覧ください。

「長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。

改正の趣旨とその内容につきましては、国内の食を取り巻く環境変化や国際化に対応し、さらなる食品の安全性を確保するため、食品衛生法が改正され、食品事業者に対しHACCPに

沿った衛生管理が制度化されることに伴い、食品営業施設の管理運営基準について厚生労働省が省令で定めることとなったため、条例から管理運営基準の条項を削除するものでございます。

なお、現在、食品営業許可施設は、長崎市、佐世保市を除きまして、県内には約1万4,000施設ございます。また、本条例案の施行日は令和2年6月1日となっておりますが、省令の経過措置に従い、令和3年5月31日までは現行基準を適用することとなります。

引き続き、同じページの下の段をご覧ください。

「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明します。

本条例の改正は、先ほど説明しました長崎県食品衛生に関する条例の改正に伴う条ずれに対応するための条項の改正でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【山本(由)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 今、ご説明いただきました旅館業法施行条例の一部を改正する条例について伺いたいと思います。

主な改正内容の中で、「浴槽水循環配管へのオーバーフロー還水管の直接接続を禁止」とありますが、今回、特にレジオネラ症防止対策遵守義務施設809施設ということですが、先ほどの説明で、この浴槽水循環配管を使っている施設が809施設という理解でよろしかったですね。ただ、直接接続を禁止するけれども、いろいろ改修をしなくても、きちんと遵守施設としてその基準を守っていけば、ほかのことを守れば大丈夫だよという理解でよろしいですか。

【嘉村生活衛生課長】浴槽からあふれ出ましたオーバーフロー水というのは、浴槽表面に多少浮遊物等がございますので、浴槽水の中でもちょっと劣る水質になってしまいます。原則として、浴槽のお湯に再利用しないこととされておりまして、やむを得ず使用する場合は、オーバーフロー水の専用の回収槽を設けて、そこで消毒をして、その後、浴槽水に戻しなさいとなっておりますが、そのところが基準に明確にされておりましたので、そこを改めて明確にしたという感じになります。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午前11時 1分 休憩

午前11時 2分 再開

【山本(由)委員長】再開します。

【嘉村生活衛生課長】委員のおっしゃったとおり、809施設については改めて改修をする必要はございません。以上でございます。

【山本(由)委員長】よろしいですか。

【山田(朋)委員】大丈夫です。

【山本(由)委員長】ほかに議案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第19号議案及び第42号議案乃至第44号議案については、原案のとおり可決することにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いします。

【吉野次長兼県民協働課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料についてご説明をいたします。

1ページ目をご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち昨年11月から本年1月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、「令和2年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書」の1件となっており、それに対する県の取扱いは資料記載のとおりであります。

次に、2ページ目をご覧ください。

附属機関等会議結果についての昨年11月から本年1月の実績は、長崎県製菓衛生師試験委員会の1件となっており、その内容については、資料3ページに記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山本(由)委員長】次に、陳情審査を行います。

事前に配付しておりました陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。審査対象の陳情番号は10番になります。よろしいでしょうか。

陳情書について何かご質問はありませんか。

【ごう委員】陳情10番「産業動物診療及び公務員獣医師等の確保と処遇改善に関する要望書」について質問をさせていただきます。

産業動物診療獣医師の方々というのは、本県の大事な農業の中でも基幹作目であります畜産業を支えていらっしゃる職種の方だと思っております。

そのような中、今回の要望の中でやっぱり処遇の改善等をとというような要望が出ているんですけれども、まず、長崎県内の産業動物診療獣医師の現状についてお聞かせをいただきたいと思いますが、人数ですとか、男女比ですとか、平均年齢、それから処遇について、九州内でのようなポジションにあるのかということをお聞かせください。

【嘉村生活衛生課長】県民生活部におります獣医師は、産業動物の獣医師ではなく公衆衛生獣医師ということになります。その上で、県の県民生活部、福祉保健部に配属されております公衆衛生獣医師というのが定員は67名ございますが、なかなか採用が困難な状況で欠員を2名出している状況でございます。

福岡県の給料表と比較しましても、なかなかそこはちょっと比較が難しいところがございますが、長崎県では初任給調整手当というものをしております。

初任給調整手当と申しますのが、採用から10年間、毎月3万円を支給しておりますして、11年目までは3万円を支給します。採用後12年目から3,000円ずつ減額しまして20年間支給するというような仕組みを取っております。

【ごう委員】男女比は。

【嘉村生活衛生課長】欠員2名を引きまして、65名いる公衆衛生獣医師のうち15名が女性ということになります。

【ごう委員】10年目までが毎月3万円ずつということで、12年目から3,000円ずつ減額をされていくということですね。

【嘉村生活衛生課長】11年目まで3万円支給して、12年目から3,000円ずつ減らしていきまると、20年目が3,000円ということになります。

【ごう委員】今回の要望にもありますけれども、福岡県の給料表をモデルに諸手当の充実をお願いしたいということですが、管理職になった時の手当が、長崎県が5万2,600円なのに対して福岡県を見ても9万2,300円と、随分とやっぱり違いが出てきているようでございますので、そのあたりの拡充というものもやっぱり必要ではないかと考えますが、これはデータの間違いでないでしょうか。どうですか。

【嘉村生活衛生課長】すみません、休憩をお願いします。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午前11時 9分 休憩

午前11時 9分 再開

【山本(由)委員長】再開します。

【嘉村生活衛生課長】管理職手当につきましては、申し訳ありませんが把握しておりません。

初任給につきましては、福岡県のほうは21万8,800円、長崎県の場合が21万2,000円となっております。

【ごう委員】ぜひ、管理職の手当のほうについても後で構いませんので、お調べいただいて教えていただければと思います。

それから、この要望の4番ですけれども、「獣医師の半数を占める女性医師が結婚・出産・子育ての際にも継続して就業できる職場環境の整備や支援を図るとともに、それらの休職後の復職や離職後の再就職に対する支援を行うこと」とあります。

今、お聞きしたところ、65名中15名が女性ということでした。全国的なデータとか

を見てみましても、獣医師に従事されている方々が50代とか、60代ではもう8割、9割が男性でいらっしゃるということ。しかしながら、20代、最初お勤めを始められた頃というのは男性が52%、女性が48%、ほぼ同数で最初はスタートしているんですね。でも、やはりそうやっていろいろライフイベントがあることによって、女性は就業が困難な状況にあるので、多分50代、60代では女性がいないのではないかと私は考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

【山本(由)委員長】 再開します。

【嘉村生活衛生課長】 現在、女性15名のうち、50代が1名、40代が1名、それと30代の女性が今3名育休中でございますが、そういった出産等を理由に退職したという例はございません。

【ごう委員】 出産等で退職した例はないということでございますが、現状としまして、やはり今、獣医学部を卒業する段階では半数を女性が占めているという現実がありながら、現実の勤務状況を見ると、かなりやっぱり女性の比率が少ない。そして、若い女性が、20代とかがまだ入ってきていないような状況がありますので、そのあたりやはり働き方改革ですね。

やっぱり復職の支援とか、あと例えば、女性の医師とか、看護師とかだと、一旦離れた方々が再就職するための何かサポートがあったりとかしますので、そういったところを充実させていただいて、やはり女性が働きやすい職場環境をつくっていただきたいと思っておりますので、最後にご見解をお願いいたします。

【嘉村生活衛生課長】 仕事の内容で男女でどち

らがということの仕事の内容はございませんので、仮に一度辞められた方、そういった方でも、正職員ということは難しいかもしれませんが、復帰できるような道は考えてまいりたいと思っております。

【ごう委員】 とか、育休の後とかの…。

【山本(由)委員長】 しばらく休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時14分 再開

【山本(由)委員長】 再開します。

【嘉村生活衛生課長】 獣医師におきましても、他の県職と同じように女性の活躍ができるような職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

【ごう委員】 ぜひそのあたりを他県の先進的な事例等を見ていただいて対応をお願いしたいと思います。

最後、つけ加えになりますけれども、先ほどの処遇の改善の部分でもそうなんです、長崎県が、例えば獣医師を募集して応募があっても、合格者がいても、結局長崎を選んで就職してくれる人が少ないというふうなこともお聞きしております。

なぜかということ、やはり他県と重複で受験をされていて、やはり処遇のいいほうに行ってしまうというような現実があるということも聞いておりますので、先ほども申し上げたとおり、その処遇につきましては、福岡県とか、先進的なところを参考にさせていただいて充実させていただきますよう要望しておきます。以上です。

【木山県民生活部長】 ただいま委員からご指摘がございました点でございますけれども、今回の要望につきましては、産業動物診療及び公務員獣医師等ということで、全体についてもこの

要望書においては要望がなされているものと思っております。

先ほど来、担当課長からご答弁申し上げておりますのは、県の衛生関係の獣医師ということでご説明をしておりますけれども、広く申し上げれば、先ほどご指摘があったとおり、女性獣医師が男性と同じ資格を取られて、貴重な知識を持たれた専門職として従事をしていただく中で、ここにありまして、結婚等を理由として離職されて、その復職がなかなか難しいというところは、その処遇面というところで、まだまだ民間事業者におかれてもご協力をいただくところもあると思いますので、私どもの部で所管をいたします女性活躍という観点からも、そういったところについては気を配って、民間の産業獣医師の方の処遇改善についても広く呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

【山本(由)委員長】ほかに陳情に関する質問はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておりますことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うこととします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、本件について質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問をお受けします。

質問はありませんか。

【田中委員】せっかく所管事項についての説明をしてもらっているので、確認をしておきたい

と思うんですね。

まず、交通安全対策の推進についてということで、この文章からすると、発生件数は昭和40年以來54年ぶりの3,000件台。54年ぶりというふうな報告があっているし、死者についても33人と。そうすると、その安全計画に掲げた目標を達成していますというようなことを書かれているわけですが、もちろん54年ぶりに少なくなると、これはいいことなんで、ぜひ県の広報あたりでもやるべしという意見を持っているんですが、年間の交通事故者数を34人以下、死傷者数を5,500人以下という目標、この目標自体はどういう意味があるのかをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

【宮崎交通・地域安全課長】年間の交通事故死者数34人以下、それと死傷者数を5,500人以下という目標につきましては、国のほうでも目標を掲げておりまして、それに基づきまして、その比率で長崎県もこの目標ということで定めさせていただいております。

【田中委員】その比率ということですか。過去の実績等々を踏まえて目標を定めたということでもなくて、国の指針に沿った感じでの内容という理解でいいんですかね。よければ、もうそれで結構です。

次に、安全・安心まちづくりのほうも、刑法犯の認知件数は3,394件と、戦後最少を記録と。戦後最少ってすごいことですよ。戦後はいろいろあったと思うんでね。今はこういう世の中だけでも、戦後最少を記録するというようなことならば、これもやっぱりこういう実績は県の広報あたりで、部長、積極的にやるべしですよ。テレビでもやっているよね。県の広報。ニュアンスがちょっと…。私は提言した一人としてね、感想を持っているんけれども、イメージ

がちょっと違うんだな。少し軽い感じがするからね、県の広報はね。これは部署は別だけれども、こういうものをやっぱり積極的に県民の皆さんに知らせると。こういう戦後最少の記録ということはご立派なもんですよね。我々も安全・安心な長崎県というイメージができるわけだから、全国で低いほうから第3位と。

ちなみに、1位、2位はどこか分かりますか。調べてないですか。

【宮崎交通・地域安全課長】 全国1位は秋田県ということになっております。

【田中委員】 ぜひこういう実績は、いいものはいいということで、安全・安心のためにも県広報にやっぱり努めるべきだという感想を持っていますので、よろしくどうぞ。

もう一点は、この組織改正。

私も、分かっているようでちょっと理解してないんだけど、タイトルが県民生活環境部。県民生活と環境部が一緒になって、県民生活環境部ということになったような感じだけれども、今ある課は全部残って、環境部の課も残って全部やるわけですか。そこら辺のことを、再確認の意味でもう一回説明をお願いします。

【吉野次長兼県民協働課長】 組織についてのお尋ねでございますけれども、今、県民生活部のほうが6課1室と3地方機関ございまして、環境部のほうが本庁が5課と1地方機関となっております。単純に合計しますと、本庁が11課1室と4地方機関になりますけれども、主管課のほうは統合されますので、本庁が1課減の10課1室と4地方機関ということになります。

【田中委員】 理解とすれば、2つの部が本当に一緒になったということでもいいんですね。そうすると、結構大所帯になるね。分かりました。

【山本(由)委員長】 ほかに。

【宮本委員】 それでは、議案外について質疑をさせていただきます。

2点ありますが、まず1点目、先ほど分科会でも質問いたしましたけれども、説明資料の2ページになります、人権尊重の社会づくりの推進についてのところで、性的少数者に関するアンケートに関してですが、これは今議会の一般質問でも取り上げられておまして、私も、平成30年の6月定例会一般質問で、当時の県民生活部長と、「いろいろ実態調査をやって、当事者の意見を聞いてから、いろいろな施策を講じていくべきですよ」という内容の質問をさせていただきました。

最終的には、私も引き際が分からなくなって、いろいろどうやっていこうかと、ちょっと迷ったところもあるんですけども、当時、部長から、そしてまた、副知事からも研究をしていきますという答弁だったんですね。その研究を開始して、やっとアンケート実態調査に踏み切っていただきました。まず、この点につきましては感謝申し上げます。

688人からの回答があったということですが、まずは率直に、このアンケート実態調査を県が行った感想と、688名からの回答者、この人数について率直なご意見をお聞かせいただければと思います。

【丸田人権・同和対策課長】 性的少数者に関するアンケートに関するご質問でございますけれども、やはり今、性的少数者の人権についてはやはり問題になっているということもございまして、県内に住まわれている方々の率直なご意見といたしますか、実態等についてご意見を伺って、それを基に今後の施策の参考にしたいということで、このアンケートを実施したということでございます。

688人の回答を得たところでございますけれども、このアンケートにつきましては、性的少数者の支援団体の各種活動に参加されている方々にも呼びかけていただきました。その方々を中心に、当初考えておりました人数につきましては、大体250名程度の方に回答をいただけるのではないかなと思っておりましたけれども、そういう関係の方々でない方につきましても、いろいろな広報等もいたしまして、688人ということでございます。当初、私どもが予想をしたよりも多くの方にご回答いただけたのではないかなと思っております。

それにつきまして、やはり最近、マスコミ等でも、この性的少数者の問題につきましては取り上げる機会も増えてきたということで、徐々にではございますが、関心を持たれている方が増えてきているのではないかと考えているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。確かに688名、結構な数かと思えます。

ちょうど昨日なんですけれども、地方紙を含む全国紙にも各紙LGBTについての記事が載っていたんですね。何か昨日はそういった日だったのかなと思うぐらい。

おっしゃるとおり、マスコミでも取り上げられて、そしてまた、各自治体でもこういった動きは広まってきているという現状は確認させていただくこともできております。

アンケート調査をいただいたんですけれども、いろいろなことが浮き彫りになりましたね。やっぱり実態調査は大事だなということを改めて思いましたが、この中で特筆すべきことが、メンタルヘルスなどに関する状況で、「死んでしまいたいと思ったことがある」と、「自傷行為したことがある」「自殺未遂したことがある」

という方々が結構いらっしゃったという現状もやっぱり見えてきたところであります。

「今後こういった形で取組を進めていったらいいと思いますか」という質問に対しては、10代、20代、30代の方々からは「なかなか教育現場で学ばなかった」という回答結果も出ていますよね。

やっぱりそういった面からいうと、教育現場でも広くしていくことは大事であろうと思います。一般質問の回答と重複になるかもしれませんが、教育現場、そしてまた、公務員、職員の方々に対する取組について、こういった実態調査を踏まえて、今後どうやっていくのか、再度お聞かせいただければと思います。

【丸田人権・同和対策課長】今、委員からもアンケートの結果等、言及がございましたけれども、やっぱり教育段階といいますが、小中学校から高校も含めた段階での教育が重要ではないかというご意見もいただいております。

私どもとしましても、教育委員会と日頃から人権関係につきましては連携をしてやっておるわけでございますけれども、この性的少数者の人権につきましても、私どものほうでも発行しています啓発冊子がございますが、その中に学習プログラムを掲載して、それを学校の先生方に参考にさせていただくということと、それをまた授業に活用していただくというような取組も行っているところでございます。

ですので、今後とも、教育委員会と連携しまして、この問題につきましての教育・啓発に努めていきたいと思っております。

また、2点目のアンケートでもございましたけれども、行政職員等の啓発も必要ではないかというようなご意見もございました。そういったことで、来年度になりますけれども、私ども

県職員に対する理解と、それから適切な対応、配慮、そういったものにつまましてガイドブックを作成する予定にしております。そういったものを作成しまして配付をしますとともに、私どもで人権の研修を全職員に定期的に3年かけて実施しておりますけれども、そういった中でそのガイドブックを活用して、性的少数者の人権につままして、県職員に対する理解を深める研修も進めてまいりたいと思っております。

また、これにつまましては、市町とも共有いたしまして、県内の自治体全体のこういった理解の普及にも努めていきたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。最後言われました各市町、21市町にもしっかりと推進をしていただきたいと思えます。県だけではなくて、各自治体全体としてやっぱり取り組むべきであると思えます。

アンケートの中に、こういうふうに書いていらしゃった方がいらしゃったんですけれども、「ある町で、仕事関係でLGBTの話になった時に、LGBTの方は、ここにはいませんからと、福祉担当の方が言われた。なかなか理解されてないんだなということを知りました」というような、ちょっと悲痛な叫びもやっぱりありますので、まずは職員の方々、そして、学校の教育現場でしっかりと打ち込んでいただきたいと思っております。

今、長崎市ですかね、パートナーシップ制度を導入していますけれども、ほかの自治体にも普及していくかと思えますので、ひいては、そのパートナーシップ制度の導入についても推進をしていただければと思えます。

部長、全体的にこの実態調査を踏まえて、県としての今後の取組、そしてまた、各市町との連携、そしてまた、パートナーシップ制度の在

り方について見解をお聞かせいただければと思えます。

【木山県民生活部長】最初に、性的少数者に關しますことですけれども、委員のほうからご紹介がありましたとおり、今回のアンケート調査をやってみまして、やはりその当事者の方からすると、まだまだ県民の方における理解が不足しているというふうな所感をお持ちだということがはっきり分かったと思っております。

ですので、先ほど来からお話が出ています教育の現場でも、そういったことが自然に当たり前のことであるというふうな感覚になるように、教育の中でも、そういったことについての案内をしていただきたいと考えておりますし、私ども行政としましては、県民の皆様の一つひとつそういったところのご紹介をしながら、ご理解をいただきたいと思っております。

特に行政職員が県民の皆様と、また市町で行政職員が対応する際に、我々の知識がなければ、何事も進まないと思っておりますので、特に行政職員のそういった知識と理解というところから、まず力を入れていきたいと考えております。

また、パートナーシップ制度につまましては、長崎市のほうでご案内のとおり、導入をされているところでございます。

私どもも、長崎市のほうで導入されたパートナーシップ制度について、研究といいますが、分析をしてみますと、やはり今後クリアしないといけない法的な問題というところも同時に生じていると考えておりますので、県といたしましては、そういったところの分析を行いますとともに、今、スタートされた長崎市のパートナーシップ制度の運用上でどういった課題があるかというあたりもお聞かせをいただきながら、今後、県内のほかの市町との協議といいますが、

その検討についてお話を進めていきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。また来年度から新しい取組も始まりますし、長崎市の取組も研究をしていただいて、各市町とも連携を取っていただきたいと、また強く要望いたします。また、引き続き、注視していきますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後、1点だけ簡潔に。これは、おそらく食品安全・消費生活課になろうと思いますが、新型コロナウイルスの影響についてです。

今、マスク不足、トイレットペーパー不足、紙不足が言われております。一定、トイレットペーパーなどは復旧してきているという状況はあるかもしれませんが、ちょっと県で把握をしていらっしゃるかどうか。そしてまた、県で把握すべきではないかなと思いますが、私のところにも連日と言っているように、紙おむつがなかなか手に入らないというお声もいただきますし、マスクもまだ長崎では不足していますという声もお聞きします。スーパーに一昨日行きましたけれども、トイレットペーパーは山積みになっているんですね。そのほかについては、なかなかやっぱりまだ復旧はしていないのかなというイメージがあるんですけれども、そういったところについて、県でしっかり状況を把握されているのか、ちょっとお尋ねいたします。

【峰松食品安全・消費生活課長】委員ご質問の、マスク、トイレットペーパー等の不足なんですけれども、マスクはやはりどうしても全国的に不足をしているという状況がまだ続いているというところで、使い捨てマスクにつきましては、県内の大手の流通のほうにお尋ねしたところ、一般消費者まで回ってこないという状況は続いているというふうに聞いております。

トイレットペーパー等の紙製品につきましては、国のほうとかでも報道がっておりますけれども、やはり卸のほうまでは来ているそうなんです。ところが、トイレットペーパーというのが大体8ロールとか、10ロールで1パックで販売されておりますので、それはかなりかさばるということで、流通のほうでトラック輸送していくのに時間がかかっている。特に一時期の誤った情報が流れた時に皆さんが買い込まれてしまったので、一遍にスーパーとかの売り場からなくなってしまったわけですね。それに対応するために、一斉にお店のほうが注文をかけたものですから、それに今度は卸のほうとか、販売や製造のほうで卸していくのに時間がかかっている。倍以上の注文が来ているわけで、それに追いついていないという状況が起きているということで、もうしばらくすればトイレットペーパー等は潤沢に店頭のほうに並んでいくのかなと思っております。

私も、大体毎日のように駅前のスーパーのほうで状況を確認しているところなんですけれども、昨日は全くなかったんですが、トイレットペーパーもかなり山積みになっておりましたので、だんだん戻ってきているのかなと考えております。ティッシュペーパーのほうにつきましても、あったり、なかつたりというふうな状況がありますので、そちらにつきましても徐々に戻ってきているのかなと。

あと広告ですね。私が住んでおります付近のスーパーの広告等を見ておりますと、ないというふうなチラシは入っておりませんで、1人何個限りというような条件はつけながらも販売されておりますので、いましばらくお待ちいただければ、そういう紙製品につきましては並んでくるのかなと思っております。

【宮本委員】ちょっと具体的な例になりますけれども、先ほど1人何点という表示の仕方ですね。

私のところに来たのが、紙おむつは、ご高齢の方とか子ども様に限定されていますよね。トイレットペーパー、ティッシュペーパーはほぼほぼ全世代が使いますと。限定されている商品については、お1人様1点という表示の仕方かどうかという苦情があって、そこら辺を県としてコントロールとか、何か言うことはできないんですかという問い合わせがちょっとあったものですから、そういった使う方が限定されている商品については、事業者の方と協議というのは難しいかもしれませんが、紙おむつ製品については、そこら辺の緩和というか、事業者の方とお話をしながら供給体制をちょっと緩やかにすることはできないのかなというのがあったものですから、ちょっとお聞きしたところだったんですが、事業者の方とそういったコンタクトというのは、県として取っていかれているのかどうか、再度お聞かせいただけますか。

【峰松食品安全・消費生活課長】買い占めとか、売り惜しみ等がある場合であれば、そういう要請等はできるかと思うんですけれども、お店のほうで1人1点限りというふうに限定されるのは、本当に必要な方々に広く行き渡るようにということで、そういう限定をされているのではないかと思います。そういうところにつきまして、誰が必要だということ限定するというのは、こちらとしてはなかなか難しいのかなというふうにも思いますので、いましばらくお待ちいただければ、紙おむつ等、私が見る限りでは、品薄ではあるかもしれませんが、全く途切れているという状況は今のところ見受けられませんので、そのところは冷静にして

いただきたいと思います。

【宮本委員】分かりました。やっぱり長引きそうですね。昨日いろいろお話もあっていたり。なので、またしっかりと調査をしていただいて、しっかり耳を傾けていただければと思います。よろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】ほかに所管事務一般についてご質問はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。関係議案説明資料の5ページにもございましたが、今、E B P M といって、エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキングということで総務省が推進をしておられますが、ここに関わる県の取組について、まずはご答弁をいただけますでしょうか。

【笠山統計課長】E B P M についてのご質問でございます。

証拠に基づく政策立案ということで、一般に言われておりますが、国のほうでさかのぼること平成29年に統計改革推進会議、それから、経済財政諮問会議あたりで、E B P M の推進とオープンデータも含めてでございますが、統計の改革と車の両輪として進めていくということで方向性が示されております。

長崎県の統計課といたしましても、その流れ、方向性を踏まえまして、現在、大きく2つの取組を進めております。

1つは、人材の育成でございます。統計の利活用という言い方をしておりますけれども、利活用ということが抽象的で分かりにくい部分もあるものですから、具体的に統計を探し、使うということについてのスキルを高めていく、あるいは統計的なものの見方、考え方を普及させていく、そういう取組を市町も含めて研修等で徹底していくということが1つでございます。

もう一つは、分析事例の蓄積。具体的に県庁の各課、どういうことが必要ですかと聞いたところ、いろいろな分析の支援をしてほしいというのがございました。

そういうことで、いろいろな分析事例を統計課としても集めて、ご相談があれば提供していくという、大きく2つの取組を進めておられまして、こういう取組を進めていく中で、必要な体制を整えていくということが必要でございます。

本年度4月に、うちの統計課の班の再編をいたしまして、利活用支援班という班を設けさせていただきました。その中に国との人事交流を今年からさせていただいて、総務省統計局からそういった統計の知識に明るい職員に来ていただき、併せて本県統計課の職員じゃなかったんですけども、本県の職員を、総務省がつくった和歌山県のデータ利活用センターというところに派遣して人事交流をする中で、そういった取組を進めていきたいということで、現在進めておるところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。人事交流がかなり進んでいて、相当具体的なご答弁をいただけたかなと思っております。

近年、こういったところがすごく注目をされて、お金が限られている、そして人材も不足しているといった中で、やはりこういったことを積極的に進めて結果を出すということがものすごい価値があることだろうと思っております。

十分にご答弁をいただいたんですけども、情報政策課といったところもございまして、あそこはITの活用を進めるということではあるんですが、そういったところとの連携とかはございますでしょうか。

【笠山統計課長】情報政策課との連携でございますが、まだ具体的なものとしてお示しできる

ものはないんですけども、考え方といたしましては、統計も情報の一つでございます。

先ほども申し上げましたように、オープンデータという取組が進められておりますので、例えば、統計課のホームページに掲載しておりますいろいろな統計データを、情報政策課のほうが設けておりますオープンデータサイトに移行していく中で、より使いやすくしていきたいという取組であるとか、あるいはこれは情報政策課の取組の中の一部ではございますけれども、民間の団体でそういうオープンデータを使って、県民生活を豊かにしていこうという動きがございまして、そういう団体とも必要に応じて話しながらデータの利活用ということで、これまた取組を始めたばかりでございますが、そういう動きも始めさせていただいております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。ソーシャルビジネスという言葉が、今すごくはやっているというか、盛んに言われておられまして、アメリカのシリコンバレーとかでも、そういったディスカッションが相当なされているといったことを伺っております。

県のいろいろな方々も、それがビジネスになるのかといったところで、課題先進県長崎でそういったところに注目をされている方はすぐおられますので、積極的に進めていただいてオープンデータの活用を広げていただいて、結果を出していただければと思います。

次の質問に移ります。

コロナウイルス関係でございますが、長崎県は、まだ幸いにして陽性反応が出られた方がおられません。しかしながら、全国で、そういった方がどこどこにいるとか、例えば、クルーズ船で戻られた方がどこどこにいるといったところで、人権的な誹謗中傷といったところが、私

も実際その方に聞いたことはないんですけども、ネット上でそういった話が出ています。

県で、これからどういうことが起きていくかわからないんですけども、そういった対策というか、議論がなされているのか、もしあればお知らせ願います。

【丸田人権・同和対策課長】今、委員からご発言がございましたとおり、新型コロナウイルスの関係では、例えば、従事した医療関係者が戻られた職場で誹謗中傷を受けたというような報道もあっております。また、感染者、また、その子どもたちが学校でいじめを受けたというような報道もあっていることも私ども承知をしております。

やはり全ての人権問題に共通することですけれども、差別や偏見が起こらないようにするためには、正しい正確な情報提供をやっていくということが大事であると思っております。

仮の話でございますけれども、県内で感染者が発生したという場合におきましては、当課といたしましては、県のホームページ等でそういった感染者とか、その家族、医療関係者等々の人権に対する配慮を県民の方にさせていただくような、そういった周知も図っていきたくと思っております。以上でございます。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。私も、正しい情報をしっかりと伝えるといったところが重要であるということだと思いますので、そういった形でしっかりと長崎県民の皆様の人権を守っていただくよう、よろしく願いいたします。以上です。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時48分 再開

【山本(由)委員長】再開します。

午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分より委員会を再開します。

午前11時49分 休憩

午後 1時29分 再開

【山本(由)委員長】 それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案外所管事務一般について質問をお受けします。

質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 何点かお伺いをしたいと思っております。

今回の予算で、男性の家事・育児等参画促進事業費として計上されておりますが、イクメン・カジメン啓発動画の作成などがありますが、この動画をつくって、どのようにして、こういったところで普及啓発をしていくのか、そのあたりを教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 来年度のイクメン・カジメンの啓発動画ですが、今年度作りましたイクボスの啓発動画と併せて展開をしていく予定としております。

今年つくったイクボスの啓発動画をYouTubeでたくさんの方に見ていただけるように、いろいろな情報誌やチラシにQRコードをつけて配布をしております。そのような形で啓発するとともに、いろいろな研修会においても活用し、動画を見ていただくことで、男性の家事・育児に対する意識を高めていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 昨年つくったイクボスの動画、

先ほど拝見をさせていただきましたが、このことはまた後で、ごう先生からあると思うので、ここは深く言いませんが、私たちもあんまり知らなかった、昨年つくったこと自体をですね。また、今回、313万6,000円。動画を作成する費用だけじゃないかもしれませんが、これ、つくっただけで満足していると言ったら悪いですけども、その動画を見た人たちがどれだけ意識が変わるかどうかというのを、私の感覚ではあんまりそれが理解ができないんですよ。研修会の場面で、3分程度の動画イメージなのかなと思いますけれども、それを見てもらって、すぐにそういう意識に変わりますかね。どう思われているのかなと思って。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】今年度イクボスの動画とチェックシートを作成し、いろいろな研修会やセミナーで活用いたしました。そのアンケート調査から、県内の2自治体、民間企業の回答のうち管理職に絞って結果を見ますと、そのようなコンテンツを見たことによって意識が変わりましたかという質問に対して、80%の方が「意識の変化があった」と回答をいただいています。

さらに、意識の変化があった方々のうち、イクボスの行動をとろうと思った人がどのくらいいるかということ、約97%の方が「行動をとろうと思った」とご回答をいただいております。ただ、回答サンプルが少ないので、パーセンテージが大きく出てしまった傾向はあるかと思いますが、一定の効果はあるものと考えております。

【山田(朋)委員】サンプル数が少ないということだけでも、見た方々、おそらくベースがゼロの人、意識が全然なかった人が見た分には、そういった効果が上がってくるのかなと改めて思ったところです。

そういう方々は、奥様が働いていない方もまだ若干多い世代かもしれないので、少しご理解が少ないのかなと思いますけれども、ぜひ、つくった動画でしっかり…。このカジメンという言葉も、なかなか今頃のことだとは思うんですけども、正直、今どきの私たちより若い世代の男性は、ほとんど家事はすると思うんですよ。

ですので、いろいろ見ていくと、女性の6割が、出産や育児・介護等で一旦離職をするけれども、また6割の方が長崎でまた仕事をしたいと。子育て期の女性や無職の女性の約6割は、まだ就職を希望している方がいるということからすると、そういった方々のパートナーになるような世代の方々に対して、こういったことを理解いただくような形もぜひ進めていただきたいなと思っております。

次に、イクボスのことでちょっと伺いたいと思います。

もう何年も前から、知事には宣言をお願いしているけれども、かたくなにしたくないので、もうそこはいいですが、いろいろネットを見ていくと、イクボス宣言をしている自治体で、長崎県佐世保市しか上がってこないんですが、そのような理解でよろしいですか。イクボス宣言をしている首長。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】何年前になりますが、当室では、佐世保市のほうで宣言があったと整理しております。それ以降については、宣言というよりは既に実行の段階に来ているのかなというところもありまして、各自治体での宣言の状況というのは、当室のほうでは把握していないというところがございます。

【山田(朋)委員】まさにもう何年も前、多分3～4年前に一般質問でもしたと思うんですけども、確かに今、室長が言われたとおりなのか

なとも。今さら宣言じゃなくて、既にいろいろな動きをしてもらっているのかなと思うんですけども、トップの知事がしないから何とも言えないんですが、トップがすることによって、また追随して、そういう意識がつけられていく。公共がやることによって民間がとか、大分進んでいる企業もあるけれども、まだのところもあるので、知事のことはもう諦めています、ほかの20首長とか、もう実行はしているが、改めて宣言もしてやっていただくとかですね。

特に長崎県は、知事はしていないけれども、部長、課長も宣言していると思うんですが、その状況をちょっと教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】各部長、課室長については、イクボス宣言をお願いをしているところで、県民生活部長にも宣言をしていただいているところでございます。

昨年の8月には、総括課長補佐以上を対象としたイクボスセミナーを実施いたしました。40～50名出席があり、その中で最後には皆さんにイクボス宣言をしていただいて、各職場にお持ち帰りいただきましたので、庁内でのイクボス宣言は広くやっていただいていると認識しております。

【山田(朋)委員】かたくなに知事みたいにイクボス宣言をしないという方は部長とかにはいなくて、ほぼ総括以上ということなので、管理職の皆さんではしていただいているという理解でよろしいですね。分かりました。

あと女性の活躍推進ということで、ちょっと伺いたいと思います。

長崎県の平成27年度国勢調査によると、女性の就業率は48.2%、前回の調査と比べて1.2ポイント増えていて、男性の就業率が68%、前回より0.1ポイント下がっているという状況にある

という数字で確認をしていますが、この理解でよろしいか。それとも、もっと県のほうで違う女性の就業率の数字をお持ちでしたら、教えていただきたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】今、委員がおっしゃった数値は全ての年齢における就業率だと思われませんが、私の手元の生産年齢人口に絞っている数字では、15歳から65歳、その年齢層においてどのくらい就業をしているのかというところで見たと、女性では65.9%の方が就業しているという状況でございます。

【山田(朋)委員】生産年齢の女性15歳から65歳で65.9%ということでありました。

今回、部長説明の中で、県内の7大学において、職場や家庭生活における人生設計や重要性や家事・育児等のシェアの必要性などの意識を高めるためのライフデザイン&キャリア形成のセミナーを開いていただいたようであります。

これは、当然ながら、男女ともに行っていたと思っておりますが、その中で「大学生に対して、女性が継続してキャリアを重ねていくための意識の醸成が図られました」とありましたが、先ほどの話と重なるんですが、ほぼ私より以下の世代というか、これだけ女性が就業をしている中で、女性が継続して働かないといけないということはもう既に若い世代は認識済みのことだと思うんですが、この辺のことをどのように考えているのかなと。

もっと今の管理職の方々に、もっと女性が働きやすい環境づくりのためのいろいろなお配慮等をいただきたいと思うんですが、こういう醸成が図られたとあるんですが、どういうふうにしてこういうふうに使われたというか、結果として出ているのかをちょっと教えてもらいたいと思います。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】県内の大学におきまして、もちろん男性、女性の学生を含めたところでライフデザイン&キャリア形成セミナーというものを行っております。

そのセミナーのアンケート結果の経年変化を見てみますと、「子どもができて育児休業等を利用して継続して働いたほうがよい」との設問に対して「そう思う」と答えている方の割合が年々高くなってきております。平成29年度では、18%、平成30年度は43%、令和元年度が56.5%ということで年々高くなっているような状況です。

もう少し高く出るのではないだろうかと思委員は思われたかもしれませんが、女性の継続就業ということに対して、まだまだ具体的に考えるに及んでいない大学生に向けてセミナーを行ったところ、このセミナーを受けて、意識が大きく変わり、継続就業の必要性を理解していただいておりますので、このセミナーは有効であると評価をしております。

【山田(朋)委員】今、室長が言われたとおり、まだ大学生で結婚をして、子どもを産んで仕事をするというのも、まだぴんとこないところも強くあるのかなと思いました。

思ったより、共働きしないといけないという意識が薄いというか、うちの大学生の息子を見ていても思うんですが、就労意識が低いというか、将来不安を覚えるので、もしかしたら今どきの子は就労したいという気持ちが若干薄いのかなという気も、少し心配をしているところですが、まさに室長がいいお手本になれるかと思うんです。女性の管理職として、子どもさんも産まれた上でお仕事もされて立派に働かれています。皆さん、そうですけれども、やはりそういったお手本を見せていただくことによって、

女性も、そして、男性も共に働きながら子育てしながら、社会で活躍ができる環境が作られていくと思いますので、ぜひ引き続き、いろいろな部門において取組をいただきたいと思えます。

あと、もう一点だけお聞きして終わりたいと思います。今回、消費者行政の推進というところでちょっと伺いたいと思っております。

今回、高校と中学校の家庭科の授業で消費生活相談員を講師として派遣して、ほぼ全ての公立高等学校で授業を実施する予定とありますが、長崎県消費生活センターに7人、消費生活相談員がいらっしゃるのかなと。ネット動画で見ただけなので分からないんですけども、こういった人数がいて、こういった人たちがどういったふうに戻る予定になっているのか、そのあたりを教えてください。

【峰松食品安全・消費生活課長】委員のお尋ねの件ですけれども、おっしゃったとおり、県消費生活センターには7名の相談員がおります。その方と行政職員3人と、もう一人消費者教育推進のコーディネーターの方がおありまして、その方々と合わせて中学、高校のほうに消費者教育を推進するために授業に回っているという状況でございます。

【山田(朋)委員】7人が消費生活相談員で、3人が職員で、あとコーディネーターみたいな方が1人で、11人で班を分けて、全ての公立高校で実施予定とあります。さらに市町の中学校においては講師の育成や中学校も行くということですね。市町とも連携をしながら。ちょっとこのあたりだけ教えてください。

【峰松食品安全・消費生活課長】県立高校につきましては、県が対応をしておりますが、市町立の中学校につきましては、市町の消費者の行

政担当課もしくは相談員の方々が回っておられます。

【山田(朋)委員】市町によっても、そういう人材的な凸凹が若干あるかと思うんですけども、21市町で、その市町においての対応で、県からのサポートというか、講師派遣とかいったことをしなくても、十分自前で賄えているという理解で大丈夫ですか。

【峰松食品安全・消費生活課長】基本的に授業に回られる時のテキストは、県のほうが作成しております。あと、それぞれ市町への指導助言、アドバイスにつきましては必要に応じてサポートしております。以上です。

【山田(朋)委員】分かりました。ありがとうございます。

【山本(由)委員長】ほかにありませんか。

【ごう委員】今の山田(朋)委員の質問に関連するようなことばかりになるかと思いますが、確認の意味も含めてお願いいたします。

まず、今年作成されましたイクボスの動画でございますが、実は私も先ほど初めて見る事ができました。その存在を全く存じておらず、とても残念でした。もっと早く知っていれば、もっと私も拡散ができたのにということを思いました。

このイクボスの動画なんですけど、多分委員さん方もご存じない方がほとんどだと思います。やっぱり周知が徹底されていないのではないかとすごく感じておまして、実はさっきユーチューブを見たら、再生回数1,233回だったんですね。多分11月に公開されていて、3か月以上経っていて1,233回だと思ったんですけども、そのあたり実際の数字とかは、室長のほうでは把握されていますでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】実際の再

生回数は、私どもも同じくユーチューブで確認を行っております。

【ごう委員】では、3か月以上経って、1,233回の再生回数についてどのように感じていらっしゃいますか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】行政がつくった動画としては、割と高い数字が出ているのかなということで、私は捉えております。

ただ、一過性に終わらせず、これからも広く周知していく必要がありますので、令和2年度はイクメン・カジメンを中心とした啓発になりますが、それを支えるのはイクボスの存在があってからこそですので、2つをセットとし、啓発に力を入れてやっていきたいと考えております。

【ごう委員】今のご答弁、私はちょっとびっくりいたしました。行政がつくったものとしては再生回数が高いとおっしゃられたのは、多分今のSNSとかを活用した時代においては、認識が間違っているのではないかと考えています。

そこで、改めて確認しますが、このイクボスの動画をつくる時、私はその予算とかに関わっていないので、このイクボスの動画の作成に関して経費が幾らかかったのか教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】経費につきましては、動画とイクボスチェックシート、合わせて200万円弱を要しております。

【ごう委員】行政の方は、この件に関してだけでなく、いろいろなこととお話する時に費用対効果ということをよく口に出されます。この費用対効果ということ考えた時に、やはり200万円弱の予算をかけて、この再生回数というのはとても理解ができない状況でありますので、やはりこの周知のやり方、もう少し考えていく必要があるのではないかと考えております。

ましてや、今年度またイクメン・カジメンの動画も作成するという事で、経費があがってありました。ここにも多額の経費をかけて作成するわけですから、あわせてもっと視聴してもらえそうな仕組みづくりというものを考えていただきたいと思います。

そして、これに関連することにはなりますが、男女共同参画の中の働き方に関わるとは思いますが、平成26年度に男女共同参画社会に向けての県民意識調査報告書というものが出されておりました。

いろいろな質問項目がある中で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という質問に対して、平成26年度の答えは、「賛成」が45.9%、「反対」が40.3%という結果が出ていたのに対しまして、今度平成30年度に男女共同参画に関する市民意識調査という調査がまた出ておまして、これで同じ質問がありまして、今度は平成30年度の結果では、この質問に対して「そう思う」と答えた人の割合が63.5%ということで、これは数字が上がっているということが認められます。

これは、だから、男女共同参画とか、ワーク・ライフ・バランスとか、そういったものに対する認知度が少しは上がってきているのかなという感じはいたしました。

しかしながら、年齢別の調査の人数とかが出ているんですけども、やはり年齢が高い皆様方、60代、70代以上の皆様方では、「どちらか」というと、そう思う」という割合が若い方に比べて低いんですね。

こういうことの数字を見て考えた中で、その次に行くんですけど、女性活躍推進の中で、女性活躍推進会議でも一般事業主行動計画の策定、これに力を入れていますよね。ここ数年、これ

に力を入れてきて、しかしながら伸び悩んでいるという現実があります。

一般事業主のこういった行動計画の策定は、経営者の方々をお願いをして、つくってもらおうと思うんですが、以前、室長と少しお話もしましたけれども、やはりターゲットをもう少し絞り込む必要があるのではないかと。経営者の方でも、若手の経営者の団体とか、そういったところに働きかけをまずはされて、若い経営者の方、実際に子育てをしている最中の方もたくさんいらっしゃると思うので、そういう企業の方々をまずはやっていただいて、そこから逆に発信をしていくというやり方を試してみたいのではないかと、私は考えております。

今までのやり方で成果が上がらないということとは、やり方が間違っているんだと思いますので、そのあたり、今回、3,137万3,000円で女性の活躍推進についてということで予算もあがっていますので、この部分を今年はどういうふうにしていくのかということをお教えください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】女性活躍を推進するに当たり、一般事業主行動計画の策定を強力に進めていくのが一番実効性があるものと考えております。

委員おっしゃいますとおり、若い経営者にアプローチしていくことが大変重要であると私も考えており、具体的な取組としましては、長崎青年会議所の事務局に、この制度やメリットなどを説明し、定例会で資料の配付などをさせていただきます。

また、中小企業団体中央会や商工会連合会につきましては、やはり制度やメリットを説明し、まずは、全会員に向けて関係資料の配付をさせていただきます、次のステップとして、青年部の会

合などにおきまして、若手経営者に向けた説明をさせていただくように、今現在、相談をしているというところでございます。

【ごう委員】ありがとうございます。室長がそのように柔軟に対応していただいたことに、私は非常に感謝申し上げます。

やはり、やり方を変えてやっていかないと、多分これは一向に進まないと思うので、よろしく願いいたします。

それともう一点、女性活躍推進会議の大会が1月に開催されて、これも毎回恒例ですが、表彰を行ったり、いろいろな先生を講師にお迎えての講演会とかを行っているようでございますが、私、この女性活躍推進会議の在り方というものも少し考えていく必要があるのではないかと考えています。

ここに集う皆様方は、ある程度認識が高く、ある程度実行されている方が来られるのではないかと思います。

話は全く別になるかもしれませんが、例えば、障害者芸術祭とかで、障害者への理解を深め、認知度を向上しようと言いながら、そこに集う人は障害のある方々とその関係者ばかりです。そうすると、意識の啓発とかにはなかなかつながらないわけです。

ですから、このながさき女性活躍推進会議の在り方も少し考え直していかないと、広がっていかないのではないかと考えておりますが、そのあたりどのようにお考えですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】ながさき女性活躍推進会議は、意識が高い企業にお集まりいただき、いろいろな事業に参画していただいておりますので、その裾野を広げるという意味におきまして、女性活躍推進会議の設立の趣旨に賛同する趣旨賛同会員をさらに広げていく

ように取組を進めていく必要があると認識しております。

【ごう委員】経営者の方々というのは、自分の会社を経営していくことで、まず一番精いっぱいだと思うんですね。そういうところに参加してくださいと言っても、それをすることによって自社にどんなメリットがあるのかということがもっと明確に分からないと、行動には至らないと思います。頭では分かって、行動しなければ実績は出ないので、やはりその行動に移せるようなしっかりとした説明、それから、しっかりとしたメリット、インセンティブを与えていくようなことを考えていかないと、なかなかここは開けていかないのではないかと思います。そのあたりを少しお考えいただきたいと思います。

それともう一点、育児休業取得率です。男性の育児休業取得率、これもこのデータにありました。平成30年度の市民意識調査の中のデータです。女性が89.2%に対し、男性は8.8%という結果が出ておりました。なかなかやはり男性の育休の利用が進んでいない。その理由についてはどういったものかということのアンケートだったんですが、やはり全体的に一番大きな理由、男性も女性もなんですが、「職場の理解が得られないから」と答えた人が42.3%です。この結果を見ただけでも、やはり子育てしやすいとか、男女が共に働きやすい、女性が活躍しやすい職場をつくっていくということがいかに難しいかということが言えると思います。

ですので、これも先ほどの繰り返しになりますが、結果が出てないということは、やり方が間違っているというか、方向を変えるべきだと思いますので、こういったデータに基づいてしっかりと理由とか、原因を検証されて、この育

休の取得率のアップなどにもつなげていただきたいと思いますので、今年度どういったことで、また育休取得率を上げていくのかというお考えがあれば、お聞かせください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】男性の育休の取得率を上げることで女性の参画が幅広くなってくると思いますので、そこは力を入れてやっていくべきことと考えております。

取組は、全庁的に進めていくことになると思います。

県民生活部で、機運醸成という役割を一定担っているかと思えます。こども政策局では、国が進めておりますイクメンプロジェクト、そういったものの広報啓発の役割を担っているかと思えます。

また、産業労働部につきましては、育児休業を取得した男性社員がいる企業には、事業主への助成が国において準備されているということを知り、そういった役割が産業労働部にもあると思えます。

横軸で連携を取りながら、育児休業の取得促進について展開していきたいと考えております。

【ごう委員】やはり部局横断的にこれは取り組まないといけないことだと思いますので、しっかりと統轄監プロジェクトですか、そういった中でも横串を刺してやっていただきたいと思います。

最後に1つ申し上げておきますが、やはり機運の醸成とか、県民を巻き込んでいくとか、そういった少し渦をつくっていくためにも、私はやはり知事の宣言というものは必要ではないかと思っております。

先ほど山田(朋)委員からもありましたけれども、やはり自分の住んでいる地域のリーダーがその宣言をしていただくということは、企業の

経営者たちにとっての影響力も非常に大きいと思いますので、そういったところをぜひ、この県民生活部の皆様方、特に室長などがリーダーシップを取っていただいて、知事にそういった宣言をしていただく。

例えば、育休の取得とか、男女共同参画とかというのは、やはりこの長崎県が抱えている大きな課題の原因で、幅を取っていると思うんですね。やはり少子化のことだとか、若者の流出とか、全てにおいてそういうことが関わってくるので、私は、緊急事態と捉えてもいいくらいだと思っていますので、ここはぜひ知事に宣言をしていただくようお願いしたいと思いますので、室長、一言、最後お願いします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】こども政策局で進めております、ながさき結婚・子育て応援宣言というものが、各自治体や企業から宣言をいただいているところです。長崎県においても昨年10月1日付で中村法道知事が、宣言しております。3つのカテゴリーで構成され、1つ目が結婚・子育て、2つ目がワーク・ライフ・バランス、3つ目がイクボスということで、結婚・子育て応援宣言ではございますが、宣言していただいております。

これに関しては、こども政策局とも連携を取りながら推進をしていきたいと考えております。

【ごう委員】分かりました。ありがとうございます。

ぜひ、今の長崎県がやはり女性が働きやすいか、活躍しやすいか、子育てがしやすいか、育休が取りやすいか、男性が育児に参画しやすいかということを普通に考えた時に、そうではないという状況だと思うので、ですから、ここはやはり全庁挙げて頑張っていたいただきたいと思います。終わります。

【山本(由)委員長】ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 2分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開します。

これをもちまして県民生活部関係の審査を終了いたします。

引き続き、交通局関係の審査を行います。

準備のため、しばらく休憩いたします。

県民生活部の理事者の皆様におかれましては
お疲れさまでした。

午後 2時 3分 休憩

午後 2時 10分 再開

【山本(由)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

【山本(由)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

交通局長より予算議案説明をお願いいたします。

【太田交通局長】「令和2年2月定例県議会予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」の交通局の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第15号議案「令和2年度長崎県交通事業会

計予算」、第90号議案「令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」であります。

初めに、第15号議案「令和2年度長崎県交通事業会計予算」につきましてご説明いたします。

（予算編成の基本方針）

令和2年度当初予算においては、県営交通事業として、中期経営計画に基づき、輸送の安全確保と輸送品質の更なる向上に努めつつ、将来に向けた地域生活交通を維持・確保するとともに、本県の観光振興へ貢献していくことを基本方針として編成いたしました。

（業務の予定量）

業務の予定量は、車両数408両、年間走行キロ1,804万9,000キロメートル、年間輸送人員1,545万人を予定いたしております。

（収益的収入及び支出）

事業収益につきましては、営業収益52億6,236万1,000円、営業外収益8億3,736万5,000円、合計で60億9,972万6,000円を計上いたしております。

事業収益の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

事業費用につきましては、営業費用58億107万2,000円、営業外費用2億3,740万7,000円、特別損失85万9,000円、合計で60億3,933万8,000円を計上いたしております。

事業費用の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

3ページ中ほどをご覧いただきたいと思っております。

収益的収入と収益的支出の差額は6,038万8,000円となり、消費税抜き収支差として264万円の黒字を見込んでおります。

（資本的収入及び支出）

資本的収入につきましては、企業債7億6,200

万円、建設補助金750万2,000円、固定資産売却代金33万円、投資返還金14万円、合計で7億6,997万2,000円を計上いたしております。

資本的支出につきましては、建設改良費7億7,047万6,000円、企業債償還金5億328万円、投資300万5,000円、合計で12億7,676万1,000円を計上いたしております。

建設改良の主なものについては、記載のとおりでございます。

4ページ中ほどをご覧いただきたいと思いません。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

令和3年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を超えて契約を締結する業務について、令和2年度に入札・契約事務等を行うため、インタンク軽油購入等2億5,986万5,000円など6件を計上いたしております。

次に、第90号議案「令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

（収益的収入及び支出の補正）

事業収益につきましては、合計9,548万9,000円の減を計上いたしております。

事業費用につきましては、5ページ3行目になりますが、合計で4,925万7,000円の増を計上いたしております。

補正の主な内容につきましては、収入については、貸切収入の減、費用については、バス部品費の増等でございます。

（資本的収入及び支出の補正）

資本的収入につきましては、合計で3億8,676万5,000円の減を計上いたしております。

資本的支出につきましては、合計で3億4,548万8,000円の減を計上いたしております。

補正の主な内容は、建設改良費の減及びそれに伴う企業債の減などでありまして。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されます。これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、管理部長より補足説明を求めます。

【小畑管理部長】それでは、私のほうから、令和2年度当初予算案の補足説明をさせていただきます。

お配りしております補足説明資料、A4判の交通事業会計令和2年度当初予算（案）をご覧いただきたいと思えます。A4の1枚紙です。

資料は表と裏がございます。1ページ目が令和2年度当初予算（案）、裏面の2ページ目が交通局が受けております補助金等の概要でございます。

まず、1ページをご覧ください。

一番上段、事業収益（A）は61億円となっております。これに対しまして、中ほどの段の事業費用（B）でございますが、60億3,900万円であり、最下段の当年度純損益、こちらについて約300万円の黒字を計上させていただいております。

続きまして、昨年度当初予算との比較の主な内容についてご説明させていただきます。

まず、上段でございますが、営業収益が52億6,200万円で、増減額につきましては5,100万円の増、率にして1%の増となっております。

その下の運輸収入につきましては、48億6,200万円で、額にして800万円の減、率にして0.2%の減となっております。

このうち、運輸収入につきましては、乗合事業、高速事業、貸切事業の3つがございます。

まず、乗合収入は34億3,700万円で、8,500万円の増、率にして2.5%の増となっております。増減の主な理由でございますが、高速道路を使いまして、諫早市、大村市と長崎市を結ぶシャトルバスが、今年度の増加傾向が続くものと見込みまして、令和2年度は3,200万円の増といたしております。

また、空港リムジンにつきましても、今年度の空港利用者の増加傾向が続くものと見込み、5,800万円の増を見込んでおります。

続いて、高速収入でございますが、令和2年度は4億3,900万円で、本年4月1日をもって廃止いたします鹿児島線の影響もございましたが、対前年度比3,200万円の減、率で6.9%の減と見込んでおります。

貸切収入につきましては、クルーズ団体の受注減が続いているなどから、令和2年度9億8,600万円で、対前年度比6,000万円の減、率で5.8%の減を見込んでおります。

続きまして、運輸雑入でございますが、4億100万円となっております。対前年度比5,900万円の増となっております。この主な要因でございますが、他社バスへの傭車による収入の増加などを見込んでおります。

次に、営業外収益でございますが、8億3,700万円で、長期前受金の戻入が増加したものの、補助金及び繰入金が増減したことなどにより、

前年度に比べ5,400万円の減、率にして6%の減となっております。

続きまして、下段の事業費用についてご説明いたします。

営業費用は58億100万円で、前年度に比べ3,800万円のマイナスでございます。内容は、人件費、物件費、経費と分かれておりまして、まず人件費でございますが、28億4,300万円、前年度比2,600万円の減となっております。退職給付費を除く給料及び手当は、人員減のため、前年度比9,600万円の減となっており、同様に法定福利費等も3,600万円の減となりますが、令和2年度の退職者数及び退職額が増加するため、退職給付費が1億800万円の増となっております。

次に、物件費8億9,400万円でございまして、額にして5,900万円の減となっております。主なものは、軽油費の減でございます。前年度比5,000万円の減。こちら、依然として軽油の市場価格は高い水準にあるものの、昨年度当初予算作成時における状況よりは若干改善しており、単価については1リットル当たり98.2円と、前年度に比べ約6円ほどの減となっております。

続きまして、経費でございますが、20億6,500万円で4,700万円の増となっております。こちらは他社への傭車による使用料の支払い等が増えまして、この増などを見込んでございます。

営業外費用につきましては、2億3,700万円で6,900万円の増。主なものは支払消費税の増でございます。

続きまして、裏面2ページをご覧ください。

交通事業会計補助金等の概要についてご説明いたします。

交通局が受けております補助金等につきましては、上段の（1）としております国・県・市

の制度補助金と、下段の（2）一般会計からの繰入金となっております。合計の金額では、一番最下段にございますが、令和2年度が7億1,900万円となっております。

まず、上段の制度補助金でございますが、令和2年度当初予算（A）の欄をご覧ください。

こちらをご覧くださいますと、バス運行対策費2億4,900万円となっております。これは、生活バス路線の維持を目的とした広域的・幹線的路線等の経常収支不足額に対する補助でございます。

次に、2段目の生活路線確保対策市単独補助金2億4,100万円。こちらは国や県の補助対象路線以外の生活路線の収支不足に対し、地元自治体であります諫早市及び大村市から補助を受けているものでございます。

次に、運輸事業振興助成補助金600万円でございますが、これはバス停留所の標柱整備や上屋等の補修に対する補助でございます。

次に、車両減価償却費等補助金2,800万円でございますが、これは主として生活交通路線の運行の用に供する補助対象車両の減価償却費等に対する補助でございます。

続きまして、下段の一般会計からの繰入金でございます。こちらは、まず基礎年金拠出金補助金7,900万円となっております。こちらは、基礎年金拠出金のうち公的負担部分に対する補助でありまして、民間企業では国が負担しており、制度的には民間においては負担が発生しないものでございます。

次に、共済追加費用補助金3,600万円、こちらは昭和37年の共済年金制度発足前から在職されていた地方公務員への恩給付に関し、地方公共団体が負担している費用への補助でございます。こちら民間企業においては発生しない費

用でございます。

次に、児童手当補助金1,800万円。これは、中学校修了までを対象といたします児童手当支給に対する補助であり、民間企業は国等が負担しており、制度的には負担が生じないものでございます。

次に、生活路線維持対策負担金6,400万円。これは、広域・幹線的なバス路線経費のうち国等の補助を受けても、なお収支不足となる額についての負担金でございます。

以上が、国が定める基準に基づく繰入金となっており、全て国からの交付税措置がなされているものであります。

その下の国の繰出基準に基づかない繰入金につきましては、平成27年度以降ゼロというふうになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 第15号議案、令和2年度の当初予算(案)、交通事業会計補足説明資料の中から、ちょっと確認の意味で質問をさせていただきます。

一番最初の概要説明の中でもあったんですが、事業収益の中の営業収益、運輸収入が3つに分かれますよということで、貸切収入です。これが前年度5.8%マイナスですよと、6,000万円の減ですよという説明があり、クルーズ団体等受注減等が原因ですとありました。

頂いた当初概要説明の中でも、貸切収入が年々減っていているというご説明もいただい

たんですけれども、これは確認でございます。単純にクルーズ船は長崎に多く入ってきています。年々増加しているにもかかわらず、本来ならば、これは県営バスとしては上がらなければいけないんでしょうが、団体等の受注が減っている。この背景と原因というんですか、それについて確認させていただけますか。

【濱口営業部長】ただいまのご質問の件で貸切収入の減でございますけれども、クルーズ船につきましては、クルーズ専門の貸切事業者が、一昨年前に県内に新規事業として構えたということがございまして、規模的には多分ある1社でいいまして、県内で大体15～16両程度、そして、県外も含めると80両ぐらいの規模の事業者がおります。その事業者がクルーズ専門ということで、長崎県内に入ってきたということが一番主な要因だと思います。それで、我々が今まで受注できたものができてないという状況でございます。これは、県営バスに限らず県内の既存の事業者のほうにも影響があらっていると考えております。

それと、その影響で、結局今まで走っていた既存事業者がなかなかクルーズの受注が困難ということがあって、それで今までクルーズを専門に走っていた事業者が、今度はクルーズ以外の一般団体にも食い込んできたということもあって、かなり競争が激化している。そういう状況で貸切バスの受注が取れない場合があり、今のような状況があるということで理解しております。

【宮本委員】今までもいろいろと議論とかはあったかと思えます。それに対応する、要は新しい事業者が入ってきているという状況で、県営バスに限らず、ほかの長崎県内のバス事業者もそうなんですよと。それでいいのかという問題

もありますが、それへの対策はどのように打たれているんでしょうか。

【濱口営業部長】対策といいますか、まず、営業的な面でいえば、それぞれのエージェント、ランドオペレーターも含めたところでの営業というのは随時させていただいております。

それとあとは運賃に関しても、長崎営業所というところが県営バスはございますので、長崎港には一番近うございますので、距離と時間で算出する貸切運賃という意味では非常に有利な条件があって、それで、できる限り受注できるような料金の提示というのもさせていただいておりますが、ただ、これは昨年、一昨年ぐらい前から問題視されています、いわゆる手数料の関係です。

この手数料の関係が非常に不透明な状況で、場合によっては、過大な手数料を別に払って受注しているという状況も聞いておりますので、そういったところでなかなか受注が困難という状況になっているのかなと。それで、具体的な対策というのなかなか打ち出せない状況であります。ただ、国のほうも、そこは問題視がされておまして、手数料率を貸切の受注請書にきちんと記載するとか、そういった措置を取っておりますが、まだ実際にどこまで現実的にその効果があるのかというのは、ちょっとはかり知れないところはございます。そういう状況でございます。

【宮本委員】分かりました。資料を見ても、ずっと年々減ってきていますもんね。これが少しでも改善できればと思います。国のほうでも対応があると、私もちょっとお聞きしておりますので、営業と手数料の問題はなかなかすぐすぐ解決できないんでしょうけれども、引き続き、粘り強く対応いただければと思います。

改めて、クルーズについては、やっぱり収入としては大事なところなんだと、大きいのかというのは確認できますが、ちょっとこれに関連して、新型コロナウイルスの影響で、今ちょっとクルーズ船が入ってきていませんが、これも大きな損失になっているかと存じますが、今の時点で、入ってこないことによる損失額とかというのは、交通局のほうでは把握されているんでしょうか。ちょっとこれに関連してお聞きさせてください。

【濱口営業部長】新型コロナウイルスの影響でございますが、貸切事業におきましては、1月から3月までクルーズのキャンセルがっておりますが、そちらのほうで、クルーズで1月から3月で1,500万円程度のキャンセルがっております。

【宮本委員】1,500万円のキャンセルですね、分かりました。

これはいつまで続くか分かりませんが、これが予算なので、あれでしょうけれども、どんどん膨らむ可能性もやっぱりあるかと思しますので、いろいろ対応のほうもしっかりと検討していただければと思います。

いずれにせよ、説明では300万円の黒字ということではありますが、なかなか厳しい経営が続いているという状況もずっと言われているところかと思しますので、またいろいろ対応策を練っていただければと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に対する質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】今回、事業車両等の購入に伴う車両購入費ということで1億5,623万3,000円、横長の資料を見ましたら、9両の車両購入と書いてありました。これは新車ばかりなのか、この内訳等を教えてください。

【小畑管理部長】9両の内訳でございますけれども、新車を6両、残りの3両が中古車両ということで見込んでおります。

【山田(朋)委員】3両が中古ということですが、中古車両を車両改造等を行うバス改造費もまた計上されてはいますが、これはこの3両の分を改造するという理解で。また、どんなふうな改造をするのか、長崎県営バス仕様に変える、そういったことなのかなと思いますが、そのあたりを教えてください。

【濱口営業部長】中古車を購入いたしまして、当然改造がございます。その改造も計上させていただいております。

どういう改造かといいますと、まず、ボディーを当然県営バスカラーに塗り替えなくちゃいけない。あと中古車なので、車内、車外も含めたところで傷んだところがございますので、そこは全部一旦剥がして、基本もう一回やり変えるような、全面改造みたいなそういうイメージで思っただけだったらいいと思いますが、そういった改造をやらせていただいております。

【山田(朋)委員】例えば、よその県の公営バスとかが使っていたような、それがちょっとくたびれてきたから払い下げというか、そういうのを購入しているのか、そもそもどこか違うところが貸切バスとかで使っていたやつなのか、そういった程度のものか。心配は、この予算を見ると1台5,000万円ぐらいかけてきれいにさせていただくと思うんですけども、エンジンとか、重要な部分の安全がちゃんと担保できる品物であるという理解でよろしいですか。

【濱口営業部長】基本、中古車両につきましては、東京都営のほうから、今回の分は予定をさせていただいております。これは次年度だけじゃなくて、前回から東京都営さんから頂いてお

りますので、そういう意味ではしっかりした品物です。また、購入前に、うちの整備工場の職員が現地に行ききちんと現車を確認して、ああ、これだったら大丈夫というところで、中古車の導入はさせていただいております。その後、しっかりした改造を行いますので、あと走行キ口とか、そういったものもきちんと見ながら、導入はさせていただいております。

【山田(朋)委員】 分かりました。財政力の違いで、東京都営バスは、この程度でもう次のにしようとするけれども、長崎県営バスでは十分まだまだ使えるという理解で、安全に整備をいただいているということですので、理解をいたしました。

もう一点だけ伺いたいと思います。

車載機器購入等に伴う機械器具購入費とあります。これは、今回県営バスは9月からスタートいただくようではありますが、新ICカードの関係の機械なのか、そのあたりを教えてください。

【瀨口営業部長】 新ICカード二モカにつきましては、これとは違う予算の計上でございまして、今、改造、あるいは新車を導入しますという、そういうところで方向幕だとか、運賃の表示器だとか、整理券機だとか、そういったワンマン機器の分で、ここは計上をさせていただいております。

【山田(朋)委員】 分かりました。ありがとうございます。

【山本(由)分科会長】 ほかに。

【溝口委員】 横長の4ページです。先ほど、建設費ということで車両購入費と聞いたんですけれども、全体で本年度6億1,600万円計上しているんですが、その内訳についてお聞かせいただきたいと思います。

【小畑管理部長】 6億1,600万円の内訳でございますが、このうち車両購入費に係るものが1億5,600万円ほど。建設費ということで、例えば、屋根等の改修ですとか、外壁の改修、もしくはターミナルの内装工事ですとか、そういった建設費にかかるもの、これが2億1,700万円ほど。合わせまして、機械器具購入ということで、先ほどもありましたけれども、二モカに対する車内のユニットの機器、通信機器等の購入等にかかる分が9,800万円ほど。合わせまして、これは機器等の、局内におけるシステム等の無形固定資産の購入費、ソフトですけれども、1,100万円ほど。最後に、土地購入費ということで、これは従来から本来の経営安定のための駐車場用地の購入のための費用と、諫早ターミナルの再開発ビルの土地の取得等ということで1億3,500万円ほど、合わせまして6億1,600万円といった計上をさせていただいております。

【溝口委員】 分かりました。ただ、今回6億1,600万円、屋根の修理とか、システムの改良とか、土地代ということですが、減額措置が、この説明資料の9ページですか、建設改良費として3億4,488万円、これが減額されているんですが、なぜこの減額が生じたのか。計画していたのがあまり修理をしなくてもよかったのかどうか。あまり変わらない金額等になるもので、そこら辺についてのお尋ねをしたいと思います。

【小畑管理部長】 今ご質問があった分につきましては、補正予算であげております建設費が3億円ほど落ちている分だと思いますけれども...

【溝口委員】 その内容。

【小畑管理部長】 落ちている分だと思っておりますけれども、その内訳としましては、車両購入費については約1億4,600万円ほど落ちてお

りまして、当初購入予定だった台数から、車両のそもそもの更新を見送ったり、そういったものがございまして、更新車両数自体が20両購入のところ、実際結果として9台の更新になりましたので、都合11台の減といった要素がございます。

あと、機械器具購入につきましても、同様に内部に装置を取り付けますけれども、車両更新を見送った結果によって、そういった内部の機器等も必要なくなりますので、そういったものの費用の減と、合わせまして、先ほど土地購入ということで、将来に向けての駐車場用地の確保で計上しておりました土地取得費が、結果的に取得できなかったということで1億2,000万円ほど減といったものが内容となっております。

【溝口委員】土地の購入ができなかったということであれば、その土地の購入が今年できるかどうか、その辺について疑問になってくるわけですが、何か問題があって購入ができなかったのかどうか、その辺についてのお尋ねをしたいと思います。

【小畑管理部長】駐車場用地につきましては、特に当初からある程度見安をつけた土地があるわけではなくて、要するに適地があった時にすぐにでも購入できるような形で予算を計上させていただいております。その中で、一定物件等についてはいろいろと情報を取って、取得に向けて取り組んできたんですけれども、結果として、そういった適当な用地がなかったと、確保できなかったということでございます。これについては、引き続き、新年度以降も取り組んでまいりたいと思っております。

【溝口委員】一応諫早市のほうに土地を購入ということで、諫早市のほうは見つけていると思

うんですけれども、今先ほどの新規の土地のあれでは諫早と言ったんですかね、駐車場。それについてしたら、今は前年度、駐車場を購入したいと思ったけれども、適地がなかったということですが、今年度は目安をある程度立ててから交渉していこうとしているのかどうか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

【小畑管理部長】先ほどの土地取得につきましては、諫早ターミナルの再開発のための土地取得と、それとは別にいわゆる交通局の収益確保のために新たに駐車場用地を確保しようというのを両方考えておまして、諫早については当然確保していくんですけれども、もう一方の駐車場用地については、新たに用地を見つけて確保していくということで考えております。

【山本(由)分科会長】 休憩します。

午後 2時45分 休憩

午後 2時45分 再開

【山本(由)分科会長】 再開します。

質疑の途中ではありますが、本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から9年目に当たるということで、ここで震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく黙禱をささげたいと思います。

皆様ご起立をお願いします。

〔黙禱〕

【山本(由)分科会長】 黙禱を終わります。ありがとうございました。

質疑を再開いたします。

【溝口委員】先ほど、土地購入費として、令和2年度予算が1億3,500万円と言ったんですよね。そうしたら、今回の令和元年度補正予算で土地購入費が幾ら減額になっているのか、お尋ねを

したいと思います。

【太田交通局長】従来から、長崎市内で駐車場等で収益を確保できるような土地があれば、それをすぐさま購入をいたしまして収益を上げたいということで、毎年度1億2,000万円程度の土地購入費というのを計上いたしております、今年度の予算についても同じ、これが1億2,000万円の土地購入費ということで計上させていただいておりますが、令和元年度においては土地の購入の目途が立たなかったということで、補正予算で減額をさせていただいております。

令和2年度の当初予算におきましても、同じ1億2,000万円を計上させていただいております、令和2年度中に土地の購入が可能であれば購入をしたいと考えております。

先ほど、溝口委員からご質問がありました建設改良費の大幅な減額につきましては、経営がなかなか思わしくないということもございまして、新規の車両購入を後送りにした経過がございまして。

そういうことで、令和元年度の補正予算を大幅な減額をさせていただいております、この減額によりまして、令和2年度の減価償却費がかなり減ってまいります。そういうことで、令和2年度の予算を何とか収支均衡を図っていったということでございますので、よろしく願いいたします。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時49分 再開

【山本(由)分科会長】再開します。

【太田交通局長】令和2年度の当初予算で土地購入費として計上いたしております額が1億3,492万1,000円ということで、先ほどの1億

2,000万円の駐車場用地の購入費、それと諫早ターミナルに、現在駅舎のほうに移転をいたします。その際に、再開ビル土地といたしますか、権利を取得するために1,492万1,000円という金額を計上させていただいているということでございます。

【溝口委員】きれいに分かりました。先ほど、諫早の土地購入、移転とか、そこら辺が入ってということで、そちらのほうばかりが土地購入かなと思ったのが、1億2,000万円のほうは、長崎市内の中に駐車場を完備できるような土地を探しているということですね。

そのことについて、やはり今回せっかくまたあげているという形の中で、令和元年度にある程度の目途がついているのかどうか、これについてはいかがでしょうか。

【太田交通局長】先ほどの土地購入費の1億2,000万円の購入の目途でございますが、令和元年度におきまして、先ほど管理部長からもご説明をいたしましたけれども、いろいろな形で情報の取得はしておりますが、なかなかいい物件がないということで、今回、年度末までの取得というのは見送っております。

今のところ、令和2年度におきましても、一応予算は計上いたしておりますが、まだその目途というものは全く立っていない状況でございます。

【溝口委員】今回、新幹線の橋脚関係の工事である程度交通局の土地が取られるような形になっているんですけども、その辺についてはある程度早く購入していかないと、その機能が。今のところ、借りている状態なんですかね、ここは。

だから、そこら辺について、はっきりした形の中でしていかないと、やはり経営がうまくい

かないような形になってくるのではないかと
思うんですけども、その辺についての考え方も
お尋ねしたいと思います。

【小畑管理部長】委員ご指摘のとおりでござい
まして、實際上、駐車場用地確保のための予算
をあげさせていただいているのは、以前にも同
じように予算をあげさせていただきまして、実
際に駐車場としての土地を以前取得しておりま
す。その上で、毎年、時間貸しという形で収入
を得ておりますので、一定額の交通事業の附帯
事業としての収益が見込めるというのがござい
ますので…。

【溝口委員】1億2,000万円の土地の取得の件
…。

【小畑管理部長】すいません、勘違いしておい
ました。新長崎ターミナルの用地のこと…。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩します。

午後 2時53分 休憩

午後 2時56分 再開

【山本(由)分科会長】再開します。

【小畑管理部長】まず、交通局の現在の新幹線
工事に係る土地の利活用状況でございますが、
基本的には橋脚によって支障を生じております
ので、そこについては現行こちらの尾上の駐車
場という形と、あと丸尾のほうにも一部駐車場
を確保していただいて、現在、運行をしており
ます。

将来的には、こちらの工事が終わった後につ
きましては、一定不足する車両分については交
通局の近隣のところに土地を確保していただい
て、そちらをうちの補償としていただくという
形で考えておりますので、その時点では、一定
バスの駐車場としての用地は確保できる状況に
なります。

先ほどの1億2,000万円の予算についての分
につきましては、今後、交通局の附帯事業とし
ての駐車場の事業、とりあえず一般向けの貸付
使用許可をした上での駐車場事業の収入を上げ
るための土地を、今後予算をあげさせていただ
いて確保を図っていきたいということで、令和
2年度は進めていきたいと考えております。

【溝口委員】分かりました。ありがとうございます。

ただ、先ほど車両のほうも出たんですけども、
減価償却はある程度抑えられたと思うんです
けれども、やはり計画した形の中で新車を入
れていかないと、また後々になってくると、車
の修繕だけが多くなっていくという形の中では、
修繕費として高くなってくれば償却費よりか高
くなってくるんじゃないかと思っておりますので、
その辺については、やっぱりある程度バス交通
事業を続けていくとすれば、しっかりとした形
の中で計画どおり設備投資のほうもしていかな
ければいけないのではないかと考えております
ので、安定した経営をしていただくように心から
お願いを申し上げたいと思っております。よろ
しくお願いします。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に関する質疑
はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。予
算の横長の資料になります。

1ページ目、運輸収入で、昨年と比べて減と
なっております。内訳を出していただいでいま
して、高速は6.9%減、貸切が5.8%減という
ところで、まずはこの原因をお知らせいただい
たいでしょうか。

【濱口営業部長】運輸収入の件でございますけ
れども、まず、高速のほうが6.9%減ですね。鹿
児島線廃止による減が4,300万円程度、それが一

番大きな要因でございます。あと、貸切のほうでございますが、こちらが、先ほど申し上げましたクルーズの減というのが3,700万円。そして、県外一般団体、これが3,000万円の減、そして、県内一般団体2,000万円の減、大体このような内訳になっております。

クルーズの減は、先ほども申し上げたとおりでございますが、あと県内一般の減といいますが、こちらが先ほどのクルーズの影響だとか、あるいはスクール貸切がございますが、そちらが1校失注したということと、今までが1往復の運行だったのが片道運行になった。そういったものがあって、6,000万円の減ということでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。要は費用対効果と言っているのか分からないですけども、経営的に判断をして、削減したほうが収益の面で改善するという理由で廃止になったものであろうということで理解をいたしました。

そこで、営業収入、運輸収入を上げていくには、いずれにしても、やはりいろいろなお客様を獲得していかないといけないというところで、マーケティングについてどういった取組をされているのか、関連かもしれないですが、ちょっとご回答いただけますでしょうか。

【濱口営業部長】 特に、その貸切の収入の減というのが非常に影響がございますので、なかなか社会情勢に応じて結構波がございます。そういう中でも、特に修学旅行とかといいますのは、割と固定して、今度の新型コロナウイルスは別として、基本的に大きな災害等がなければ大体順調に推移して行って、今後も推移していただくとは見込んでおりますので、そういったところはしっかりと営業的にも継続して強化しながらやっていこうとは思っております。

それと、長崎、あるいは九州に来られるお客様、九州外、長崎県外から来られるお客様、そういった動向を、各エージェンツ、旅行代理店等、営業に行く時にしっかりとそういった情報をいただきながら、そういったところに営業に行くという、まず、そういったところでやらせてはいただくかと思っております。

交通局では、東京案内所というものがございます。その東京案内所の所長を中心に関東圏内、北は北海道から営業をずっと回っておりますので、旬な情報をずっといただきながら、受注に結びつけていければなというところでございます。

【中村(泰)委員】 ご回答ありがとうございます。修学旅行は長崎ならではのところで、これまでもされておられるんだろうと。実際、長崎バスさんも、東京に結構営業をかけているといったところを伺ったことがあります。

先日、いろいろな企業が集まるプレゼンに行ったんですけども、ほかのバス会社さんが来られていまして、結構各地方自治体と連携をして、いろいろな商品をピックアップというか、つくっていて、各地方創生に役に立っているといった取組がすごく活況があって、そのブースがですね。なので、長崎県だけというか、要はほかの自治体であるとか、ほかの地域の企業さんであるとか、自治体とか、そういったところと連携をしていけば、多分今までにないような動きがあるかと思っておりますので、そういったことはいかがでしょうか。

【濱口営業部長】 そういった関係団体と一緒にあって観光宣伝隊的なものだとか、企画とか、そこは今も、例えば、長崎県観光連盟と一緒にあって全国各地といいますが、場所を絞って、宣伝隊等と一緒に参加する。これはバスだけ

やなくて長崎県全体を売り込む。宿泊施設であったり、一緒になって、そういった活動もやらせていただいていますし、各エージェントさんごとの、そういった企画ものというのもございます。そういった企画ものを一緒に造成する中で、我々も関わっていく。そして、そういったものを各地に売り出す。これは長崎だけじゃなくて、ほかの、主に九州中心になりますが、そういった活動はやらせてもらっています。

先ほど、委員がおっしゃったように、各地区の自治体と関わってやるというのも、その一つの方法だと思いますので、また、いろいろと研究をさせていただいて、取り込めるものは取り込んでいきたいと思います。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。関西のバス会社さんは、すごい積極的に動いておられて、これはこのままだったら、バス会社の淘汰が進むんじゃないかというぐらい、すごい危機感を感じたもので。そういった事例を参考にさせていただいたりとか、また、バス会社同士の連携といったところも、お互いウィン・ウィンになれば、いろいろな取組ができると思いますので、そういった発想でまた進めていただければなと思います。

次の質問に移ります。

同ページの営業外収益で補助金及び繰入金というところで、かなり大幅な減が見られます。様々な補助金が事業概要のところでは記されておりますが、現在、直近の、過去数年のところで大体の傾向で構わないんですけども、やはりこういった補助金というのは減っていつているんでしょうか。

【小畑管理部長】傾向といたしましては、減少の方向でございます。そのうち、生活路線のための補助金等は、収支においては赤字分の補填

になりますので、傾向としては、その時々状況になりますけれども、例えば、共済の追加費用ですとか、基礎年金拠出金といったものは職員数の減ですとか、もしくはその恩恵を受ける方の数そのものが減っていきますので、それに対する負担も減っていくということで、補助自体も減っていくという傾向にございますので、将来的に向けても、こちらの補助金は減っていくという傾向にございますので、トータルとしては減っていく傾向にあるのではないかと考えています。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。そういった社会的な背景の中で減っていくというのは理解できるんですけども、ただ、この減り幅がかなり大きいなといったところで、それが経営的にも大きな痛手なのかなと思ひまして、対策がもしあるのであればお示しいただければと。お願いいたします。

【太田交通局長】令和2年度の当初予算におきまして、収益的収入の中で補助金及び繰入金ということで、7億1,800万円の計上をいたしております。前年度の7億7,600万円という数字につきましては、先ほど、補助金の中身が、国・県・市等からの制度的な補助金、それと県の一般会計からの繰入金、この2つに分けられておまして、主に今、諫早市、大村市のほうで路線バスを運行しておりますけれども、そこに対する赤字の補填分の補助金をかなり頂いております。

ただ、私どもが要望いたしております額と、市から頂くお金の差が若干ございまして、その分も満額、昨年は計上させていただいております。実際は決算では減額といえますか、少なく入ってくると。

今回、令和2年度の当初予算におきましては、そこを実態として、予算立ての時に当初から実

際に入るであろう額という部分を見込みまして、それを計上させていただいているという状況で、見た目はかなり減っておりますが、決算ベースでいきますと、あまり変わらないという状況でございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。要は市町とのといったところで、お互いどっちが取るのかみたいなところがあるかと思えます。非常に難しいところではあるとは思いますが、引き続き、ご尽力いただければと思います。以上です。

【山本(由)分科会長】 ほかに予算に関する質疑はありませんか。

【田中委員】 交通会計は分かりにくいね。いつも、何回やっても。

それで、一般会計は、入りと出があって、差額は全部一般財源でやるもんだから、もう簡単なよ。一般会計は、これは企業会計だからね。本質は。バスはね。だから、大変分かりにくいし、分かりにくい以上に説明しようとあんまりしない不親切さが目立つという感じがするんだけどもね。ひとまず、これでちょっといこう、これでね。

だから、令和2年度の当初予算というのは、収益が61億円あって、費用が60億3,900万円、それで6,000万円ほどの差額が出ますよと。それに消費税を5,800万円想定して払うと、最終的には264万円残りますという感じでいいんですね。確認しておきます。

【小畑管理部長】 委員のおっしゃったように、事業収益に対して事業費を差し引いた収支が6,000万円、これはあくまで消費税込みということですので、実は消費税の影響で見かけ上、この収益的収支については、数字が、消費税を支払うので、よくなっているというふうになって

いますので、その要素を排除した時に実質的に収益的収支が幾らかというのが、消費税抜きの当年度純損益で、先ほど二百何十万円とおっしゃいましたけれども、その数字ということでございます。

【田中委員】 消費税は、過年度のやつを大体払うのかな。会計上は、過年度のやつを消費税払っている、5,800万円。当年度の消費税を想定しているわけですか。

【太田交通局長】 田中委員のご質問にお答えをしますが、補足説明資料の1ページの事業収益、事業費用というのは、消費税を含んだ数字で、その中から消費税抜きの作業というのをやりますと、資本収支で車両を購入する時に消費税を支払いますので、その分を収支の中で、一旦は引っこ抜いて国に消費税を納めるという格好になりますので、見かけ上、収支がよくなっているわけです。それを消費税抜きの作業をいたしますと、管理部長が言いました影響額というのが5,000万円～6,000万円ございますので、その分が税抜き処理で収支が悪くなるという格好です。

田中委員がおっしゃいました支払消費税というのが、右側の営業外費用のところでございますけれども、令和元年度が1億6,000万円ございましたけれども、2億1,200万円が令和2年度の支払消費税の予定額ということで、ここで5,200万円増えております。支払消費税額と税込決算額と税抜き決算額の差というのは、必ずしも一致はしないというところでございます。

【田中委員】 ちょっと分かりづらいんだけどもね。最終的には264万円の黒字になるよという話なんだけどもね。あんまり頼りない数字なんだけどもね。なぜならば、その補正のやつを見ると、これも平成31年度の関係でいうと、9,500

万円ほどちゃんと利益が出るような感じになっていたわけね、以前は。しかし、最終的には赤字になりそうだというのが、後の報告書に載ってるね。議案外のこの報告にね。

だから、61億円収益があって、264万円でちょっと頼りないなという感じなんだけれども、それはそれとして構いません。それは数字だからね。

裏面でちょっと確認をしていきたいと思う。

国・県・市の制度補助金。制度補助金と書いているけれども、本当に制度補助金なのですか。あなたたちがつくった制度じゃないの。国がちゃんとした制度補助金ですか。ならば、国・県・市のどこから来るのか。バス運行対策費補助以下5億2,300万円、どこから来るのか。国・県・市と書いてあるけれども、国なのか、県なのか、市なのか。

【小畑管理部長】国・県・市の制度補助金につきましては、まず、バス運行対策費補助金につきましては、これは広域的・幹線的な路線といったものについて、国が補助するものと、それに準じた形で県が単独の補助金として、地域の基幹的な路線ということで、これは路線延長が10キロメートル以上等の要件を満たす路線について補填をするものというのが、このバス運行対策費補助金となっております。

2段目の生活路線確保対策市単独補助金につきましては、いわゆる先ほどの路線以外の生活路線の経常収支不足額に対する地元市からの補助金という形で頂いております。

運輸事業振興助成補助金につきましては、これは国からの補助でございまして、もともとは昭和51年の軽油税の引上げの際に創設されたもので、目的としては停留所や上屋の整備等に使うための補助となっております。

最後の車両減価償却費等補助金につきましても国のほうから。実際上は国と県と2分の1ずつでございますけれども、購入車両に係る減価償却費及び借入利息に対する補助という形で頂いております。

【田中委員】その補助率とかいろいろなことは、この際求めないけれども、その都度その都度変わっていているのが現実なのよ。そんなに永久的に国がずっと補助するかという話ではないと、我々は理解しているんだけどね。損益が出れば全部国が補助しますなんて話じゃないんだから。市との補助金も、交通局と市と話し合っただけの補助金なんだから。絶対的なものじゃない。制度というほどのことはない。契約上、そういうことになっているけれどもね。

それから、一般会計からの繰入金。これはいつも問題にするんだけど、これも一般会計で交付税措置されていますからということで、あなたたちはいつも逃げるが、これもずっと永久的に続くものじゃないと、我々は理解しているのでね。要は、もう少し体質改善して、企業会計なんだから、赤字にならんように頑張らなきゃいけませんよということなんです。

過年度は、数字は黒字だけれども、決算の時にどうせまた発言せんとはいけないだろうけれども、赤字になっているみたいだもんな。平成31年度は。予算の時には、こうやってちゃんと出ますということになっているけれども、決算の時には赤字になっている。一般会計とは違うんですよ、企業会計だから、あなたたちはもう少し責任を持たなきゃいけない。

そういうことで、数字はひとまずこれで解決するけれども、あと制度的なものを少し聞きたいと思う。

この説明で、業務の予定量というのがある。

ここにもう少し親切心があれば、職員数が何人ぐらいだと、身分はどうなっていると。全部県の職員じゃないでしょう。今の県営バスの体質の中で、職員数は何人ぐらいで、身分はどうなっていますか。

私が、一番関心があるのは退職金だ。退職金の時に、一般会計から持ち出す体質がずっと続いているからね。一切なくなったならば、いいけれども。そこら辺の中身をちょっと確認しておきたいと思う。

【太田交通局長】議会開会後の委員会におきまして、県営交通事業の概要についてご説明をさせていただきます。その中で県営交通事業の職員数につきましては、現在435名で、参考といたしまして、長崎県中央バスで162名おります。合わせますと597名で県営バスグループとしての事業をやっているということでございます。

それから、身分ですね。県中央バスにつきましては、民間会社でございますので、民間の社員ということで雇用をいたしております。それと一部、県営バスから民間派遣という形で県営バスの正規職員を派遣いたしております。

交通局の正規職員につきましては、公務員、県の職員ということになりますが、嘱託職員がおりまして、それも非常勤の職員ということで雇用をいたしている状況でございます。

【田中委員】なぜ確認したかということ、この1ページ、特別損失のところでは退職給付費を除くと書いてある。これはどういう意味なのか。今年度、退職金が相当出ていたね。退職金が1億円ぐらい増えていたでしょう。そこら辺も含めてちょっと説明してもらおうか。

【小畑管理部長】今おっしゃったのは、資料の費用の下のほうに、「退職給付費を除く」と

いう記載だと思いますが、こちらの上のほうに人件費の説明として、「給料及び手当」と注記しております。この中には、この退職給付費を除きますという説明書きでございまして、2つ下の退職給付費が、先ほど委員がおっしゃったように1億800万円ほど増えております。これは、要するに退職する人員が増えているせいもございまして、1億800万円の増と。ただ、この要素を除いた給料及び手当が実際減っているという状況のご説明です。すいません、下のほうはちょっと分かりづらかったと思いますけれども、そういった形で記載させていただいております。

【田中委員】だから、数字はもう数字として確認をしますけれども、会計のやり方が一般会計でなくて企業会計なんだからね。この場合は全てが損益対照的な数字なんだよね。1年間のね。貸借対照的なものは出てこない。資本の部が、まず出てこない、基本。だから、決算の時にはそれが出てくるから分かるけれども、やっぱり交通局のどういう経営体質になっているかというのは、ある程度説明する必要があると思うよ。ただ、単年度の収支だけ、出たり入ったりするだけで全体が全然見えないわけ。それがずっと今までの赤字体質に続いていて、相当累積赤字があって大変だったでしょう。そういうことにならないようにしなきゃいけない。

皆さん方の考え方の中に、バス事業は、県の事業で観光に寄与しているから赤字でもいいんだみたいなことがあるとすれば、我々はちょっと一言申さなきゃいけないね。長崎県下全域を網羅しているバス事業じゃないんだから。はっきり言って、私個人は、いつも言うけれども、県営バス要らない。県としてはね。全国的にも定期バスを持っているところは長崎県だけなん

だから。観光バスはあるけれどもね。全国でバス事業を持っているのは長崎県唯一なんだから。そして、赤字なら困る。黒字なら言わない。過去、相当赤字体質があったから。

本当はもう少し詳しくやりたいけれども、資料が少ない。資本の部がどうなっているかなんて分からない。（発言する者あり）数字が出てこないから分からない。（発言する者あり）

だから、終わるけれども、そういう親切心をもっと出して説明しなきゃいけない。この文書が、最近ずうっと薄くなってきよる。説明が。見解だけ聞いておこう。

【太田交通局長】 予算の説明について、説明が不足していたというご指摘につきましては、真摯に受け止めたいと思っております。

資本の部の資料につきましては、議案の中に予定貸借対照表というのがございまして、その中に資産、負債、資本、そういう構成につきましては記載をさせていただいております。これは、公営企業法上のいろいろな諸規定を使って提出をするようになっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。（発言する者あり）

【山本(由)委員長】 よろしいですか。

【田中委員】 いいです。

【山本(由)分科会長】 ほかに質疑はないでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 討論がないようですので、

討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第15号議案及び第90号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、交通局長より総括説明をお願いします。

【太田交通局長】 環境生活委員会関係議案説明資料、交通局の1ページをお開きください。

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第52号議案「長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

第52号議案につきましては、地方自治法の改正に伴い、引用する条項に条ずれが生じたことから、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

（高速バス「ランタン号」の廃止について）

交通局では、佐賀県を除く九州各県に高速バスを運行し、九州内広域交流のための交通手段として多くの方々にご利用いただいております。

長崎と鹿児島を結ぶ高速バス「ランタン号」につきましては、平成21年の運行開始から、経済性・快適性などの利点を活かし、多数のお客

様にご利用いただいておりますが、平成28年4月の熊本地震により高速道路が一部不通となったことや、九州新幹線の全線開通などの影響から、近年乗客数が減少しており、本年4月1日をもって廃止することいたしました。

昨年鹿児島側の共同運行会社から路線廃止の申し入れがあったところであり、当局の単独運行の可能性や今後の収支改善の見込みについても検討いたしましたが、非常に厳しいことから、路線を廃止する判断に至ったものであります。

高速バスは、本県の交流人口拡大に向けた役割を果たしており、他の路線については、更なる利用促進を図ってまいります。

（nagasaki nimocaのサービス開始について）

交通局を初めとする県内7事業者では、全国相互利用交通系ICカード「nagasaki nimoca（ナガサキニモカ）」の導入に向け準備を進めており、事業者ごとに準備が完了後速やかに導入することとしております。

松浦鉄道、長崎電気軌道及び九州急行バスについては、本年3月からサービスを開始することとし、交通局、県央バス、西肥バス及びさせばバスについては、昨年の台風等の影響で車載機器の納入に遅れが生じたことなどから、今年6月中にサービスを開始する予定としております。

また、長崎スマートカードとの併用は、各事業者でニモカ導入開始から3か月程度としており、交通局においては、9月頃まで延長する予定であります。

今後、新ICカードの詳細な日程等が決まり次第、速やかに県民の皆様へ周知を図ってまいります。

（安全への取組について）

交通局では、「安全」「确实」「快適」「親切」をモットーに、お客様がより快適に安心してバスをご利用いただけるよう、全乗務員を対象にした各種研修や、ドライブレコーダー等を活用した個別の指導教育など、事故防止と安全教育に努めてまいりました。

今年度は、交通局において、重大な事故が多く発生したことから、原点に返り、これまでの取組に加え、幹部職員と乗務員との面談の機会を増やし、安全運行の重要性を呼びかけるとともに、事故防止対策の重点5項目として、「交差点右左折時の横断歩道手前での一旦停車」などについて取り組んでおります。

また、乗務員自らが考え行動していく取組として、平成23年から実施している小集団活動については、本年1月25日に交通局グループ全体による総決起大会を開催し、乗務員による1年間の活動報告や、無事故を達成したチームの表彰等を行うとともに、次年度へ向けた新たな目標を発表し、安全確保とサービス向上に向けた決意表明を行ったところであります。

今後も、職員一丸となり事故防止に取り組み、安全・安心なバス事業を目指し、更なる輸送品質の向上に努めてまいります。

（交通局の経営状況等について）

交通局の経営状況につきましては、乗合バスは、平成30年12月の運賃改定に加え、高速シャトルバスや空港リムジンバスの利用者増などにより増収が見込まれ、また、貸切バスは、依然として厳しい受注環境の中ではありますが、県外への営業強化による受注増などにより、前年並みの収入を確保できる見込みであります。一方、軽油価格が依然として高止まりの状況にあり、通年での収支見通しは、前年度より大幅に改善されるものの、なお、赤字を見込んでおり

ます。

記載はございませんが、この記載につきましては、今年1月時点での記載でございます、新型コロナウイルスの影響については記載をいたしておりません。

経営の改善については、中期経営計画に基づき各種取組を進めておりますが、乗合バス部門において、バス車両の購入時期の見直しや延命化、効率的なダイヤ編成等に努めるとともに、貸切バス部門において、昨年12月に取得した安全性評価認定制度の二つ星を活かしながら、県内・県外の旅行会社等への営業活動を積極的に展開し、収入の確保に努めております。

また、昨年12月に開催した外部有識者による経営評価委員会においても、ナガサキニモカにより得られるデータを活用した路線展開や、RPAなどの情報通信技術を活用した業務の自動化・効率化による生産性の向上などの経営の改善につながるご意見をいただいております、具体化に向けた検討を行っております。

地域の生活路線を将来にわたり維持・確保していくためにも、収益性の向上など経営基盤を強化し、交通局の健全経営に引き続き努めてまいります。

今日、追加資料として「1」というのをお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

（新型コロナウイルス感染対策等について）

新型コロナウイルス感染対策として、交通局におきましては、乗客の皆様安心してバスをご利用いただくため、国からの通達に基づき、乗務員におけるマスク着用や貸切バスで自動噴霧器による車内除菌を行うとともに、長崎ターミナルにおいて感染予防のためのアナウンスや消毒液の設置などを行っております。また、職

員の感染予防につきましても、職員が出勤前に自宅で検温し、37.5度以上の場合は出勤を控える措置を取っております。

新型コロナウイルス感染拡大により観光・ビジネス等で自粛の動きが広がっており、交通局におきましても、修学旅行やクルーズ団体など貸切バスにキャンセルや期日延期等の影響が出てきており、また、乗合バス事業においても乗客減の傾向にあり、経営にも少なからず影響が出てくるものと考えております。

交通局としましては、引き続き当該感染症関連の動向を注視し、関係機関と連携しながら、バスの乗客の安全・安心の確保を第一に考え、必要な対策を講じてまいります。

（公務上の事故にかかる職員の処分について）

バスを運行中の交通局の運転士が、令和元年9月20日の午後7時頃、長崎市かき道3丁目の丁字路交差点において、横断歩道を横断中の男性をはね、重傷を負わせ、当該運転士は本年1月7日に過失運転致傷の罪で起訴され、本年3月3日に長崎地方裁判所より禁錮2年、執行猶予4年の判決が下されました。

交通局といたしましては、常日頃から安全運行に万全を期すよう指導徹底しているにもかかわらず、このような事故が起きたことは誠に遺憾であり、去る3月6日に当該運転士に対し停職6月の懲戒処分を行ったところであります。

改めて、被害に遭われた方、ご家族の皆様へ深くお詫びを申し上げますとともに、交通事業を担うバス事業者として県民の皆様の信頼を失墜させたことに対しまして、重ねてお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような事故を起こさないよう、さらなる指導徹底を図り、運転士一人ひとりの安全運行に対する自覚を高め、県民の皆様

の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 討論がないようですので、討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第52号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【小畑管理部長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件につきましては、令和元年11月から令和2年1月までの実績は、資料

でございます1ページに記載のとおり、計2件となっております。

付属機関等会議結果報告については、第27回長崎県営バス経営評価委員会の1件となっております、その内容については資料4ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、今、説明のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について質問はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、本件につきましては質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問はありませんか。

【中村(泰)委員】 先ほどの宮本委員の質問に関わるところでございます。クルーズ船は受注減といったところになります、これはクルーズ船とまたバス会社はつながっていて、バス会社と免税店がつながって…。すいません、これはある程度推測のところもあるんですけれども、その間に手数料が発生するといったところで、負のサイクルが回って、そこで最終的に地元の企業の皆様にお金が落ちないといったところで、これは総務委員会でもこういった議論がなされたんですが、おそらく中国の旅行代理店というか、コーディネーター、そういったところの方が強く入り込んでおられるのかなといったところで、いろいろなディスカッションがありました。

そこで、であれば行政の力というのか、例え

ば、条例で縛るとか、そういったことができればなといったところでひとつ思うのですが、独禁法とか、WTOの話とか、いろいろなところで問題があるかとは思いますが、ただ、このままこれを見ておくわけにはいかないといったところもございまして、ご意見いただければ、よろしくをお願いします。

【太田交通局長】クルーズ船からの受注についての問題点といいますのは、2つあるかと思えます。

1つは、貸切事業というのは、基本的には自由にバス会社を設立できて、ある程度本当に自由に受注ができるという事業でございます。その中で縛りがありますのが、営業の区域。それは、営業拠点として設置をしている営業所がどこにあるかということで、営業区域がほぼ決まってまいります。

九州内では、インバウンドに関わるものについては、ある程度の基準を満たせば、九州内全域で活動ができるということになっていまして、その点で非常にやりにくい面がございます。

もう一点は、価格です。これは、平成27年に新しい貸切運賃の制度が導入されまして、一定国が決めた価格帯の中で価格を出さないといけないということがございます。

そうしますと、何が問題かということ、一番最初に平成30年にクルーズ船からの受注が激減した時期がございまして、それは県内事業者が取れなくて県外の事業者が来ているのではないかとということで、県バス協会を中心に、国のほうに、そういうことがないように区域をちゃんときちっと見てくれということで要望いたしました。

もう一点は、価格のそういうダンピングがあるのかないのかという部分で、貸切バスの新運

賃制度というのは、貸切バスの大きな事故がありまして、安全性を確保する上で一定の収入が必要だということで、その安全を確保するために収入は一定取りなさいということですね。そうしますと、ダンピングをするということで安全性が確保できないのではないかというおそれが出てまいりますので、その辺についても、国のほうでも、いろいろな見直しをしていこうという機運になっておりまして、いろいろな実績を会社から国のほうに出す際に、手数料率とか、そういうものを一緒に書いて出さないといけないということになっています。

なかなか実態が見分けられない面がございますので、国の動き等を私どもは注視をしているわけです。

各会社のほうでの努力といいますのは、やはりいろいろな形で営業をかけていくということになります。それも中国系の船と一般の欧米系、日本のクルーズという区分がございまして、その辺は少し分けて対応していく必要があるかと思っております。なかなか明確な答えにはなっていないかと思えますけれども、そういう事情でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。非常に複雑というか、何が問題かというのははっきりして、それを解決したいという思いは国も同じなんだろうけれども、やり過ぎても平等性に欠けるといったところから、すごく難しいのかなと思いますが、引き続き、国と連携をしながら、少しでも是正というのか、県にお金が落ちるように取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問になりますが、先ほどから二モカのお話が出ています。二モカのデータ活用といった話が、今いろいろな資料で出てきているんで

すけれども、もともとスマートカードというものがあまして、スマートカードで大量のデータがあるはずなのに、なぜそれが活かせてないのかといったところが非常に疑問に思っております、そのあたりをご回答いただけないでしょうか。

【濱口営業部長】ニモカで得られるデータ活用ということですね。今までもスマートカードがあるので、そのデータが活用できないのかというご質問だと思います。

まず、ニモカについては、カードを利用されたお客様の乗降停留所、あるいは利用時間、あるいはその車両及びその利用金額等が大体1件ごとにデータ化されて蓄積されて、これを集約して最終的に帳票も出る、そういうシステムでございます。それがシステムにより随時取り出すことができるということでございます。

一方、スマートカードにつきましては、同じようなといいますか、結構同様なデータがありはするんですけれども、これが実際に必要なデータを取り出すのにデータ変換をしなくちゃいけない。そのデータ変換にかなりの時間を要するんですね。例えば、1か月だけでも取ろうと思っても何時間もかかるということで、非常に汎用性が悪いという状況で、1年間分のデータを取ろうと思ってもなかなか取れないので、もし必要な時には、我々としては、その期間を短縮して一定のサンプルデータ、そういったものを活用しながらやっている。

実際に、これを活用してダイヤ改正等に反映するということがやりたいんですが、そのデータではなかなか全体像が見えづらいというものがあって、ところが、ニモカになりますと、それが容易にできるということで、そういうデータ活用というのは今後有効に活用していきたい

と。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。長崎バスのエヌタスTカードも、まさに同じような話をですね。要は、多分スマートカードのシステムの欠落というか、多分当初そこまで考えずにシステムを組んだがために、こうなったんだろうと。なので、ニモカに変わるのには致し方ないのかなという理解をいたしております。

こういったところでしっかりとやっていくことで、多分すごく効率化が図られると思いますので、経営的な改善に向けて、すごく大事なところだと思いますので、ぜひとも積極的によりしくお願いします。以上です。

【山本(由)委員長】ほかに。

【宮本委員】議案外についてちょっとお尋ねいたします。

追加資料1から、新型コロナウイルス感染対策等についてということでありました。

先ほど、分科会でもちょっと確認をさせていただきました。1月から3月まで約1,500万円のキャンセルという見込みであるということであったんですが、これには乗合バス事業についても、ちょうどお客様が減少傾向にあるという形ではやっぱりあるんですね。

これは、やっぱりバスに乗らなくなった、観光客が減ったということでしょうか。この背景と、乗合バスについての新型コロナウイルスに対しての損失額が分かれば、教えていただければと思います。

【濱口営業部長】コロナウイルスの影響でございますけれども、まず、貸切のほうでございますが、先ほど1,500万円のキャンセルが出ているというのは、これはクルーズだけに限ったのお話でございます、貸切全体では3月までおよそ6,700万円程度のキャンセルが出ておりま

す。

それから、乗合のほうでございますが、乗合のほうでも影響は少なからずというか、間違いなくあっています。

まず、学校のほうが臨時休校しています影響で、定期のスクール便、これも便数でいったら約68便は運休をさせていただいております。そして、長崎からハウステンボスのハウステンボス線、これが土日祝日で運行しておりますが、こちらはハウステンボスが休園されているということもあって、そういう関係で運休をさせていただいております。こういったことで、影響はかなり出ているということでございます。

それと、あと空港線、それから県外高速、特に旅行客の減だとか、あるいは出控えの影響が間違いなくあるんだろうと思います。利用客については、やっぱり間違いなく影響があっているということでございます。

【宮本委員】やっぱりいろいろなところで影響は出ているんですね。スクールバスとかの影響、あと学校が休校になったというのもやっぱりあるわけですね。分かりました。全体で、クルーズと、あと貸切でも損失額が結構出ているということです。

分科会でも、いろいろやり取りさせていただきましたけれども、まだまだやっぱり続くんですね。先が見えない状況です。ですので、令和2年度においても影響は続くだろうと予想がされますので、これに対する対応というのは難しいですね。

中小企業であれば、国からの何らかの無担保の支援とか、貸付事業とかっていうのがあろうかと思いますが、交通局に限ってというのはなかなか難しいですね。この損失額に対する対応策というのは今後何か考えられるのか、今、

現にあるものがあれば教えていただければと思います。

【太田交通局長】先ほども予算の審議をいただきましたけれども、予算の予算立てといえますのは、昨年の9月時点での半期の決算を主に見込んで、来年度の予算を立てるといような作業をいたしておりまして、2月頃から顕在化しました新型コロナウイルスの影響については、なかなか盛り込めていないわけです。

令和元年度におきましても、先ほどご説明いたしましたように、かなりの影響が出てきておりますので、その分については何とか現金預金というか、内部留保の資金で一旦は持ちこたえるということになるかと思えます。

ただ、今後の影響の長さといえますか、どの程度これが続くのかというのがまだ見えておりませんので、今後、またその影響額等もはかりながら、県とも協議をしていきたいと思っております。

【宮本委員】分かりました。やっぱり率直なところですね。こういった状況なので、落ち込みがちですけれども、どうか運転士の方々におかれましても、ここに書いていますとおり、対策をきちんとされて、まだ長崎県内での発生というのを聞いていませんが、いつ感染されるかも分かりませんので、くれぐれも従業員の方々、運転士の方々については、体調管理の徹底を継続してされますように。また、これは要望させていただきます。よろしく願いいたします。

それと、運転士の件です。

委員会の冒頭での概要説明でもありまして、運転士が不足しているという状況があります。来年度、これは中途採用とかになるんですか。新規採用で、来年度に向けて運転士の確保、新しく入られる方、退職される方いらっしゃるいま

すが、増減については来年度どのようになっているのか、確認させていただけますか。

【小畑管理部長】乗務員の確保ということでございますけれども、現状直前で申しますと、定員に対しまして約20名ぐらいの欠員を生じております。

今回の委員会でもご説明しましたけれども、ダイヤの再編等もございますので、一定今の人員の中でやりくりできることも考えながら進めようと思っておりますが、いずれにしても、欠員が生じますので、それについては随時募集をやっておりまして、今年度も何回か試験を実施しまして、実際確保も図っております。次年度以降も欠員の補充に向けて、要はゼロに向けて採用してまいりたいと思っております。

ただ一方で、高齢者等も増えてきまして、先ほどもおっしゃいましたように、予算であったように退職者が今後増が見込まれるというのもございますし、一旦雇用したものの途中で退職されるという方もございますので、その辺を見ながら随時確保に努めてまいりたいと思っております。

【宮本委員】数年前に確保事業がたしかありましたね。県から一定の負担をして、ある程度勤めるとそれが返済が不要ですよ。あの制度は、確認ですが、まだ今もあるんですか。

【小畑管理部長】おそらく2種免許の未取得者の方を対象にした制度だと思います。当局でございます制度としては、一旦、免許取得費用に対して貸付けを行って、5年在局した時点で免除するといった制度がございます。これは、平成27年から実施をしておりますけれども、現在もこの制度を活用しまして人材確保を図っております。

ちなみに、今年度もこの制度を活用しまして、

受験が10名ございまして、そのうち9名合格を出して、実際に辞退が1名ございましたけれども、7名採用をしております。そのうち、この貸与制度を活かした職員が7名という形で、そういった制度も十分活用しながら、引き続き確保に努めてまいりたいと思っております。

【宮本委員】分かりました。運転士の方が不足すると、1人当たりの負担が増えて体力的にもなかなか厳しいところが出てくるかと思えますから、その制度については、当時我々公明党も一定の姿勢は見せさせていただきましたが、また、しっかりと注視してまいりたいと思っております。

最後、1点。説明資料の3ページですけれども、交通局の経営状況についてというところで、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）ということを、ICTを使った、これを具体化について検討しているということがありました。

頂いた資料の中にも、有識者会議の中にも、1人当たりの生産性を高めていくためにも、このRPAを導入していくべきだという声もあっておりますが、この検討段階ですか、具体的に、これについては令和2年度導入して、こういったところに対応していくとかというのがあれば、お聞かせいただければと思います。

【小畑管理部長】RPAの活用に向けてでございますけれども、現在、実は次年度本格実施を目標に、検証のための試験導入という形で作業を進めております。

前段といたしまして、まず、どういった業務がRPAに向くかといった整理を各所属の中でしております。実際、交通局本局でございますけれども、対象事務を50件ほど見込んで、これに対して実際来年度以降、本格実施していこ

うということで、それを前提して、実はRPAソフトの事業者さんから無償でソフトの使用ライセンスを頂いて、今年度実際に2~3業務をピックアップしてやってみようということで、今進めているところでございます。その効果ですとか、課題を踏まえて、次年度の実際の本格導入に向けて作業を進めております。

【宮本委員】ありがとうございました。生産性の向上にやっぱりつながるものと、私も思っています。まさしく、今の社会にはやっぱりこういったのを導入していきながら生産性を高めていくこと、ICTを活用していくことが大事だと思っていますので、具体的な例も今挙げただきましたので、しっかりと検証していただいて、来年度、再来年度以降も、引き続いて導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。以上です。

【山本(由)委員長】ほかにありませんか。

【田中委員】先ほどの議論の補足的な感じで経営状況について聞いておきたいと思う。

90号議案が採決したんだけど、この原案がいつ頃できたのかというのをちょっと心配している。3月を含めての話だからね。

だから、これはいつ頃原案をつくったのか、もっと大きな数字になるんじゃないかという感じがするんだけどね。というのが、平成31年、令和元年度の予算で最終的には600万円黒字が出るというような予算になっていたわけね。

ところが、それから今度は、これでいうと9,500万円ほどの収益が減っているね。それから、出るほうは4,900万円ほど増えている。トータルすると、赤字を見込んでいますということを書いてあるけれども、そのまま数字を見ると、1億4,500万円ぐらいの赤字になるね、令和元年度予算は。決算で10月か、11月やるんだろうけど

ね。もっと大きな赤字になる。2億円ぐらいの赤字が出るんじゃないかという危惧をしているんだけど、ちょっと確認だけしておこうかな。

【太田交通局長】先ほども宮本委員からのご質問で、コロナウイルスの影響が出ておまして、先ほど補正でご説明をした数字にプラスアルファという格好で、その影響額が出てくるものと考えております。

先ほど、貸切バスの受注減が約6,000万円あると申し上げましたけれども、その分が確実に減るであろうということで、あとは乗合バスの収入減というのがどの程度になるかというのがなかなか見えにくい面がございます。そういう面でさらに、先ほど田中委員からもおっしゃられているような大きな赤字というのも想定されるところでございます。

【田中委員】終わりますけれども、終わりますが、やっぱり交通局は一般の県の仕事とは違うので、やっぱり赤字が出たら困る。赤字が出たら、赤字が出ないような努力をしてもらわなきゃ。赤字が出ると、県営バスの存在の意味もない。一般会計から持ち出してまでやるような事業じゃない。私は、そういう理解をしているんでね。令和2年度の予算が、このまま二百何十万だったかな、赤字じゃなくて黒字が出ることを期待して、一応質問を終わります。

【山本(由)委員長】ほかに質疑はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 4時 1分 休憩

午後 4時 1分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

交通局の理事者の皆様お疲れさまでした。

午後 4時 1分 休憩

午後 4時 1分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査しました内容、結果について、3月17日の予算決算委員会における環境生活分科会長報告及び3月19日の本会議における環境生活委員長報告の内容等について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 4時 2分 休憩

午後 4時 2分 再開

【山本(由)委員長】 再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員長報告につきましては、協議会における委員の皆様
の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 4時 3分 休憩

午後 4時 5分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これをもちまして、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 4時 6分 閉会

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年3月11日

環境生活委員会委員長 山本 由夫

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 |
|------------|------------------------------------|------|
| 第 19 号 議 案 | 長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第 42 号 議 案 | 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 43 号 議 案 | 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 44 号 議 案 | 長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 45 号 議 案 | 長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 46 号 議 案 | 長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 47 号 議 案 | 長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 48 号 議 案 | 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 49 号 議 案 | 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 50 号 議 案 | 長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 51 号 議 案 | 長崎県営住宅条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 52 号 議 案 | 長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 61 号 議 案 | 契約の締結について | 原案可決 |
| 第 62 号 議 案 | 契約の締結について | 原案可決 |
| 第 63 号 議 案 | 契約の締結について | 原案可決 |
| 第 64 号 議 案 | 契約の締結の一部変更について | 原案可決 |

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 |
|------------|----------------|------|
| 第 65 号 議 案 | 契約の締結の一部変更について | 原案可決 |
| 第 66 号 議 案 | 財産の処分について | 原案可決 |
| 第 67 号 議 案 | 権利の放棄について | 原案可決 |
| 第 68 号 議 案 | 権利の放棄について | 原案可決 |

計 20 件 (原案可決 20 件)

委員長（分科会長） 山 本 由 夫

副委員長（副会長） 久保田 将 誠

署 名 委 員 徳 永 達 也

署 名 委 員 中 村 泰 輔

書 記 渡 辺 むつみ

書 記 城 戸 壮太郎

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料
(経済対策補正)

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

| | |
|----------|----------------|
| 分担金及び負担金 | 3億1,580万1千円の増 |
| 国庫支出金 | 74億7,404万9千円の増 |
| 諸収入 | 1億3,000万円の増 |
| 合計 | 79億1,985万円の増 |

となっております。

歳出予算は、

| | |
|---------|-----------------|
| 道路橋りょう費 | 66億722万6千円の増 |
| 河川海岸費 | 44億2,796万7千円の増 |
| 港湾空港費 | 24億6,670万円の増 |
| 都市計画費 | 11億6,448万7千円の増 |
| 住宅費 | 8,921万1千円の増 |
| 合計 | 147億5,559万1千円の増 |

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1, 133億2, 326万9千円

となります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(道路新設改良費)

公共事業 42億3, 642万2千円の増

(重要幹線街路費)

単独事業 10億2, 148万7千円の増

(道路災害防除費)

公共事業 9億4, 442万3千円の増

(港湾改修費)

公共事業 20億 550万 円の増

(総合流域防災費)

公共事業 25億7, 250万 円の増

(地すべり対策費)

公共事業 4億5, 990万 円の増

(急傾斜地崩壊対策費)

公共事業 4億7, 985万 円の増

(都市改造費)

公共事業 1億3, 000万 円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回の補正予算について、年度内に適切な事業期間が確保できないことから、

| | |
|---------|---------------|
| 道路橋りょう費 | 61億6,565万8千円 |
| 河川海岸費 | 44億1,210万円 |
| 港湾空港費 | 24億550万円 |
| 都市計画費 | 11億6,448万7千円 |
| 住宅費 | 8,921万1千円 |
| 合 計 | 142億3,695万6千円 |

について、繰越明許費を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

国の公共事業の発注平準化措置としての国庫債務負担行為(いわゆるゼロ国債)に伴い、
本年度契約を行うため、

| | |
|---------|-----------|
| 道路新設改良費 | 3億3,000万円 |
|---------|-----------|

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第 1号議案 令和2年度長崎県一般会計予算のうち関係部分
- 第 8号議案 令和2年度長崎県用地特別会計予算
- 第11号議案 令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計予算
- 第14号議案 令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算のうち関係部分
- 第77号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
- 第83号議案 令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）
- 第85号議案 令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）
- 第89号議案 令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）のうち関係部分
であります。

はじめに、土木部所管の令和2年度当初予算関係についてご説明いたします。

土木部では、本県の長年の課題である「県民所得の向上」、「人口減少の抑制」、「地域活性化」を図るために、人や産業・地域を支える社会資本の整備促進を行い、広域交通ネットワークの整備を加速させるとともに、県民の安全・安心な暮らしを確保するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に沿って必要な予算を確保するとともに、県単独事業においても、緊急自然災害防止対策事業に加えて、新たに創設される緊急浚渫推進事業を最大限に活用することにより防災・減災対策に集中的に取り組んでまいります。

また、財政が厳しい中で、コスト縮減に努めながら、計画的かつ迅速な事業の推進を行い、地域の個性に合わせた地域づくりを下支えする社会資本の整備を重点的に進めてまいります。

土木部関係の令和2年度当初予算総額は、

| | |
|------|-----------------|
| 一般会計 | 1,097億5,573万8千円 |
| 特別会計 | 38億7,481万3千円 |
| 企業会計 | 8億1,602万2千円 |
| 合計 | 1,144億4,657万3千円 |

となっております。

このうち、公共事業費は、793億89万3千円で対前年度当初予算比107.6%、単独事業費は、117億8,047万4千円で対前年度当初予算比116.9%となっております。

まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

歳入予算では、

| | |
|----------|---------------|
| 分担金及び負担金 | 30億5,016万1千円 |
| 使用料及び手数料 | 48億4,763万1千円 |
| 国庫支出金 | 321億3,535万7千円 |
| 財産収入 | 3億6,149万9千円 |
| 寄附金 | 5,000万円 |
| 繰入金 | 12億6,044万2千円 |
| 諸収入 | 57億5,531万9千円 |
| 合計 | 474億6,040万9千円 |

となっております。

また、歳出予算では、

| | |
|-------|---------------|
| 企画費 | 194億3,938万8千円 |
| 土木管理費 | 20億7,477万2千円 |

| | |
|-------------|-----------------|
| 道路橋りょう費 | 399億5,037万3千円 |
| 河川海岸費 | 214億4,404万9千円 |
| 港湾空港費 | 95億1,342万2千円 |
| 都市計画費 | 111億6,539万5千円 |
| 住宅費 | 31億1,976万7千円 |
| 公共土木施設災害復旧費 | 30億4,857万2千円 |
| 合 計 | 1,097億5,573万8千円 |

となっております。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

都市計画関係では、都市内の交通混雑解消のための幹線街路網の整備及び地域に密着した都市公園の整備など、魅力と活力にあふれる地域づくりを推進することとし、

(重要幹線街路費)

長崎駅周辺連続立体交差事業ほかの街路事業等に要する経費として、

| | |
|------|--------------|
| 公共事業 | 74億5,008万4千円 |
|------|--------------|

(都市公園整備費)

県立総合運動公園ほかの長寿命化対策事業等に要する経費として、

| | |
|------|-------------|
| 公共事業 | 1億1,523万1千円 |
|------|-------------|

| | |
|------|------------|
| 単独事業 | 1億 856万1千円 |
|------|------------|

また、道路関係では、広域的な交流を促進する高規格幹線道路・地域高規格道路を重点的に整備するほか、市街地における交通混雑の解消や魅力と活力ある地域づくりを図るための道路網の整備などを積極的に推進することとし、

(道路新設改良費)

一般県道諫早外環状線(諫早市)ほかの改良工事に要する経費として、

公共事業 200億 338万3千円

(道路改良費)

主要地方道野母崎宿線（長崎市）ほかの改良工事に要する経費として、

単独事業 19億7,068万5千円

(交通安全施設費)

一般国道204号（佐世保市）ほかの交通安全施設等の整備に要する経費として、

公共事業 26億7,032万6千円

単独事業 6億6,735万2千円

(道路災害防除費)

一般国道251号（雲仙市）ほかの道路災害防除事業に要する経費として、

公共事業 19億2,412万9千円

単独事業 7億6,045万2千円

また、港湾・空港関係では、全国一のしまを有する本県において、地域振興の要であり、生活と産業振興の基盤となる港湾、空港を整備し、安定的な海上・航空輸送活動の確保と効率的交通体系の形成を図ることとし、

(港湾改修費)

長崎港ほかの防波堤、岸壁、道路等の整備に要する経費として、

公共事業 55億3,206万5千円

単独事業 9,474万1千円

(港湾区域海岸保全費)

長崎港ほかの港湾区域内の護岸等の海岸保全施設の整備に要する経費として、

公共事業 4億1,674万4千円

(空港整備費)

対馬空港の空港施設の整備に要する経費として、

公共事業 3億2,025万 円

(空港管理費)

福江空港ほかの空港施設の維持管理に要する経費として、

単独事業 4億2,857万3千円

また、河川・砂防・ダム関係では、本県が、傾斜が急でけわしい地形や離島・半島を多く有し、台風や集中豪雨による災害や一旦少雨となれば渇水が発生しやすい県土構造であることから、県民の安全・安心な生活を確保するため、防災対策や水資源対策を推進することとし、

(広域河川改修費)

佐世保市早岐川ほかの改修に要する経費として、

公共事業 9億9,885万9千円

(総合流域防災費)

諫早市江ノ浦川ほかの改修などに要する経費として、

公共事業 17億2,322万9千円

(河川改修費)

佐世保市江迎川ほかの改修に要する経費として、

単独事業 16億3,187万 円

(堰堤改良事業費)

波佐見町野々川ダムほかの堰堤の改修等に要する経費として、

公共事業 16億3,313万9千円

(河川総合開発費)

川棚町石木ダムほかの建設に要する経費として、

公共事業 9億8,898万2千円

(通常砂防費)

新上五島町中尾川（ハ）ほかの通常砂防事業に要する経費として、

公共事業 14億5,474万2千円

(火山砂防費)

長崎市矢の平川ほかの砂防施設の整備に要する経費として、

公共事業 16億4,047万6千円

(地すべり対策費)

松浦市里地区ほかの地すべり防止施設の整備に要する経費として、

公共事業 13億5,814万6千円

(急傾斜地崩壊対策費)

長崎市田中（2）地区ほかの急傾斜地崩壊防止施設の整備に要する経費として、

公共事業 21億7,092万1千円

また、建築関係では、建築物に使用されている飛散性アスベスト除去等の対策を推進することにより県民の健康被害の低減を図るとともに、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進することとし、

(アスベスト改修事業費)

民間建築物のアスベスト対策に要する経費として、

単独事業 852万1千円

(長崎県大規模建築物耐震化支援事業費)

多くの県民が利用する大規模民間建築物の耐震化対策に要する経費として、

単独事業 9,896万7千円

また、住宅関係では、多様化する県営住宅へのニーズに対し低廉で快適な住宅の供給を推進するとともに、市街地再開発による既成市街地の都市機能の更新などを通じて生活環

境の総合的な整備を推進することとし、

(公営住宅建設費)

公営住宅の改修改善等に要する経費として、

公共事業 12億5,365万 円

(県営住宅維持管理費)

県営住宅の維持管理に要する経費として、

単独事業 13億6,476万5千円

(市街地再開発費)

長崎市を中心市街地活性化のため、再開発事業に要する経費として、

単独事業 2億6,706万1千円

このほか、主なものとしまして、

(建設業PRビデオ制作事業費)

県内建設業のイメージアップを図り、県内建設業者への就職者数を増加させるため、

単独事業 305万6千円

(新幹線事業費)

九州新幹線西九州ルート建設に要する経費の県負担金として、

公共事業 193億9,551万6千円

(子育て応援住宅支援事業費)

安心して子どもを産み育てることができる住環境の整備のため、3世代同居・近居を開始する世帯や多子世帯等の中古住宅取得等を支援するために要する経費として、

公共事業 3,000万 円

(移住者向け住宅確保加速化支援事業費)

移住者のニーズに応じた住まいを提供するため、賃貸住宅の少ない離島・半島部において空き家活用団体への補助の実施に要する経費として、

単独事業

1, 220万 円

などを計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

1 県有施設等の管理について、年度を越えて一括契約を締結するため、

土木行政県有施設等管理業務 9億7, 725万 円

2 事務機器等のリース及び保守等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

土木行政機器等保守業務 7億8, 576万4千円

土木行政事務機器賃借等 1億1, 135万9千円

3 建設資材価格・労務費調査について、年度開始前に契約手続きを行うため、

建設資材価格・労務費調査業務委託 9, 700万 円

4 JR長崎本線連続立体交差事業について、年度を越えて一括契約を締結するため、

緊急地方道路整備費 4億4, 800万 円

地方特定道路整備事業 100万 円

5 道路改良工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

道路新設改良費 161億3, 600万 円

道路改良費 4億1, 275万 円

重要幹線街路費 5億2, 000万 円

6 道路維持補修及び橋梁補修工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

交通安全施設費 27億6, 000万 円

道路災害防除費 3億 円

道路維持補修費 4億6, 600万 円

電線共同溝整備費 1億2, 500万 円

橋りょう補修費 19億2, 840万 円

7 港湾及び海岸事業等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

| | | |
|--------------|------------|---|
| 臨時河川等調査費（海岸） | 2,560万 | 円 |
| 港湾改修費（本土） | 1億 | 円 |
| 港湾改修費（離島） | 1億 | 円 |
| 海岸保全費（本土） | 1,000万 | 円 |
| 計画調査費 | 1,000万 | 円 |
| 空港管理費 | 1億2,424万5千 | 円 |

8 河川改修工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

| | | |
|-------------|----------|---|
| 広域河川改修費 | 6億7,000万 | 円 |
| 大規模特定河川事業費 | 3億6,250万 | 円 |
| 総合流域防災費 | 34億900万 | 円 |
| 河川維持修繕費 | 330万 | 円 |
| 河川自然災害防止事業費 | 400万 | 円 |
| 堰堤改良事業費 | 3億5,000万 | 円 |
| 河川総合開発費 | 1億2,250万 | 円 |
| 情報基盤整備事業費 | 5,000万 | 円 |
| 水源地域ダム対策費 | 260万 | 円 |

9 砂防工事及び地すべり対策工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

| | | |
|-----------|-----------|---|
| 通常砂防費 | 24億8,000万 | 円 |
| 火山砂防費 | 28億 | 円 |
| 情報基盤緊急整備費 | 6億 | 円 |
| 地すべり対策費 | 3億1,000万 | 円 |
| 急傾斜地崩壊対策費 | 28億8,000万 | 円 |

10 砂防基礎調査について、年度を越えて一括契約を締結するため、

| | | |
|---------|-----------|---|
| 砂防基礎調査費 | 13億9,800万 | 円 |
|---------|-----------|---|

- 11 長与町高田南土地区画整理事業について、年度を越えて一括契約を締結するため、
高田南都市改造事業 2億 円
- 12 県営住宅の維持管理費負担金について、年度を越えて一括契約を締結するため、
県営住宅維持管理費負担金 33億6,202万5千円
- 13 県営住宅の駐車場維持管理費負担金について、年度を越えて一括契約を締結するため、
県営住宅駐車場維持管理費負担金 5億8,972万 円
- 14 県営住宅の修繕等について、年度を越えて一括契約を締結するため、
既設公営住宅改善費 1,040万 円
住宅改造費 200万 円

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第8号議案「令和2年度長崎県用地特別会計予算」についてご説明いたします。

当初予算の総額は、

歳入、歳出それぞれ 16億5,790万 円

となっております、

(公共用地購入費)

本明川ダム建設及び国道497号松浦佐々道路の公共用地先行取得に要する経費として、

16億5,790万 円

を計上いたしております。

次に、第11号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」についてご説明いたします。

当初予算の総額は、

歳入、歳出それぞれ 22億1,691万3千円

となっております、

(港湾施設整備費)

長崎港ほかの港湾機能施設整備事業に要する経費として、

5億1,400万 円

(元利償還金)

用地造成事業の資金として借り入れた県債の元利償還金として、

15億2,319万4千円

などを計上いたしております。

また、債務負担行為として、令和3年4月1日から履行開始が必要な業務について、令和2年度に入札・契約事務等を行うため、

| | |
|---------------|-----------|
| 土木行政県有施設等管理業務 | 8,358万4千円 |
| 土木行政機器等保守業務 | 186万 円 |
| 土木行政事務機器賃借等 | 750万 円 |

を計上いたしております。

次に、第14号議案「令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、野積場の使用料、令和2年度に土地売却が見込まれる土地売却収益等として、

6億3,485万7千円

収益的支出では、完成土地の維持管理経費、土地売却収益に伴う土地売却原価等として、

8億1,602万2千円

を計上いたしております。

資本的支出では、福田神ノ島地区公園道路工事に係る土地造成事業費等として、

3,000万 円

を計上いたしております。

また、債務負担行為として、令和3年4月1日から履行開始が必要な業務について、令和2年度に入札・契約事務等を行うため、

企業会計所管道路における賠償責任保険 9万 円
を計上いたしております。

以上が、令和2年度当初予算関係部分であります。

次に、土木部所管の令和元年度補正予算関係についてご説明いたします。

今回の補正は、公共事業に対する国の内示に伴う調整等について補正しようとするものであります。

補正予算総額は、

| | |
|------|----------------|
| 一般会計 | 120億8,092万 円の減 |
| 特別会計 | 6,000万 円の減 |
| 企業会計 | 16億6,307万9千円の減 |
| 合計 | 138億 399万9千円の減 |

となっております。

まず、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

歳入予算では、

| | |
|----------|----------------|
| 分担金及び負担金 | 2億3,130万7千円の減 |
| 使用料及び手数料 | 1,550万4千円の減 |
| 国庫支出金 | 15億9,527万3千円の減 |
| 財産収入 | 1億8,369万1千円の増 |

| | |
|-----|----------------|
| 繰入金 | 23万8千円の増 |
| 諸収入 | 15億9,680万7千円の減 |
| 合計 | 32億5,496万2千円の減 |

となっております。

また、歳出予算では、

| | |
|-------------|----------------|
| 企画費 | 68億1,575万1千円の減 |
| 土木管理費 | 3,890万3千円の減 |
| 道路橋りょう費 | 5億4,943万1千円の減 |
| 河川海岸費 | 23億827万4千円の減 |
| 港湾空港費 | 10億6,726万7千円の減 |
| 都市計画費 | 1億4,887万5千円の減 |
| 住宅費 | 3,547万3千円の減 |
| 公共土木施設災害復旧費 | 11億1,694万6千円の減 |
| 合計 | 120億8,092万円の減 |

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

985億6,767万8千円

となります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(新幹線事業費)

九州新幹線西九州ルート建設に要する経費の県負担金の變更に伴い、

公共事業 68億1,559万6千円の減

(橋りょう補修費)

国の内示に伴い、

公共事業

3億1,152万2千円の減

(港湾改修費)

国の内示に伴い、

公共事業

6億1,662万5千円の減

(河川総合開発費)

国の内示に伴い、

公共事業

8億7,731万5千円の減

(情報基盤整備事業費)

国の内示に伴い、

公共事業

4億8,988万8千円の減

(河川等災害復旧費)

事業費の変更に伴い、

公共事業

10億1,131万6千円の減

などを計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回新たに、

| | |
|-------------|--------------|
| 企 画 費 | 68億3,790万3千円 |
| 土 木 管 理 費 | 3,661万5千円 |
| 河 川 海 岸 費 | 15億4,191万7千円 |
| 港 湾 空 港 費 | 1億 70万 円 |
| 公共土木施設災害復旧費 | 5億4,596万2千円 |

について、繰越明許費を設定するとともに、

| | |
|-------------|---------------|
| 道路橋りょう費 | 42億4,055万 円 |
| 河川海岸費 | 20億4,421万5千円 |
| 港湾空港費 | 11億6,135万8千円 |
| 都市計画費 | 41億6,396万2千円 |
| 住宅費 | 2億2,740万 円 |
| 公共土木施設災害復旧費 | 3,500万 円 |
| 合 計 | 209億3,558万2千円 |

を増額しようとするものであります。

繰越の主な理由は、地元関係者との調整難航、用地補償交渉の難航等により、年度内完成が困難になったことによるものであります。

次に、第83号議案「令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

移転先選定等に不測の日数を要し、年度内移転が困難になったため、

| | |
|---------|--------------|
| 公共用地購入費 | 11億3,159万3千円 |
|---------|--------------|

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第85号議案「令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の変更等に伴い、

| | |
|-----------|----------|
| 歳入、歳出それぞれ | 6,000万 円 |
|-----------|----------|

を減額いたしております。

また、工事に係る地元調整に不測の日数を要したこと等により、年度内完成が困難になったため、

港湾施設整備費

8, 190万 円

について、繰越明許費を増額しようとするものであります。

次に、第89号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、土地売却収益の減等に伴い、

8億6, 228万7千円の減

収益的支出では、維持工事費等の減等に伴い、

16億6, 307万9千円の減

を計上いたしております。

資本的支出では、附帯工事費の減に伴い、

5, 550万 円の減

を計上いたしております。

なお、令和元年度予算については、県債、国庫支出金等になお未決定のものがあり、また、歳出についても年間執行額の確定等に伴い今後整理を要するものもありますので、これらの調整のため、3月末をもって令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第46号議案 長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例
 - 第47号議案 長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第48号議案 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例
 - 第49号議案 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
 - 第50号議案 長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
 - 第51号議案 長崎県営住宅条例の一部を改正する条例
 - 第61号議案 契約の締結について
 - 第62号議案 契約の締結について
 - 第63号議案 契約の締結について
 - 第64号議案 契約の締結の一部変更について
 - 第65号議案 契約の締結の一部変更について
 - 第66号議案 財産の処分について
 - 第67号議案 権利の放棄について
 - 第68号議案 権利の放棄について
- であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第46号議案「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例」については、物価変動に伴う使用料の額の改定及び長崎県立総合運動公園のテニス場を増設するためにサ

サッカー場を廃止することに伴い、有料公園施設からサッカー場を削除しようとするものであります。

次に、第47号議案「長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第48号議案「長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例」については、国の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、災害危険住宅の移転に対する限度額の引上げを行う等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第49号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第50号議案「長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」については、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、特定公共賃貸住宅の入居者の連帯保証人について極度額を定め、保証人の保護及び家賃収入の安定を図ろうとするものであります。

次に、第51号議案「長崎県営住宅条例の一部を改正する条例」については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、県営住宅の家賃の算定に係る入居者の収入申告義務について、認知症患者などについてはこれを免除し、入居者の負担軽減を図るとともに、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、県営住宅の入居者の連帯保証人について極度額を定め、保証人の保護及び家賃収入の安定を図ろうとするものであります。

次に、第61号議案「契約の締結について」は、主要地方道厳原豆敷美津島線道路改良工事（(仮称)尾浦トンネル）の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第62号議案「契約の締結について」は、郡川河川改修事業に伴う大村線 松原・竹松間30km334m付近郡川橋りょう改良工事及び池田沖田線街路事業に伴う大村線 松原・竹松間30km480m付近福重橋りょう改良工事の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第63号議案「契約の締結について」は、高田南宅地整備事業における残工事約18haの設計業務と施工工事を一括した請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第64号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成27年2月定例会で可決された一般県道諫早外環状線道路改良工事(諫早IC分離橋上部工)について、架設方法の変更、公共工事設計労務単価等の上昇に伴い、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

次に、第65号議案「契約の締結の一部変更について」は、令和元年6月定例会で可決された一般県道佐世保世知原線道路改良工事((仮称)板山トンネル)について、公共工事設計労務単価等の上昇に伴い、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

次に、第66号議案「財産の処分について」は、多比良港埋立地を、雲仙市が企業立地用地とするために、同市へ売却することについて、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、第67号議案及び第68号議案「権利の放棄について」は、債務者が破産免責許可を受け、あるいは債務者の死亡後相続人が相続を放棄し、連帯保証人もいないなど権利の放棄に係る議決を求める基準を満たしていることから、権利を放棄しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成31年4月から令和元年12月に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定3件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、岸壁と連絡橋との接合部分の破損により通行車両を破損させたものが1件、道路脇からの倒木により通行車両を破損させたものが1件、道路側溝グレーチングを跳ね上げたことにより通行車両を破損させたものが1件であります。

各事件の相手方へ支払った賠償金は合計で360,034円であります。

(契約の締結の一部変更について)

平成30年11月定例会で可決された一般県道諫早外環状線道路改良工事に伴う長崎本線跨線橋等新設工事において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、当初、片押し施工を予定していたところ、隣接する工事との調整により、両側からの施工が可能となったことから、工期短縮が図られ、仮設費用や軌道補修費が減工したこと等により、請負代金額を1,604,848,000円から42,611,937円減額し、1,562,236,063円に変更したものであります。

次に、平成30年11月定例会で可決された一般県道奥ノ平時津線道路改良工事（(仮称)久留里トンネル）において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、地質の相違に伴う支保構造の変更等により、請負代金額を5,737,603,680円から44,797,500円増額し、5,782,401,180円に変更したものであ

ります。

次に、平成31年2月定例会で可決された郡川河川改修事業に伴う大村線 松原・竹松間30km334m付近郡川橋りょう改良工事及び池田沖田線街路事業に伴う大村線 松原・竹松間30km480m付近福重橋りょう改良工事において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、仮線設置工事に伴う仮橋脚杭の施工において、想定よりも密な玉石層があり、工法の変更が必要となったこと等により、請負代金額を554,288,080円から42,696,830円増額し、596,984,910円に変更したものであります。

次に、令和元年6月定例会で可決された一般県道諫早外環状線の建設事業におけるランプ改良工事の施工（受委託）において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、当諫早インターチェンジ部の工事において、高速機動隊との協議の結果、交通誘導員の配置人数を増員したこと等により、請負代金額を549,077,230円から1,955,528円増額し、551,032,758円に変更したものであります。

（公共用地の取得状況について）

令和元年11月1日から令和2年1月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市における本明川ダム建設工事ほか24件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足

解消のために必要不可欠な事業であり、特に近年、県内外で自然災害が頻発していることから、防災・減災の上でもその重要性が一層高まっております。

現在、付替県道工事の進捗に全力を挙げているところでありますが、来年度はダム本体工事の一部に着手したいと考えており、現場の安全を確保しながら、事業の着実な推進を図っております。

また、昨年11月29日には、反対住民の方々が提起されていた事業認定取消訴訟の控訴審判決において、第一審に続き、石木ダムの公益上の必要性が認められたことから、改めて石木ダムの目的などを県民の皆様にご理解いただけるよう、分かりやすい形でお伝えするため、新聞や県の全世帯広報誌等も活用し、引き続き広く周知してまいりたいと考えております。

未だ土地の明渡しをいただいていない反対住民の方々に対しては、事業に協力していただけるよう、引き続き粘り強く働きかけを続け、令和7年度末のダム完成を目指し、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

(幹線道路の整備について)

県においては、交流人口の拡大や産業振興を支える規格の高い道路の整備を重点的に進めております。

このうち、島原道路の諫早インター工区については、九州横断自動車道と接続する諫早インターから小船越^{おぶなこし}インター間の約1.6kmが本年3月22日に完成供用し、既に部分供用している栗面^{くれも}インター間とあわせて工区全体の約4.3kmが完成することとなりました。この整備により、諫早市街地の国道34号、57号の交通混雑が緩和されるとともに、高速性・定時性が図られることから、地域活性化や救急搬送支援に大きく寄与するものと考えております。

今後残る工区について、早期完成が図られるよう、引き続き、全力で取り組んで

まいります。

(九州新幹線西九州ルート of 建設推進について)

九州新幹線西九州ルートについては、昨年12月に諫早市内の第1平山トンネル外3箇所工事と宇都橋りょう(合成けた)製作・運搬工事が竣工し、長崎県内の主要な土木工事40工事のうち、17工事が竣工しました。また、今年1月には新大村(仮称)駅における駅舎の新築工事や、諫早市内の国道57号をまたぐ橋桁の架設工事が開始されるなど、令和4年度の開業に向けて、順次工事が進められております。

今後とも、関係機関、地元市町と連携して、安全に工事が完成するよう取り組んでまいります。

(JR長崎本線連続立体交差事業について)

長崎駅周辺では、現在、九州新幹線西九州ルート of 建設をはじめ、官民で様々な事業が進められていますが、このうち、県が平成21年度から事業を進めてまいりましたJR長崎本線連続立体交差事業については、本年3月28日に、高架線路へ切り替わり、長崎駅、浦上駅の新駅舎が開業する運びとなりました。

高架線路への切り替えにより、「地域の主要渋滞箇所」に選定されている梁川橋踏切や竹岩橋踏切をはじめとした4箇所の踏切が除却され、踏切での交通渋滞や事故の危険性が解消されるとともに、東西市街地の一体化が図られることで、長崎市のまち全体の発展や賑わいの創出に大いに寄与するものと考えております。

引き続き、令和3年度の事業完了に向け、仮線撤去及びその後の側道等の整備を進めてまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち土木部分では、「1. 地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」においては、第1期総合戦略から引き続き建設産業の担い手の確保・育成や、更なるUIターンの促進に向けた空き家活用団体への支援に、「2. 力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」においては、企業誘致の推進に繋がる道路・港湾施設の整備や、魅力ある観光まちづくりのためのサイクリングモデルルート整備に、「3. 夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」においては、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命と財産を守るための防災・減災に資する国土強靱化の推進、産業振興や交流人口の拡大に繋がる人流・物流を支える交通ネットワークの確立や持続可能な魅力ある都市・地域づくりなどに、積極的に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月中に策定し、公表してまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

土 木 部

【環境生活委員会関係議案説明資料(土木部) 8頁18行目の次に、次のように挿入する。】

(公共事業の再評価について)

今年度の土木部関係の公共事業評価については、再評価4事業を、長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、2月21日に意見書の提出が行われたところであり、再評価4事業を「継続」とする県の対応方針は、妥当であるとの答申をいただきました。
今後も適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 2 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 1 6 号議案 令和 2 年度長崎県流域下水道事業会計予算

第 7 7 号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 8 6 号議案 令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第 3 号）

の 4 件であります。

はじめに、第 1 号議案「令和 2 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

環境部では、令和 2 年度において、「長崎県総合計画チャレンジ 2 0 2 0」の基本理念のもと、未来につながる環境にやさしい長崎県を目指して、「長崎県環境基本計画」に掲げる環境保全対策等に引き続き取り組むとともに、環境と経済の好循環や地域課題の解決等の視点を加えた各種施策を推進してまいります。

歳入予算については、

| | |
|----------|-----------------------|
| 分担金及び負担金 | 6 6 7 万 6 千円 |
| 使用料及び手数料 | 1, 7 7 5 万 6 千円 |
| 国庫支出金 | 2 2 億 5, 1 2 2 万 5 千円 |
| 財産収入 | 1 2 9 万 4 千円 |
| 寄附金 | 1 3 1 万 1 千円 |
| 繰入金 | 9, 2 8 6 万 3 千円 |
| 諸収入 | 2 8 4 万 3 千円 |
| 計 | 2 3 億 7, 3 9 6 万 8 千円 |

歳出予算については、

| | |
|------------|--------------|
| 防 災 費 | 2億5,831万 円 |
| 環 境 保 全 費 | 34億1,248万2千円 |
| 農 地 費 | 8,617万4千円 |
| 都 市 計 画 費 | 1億6,245万7千円 |
| 県有施設等災害復旧費 | 8,641万8千円 |
| 計 | 40億 584万1千円 |

を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

(地球温暖化対策の推進について)

気候変動に関する国内外の動向も踏まえ、県民一体となった地球温暖化対策の着実な推進を図るため、環境と経済成長の好循環を生み出す施策を盛り込んだ次期「長崎県地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、家庭や事業所等で取り組む省エネ活動の普及促進を行うこととしており、これらに要する経費として、

2,240万4千円

を計上いたしております。

(長崎発東アジアの環境技術発信事業について)

中国及び韓国との環境保全に関する行政・研究交流を通じて、東アジア地域に共通する課題の解決と人材育成を推進することを目的として、福建省生態環境庁との相互訪問研修や日韓海峽沿岸の8県市道の共同研究等を実施することとしており、これらに要する経費として、

480万 円

を計上いたしております。

(環境保健研究の推進について)

環境保健研究センターにおいて、新たに「長崎県における熱中症発生の地域特性と気象との関連性に関する研究」などに取り組むほか、地域環境及び保健衛生に係る調査研究や技術開発等を実施することとしており、これらに要する経費として、

939万4千円

を計上いたしております。

(諫早湾干拓調整池の環境保全対策について)

諫早湾干拓調整池の水質改善対策や水辺空間づくりを推進するため、中央干陸地におけるヨシの利活用や環境学習の取組を継続して進めるほか、調整池での再生可能エネルギーの導入を推進することとしており、これらに要する経費として、

790万4千円

を計上いたしております。

(大村湾の環境保全及び活性化について)

大村湾の水質改善を図るための調査や、沿岸市町、漁業者などと連携した浮遊ゴミ除去などの取組を実施するとともに、大村湾沿岸での取組の情報発信や環境教育の強化などによる「みんなで取り組む賑わいのある里海づくり」を推進することとしており、これらに要する経費として、

684万1千円

を計上いたしております。

(環境の監視等について)

環境の維持と保全を図るため、公共用水域や大気等の常時監視や、発生源となる工場・事業場に対する立入検査や改善指導を行うとともに、島原半島における地下水汚染対策等を実施することとしております。

また、玄海原子力発電所周辺等における環境放射線モニタリングを継続して実施することとしており、これらに要する経費として、

4億3,223万5千円

を計上いたしております。

(水道施設の整備及び市町上下水道事業の広域化・共同化について)

安全な水の安定供給のため、水質管理の徹底や、市町が実施する水道施設耐震化・老朽化対策への支援を行うとともに、県内市町の上下水道事業における将来にわたる効率的かつ持続可能な事業運営を図るため、広域化・共同化を推進することとしており、これらに要する経費として、

11億3,984万6千円

を計上いたしております。

(汚水処理施設の整備について)

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、市町が実施する浄化槽設置整備事業や農業集落排水事業に対する助成を行うとともに、引き続き市町と連携し汚水処理に関する諸課題に対応することとしており、これらに要する経費として、

3億8,636万8千円

を計上いたしております。

(資源循環型社会づくりの推進について)

廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するため、産業廃棄物税収の基金への積み立

てや、ゴミゼロながさきの実現に向けた取組などを実施することとしております。

また、食品ロスの削減を推進するため、新たに「長崎県食品ロス削減推進計画」を策定し、各主体と連携しながら県民の意識の醸成を図るなど、県民運動を展開することとしており、これらに要する経費として、

6, 271万5千円

を計上いたしております。

(廃棄物対策の推進について)

廃棄物の適正処理を推進するため、令和3年度を始期とする新たな「第5次長崎県廃棄物処理計画」を策定するとともに、廃棄物処理施設への監視指導等や、PCB含有安定器の掘り起こし調査などを実施することとしております。

また、海岸漂着物対策として、国の事業を活用し、県及び市町管理海岸の海岸漂着物等の回収・処理や離島市町との共催による釜山広域市等との交流などの発生抑制対策を行うこととしており、これらに要する経費として、

7億5, 771万2千円

を計上いたしております。

(自然環境を活かした地域づくりの推進について)

県内の豊かな自然観光資源を活用したインバウンド対策を促進するため、自然公園内において多言語解説板等の設置による受入れ環境整備を実施するとともに、国立公園雲仙の利用拠点である雲仙温泉地域において、滞在環境の上質化に向けた官民一体となった取り組みを進めてまいります。

このほか、昨年7月の台風5号に伴う大雨により被災した野崎島ワイルドパークの復旧に係る工事や、自然公園の快適な利用促進を図るための維持補修等を行うこととしており、これらに要する経費として、

1億6,889万2千円

を計上いたしております。

(野生生物の保全及び管理について)

希少な動植物等を保全するため、引き続き絶滅のおそれのあるツシマヤマネコの生息状況調査や普及啓発事業等を実施するほか、長崎県レッドリスト掲載種のモニタリング調査及び保護が必要な種や地域について条例に基づく指定を実施することとしております。

加えて、シカの食害で深刻な影響を受けている対馬島内の自然観光資源を回復するため、シカの捕獲を拡充して実施することとしており、これらに要する経費として、

4,138万 円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

令和3年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を越えて契約を締結する業務について、令和2年度中に入札・契約事務等を行うため、

環境放射線テレメータシステム保守・点検等に係る業務委託

9,000万 円

など16件を計上いたしております。

次に、令和元年9月議会において、令和2年4月1日より地方公営企業法を適用する事業として設置条例が可決されております長崎県流域下水道事業会計に係る第16号議案「令和2年度長崎県流域下水道事業会計予算」についてご説明いたします。

収益的収入では、流域関連市からの維持管理負担金、一般会計繰入金、非現金

収入である長期前受金戻入等として、

10億3,887万2千円

収益的支出では、大村湾南部浄化センターの維持管理経費、非現金支出である資産の減価償却費等として、

9億8,389万4千円

を計上いたしております。

資本的収入では、国庫補助金、流域関連市からの建設負担金、企業債等として、

4億2,657万1千円

資本的支出では、大村湾南部浄化センターの高度処理化及び長寿命化計画に基づく施設更新に要する経費、建設事業資金として借り入れた企業債の元金償還金として、

5億6,776万5千円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

令和3年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を越えて契約を締結する業務について、令和2年度中に入札・契約事務等を行うため、

大村湾南部浄化センター維持管理包括的民間委託費

9億6,000万 円

など3件を計上いたしております。

以上をもちまして、令和2年度当初予算の説明を終わります。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

| | |
|----------|---------------|
| 分担金及び負担金 | 86万1千円の減 |
| 国庫支出金 | 2億3,257万6千円の減 |
| 財産収入 | 40万円の減 |
| 寄附金 | 49万5千円の増 |
| 繰入金 | 938万7千円の減 |
| 諸収入 | 802万5千円の減 |
| 計 | 2億5,075万4千円の減 |

歳出予算については、

| | |
|-------|---------------|
| 防災費 | 3,825万円の減 |
| 環境保全費 | 1億4,343万8千円の減 |
| 農地費 | 6,940万2千円の減 |
| 都市計画費 | 245万1千円の減 |
| 計 | 2億5,354万1千円の減 |

を計上いたしております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(放射能調査費について)

環境放射能水準調査に係るモニタリングポスト機器更新に要する事業費が減額となったことに伴い、

6,899万8千円の減

を計上いたしております。

(農業集落排水事業について)

農業集落排水事業を実施する市町に対する補助金について、事業費が減額となったことに伴い、

6, 940万2千円の減

を計上いたしております。

(海岸環境保全対策推進事業について)

海岸漂着物地域対策推進事業を実施する市町に対する補助金について、事業費が減額となったこと等に伴い、

3, 462万4千円の減

を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

事業を実施する市の水道施設整備事業において繰越が生じることや、自然公園施設整備事業において繰越が生じることなどから、

生活基盤施設耐震化等交付金事業費 6, 866万7千円

自然公園施設整備費 2, 051万6千円

について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第86号議案「令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、流域下水道費について国費の内示減に伴い補正を行おうとするものであります。

歳入予算については、

| | |
|----------|---------------|
| 分担金及び負担金 | 8,613万1千円の減 |
| 国庫支出金 | 2億800万円の減 |
| 繰越金 | 6,202万6千円の減 |
| 県債 | 7,030万円の減 |
| 計 | 4億2,645万7千円の減 |

歳出予算については、

| | |
|--------|---------------|
| 流域下水道費 | 4億2,645万7千円の減 |
| 計 | 4億2,645万7千円の減 |

を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

大村湾南部浄化センターについて、当初、送風設備工事を予定していたところ、汚泥濃縮機の一部に想定外の故障が発生したため、当該設備の増設など計画変更の必要が生じ、その調査設計に不測の日数を要したことから、

| | |
|---------------|-----------|
| 大村湾南部流域下水道建設費 | 1億1,825万円 |
|---------------|-----------|

について、繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、令和元年度補正予算の説明を終わります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分につきまして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第45号議案「長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」であります。

第45号議案「長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」は、令和2年4月に施行される改正浄化槽法において、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に、保守点検業に従事する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めるものとされたことから、所要の改正をしようとするものであります。

この改正により、高度処理の機能が備わったものやコンパクト化された浄化槽についての新たな知識を得ることで、進歩する浄化槽技術への対応が可能となり、浄化槽の適切な維持管理につながると考えております。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(地球温暖化対策の推進について)

県では、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民や事業者等と一体となって、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでおり、九州7県が、家庭での二酸化炭素排出削減を促進するため共同で行っている九州エコライフポイントの冬季の取り組みについては、2,108世帯の参加申込をいただき、12月から2月までの3ヶ月間、家庭における節電活動に取り組んでいただきました。

また、去る12月11日から17日までの1週間、ながさき環境県民会議等の協力

により実施した「県下一斉スマートムーブウィーク」において、昨年度を上回る
40,037名の参加があり、約75トンの二酸化炭素の排出削減につながりました。

今後とも、県民、事業者、関係機関等と連携し、環境に配慮したライフスタイルや
事業活動を推進し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

(上下水道の広域化・共同化計画策定について)

人口減少により使用料収入の減少が見込まれる中、県内市町の水道事業や下水道な
どの汚水処理事業の効率的かつ持続可能な経営基盤の強化が求められており、市町の
行政区域を越えた広域化・共同化計画の策定に向けて、関係市町と連携しながら、課
題認識の共有や関係資料の収集を行ってまいりました。

来年度から2ヵ年の業務委託で、事業経営の将来予測や施設の統廃合、施設管理の
共同化などの検討を行い、水道広域化推進プラン及び汚水処理の広域化・共同化計画
を令和4年度までに策定してまいります。

(PCB廃棄物の適正処理の推進について)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、人の健康及び生活環境に影響を及ぼす恐れがあ
る有害物質であることから、PCB特別措置法及び長崎県PCB廃棄物処理計画に基
づき適正処理を推進しております。

このうち、照明器具に使用されている高濃度PCBを含有する安定器につきまして
は、処分期間が令和3年3月31日までとなっていることから、使用又は保管してい
る可能性がある、長崎市、佐世保市を除く県内約13,000事業者を対象に、平成
30年度から調査を行い、約8割の事業者の状況を確認し、使用・保管があった29
事業者に対し、期間内の処理手続を指導しているところです。

来年度は、残り約2割の事業者等を対象に確認調査を行い、高濃度PCBを含有する安定器を使用・保管する事業者に対しては、期間内の処理を徹底し、県民の皆様が安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいります。

(国立公園雲仙の活性化に向けた取組について)

県では、国立公園雲仙の活性化に向けた取組として、雲仙市、国との連携のもと雲仙地区の上質化に取り組んでおり、その一環として環境省から施行委任を受け、雲仙温泉街中心部の広場の整備や白雲の池のキャンプ場の再整備を実施しているところです。

特に、雲仙温泉街中心部の広場の整備にあたっては、昨年12月と本年1月に住民説明会を開催し、地元の方々の意見を十分汲み取りながら設計業務を進めております。

また、今年度から雲仙市が取り組んでいる雲仙温泉全体の観光戦略策定につきましては、さる1月30日に第3回目の策定委員会が開催されました。引き続き、当該計画の策定委員のメンバーとして積極的に関わり、国立公園雲仙の活性化に取り組んで参ります。

(生物多様性保全の推進について)

本県の豊かな生物多様性を保全するため、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、自然環境の監視と種の保護・生態系の保全の強化等5つの行動目標を掲げた「長崎県生物多様性保全戦略」を定め、希少野生動植物で保護が必要な種や規制地域の指定、生態系に影響を与えている野生鳥獣の適正な管理等を進めているところです。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る

1 1月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち環境部分では、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「しまや半島など地域活性化の推進」の一環として、「島原半島におけるバイオマス資源の活用」や「国立公園雲仙を活用した地域活性化」に積極的に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

(令和2年度の組織改正について)

令和2年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

県民生活部及び環境部につきましては、特に県民生活一般に密着し、安全・安心で快適な生活環境を保全・向上していくための施策分野について、より広い視点から総合的・一体的に施策・事業を推進し、発信力を強化するため、両部を「県民生活環境部」に再編することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

環 境 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（環境部） 3頁20行目の次に、次のとおり挿入する。】

この戦略が令和2年度に終期を迎えることから、1回目の県環境審議会自然環境部会を去る2月26日に開催し、戦略の見直しの方向性等について審議いただきました。

今後は、県議会をはじめ県民の皆様のご意見を踏まえながら、来年度中を目途に策定してまいります。

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

県民生活部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 2 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 7 7 号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分
の 2 件であります。

はじめに、第 1 号議案「令和 2 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、
ご説明いたします。

県民の皆様が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するため、県民生活部
としましては、「長崎県総合計画チャレンジ 2020」に掲げる 10 の基本戦略のう
ち、「互いに支えあい見守る社会をつくる」「生きがいを持って活躍できる社会をつ
くる」「快適で安全・安心な暮らしをつくる」の 3 つの戦略を中心に、県民、事業者、
NPO 及び市町等と連携し、協働による地域課題の解決、男女共同参画の推進、女性
活躍の推進、人権が尊重される社会づくり、犯罪のない安全・安心なまちづくり、交
通安全対策、食品の安全・安心の確保、消費者行政の充実・強化などの各種施策を積
極的に推進してまいります。

歳入予算は、

| | |
|----------|--------------------|
| 使用料及び手数料 | 7 万 5 千円 |
| 国庫支出金 | 10 億 8, 998 万 円 |
| 財産収入 | 1 27 万 5 千円 |
| 諸収入 | 3, 598 万 9 千円 |
| 計 | 11 億 2, 731 万 9 千円 |

歳出予算は、

| | |
|-------|--------------|
| 統計調査費 | 9億6,676万4千円 |
| 生活対策費 | 6億7,673万1千円 |
| 環境保全費 | 6億9,639万2千円 |
| 計 | 23億3,988万7千円 |

を計上いたしております。

次に、歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

(県民協働の推進について)

県民協働の推進につきましては、地域課題解決の担い手となり得るNPOと地域運営組織等とのマッチングに向けた支援をはじめ、協働サポートデスクによる協働実現に向けた相談体制を強化するほか、行政職員の協働意識のさらなる向上を目的とした研修会の実施や、自立・自走を目指すNPOのクラウドファンディングの取組を支援することとしており、これらに要する経費として、

553万8千円

を計上いたしております。

(男女共同参画の推進について)

男女共同参画の推進につきましては、「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」に基づき、庁内各部局や、市町、関係団体、事業者の皆様と連携しながら取り組むこととしております。

家庭と社会生活の両立を促進するため、家事や子育てなどを夫婦がともに担うことを推奨する動画や自己診断ツール等を用いた意識啓発等により、男性の家事・育児等への参画を促進するなど、あらゆる分野において男女共同参画の推進に総合的に取り組むほか、相談事業や地域における男女共同参画を推進することとしており、これら

に要する経費として

1, 724万6千円

を計上いたしております。

(女性の活躍推進について)

企業における女性活躍の推進に向け、女性の採用・職域拡大や管理職登用など企業の自主的な取組を促進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行等の支援や、管理職登用のための女性人材育成を支援することとしております。また、女性登用や働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む女性活躍推進企業の認知度向上を図るとともに、女子大学生の企業訪問及び女性社員との意見交換の実施や、企業に勤める若手社員の継続就業等を促すための研修会を行うこととしております。

併せて、ウーマンズジョブほっとステーションにおける就業支援などにより、女性のキャリア形成を支援していくこととしており、これらに要する経費として、

3, 137万3千円

を計上いたしております。

(人権尊重社会づくりの推進について)

人権が尊重される社会の実現をめざして、「長崎県人権教育・啓発基本計画(第2次改訂版)」に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け県民の人権への理解を深めるため、各種講演会・研修会等の開催、指導者の育成及び県人権教育啓発センターを活用した人権に関する情報の提供や相談への対応などを行うこととしております。

また、より多くの県民に性的少数者(LGBT)への正しい理解と認識を深めていただくため、テレビCMによる啓発を行うとともに、様々な人権問題に対する県民の

意識について現状を把握するための「人権に関する県民意識調査」を実施することとしており、これらに要する経費として、

4, 250万9千円

を計上いたしております。

(犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

犯罪のない安全・安心まちづくりの推進につきましては、県民の防犯意識を高めるための広報啓発活動の実施のほか、それぞれの地域での連帯感の醸成や自主防犯活動の活性化を図るための犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体の募集、県と事業所との連携・協力による取組を推進する安全・安心まちづくりパートナーシップ事業等に取り組むこととしております。

また、新たに策定した「長崎県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等支援に関する体制整備及び性暴力被害者の心身の負担軽減、健康回復、被害の潜在化防止を図るため、専門の相談・支援窓口による、被害者のニーズに応じた適切な支援を提供することとしており、これらに要する経費として、

1, 309万7千円

を計上いたしております。

(交通安全対策の推進について)

交通安全対策の推進につきましては、「第10次長崎県交通安全計画」に基づき取組を進めておりますが、交通事故の防止を図るためには県民一人ひとりが交通安全についての意識を高め、安全運転と安全行動に努めることが不可欠であります。

このため、県民総参加による季節ごとに行う交通安全運動や、交通安全教育・指導、普及啓発活動を実施するほか、交通事故死者数の約半数を占める高齢者の交通安全対策として、交通事故防止に資する先進安全技術等の普及啓発を推進するとともに、高

齢運転者及び高齢歩行者等の総合的な交通安全教育啓発を実施することとしており、これらに要する経費として、

7, 937万8千円

を計上いたしております。

(統計調査について)

社会経済の現状や将来動向等を把握するための指標とされる各種統計調査を、円滑かつ確実に実施するとともに、各種データを基にした県民経済計算の推計などを行うこととしており、令和2年度においては、「令和2年国勢調査」のほか、毎月勤労統計調査や家計調査、労働力調査などを実施いたします。

このほか、学術・研究機関と連携したデータ利活用推進を図ることとしており、これらに要する経費として

7億9, 143万4千円

を計上いたしております。

(食品衛生の確保について)

食品の高い安全性を確保することにより、県民が安心して食生活を送るため、「長崎県食品衛生監視指導計画」に基づき、営業施設等の監視指導や食品検査を実施し、食中毒の発生防止等に努めてまいります。

食品等事業者に対しては、^ハ^サ^ツ^プHACCPに沿った衛生管理が適切に運用できるよう支援を行い、県内で製造・販売される食品の安全性のさらなる向上を図ってまいります。

また、と畜場及び食鳥処理場においてもHACCPによる衛生管理を推進し、食肉の安全性を確保するとともに、食肉衛生検査データを生産者に還元し、家畜疾病予防対策に資することにより、生産から消費に至る総合的な食肉の安全確保を図ることとしており、これらに要する経費として、

9, 531万9千円

を計上いたしております。

(カネミ油被害者対策について)

カネミ油による食中毒の被害者支援対策として毎年油症検診を実施しておりますが、受診しやすい環境整備を図るため、従来の長崎、玉之浦、奈留の3地区に加え、令和元年度から福江地区を追加して実施しております。引き続き、被害者の健康管理の支援及び受診の勧奨等を行ってまいります。

また、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、油症研究の推進及び油症患者の生活の質の維持向上のため、油症患者の健康実態調査を実施するとともに、長崎油症研究班へ油症に関する研究を委託し油症の解明及び治療法の研究を推進することとしており、これらに要する経費として、

1億1, 971万1千円

を計上いたしております。

(動物の愛護と狂犬病予防について)

人と動物が共生できる地域社会の実現に向け、「長崎県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護の普及啓発と定着、動物の適正飼養管理の推進、多様な主体との連携・協働による動物愛護推進の体制づくり、狂犬病の予防及び動物の収容管理等に取り組むこととしており、これらに要する経費として、

7, 068万7千円

を計上いたしております。

(消費者行政の推進について)

消費者行政の推進につきましては、「第三次長崎県消費者基本計画」に基づき、県

内どこに住んでいても質の高いきめ細かな相談を受けることができるような消費生活相談体制の整備や、学校、地域等における消費者教育の充実による消費者の意識向上などに、県内の市町及び関係機関と緊密に連携しながら取り組むこととしており、これらに要する経費として、

4, 427万5千円

を計上いたしております。

(適正な計量の推進について)

計量制度は、流通の媒体とされている貨幣制度と並んで重要な社会制度の一つであり、県民生活の向上はもとより、経済社会の発展の基盤をなすものとして重要な役割を担っております。本県においても、計量法に基づき、正しい計量器の供給や使用及び確保・普及を図るため、計量器の検定・検査及び立入検査等の業務を実施することとしており、これらに要する経費として、

2, 697万1千円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

- 1 事務機器のリース等について、年度開始前に契約手続きを行うため、
県民生活行政事務機器賃借等 145万 円
- 2 女性の再就職応援事業について、年度開始前に契約手続きを行うため、
女性の再就職応援事業 4, 114万8千円
- 3 性暴力被害者支援業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
性暴力被害者支援業務委託 1, 064万6千円
- 4 犬捕獲抑留等業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
犬捕獲抑留等業務委託 4, 800万 円

5 動物愛護情報ネットワーク運用管理委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、

動物愛護情報ネットワーク運用管理委託 68万7千円

6 ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC/MS）保守点検業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、

ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC/MS）保守点検業務委託
110万 円

7 ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC/MS/MS）保守点検業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、

ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC/MS/MS）保守点検業務委託
98万1千円

8 食肉衛生検査情報還元システム運用管理委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、

食肉衛生検査情報還元システム運用管理委託 36万6千円

9 計量検定所における特定計量器検査等業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、

特定計量器検査等業務委託 1,450万 円

を計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金 2,487万6千円の減

諸 収 入 4 3 0 万 円 の 減
計 2, 9 1 7 万 6 千 円 の 減

歳出予算は、

統 計 調 査 費 1, 0 8 0 万 4 千 円 の 減
生 活 対 策 費 1, 7 3 5 万 8 千 円 の 減
環 境 保 全 費 2, 3 9 5 万 4 千 円 の 減
計 5, 2 1 1 万 6 千 円 の 減

を計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(統計諸費について)

平成30年度統計調査委託費返還金の額の確定等により、

9 3 5 万 2 千 円

を増額計上いたしております。

(カネミ油症被害者対策費について)

カネミ油症患者健康実態調査事業費の実績見込み減等により、

9 5 4 万 6 千 円

を減額計上いたしております。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度予算につきましては、今定例県議会において補正をお願いいたしております。

ますが、歳入におきましては国庫支出金等に未決定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

県民生活部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第19号議案 長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のうち
関係部分

第42号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

第43号議案 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

第44号議案 長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

の4件であります。

第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、第44号議案でご説明いたします「長崎県食品衛生に関する条例」の一部改正に伴う条ずれに対応するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第42号議案「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」につきましては、国が定める旅館業における衛生等管理要領が改正されたことに伴い、浴室の施設設備及び衛生管理方法が見直されたため、構造設備の基準等について所要の改正をしようとするものであります。

同様に、第43号議案「公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例」につきましても、国が定める公衆浴場における衛生等管理要領が改正されたことに伴い、浴場の施設設備及び衛生管理方法が見直されたため、構造設備の基準等について所要の改正をしようとするものであります。

また、第44号議案「長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、食品衛生法の改正に伴い、県が条例で規定するものとされていた「食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置に関して定めた基準」（管理運営基準）について、国が規定することとなったため、同基準を削除する等、所要の改正をするものであり

ます。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

企業や団体内における人権尊重の気風を高めるため、県内の企業や団体の人事・労務担当者等を対象として、去る1月23日に長崎市、翌24日に佐世保市において、「企業人権啓発セミナー後期講座」を開催いたしました。

本セミナーは、昨年12月の前期講座と一体として開催したもので、今回の後期講座では、合わせて69人の皆様にご参加いただき、「性的少数者をはじめ誰もが働きやすい職場づくり」及び「改正入国管理法と外国人労働者の人権」をテーマとした2つの講座を実施し、企業や団体内での人権啓発活動の必要性について理解を深めていただきました。

また、学校、家庭及び地域社会等あらゆる場において人権教育を推進し、人権課題に対する正しい理解と認識を深めてもらうため、教職員、社会教育関係者、PTA関係者、人権擁護委員等をはじめ、広く県民の皆様を対象とした「令和元年度人権教育中央研修会」を、去る2月14日、県庁において、延べ540人の参加のもと開催いたしました。

本研修会では、「『知ること』『気づくこと』から、はじめよう」をテーマに、「性別に見る多様性と人権」及び「インターネット上における差別の現状と必要な対応」についての講演や、「今、一番アグレッシブな寝たきり障害者」と自称するお笑い芸人、あそどっぐ氏によるトークライブを通して、様々な人権課題について考え、今後の実践に向けての意欲を高める契機とすることができました。

このほか、県内における性的少数者を取り巻く課題や実態を把握するため、昨年

6月から8月にかけて、インターネットを活用した「性的少数者に関するアンケート」を実施いたしました。これは、県内居住者又は居住経験者を対象に実施したものであり、県ホームページ等での周知のほか、性的少数者支援団体の各種活動への参加者等に周知を行ったところ、688人の回答があり、その結果をこの2月にとりまとめたところであります。

アンケート結果の主なものとしましては、性的少数者の悩みや困りごととして、「周囲の性的少数者に関する差別的な言動」が47.0%と最も高く、地域社会に望む取組として、「教育・啓発に関すること」が25.4%と最も高い結果でありました。

これらの結果を、これからの性的少数者に係る施策に生かすなど、今後とも、人権尊重社会の実現をめざし、人権教育・啓発を積極的に推進してまいります。

(女性活躍の推進について)

企業等における女性活躍の取組を推進するため、官民一体で女性の活躍を推進する「ながさき女性活躍推進会議」において、去る1月22日に長崎市で、女性の登用や能力開発に積極的に取り組み、女性が職場でいきいきと活躍している県内企業等の表彰式を開催いたしました。

表彰式では4企業等を表彰したほか、立命館アジア太平洋大学の出口学長を講師にお迎えし、多様な人材を活かして組織を活性化させるマネジメントの極意などについての基調講演を行ったところであり、企業や一般県民など約160名の方にご参加いただきました。

また、県内7大学において、職場や家庭生活における人生設計の重要性や家事・育児等のシェアの必要性などの意識を高めるための「ライフデザイン&キャリア形成セミナー」を開催しており、大学生に対し女性が継続してキャリアを重ねていくための意識の醸成が図られました。

今後とも、女性活躍に積極的な企業等の優れた取組の周知や若者の意識啓発に取り

組み、女性の継続就業や管理職登用の促進など、女性の活躍推進につなげてまいります。

(交通安全対策の推進について)

令和元年の県内における交通事故発生状況は、発生件数3,959件、死者数33人、負傷者数5,102人と、発生件数、死者数、負傷者数とも前年から減少し、発生件数は昭和40年以来54年ぶりに3千件台となりました。また、死者数については前年より3人少ない33人となり、「第10次長崎県交通安全計画」に掲げた、令和2年までに「年間の交通事故死者数を34人以下、死傷者数を5,500人以下にする」という目標を達成いたしました。

しかしながら、依然として交通事故死者数に占める高齢者の割合が48.5%と高いことから、引き続き、交通事故防止に向けた先進安全技術等の普及啓発等を推進するなど、今後も関係機関・団体とより一層連携を図りながら、高齢者の事故防止対策を進めてまいります。

(犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

令和元年の県内における刑法犯の認知件数は3,394件と、戦後最少を記録するとともに、人口10万人当たりの犯罪率は253.1件と、全国で低い方から第3位となるなど、良好な治安水準を維持しております。

刑法犯のうち、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は36件と前年に比べ16件減少しておりますが、被害額については前年を上回る約2億580万円となっております。

今後とも、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、県警、市町、地域住民をはじめ、事業者、防犯ボランティア団体等と一体となって、「第3次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」に基づく各種施策を積極的に推進して

まいります。

(統計調査について)

近年、統計を利用して地域の実情を把握し、諸課題に的確に対応することが求められており、県では、所管する統計調査を円滑かつ確実に実施するとともに統計の利活用を推進しているところであります。

本年度は、周期的に行う統計調査として、家計における消費、所得、資産等の実態を明らかにするための「2019年全国家計構造調査」や、全国の農林業、農山村の実態を明らかにし、農林業の各種施策に必要な基礎資料を整備するための「2020年農林業センサス」を実施いたしました。

また、統計に携わる職員を対象に統計実務及び統計の利活用に関する基礎的な研修会を実施したほか、学術研究機関等と連携し、県政課題について国の統計調査の調査票情報を利用した分析データなどを用いた実践的な分析を行うなど、統計の利活用の推進にも取り組んでおります。

来年度は、我が国の統計調査の中で最も重要な調査である国勢調査を実施いたします。調査実施に向け、前回調査より2ヶ月早い去る2月3日に、県民生活部長を本部長とする「令和2年国勢調査長崎県実施本部」を設置しており、インターネット回答の積極的推進など、県民の皆様への周知を図ってまいります。

今後とも、県民の皆様が統計に関する理解を深めるとともに、所管する統計調査の円滑な実施や利活用の推進に努めてまいります。

(消費者行政の推進について)

消費者教育については、消費者の自立支援と被害の未然防止を推進するため、専任の消費者教育推進員を配置し、教材の作成、教職員研修の実施、県内大学やPTAとの連携、高齢者をはじめとした住民向け講演会の開催などによる普及啓発に取り組ん

でおります。

特に、民法改正により令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、国が策定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」等に基づき、高等学校と中学校が行う家庭科等の授業に消費生活相談員等を講師として派遣する「授業支援」を実施することで若年者の消費者教育の推進を図っており、今年度は、ほぼ全ての公立高等学校で「授業支援」を実施予定であります。さらに、市町立中学校においては「授業支援」を実施する市町に対して講師育成や資料提供などの支援を行っております。

今後とも、より多くの学校や地域で持続的に実践的な消費者教育が行われるよう取り組んでまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち県民生活部分では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、男女が性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会づくりのため、男性の家事・育児等への参画促進や女性人材の育成などに取り組んでまいります。また、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」においては、地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進のため、地域課題解決の担い手となり得るNPOの育成などに取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまい

ります。

(令和2年度の組織改正について)

令和2年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

県民生活部及び環境部につきましては、特に県民生活一般に密着し、安全・安心で快適な生活環境を保全・向上していくための施策分野について、より広い視点から総合的・一体的に施策・事業を推進し、発信力を強化するため、両部を「県民生活環境部」に再編することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第15号議案 令和2年度長崎県交通事業会計予算

第90号議案 令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）

であります。

はじめに、第15号議案「令和2年度長崎県交通事業会計予算」につきましてご説明いたします。

（予算編成の基本方針）

令和2年度当初予算においては、県営交通事業として、中期経営計画に基づき、輸送の安全確保と輸送品質の更なる向上に努めつつ、将来に向けた地域生活交通を維持・確保するとともに、本県の観光振興へ貢献していくことを基本方針として編成いたしました。

（業務の予定量）

業務の予定量は、

| | |
|--------|------------------|
| 車 両 数 | 408両 |
| 年間走行km | 1,804万9千km |
| | （1日平均 4万9,449km） |
| 年間輸送人員 | 1,545万 人 |
| | （1日平均 4万2,328人） |

を予定いたしております。

（収益的収入及び支出）

事業収益につきましては、

| | |
|-------|--------------|
| 営業収益 | 52億6,236万1千円 |
| 営業外収益 | 8億3,736万5千円 |
| 計 | 60億9,972万6千円 |

を計上いたしております。

事業収益の主なものは、

| | |
|----------|--------------|
| 運輸収入 | 48億6,151万3千円 |
| 運輸雑入 | 4億84万8千円 |
| 補助金及び繰入金 | 7億1,885万6千円 |

であります。

そのうち、運輸収入につきましては、

| | |
|------------|--------------|
| 定期運輸収入（乗合） | 34億3,656万8千円 |
| 定期運輸収入（高速） | 4億3,923万5千円 |
| 臨時運輸収入（貸切） | 9億8,571万円 |

を、それぞれ計上いたしております。

事業費用につきましては、

| | |
|-------|--------------|
| 営業費用 | 58億107万2千円 |
| 営業外費用 | 2億3,740万7千円 |
| 特別損失 | 85万9千円 |
| 計 | 60億3,933万8千円 |

を計上いたしております。

事業費用の主なものは、

車両整備に係る人件費やバス部品費等、車両の維持保全に要する費用として、

| | |
|---|--------------|
| 車両管理費 | 8億1,266万8千円 |
| 運転士とガイドの人的費や軽油購入費等、バスの運行に直接要する費用として、 | |
| 運輸費 | 37億7,204万9千円 |
| 営業所事務職員の人的費やターミナル等の窓口業務、各営業所のバス運行管理業務に要する費用として、 | |
| 運輸管理費 | 6億6,415万1千円 |
| 本局職員の人的費等、本局に要する管理費用として、 | |
| 一般管理費 | 5億5,220万4千円 |
| であります。 | |

収益的収入と収益的支出の差額は6,038万8千円となり、消費税抜き収支差として、264万円の黒字を見込んでおります。

(資本的収入及び支出)

資本的収入につきましては、

| | |
|----------|-------------|
| 企業債 | 7億6,200万 円 |
| 建設補助金 | 750万2千円 |
| 固定資産売却代金 | 33万 円 |
| 投資返還金 | 14万 円 |
| 計 | 7億6,997万2千円 |

を計上いたしております。

資本的支出につきましては、

| | |
|--------|-------------|
| 建設改良費 | 7億7,047万6千円 |
| 企業債償還金 | 5億 328万 円 |

| | |
|-----|--------------|
| 投 資 | 300万5千円 |
| 計 | 12億7,676万1千円 |

建設改良費の主なものは、

| | |
|--------------------|-------------|
| 事業車両等の購入に伴う車両購入費 | 1億5,623万3千円 |
| 中古車両の車両改造等に伴うバス改造費 | 1億5,381万7千円 |
| 車載機器購入等に伴う機械器具購入費 | 9,765万1千円 |

であります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

令和3年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を超えて契約を締結する業務について、令和2年度に入札・契約事務等を行うため、

| | |
|------------|-------------|
| インタンク軽油購入等 | 2億5,986万5千円 |
|------------|-------------|

など6件を計上いたしております。

次に、第90号議案「令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

(収益的収入及び支出の補正)

事業収益につきましては、

| | |
|-------|-------------|
| 営業収益 | 3,594万6千円の減 |
| 営業外収益 | 5,954万3千円の減 |
| 計 | 9,548万9千円の減 |

を計上いたしております。

事業費用につきましては、

| | |
|-------|-------------------|
| 営業費用 | 3, 6 2 9 万 4 千円の増 |
| 営業外費用 | 1, 2 9 6 万 3 千円の増 |
| 計 | 4, 9 2 5 万 7 千円の増 |

を計上いたしております。

補正の主な内容は、収入については、貸切収入の減、費用については、バス部品費の増等であります。

(資本的収入及び支出の補正)

資本的収入につきましては、

| | |
|----------|---------------------|
| 企業債 | 3億3, 8 0 0 万 円の減 |
| 建設補助金 | 5, 1 6 4 万 1 千円の減 |
| 固定資産売却代金 | 2 3 7 万 4 千円の増 |
| 投資返還金 | 5 0 万 2 千円の増 |
| 計 | 3億8, 6 7 6 万 5 千円の減 |

を計上いたしております。

資本的支出につきましては、

| | |
|-------|---------------------|
| 建設改良費 | 3億4, 4 8 8 万 6 千円の減 |
| 投資 | 6 0 万 2 千円の減 |
| 計 | 3億4, 5 4 8 万 8 千円の減 |

を計上いたしております。

補正の主な内容は、建設改良費の減及びそれに伴う企業債の減などであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予

想されます。これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第52号議案 長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
であります。

第52号議案「長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、地方自治法の改正に伴い、引用する条項に条ずれが生じたことから、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(高速バス「ランタン号」の廃止について)

交通局では、佐賀県を除く九州各県に高速バスを運行し、九州内広域交流のための交通手段として多くの方々にご利用いただいております。

長崎と鹿児島を結ぶ高速バス「ランタン号」につきましては、平成21年の運行開始から、経済性・快適性などの利点を活かし、多数のお客様にご利用をいただいておりますが、平成28年4月の熊本地震により高速道路が一部不通となったことや、九州新幹線の全線開通などの影響から、近年乗客数が減少しており、本年4月1日をもって廃止することといたしました。

昨年鹿児島側の共同運行会社から路線廃止の申し入れがあったところであり、当局の単独運行の可能性や今後の収支改善の見込みについても検討いたしましたが、非常に厳しいことから、路線を廃止する判断に至ったものであります。

高速バスは、本県の交流人口拡大に向けた役割を果たしており、他の路線については、更なる利用促進を図ってまいります。

(n a g a s a k i n i m o c a のサービス開始について)

交通局を始めとする県内7事業者では、全国相互利用交通系ICカード「n a g a s a k i n i m o c a (ナガサキニモカ)」の導入に向け準備を進めており、事業者ごとに準備が完了後速やかに導入することとしております。

松浦鉄道、長崎電気軌道及び九州急行バスについては、本年3月からサービスを開始することとし、交通局、県央バス、西肥バス及びさせぼバスについては、昨年の台風等の影響で車載機器の納入に遅れが生じたことなどから、今年6月中にサービスを開始する予定としております。

また、長崎スマートカードとの併用は、各事業者でニモカ導入開始から3か月程度としており、交通局においては、9月頃まで延長する予定であります。

今後、新ICカードの詳細な日程等が決まり次第、速やかに県民の皆様へ周知を図ってまいります。

(安全への取組について)

交通局では、「安全」「確実」「快適」「親切」をモットーに、お客様がより快適に安心してバスをご利用いただけるよう、全乗務員を対象にした各種研修や、ドライブレコーダー等を活用した個別の指導教育など、事故防止と安全教育に努めてまいりました。

今年度は、交通局において、重大な事故が多く発生したことから、原点に帰り、これまでの取り組みに加え、幹部職員と乗務員との面談の機会を増やし、安全運行の重要性を呼びかけるとともに、事故防止対策の重点5項目として、「交差点右左折時の横断歩道手前での一旦停車」、「安全確認の3秒ルールの推進」、「信号機のイエローストップの徹底」、「車庫内等の構内制限速度10km/h以下」、「市街地運行40km/h以下」について、取り組んでおります。

また、乗務員自らが考え行動していく取組として、平成23年から実施している小

集団活動については、本年1月25日に交通局グループ全体による総決起大会を開催し、乗務員による1年間の活動報告や、無事故を達成したチームの表彰等を行うと共に、次年度へ向けた新たな目標を発表し、安全確保とサービス向上に向けた決意表明を行ったところであります。

今後、職員一丸となり事故防止に取り組み、安全・安心なバス事業を目指し、更なる輸送品質の向上に努めてまいります。

(交通局の経営状況等について)

交通局の経営状況につきましては、乗合バスは、平成30年12月の運賃改定に加え、高速シャトルバスや空港リムジンバスの利用者増などにより増収が見込まれ、また、貸切バスは、依然として厳しい受注環境の中ではありますが、県外への営業強化による受注増などにより、前年並みの収入を確保できる見込であります。一方、軽油価格が依然として高止まりの状況にあり、通年での収支見通しは、前年度より大幅に改善されるものの、なお、赤字を見込んでおります。

経営の改善については、中期経営計画に基づき各種取組を進めておりますが、乗合バス部門において、バス車両の購入時期の見直しや延命化、効率的なダイヤ編成等に努めるとともに、貸切バス部門において、昨年12月に取得した安全性評価認定制度の二つ星を活かしながら、県内・県外の旅行会社等への営業活動を積極的に展開し、収入の確保に努めてまいります。

また、昨年12月に開催した外部有識者による経営評価委員会においても、ナガサキニモカにより得られるデータを活用した路線展開や、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などの情報通信技術を活用した業務の自動化・効率化による生産性の向上などの経営の改善につながるご意見をいただいております、具体化に向け検討を行っております。

地域の生活路線を将来にわたり維持・確保していくためにも、収益性の向上など経

営基盤を強化し、交通局の健全経営に引き続き努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。